

高病原性鳥インフルエンザ等 防疫対応マニュアル

制定 令和3年8月

滋賀県特定家畜伝染病対策会議

目 次

第Ⅰ章 はじめに

- 第1 高病原性鳥インフルエンザとは 2
- 第2 目的および防疫対応方針 3
- 第3 用語の解説 5

第Ⅱ章 総則

第1 県の組織体制

- 1 滋賀県特定家畜伝染病対策会議設置要綱、体制図【平常時】 9
- 2 滋賀県特定家畜伝染病対策本部設置要綱、体制図【発生時】 14

第2 地域の組織体制

- 1 地域特定家畜伝染病対策会議設置要綱(準則)【平常時】 23
- 2 現地および地域特定家畜伝染病対策本部設置要綱(準則)【発生時】 26

第3 防疫作業従事者の動員方針 33

第Ⅲ章 防疫対応マニュアル

第1 防疫対応

- 1 高病原性鳥インフルエンザ等に係る危機レベル別対応総括表 43
- 2 連絡網 44

第2 防疫対応の概要

- 1 防疫対応スケジュール 47
- 2 各機関の役割分担 48
- 3 高病原性鳥インフルエンザ等発生時の防疫対応の概要 50

第3 実務・作業マニュアル

1 県内家きんで発生した場合の対応

- (第1ステージ) 異常家きんの届出から農場での病性鑑定までの措置 . . . 52
- (第2ステージ) 簡易検査陽性から病性判定までの措置 56
- (第3ステージ) 病性判定から防疫措置完了までの措置 79
- (第4ステージ) 防疫措置完了から移動制限解除までの措置 94

2 県内野鳥で発生した場合の対応 102

3 隣接府県で発生した場合の対応 104

第4 動員者(防疫作業従事者)の1日の動き 112

第5 防疫作業の指揮体制と発生農場周辺および集合場所の運営 128

第6 必要資材量等の目安 139

参考資料・様式 144

【別冊 1】防護具着脱手順

【別冊 2】緊急時の対応マニュアル

《 参考資料 》

第 1 高病原性鳥インフルエンザ発生時対応基本マニュアル

全庁ライブラリー100 庁内共通ファイル（組織別）—06 健康医療福祉部
—危機対応計画・マニュアル—感染症対策課

第 2 野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル

全庁ライブラリー100 庁内共有ファイル（組織別）—05 琵琶湖環境部—自然環境保全課

第 3 高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和 2 年 7 月 1 日改正）

全庁ライブラリー100 庁内共有ファイル（組織別）—08 農政水産部—畜産課—危機管理
—家畜防疫に関する情報—特定家畜伝染病防疫指針

第 4 高病原性鳥インフルエンザに関する防疫作業マニュアル

（平成 2 3 年 1 2 月農林水産省消費・安全局動物衛生課）

全庁ライブラリー100 庁内共有ファイル（組織別）—08 農政水産部—畜産課—危機管理
—家畜防疫に関する情報—農林水産省マニュアル

第 5 高病原性鳥インフルエンザウイルスに汚染された排せつ物等の処理に関する防疫作業マニュアル（平成 2 4 年 1 2 月農林水産省消費・安全局動物衛生課）

全庁ライブラリー100 庁内共有ファイル（組織別）—08 農政水産部—畜産課—危機管理
—家畜防疫に関する情報—農林水産省マニュアル

《 参考動画 》

第 1 防護服着脱手順動画

第 2 殺処分手順動画

第 3 車両消毒ビデオ

全庁ライブラリー100 庁内共有ファイル（組織別）—08 農政水産部—畜産課—危機管理
—防疫作業に関する動画集

第 I 章 はじめに

第1 高病原性鳥インフルエンザとは

鳥類のインフルエンザは、A型インフルエンザウイルスの感染による疾病であり、家畜伝染病予防法（昭和二十六年五月三十一日法律第百六十六号）では、そのうち、次の3つを規定している。

1 高病原性鳥インフルエンザ

国際獣疫事務局（O I E）が作成した診断基準により高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたA型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥および七面鳥（以下「家さん」という。）の疾病

2 低病原性鳥インフルエンザ

H5またはH7亜型のA型インフルエンザウイルス（高病原性鳥インフルエンザウイルスと判定されたものを除く。）の感染による家さんの疾病

3 鳥インフルエンザ

高病原性鳥インフルエンザウイルスおよび低病原性鳥インフルエンザウイルス以外のA型インフルエンザウイルスの感染による鶏、あひる、うずらおよび七面鳥の疾病

高病原性鳥インフルエンザは、国際連合食糧農業機関（F A O）等の国際機関が「国境を越えてまん延し、発生国の経済、貿易および食料の安全保障に関わる重要性を持ち、その防疫には多国間の協力が必要となる疾病」と定義する「越境性動物疾病」の代表例である。高病原性鳥インフルエンザウイルスは、その伝播力の強さおよび高致死性から、ひとたびまん延すれば、（1）養鶏産業に及ぼす影響が甚大であるほか、（2）国民への鶏肉および鶏卵の安定供給を脅かし、（3）国際的にも、高病原性鳥インフルエンザの非清浄国として信用を失うおそれがあることから、今後も引き続き、清浄性を維持・継続していく必要がある。さらに、海外では、家さんとの接触に起因する高病原性鳥インフルエンザウイルスの人への感染および死亡事例も報告されており、公衆衛生の観点からも、本ウイルスのまん延防止は重要である。

低病原性鳥インフルエンザウイルスは、高病原性鳥インフルエンザウイルスと同様に伝播力が強いものの、ほとんど臨床症状を示さず、発見が遅れるおそれがあり、また、海外では、高病原性鳥インフルエンザウイルスに変異した発生事例も確認されている。さらに、高病原性鳥インフルエンザウイルスと同様に、公衆衛生の観点からも本ウイルスのまん延防止は重要である。

高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザについては、現在、我が国の近隣諸国において継続的に発生しており、これらの近隣諸国から渡り鳥が飛来してウイルス

を持ち込む可能性があるほか、訪日外国人等の渡航者の増加や物流の活性化による人や物を介したウイルスの侵入も考えられることから、我が国に本病が侵入する可能性は高い。

令和2年～3年シーズンは、国内において過去最大となる発生事例が確認され、全国18県52事例の発生が確認された。本県においても、令和2年12月13日に発生が確認され、県内では初めてとなる防疫措置を実施した。

このため、常に国内にウイルスが侵入する可能性があるとの前提に立ち、家きんの所有者と行政機関および関係団体とが緊密に連携し、実効ある防疫体制を構築する必要がある。

第2 目的および防疫対応方針

1 目的

当マニュアルは、県内や隣接府県で高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザが発生もしくは農場における簡易検査や調査の結果、本病の可能性が否定できない場合等、発生の可能性がある場合、まん延防止対策等を迅速かつ適切に実施し、県民の健康と生命および安全を確保することを目的として作成する。

2 防疫対応方針

高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザの防疫対策上、最も重要なのは、「発生の予防」と「早期発見および早期通報」、さらには「迅速かつ的確な初動対応」である。

このため、家きんの所有者、行政機関および関係団体は、次の役割分担のもと、発生予防と発生時に備えた準備に万全を期す。また、万一の発生時には、迅速かつ的確な初動対応により、まん延防止および早期終息を図る。

- (1) 家きんの所有者は、家きんの伝染性疾患の発生を予防し、そのまん延を防止することについて、第一義的責任を有していることから、家きんの健康観察と記録、高病原性鳥インフルエンザが疑われる場合の届出の習慣化・確実な実行、ねずみ等の野生動物の侵入防止対策等の飼養衛生管理基準を遵守すること。
- (2) 県は、平時から、家きんの所有者や飼養衛生管理者、関係団体等に必要な情報提供を行うとともに、発生時に備えた準備を行うことに加え、飼養衛生管理に係る指導を行い、発生予防を徹底する。また、発生時には、当マニュアルに基づく防疫措置を迅速かつ的確に実行する。
- (3) 市町および関係団体は、県が行う家きんの所有者への指導や発生時に備えた準備、また、発生時に県が行う防疫措置に協力する。

高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザの防疫対応は、家畜伝染病予防法、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防

疫指針（令和２年７月１日農林水産大臣公表）」、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防およびまん延防止措置の実施に当たっての留意事項について（令和２年７月１日２消安第１５６７号農林水産省消費・安全局長通知）」、および当マニュアルに基づき実施する。なお、当マニュアルは上記防疫指針および留意事項に基づき作成し、これらの改正および必要に応じ見直すこととする。

第3 用語の解説

➤ **家畜伝染病予防法（家伝法）**

家畜の伝染性疾病の発生を予防し、また、そのまん延を防止すること等を目的として制定された法律。

➤ **感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）**

感染症の発生およびまん延の防止を図り、公衆衛生の向上と増進を図ることを目的として制定された法律。防疫作業従事者の健康調査は、この法律に基づき行われる。

➤ **対象家さん**

家伝法および政令で定める次の家さん「鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥」。

➤ **防疫指針**

正式には「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表）」。家伝法に基づいて、重要な家畜伝染病に関して、発生時に具体的にどのような防疫措置を取るかを取りまとめた国の指針。

➤ **飼養衛生管理基準**

家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、家畜の所有者がその飼養に係る衛生管理に関して守るべき、家伝法により定められた基準。

➤ **本病の患畜および疑似患畜**

防疫指針第5の2に規定のある項目に該当する家さんとして農林水産省が判定した家さん。

➤ **高病原性鳥インフルエンザ等**

当マニュアル内では、高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザの両方を合わせて、「高病原性鳥インフルエンザ等」と表記。両方で異なる防疫対応を行う時のみ、「高病原性鳥インフルエンザの場合」や「低病原性鳥インフルエンザの場合」と記載。

➤ **家畜保健衛生所（家保）**

本病や口蹄疫等の家畜伝染病のまん延防止および発生時に、防疫の中心的役割を担う県の機関。

➤ **家畜防疫員**

家伝法に規定する事務に従事させるため、知事が任命する県職員の獣医師。防疫作業の中心を担う。

➤ **統括責任者**

防疫措置現場に配置される県防疫対応班（家保）の家畜防疫員。防疫作業全体を統括し、状況に応じた迅速な判断により現地を指揮する。

➤ **農場内責任者**

発生農場内の防疫作業進捗状況を把握し、他の家畜防疫員等に指示するために、発生農場内に配置される家畜防疫員。

➤ **集合場所統括責任者**

集合場所全体の運営を統括し、状況に応じて迅速に判断、指揮するために集合場所に配置される現地対策本部の要員。

➤ **家畜防疫連絡調整員**

農政水産部長が指名する獣医師以外の職員。防疫措置現場において、連絡調整等円滑な防疫作業の支援を行う。

➤ **現地応援隊**

農業技術振興センター職員で構成し、特定家畜伝染病発生時に当該地域の現地対策本部の指揮下において、農場消毒、テント基地の設営・運営および集合場所の運営にあたる。

➤ **家さん飼養農場の規模（小規模・中規模・大規模）**

- ・ 小規模農場：対象家さんを100羽未満（だちょうにあっては、10羽未満）飼養している農場
- ・ 中規模農場：対象家さんを100羽以上（だちょうにあっては、10羽以上）飼養している農場
- ・ 大規模農場：対象家さんを10万羽以上（あひる、きじ、だちょう、ほろほろ鳥および七面鳥にあっては、1万羽以上）飼養している農場

➤ **簡易検査**

市販の迅速診断キットを用いたA型インフルエンザ抗原を検出する簡易な検査。

➤ **バイオセキュリティ**

ある地域または区域内への疾病の侵入および拡散を招く潜在的な経路を特定し、それらのリスクを低減するために適用されるリスク管理措置。

➤ **ゾーニング**

発生農場からのウイルス拡散を防止するための区域分け。

- ・ 汚染ゾーン：防疫作業を行う区域
- ・ グレーゾーン：汚染ゾーンを出入りする物品等の消毒、防疫作業従事者の消毒および防護具の着脱を行う区域
- ・ 清浄ゾーン：防疫作業の指揮や防疫作業従事者の休憩等を行う区域

➤ **採卵鶏（レイヤー）**

鶏卵を生産するために飼養されている家さん。通常は、鶏舎内のケージの中で飼われ、年間で250～290個の卵を産み、成鶏での体重は1.7kg～2.0kg程度。

➤ **肉用鶏（ブロイラー）**

鶏肉を生産するために飼養されている家さん。通常は、7～8週間育ててから、食鳥処理場へ出荷される。7週間で出荷される場合の体重は2.3kg程度、8週間の場合は2.7kg程度。

➤ **種鶏**

採卵鶏や肉用鶏のヒナを生産するための親鳥。

➤ **ウインドウレス鶏舎**

窓（ウインドウ）のない鶏舎のこと。通常のウインドウレス鶏舎では、温度や光（照明）の管理、飼料や飲み水の管理等をコンピュータ制御で行っており、採卵（集卵）も自動化されている。また、採卵鶏のウインドウレス鶏舎の場合、多段型ケージが用いられていることが多い。

➤ **開放鶏舎**

鶏舎の内外を壁と窓、あるいはカーテンで仕切った鶏舎。

➤ **平飼い**

家きんが床面（地面）を自由に運動できるようにして飼育する方法。主に、肉用鶏と小規模の採卵鶏で平飼いされている。

テント基地

作業者が更衣し、また、防疫資材や飲用水等を保管するため、汚染エリアに隣接して一時的に設営する仮設テント基地。脱衣テントの他、防疫作業従事者の休憩用テント等を設置する。

➤ **集合場所**

防疫作業従事者が動員のために集合し、作業の班分け、健康調査等、防護服等の着衣および防疫作業説明を受ける場所（P 1 1 2 「動員者（防疫作業従事者）の1日の動き」参照）。

➤ **フレコンバッグ**

フレキシブル・コンテナバッグの略。折りたたみ式の丈夫な袋で、殺処分した家きんや汚染物品等を入れる袋として使用。

➤ **油圧ショベル**

埋却溝の掘削や殺処分家きんの吊り下げ等に用いる重機で、ユンボ、バックホー、パワーショベルと呼ばれることがある。

➤ **コンパネ**

「コンクリートパネル」の略。コンクリートの型枠用に作られた合板。防疫作業の現場では、殺処分家きんの追い込みに使用。

➤ **感染性廃棄物容器**

医療廃棄物処理の専用容器。臭いや液漏れ等に対応した設計となっており、廃棄物収納後も高い段積みが可能で荷崩れしにくい。殺処分した家きんを焼却処分する際に利用。

➤ **ペール**

捕鳥した家きんを入れて運搬する大型のプラスチック容器。容器のフタには2か所の穴を開け、炭酸ガスによる殺処分作業に使用する。

➤ **フォークリフト**

荷物を運搬するための特殊車両で、パレットに積載した消石灰やコンテナに入れた殺処分家きんの運搬等に使用。

➤ **ホイールローダー**

バケットが付いた重機で、殺処分家きんや炭酸ガスボンベの運搬等に使用。

➤ **GPセンター**

グレーディング・アンド・パッキングセンターの略。家きん卵の格付（選別）および包装を行う施設。

➤ **移動式焼却炉**

家畜の伝染病の予防およびまん延防止のため、主に家きんの死体および汚染物品（家きんの卵、飼料等）を焼却するための国所有の防疫資材。

第Ⅱ章 総則

第 1 県の組織体制

滋賀県特定家畜伝染病対策会議設置要綱

【 平 常 時 】

(目的)

第1条 特定家畜伝染病（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2に規定する「特定家畜伝染病防疫指針」の公表のある家畜伝染病をいう。）の発生に備え、関係機関が情報の共有化を図り、防疫対策等、県庁組織一体となり取り組む諸対策を円滑に推進することを目的とする。

(名称)

第2条 この会議は、滋賀県特定家畜伝染病対策会議（以下「県対策会議」という。）と称する。

(所掌事務)

第3条 県対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 情報の収集、分析に関する事項
- (2) 県民への正確な情報提供に関する事項
- (3) 特定家畜伝染病の防疫対策に関する事項
- (4) 関係機関、団体との連絡調整
- (5) その他必要な事項

(構成)

第4条 県対策会議は、別表1に掲げる構成員をもって構成する。

- 2 県対策会議には議長を置く。
- 3 議長は、農政水産部を担任する副知事をもって充てる。
- 4 議長は、県対策会議を代表し、会議を総括する。

(会議)

第5条 県対策会議は、議長が招集し会議を進行する。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 県対策会議の事務を補助するため、県対策会議に幹事会を置き、議長の指示を受けて事務局長が招集し幹事会を進行する。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる構成員をもって充て、同表右欄に掲げる事務を所掌する。
- 3 事務局長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(地域特定家畜伝染病対策会議)

第7条 地域防災危機管理監は、県対策会議、管轄区域内の関係機関および市町との情報の共有化を図り、発生に備えた諸対策を円滑に推進するため地域特定家畜伝染病対策会議を設置する。ただし、直轄地域については県対策会議が行うものとする。

- 2 地域特定家畜伝染病対策会議の設置に必要な事項は、地域防災危機管理監の定めるところによる。

(事務局)

第8条 県対策会議の事務を処理するため、農政水産部および知事公室防災危機管理局に事務局を置く。

2 事務局長は、農政水産部の次長の職にある者をもって充てる。

3 事務局の庶務は、農政水産部畜産課および知事公室防災危機管理局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成30年12月17日から施行する。

2 滋賀県高病原性鳥インフルエンザ等対策会議設置要綱および滋賀県口蹄疫対策会議設置要綱は廃止する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年12月19日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年6月23日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年11月2日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

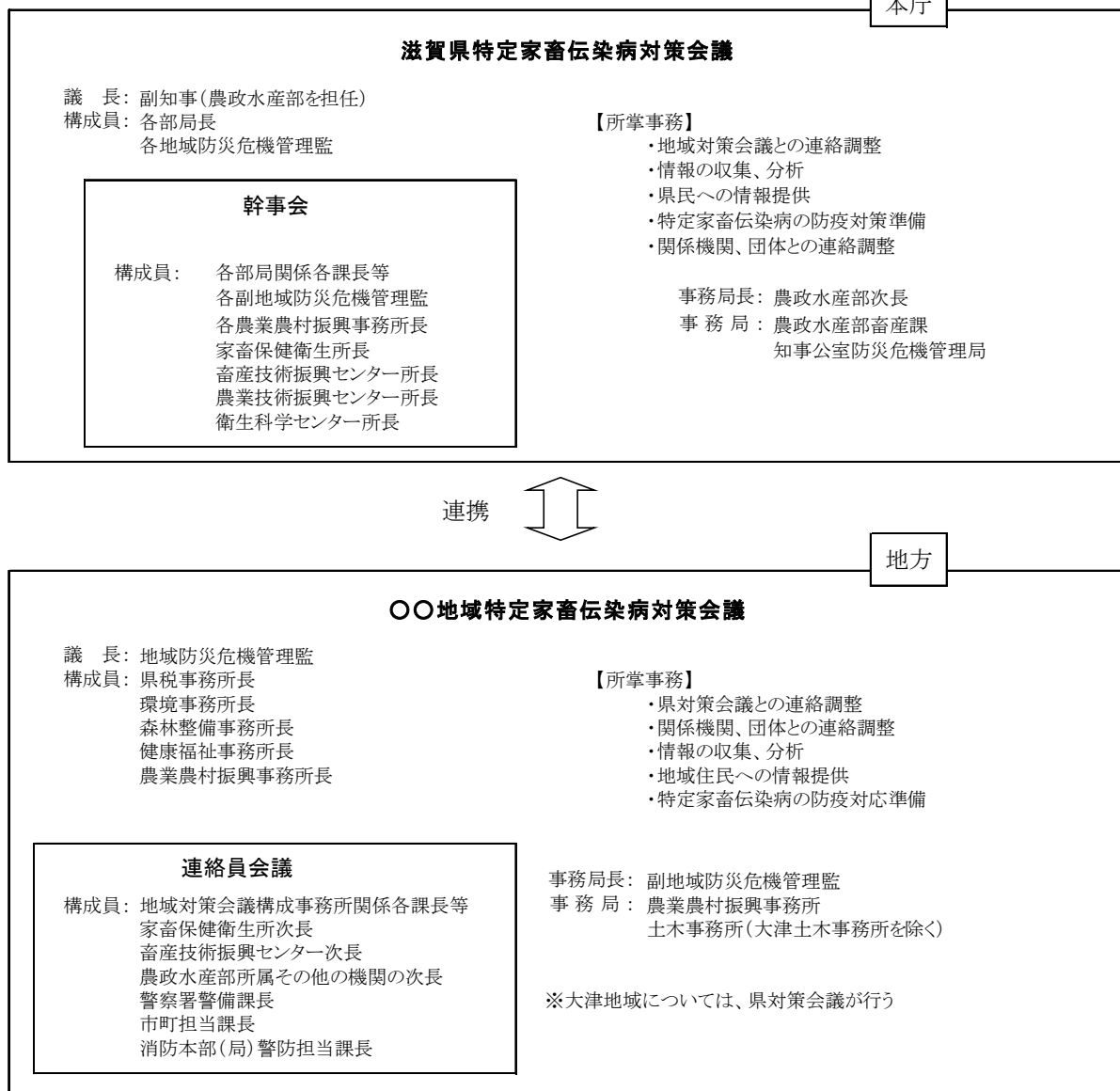
別表 1（県対策会議：第 4 条関係）

議長	農政水産部を担任する副知事
構成員	知事公室長 防災危機管理監 総合企画部長 総務部長 文化スポーツ部長 琵琶湖環境部長 健康医療福祉部長 商工観光労働部長 農政水産部長 土木交通部長 会計管理者 地域防災危機管理監 企業庁長 議会事務局長 教育委員会教育長 警察本部長

別表 2（幹事会：第 6 条関係）

幹事会構成員		所掌事務
知事公室	広報課長	広報等に関すること
	防災危機管理局 危機管理室長	危機管理全般に対する総合調整に関すること
総務部	人事課長	部内の連絡調整に関すること
	総務事務・厚生課長	職員の保健衛生に関すること
総合企画部	企画調整課長	部内の連絡調整に関すること
文化スポーツ部	文化芸術振興課長	部内の連絡調整に関すること
琵琶湖環境部	環境政策課長	部内の連絡調整に関すること
	循環社会推進課長	廃棄物処理に関すること
	自然環境保全課長	野鳥等に関すること
健康医療福祉部	健康福祉政策課長	部内の連絡調整に関すること
	障害福祉課長	畜産農家等に対するこころのケアに関するこ と
	感染症対策課長	人への感染対策に関すること
	薬務課長	抗インフルエンザウイルス薬に関すること
	生活衛生課長	環境衛生、食の安全、愛玩動物に関すること
	子ども・青少年局子育て支 援室長	保育所に関すること
商工観光労働部	商工政策課長	部内の連絡調整に関すること
農政水産部	農政課長	部内の連絡調整に関すること
	畜産課長	家畜の防疫対策に関すること
土木交通部	監理課長	部内の連絡調整に関すること
会計管理局	管理課長	物品等の購入に関すること
衛生科学センター所長		人、野鳥の検査に関すること
農業農村振興事務所長		地域における防疫対応に関すること
家畜保健衛生所長		家畜の検査および防疫対応に関すること
畜産技術振興センター所長		家畜の防疫支援に関すること
農業技術振興センター所長		防疫対応の支援に関すること
副地域防災危機管理監		地域における危機管理全般に対する総合調整 に関すること
企業庁	経営課長	水道事業に関すること
議会事務局	総務課長	県議会に関すること
教育委員会事務局	教育総務課長	教育委員会の総括に関すること
	高校教育課長	公立高校に関すること
	幼小中教育課長	公立幼稚園、小中学校に関すること
	特別支援教育課長	公立特別支援学校に関すること
	保健体育課長	学校保健、学校給食に関すること
警察本部	警備第二課長	警察支援業務の連絡調整に関すること
事務局	農政水産部畜産課	関係部局との連絡調整に関すること
	知事公室防災危機管理局	本部員会議等の運営に関すること

滋賀県特定家畜伝染病対策会議体制図【平常時】



特定家畜伝染病

高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザ・口蹄疫・牛海綿状脳症・豚熱・アフリカ豚熱・牛疫・牛肺疫

滋賀県特定家畜伝染病対策本部設置要綱

【 発 生 時 】

(目的)

第1条 県内で特定家畜伝染病（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2に規定する「特定家畜伝染病防疫指針」の公表のある家畜伝染病をいう。）が発生もしくは発生の可能性がある場合、情報の共有化を図り、県民の健康と生命および安全を確保するため、まん延防止対策等を迅速かつ適切に実施することを目的として設置する。

(名称)

第2条 この本部は、滋賀県特定家畜伝染病対策本部（以下「県対策本部」という。）と称する。

(構成)

第3条 県対策本部は、別表1に掲げる本部員をもって構成する。

- 2 県対策本部には本部長および副本部長を置く。
- 3 本部長は知事をもって充てる。
- 4 本部長は、県対策本部の事務を統括し、指揮監督する。
- 5 副本部長は、農政水産部を担任する副知事をもって充てる。
- 6 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。

(所掌事務)

第4条 県対策本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 国、他都道府県との連絡調整に関する事項
- (2) 情報の収集、分析に関する事項
- (3) 県民への正確な情報提供に関する事項
- (4) 特定家畜伝染病の防疫対策に関する事項
- (5) 人の健康管理に関する事
- (6) 野生動物に関する事
- (7) その他、必要な事項

(会議)

第5条 県対策本部に本部員会議を置く。

- 2 本部員会議は本部長、副本部長および本部員をもって組織する。
- 3 本部員会議は本部長が招集し主宰する。
- 4 本部長は、必要がある時は会議に本部員以外の者の出席を要請することができる。

(幹事会)

第6条 県対策本部の事務を補助するため、県対策本部に幹事会を置き、本部長の指示を受けて事務局長が招集し、幹事会を進行する。

- 2 幹事会は、高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザ（以下「高病原性鳥インフルエンザ等」という。）の場合は別表2、高病原性鳥インフルエンザ等以外（以下「口蹄疫等」という。）の場合は別表3に掲げる構成員をもって充て、同表右欄に掲げる事務を所掌する。
- 3 事務局長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(班の設置)

第7条 県対策本部長は、高病原性鳥インフルエンザ等の具体的な防疫措置を迅速かつ円滑に実施するため、別表4左欄に掲げる班・係を置き、同表中欄の事務を所掌させ、同表右欄の組織をもって充てるものとする。

2 県対策本部長は、口蹄疫等の具体的な防疫措置を迅速かつ円滑に実施するため、別表5左欄に掲げる班・係を置き、同表中欄の事務を所掌させ、同表右欄の組織をもって充てるものとする。

(現地および地域対策本部)

第8条 県対策本部長は、初動防疫およびまん延防止措置を迅速かつ円滑に実施するため、地域防災危機管理監に対し次に掲げる対策本部の設置を指示する。ただし、直轄地域については県対策本部が行うものとする。

(1) 発生もしくは発生の可能性がある市町を管轄する地域防災危機管理監に対し現地特定家畜伝染病対策本部（以下「現地対策本部」という。）の設置を指示する。

(2) 現地対策本部が設置された地域以外を管轄する地域防災危機管理監に対し地域特定家畜伝染病対策本部（以下「地域対策本部」という。）の設置を指示する。

2 現地対策本部および地域対策本部の設置に必要な事項は、地域防災危機管理監の定めるところによる。

(事務局)

第9条 県対策本部の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局には事務局長および事務局次長を置く。

3 事務局長は農政水産部次長の職にある者をもって充てる。

4 事務局次長は知事公室防災危機管理局危機管理室長の職にある者をもって充てる。

5 事務局の庶務は、農政水産部および知事公室防災危機管理局の職員をもって充てる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成30年12月17日から施行する。

2 滋賀県高病原性鳥インフルエンザ等対策本部設置要綱および滋賀県口蹄疫対策本部設置要綱は廃止する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年12月19日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年6月23日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 2 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（県対策本部：第 3 条関係）

職名	充当職等
本部長	知事
副本部長	農政水産部を担任する副知事
本部員	知事公室長 防災危機管理監 総務部長 総合企画部長 文化スポーツ部長 琵琶湖環境部長 健康医療福祉部長 商工観光労働部長 農政水産部長 土木交通部長 会計管理者 地域防災危機管理監 企業庁長 議会事務局長 教育委員会教育長 警察本部長

別表2 高病原性鳥インフルエンザ等の場合（幹事会：第6条関係）

管轄部局	構成員	所掌事務
知事公室	広報課長	広報等に関すること
	防災危機管理局 危機管理室長	危機管理全般に対する総合調整に関すること
総務部	人事課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
	総務事務・厚生課長	職員の保健衛生に関すること
総合企画部	企画調整課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
文化スポーツ部	文化芸術振興課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
琵琶湖環境部	環境政策課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
	循環社会推進課長	廃棄物処理に関すること
	自然環境保全課長	野鳥等に関すること
健康医療福祉部	健康福祉政策課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
	障害福祉課長	畜産農家等に対するこころのケアに関すること
	感染症対策課長	人への感染対策に関すること
	薬務課長	抗インフルエンザウイルス薬に関すること
	生活衛生課長	環境衛生、食の安全、愛玩動物に関すること
	子ども・青少年局子育て 支援室長	保育所の飼育鳥に関すること
商工観光労働部	商工政策課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
農政水産部	農政課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
	畜産課長	家畜の防疫対策に関すること
土木交通部	監理課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
会計管理局	管理課長	物品等の購入に関すること
衛生科学センター所長		人、野鳥の検査に関すること
副地域防災危機管理監		現地対策本部または地域対策本部に関すること
企業庁	経営課長	水道事業に関すること
議会事務局	総務課長	県議会に関すること
教育委員会事務局	教育総務課長	教育委員会の総括に関すること
	高校教育課長	公立高校に関すること
	幼小中教育課長	公立幼稚園、小中学校に関すること
	特別支援教育課長	公立特別支援学校に関すること
	保健体育課長	学校保健、学校給食に関すること
警察本部	警備第二課長	警察支援業務の連絡調整に関すること
事務局	農政水産部	関係部局との連絡調整に関すること
	知事公室防災危機管理局	本部員会議等の運営に関すること

別表 3 口蹄疫等の場合（幹事会：第 6 条関係）

管轄部局	構成員	所掌事務
知事公室	広報課長	広報等に関すること
	防災危機管理局 危機管理室長	危機管理全般に対する総合調整に関すること
総務部	人事課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
	総務事務・厚生課長	職員の保健衛生に関すること
総合企画部	企画調整課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
文化スポーツ部	文化芸術振興課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
琵琶湖環境部	環境政策課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
	循環社会推進課長	廃棄物処理に関すること
	自然環境保全課長	野生動物に関すること
健康医療福祉部	健康福祉政策課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
	障害福祉課長	畜産農家等に対するこころのケアに関すること
	生活衛生課長	環境衛生、食の安全、愛玩動物に関すること
商工観光労働部	商工政策課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
農政水産部	農政課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
	畜産課長	家畜の防疫対策に関すること
土木交通部	監理課長	部内情報伝達、防疫作業従事者の動員に関すること
会計管理局	管理課長	物品等の購入に関すること
副地域防災危機管理監		現地対策本部または地域対策本部に関すること
議会事務局	総務課長	県議会に関すること
教育委員会 事務局	教育総務課長	教育委員会の総括に関すること
警察本部	警備第二課長	警察支援業務の連絡調整に関すること
事務局	農政水産部	関係部局との連絡調整に関すること
	知事公室防災危機管理局	本部員会議等の運営に関すること

別表4 高病原性鳥インフルエンザ等の場合（班の設置：第7条関係）

班名 (班長)	係	所掌事務	担当
防疫総括班 (農政水産部長)	総務係	防疫総括班の総括 防疫措置の全体調整 国、都道府県、市町、関係団体等との連絡調整	畜産課・農政課
	情報係	発生状況、防疫対応状況等の情報収集 対策本部に関する広報資料の統括	
	庶務係	手当金、負担金に関すること 物品購入等に係る経理 発生に伴う経営安定に関すること	
	資材管理係	防疫資材の手配調整 協力要請団体との連絡調整	
	動員調整係	動員計画の調整 県外派遣者等に係る調整	
防疫対応班 (家畜保健衛生所長)	総務係	防疫対応班の総括 防疫総括班、現地対策本部との連絡調整	家畜保健衛生所・畜産技術振興センター
	発生地係	発生農場における防疫対応、疫学調査	
	集合場所係	集合場所での連絡調整、防疫作業指導	
	原因究明係	国の調査チーム対応 異常家さん、防疫作業等の記録・撮影	
	焼埋却係	焼埋却地に係る防疫対応	
	評価係	処分家さん等、移動制限等に係る損失評価	
	疫学調査係	疫学関連家さんの調査	
	移動規制係	制限区域内の畜産農家等への指導 発生状況調査、制限の対象外に係る調査等	
総務調整班 (防災危機管理監)	総務係	各部局、現地および地域対策本部との連絡調整 消防支援業務の連絡調整に関すること 自衛隊派遣要請に関すること	防災危機管理局危機管理室
	広報係	広報等に関すること	広報課
保健班 (健康医療福祉部長)	精神保健係	畜産農家等に対するこころのケアに関すること	障害福祉課
	感染対策係	人への感染対策に関すること	感染症対策課 薬務課
	食の安全係	環境衛生、食の安全、愛玩動物に関すること	生活衛生課
野鳥対応班 (琵琶湖環境部長)		野鳥等に関すること	自然環境保全課
		野鳥の検査に関すること	衛生科学センター

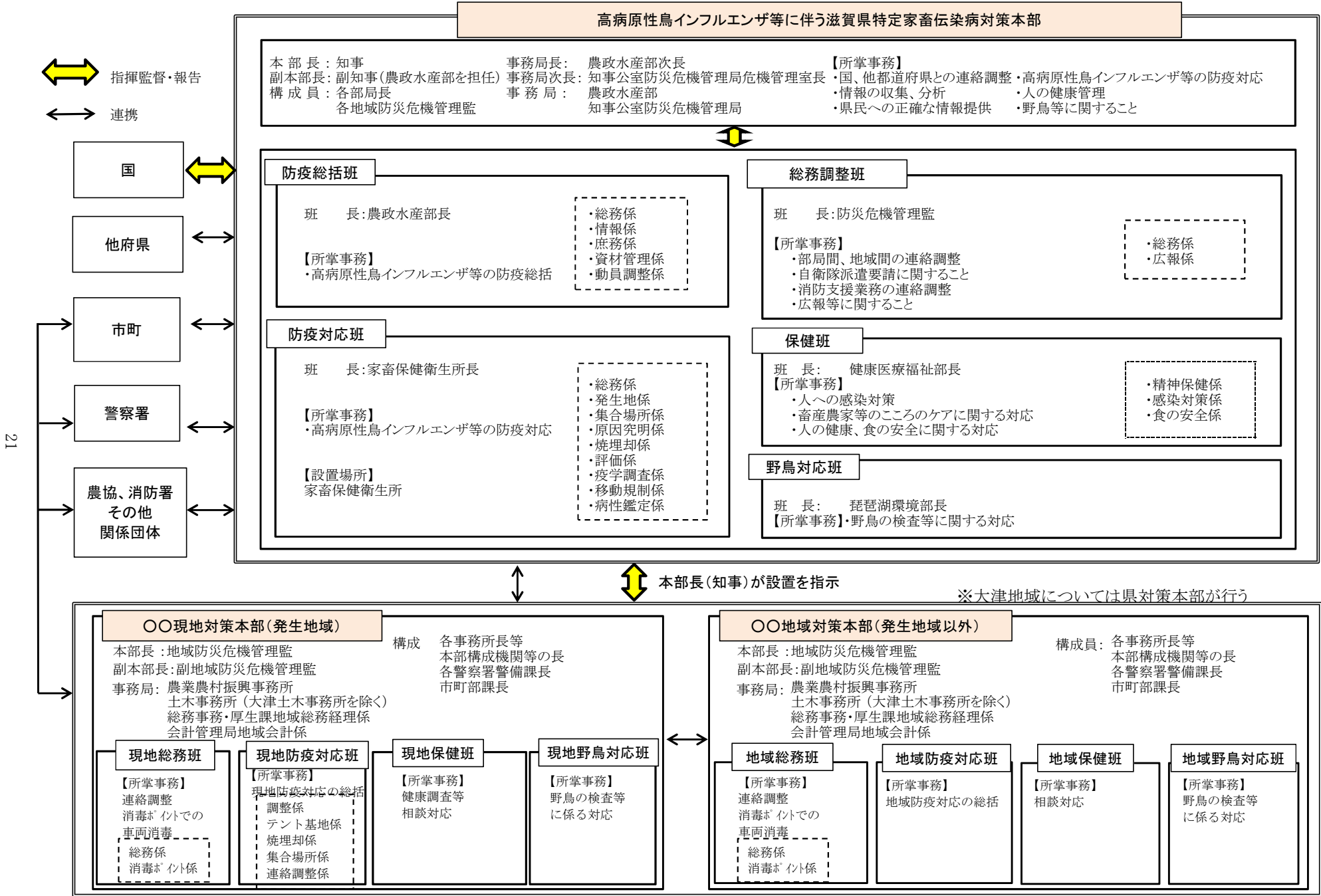
別表5 口蹄疫等の場合（班の設置：第7条関係）

班名 (班長)	係	所掌事務	担当
防疫総括班 (農政水産部長)	総務係	防疫総括班の総括 防疫措置の全体調整 国、都道府県、市町、関係団体等との連絡調整	畜産課・ 農政課
	情報係	発生状況、防疫対応状況等の情報収集 対策本部に関する広報資料の統括	
	庶務係	手当金、負担金に関すること 物品購入等に係る経理 発生に伴う経営安定に関すること	
	資材管理係	防疫資材の手配調整 協力要請団体との連絡調整	
	動員調整係	動員計画の調整 県外派遣者等に係る調整	
防疫対応班 (家畜保健衛生 所長)	総務係	防疫対応班の総括 防疫総括班、現地対策本部との連絡調整	家畜保健 衛生所・ 畜産技術 振興セン ター
	発生地係	発生農場における防疫対応、疫学調査	
	集合場所係	集合場所での連絡調整、防疫作業指導	
	原因究明係	国の調査チーム対応 異常家畜、防疫作業等の記録・撮影	
	埋却係	埋却地に係る防疫対応	
	評価係	処分家畜等、移動制限等に係る損失評価	
	疫学調査係	疫学関連家畜の調査	
	移動規制係	制限区域内の畜産農家等への指導 発生状況調査、制限の対象外に係る調査等	
総務調整班 (防災危機管 理監)	総務係	各部局、現地および地域対策本部との連絡調整 消防支援業務の連絡調整に関すること 自衛隊派遣要請に関すること	防災危機 管理局危 機管理室
	広報係	広報等に関すること	広報課
保健班 (健康医療福 祉部長)	精神保健係	畜産農家等に対するこころのケアに関すること	障害福祉 課
	食の安全係	環境衛生、食の安全、愛玩動物に関すること	生活衛生 課
野生動物対応 班* (琵琶湖環境 部長)	総務係	野生動物対応班の総括	自然環境 保全課
	情報係	野生動物に関する情報収集等	

※ 口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱の場合に限る

(高病原性鳥インフルエンザ等の場合)

滋賀県特定家畜伝染病対策本部体制図【発生時】



第Ⅱ章 総則

第2 地域の組織体制

〇〇地域特定家畜伝染病対策会議設置要綱（準則）

【 平 常 時 】

（目的）

第1条 特定家畜伝染病（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2に規定する「特定家畜伝染病防疫指針」の公表のある家畜伝染病をいう。）の発生に備え、危機管理体制の一環として、〇〇地域管内の関係機関が情報の共有化を図り、防疫対応等、諸対策を円滑に推進するため、滋賀県特定家畜伝染病対策会議（以下「県対策会議」という。）設置要綱第7条に基づき設置する。

（名称）

第2条 この会議は、〇〇地域特定家畜伝染病対策会議（以下「地域対策会議」という。）と称する。

（所掌事務）

第3条 地域対策会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 情報の収集、分析に関する事項
- (2) 地域住民への正確な情報提供に関する事項
- (3) 特定家畜伝染病の防疫対策に関する事項
- (4) 県対策会議との連絡調整
- (5) 関係機関、団体との連絡調整
- (6) その他必要な事項

（構成）

第4条 地域対策会議は、別表1に掲げる構成員をもって構成する。

- 2 地域対策会議には議長を置く。
- 3 議長は、地域防災危機管理監をもって充てる。
- 4 議長は、地域対策会議を代表し、会議を総括する。

（会議）

第5条 地域対策会議は、議長が招集し会議を進行する。

- 2 議長は、必要がある時は会議に構成員以外の者の出席を要請することができる。

（連絡員会議）

第6条 地域対策会議の事務を補助するため、地域対策会議に連絡員会議を置く。

- 2 連絡員会議は、議長の指示を受けて事務局長が招集し連絡員会議を進行する。
- 3 連絡員会議は、別表2に掲げる構成員をもって構成する。
- 4 事務局長は、必要がある時は連絡員会議に構成員以外の者の出席を要請することができる。
- 5 連絡員会議の構成員は、別表3に掲げる事務を所掌する。

（事務局）

第7条 地域対策会議の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局長は、副地域防災危機管理監の職にある者をもって充てる。
- 3 事務局の庶務は、農業農村振興事務所および土木事務所（大津土木事務所を除く）において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年12月17日から施行する。
- 2 ○○地域高病原性鳥インフルエンザ等対策会議設置要綱（準則）および○○地域口蹄疫対策会議設置要綱（準則）は廃止する。

付 則

この要綱は、令和元年12月19日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（地域対策会議：第4条関係）

議長	地域防災危機管理監
構成員	県税事務所長 環境事務所長 森林整備事務所長 健康福祉事務所長 農業農村振興事務所長 その他議長が構成員とする機関等の長

別表2（連絡員会議：第6条関係）

構成員	地域対策会議構成事務所 家畜保健衛生所 畜産技術振興センター 農政水産部所属その他機関 警察署 市町 消防本部（局） その他議長が構成員とする者	関係課長等 次長 次長 次長 警備課長 担当課長 警防担当課長
-----	---	---

別表 3（連絡員会議構成員の所掌事務：第 6 条関係）

連絡員会議構成員	所掌事務
土木事務所	情報収集、県対策会議との連絡調整 各事務所、各地域対策会議との連絡調整 市町、警察署、関係機関・団体との連絡調整
農業農村振興事務所	防疫対応の準備 市町、関係機関・団体との連絡調整
健康福祉事務所	防疫作業従事者*1 等の健康調査等 感染症に係る対応 人の健康、食の安全に係る情報提供 市町、関係機関・団体との連絡調整
森林整備事務所	野鳥等への対応 市町、関係機関・団体との連絡調整
県税事務所 環境事務所 その他議長が構成員とする機関等	連携・協力
家畜保健衛生所	防疫対応の技術的助言・指導
畜産技術振興センター	家畜の防疫支援
農政水産部所属その他の機関	防疫対応の準備、連携・協力
警察署	県警察本部との連絡調整
市町	市町関係各課との連絡調整
消防本部（局）	消防関係業務の調整 各消防署等との連絡調整

*防疫対応とは農場、焼埋却地、消毒ポイント等における防疫作業。

*1 感染鳥類またはその排泄物等に接触したすべての者を含む。

〇〇現地および〇〇地域特定家畜伝染病対策本部設置要綱（準則）

【 発 生 時 】

（目的）

第1条 特定家畜伝染病（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第3条の2に規定する「特定家畜伝染病防疫指針」の公表のある家畜伝染病をいう。）が発生もしくは発生のある可能性がある場合、危機管理対策の一環とし、初動防疫およびまん延防止対策を迅速かつ円滑に実施するため、滋賀県特定家畜伝染病対策本部（以下「県対策本部」という。）設置要綱第8条に基づき設置する。

（名称）

第2条 この本部は、〇〇現地および〇〇地域特定家畜伝染病対策本部と称する。

- 2 発生もしくは発生のある可能性がある市町が管内に所在する場合は、〇〇現地特定家畜伝染病対策本部（以下「現地対策本部」という）と称する。
- 3 前項以外の場合は、〇〇地域特定家畜伝染病対策本部（以下「地域対策本部」という）と称する。

（構成）

第3条 現地および地域対策本部は特定家畜伝染病が発生した場合には、別表1に掲げる本部員をもって構成する。

- 2 現地および地域対策本部には本部長および副本部長を置く。
- 3 本部長は地域防災危機管理監をもって充て、現地対策本部および地域対策本部の事務を統括し、指揮監督する。
- 4 副本部長は副地域防災危機管理監をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。
- 5 その他本部長が指名する者をもって充てる。

（所掌事務）

第4条 現地および地域対策本部構成員は、高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザ（以下「高病原性鳥インフルエンザ等」という。）の場合には、別表2に掲げる事務を所掌する。

- 2 現地および地域対策本部構成員は、高病原性鳥インフルエンザ等以外（以下「口蹄疫等」という。）の場合は、別表5に掲げる事務を所掌する。

（会議）

第5条 現地および地域対策本部に本部員会議を置く。

- 2 本部員会議は本部長、副本部長および本部員をもって組織する。
- 3 本部員会議は本部長が招集し主宰する。
- 4 本部長は、必要がある時は会議に本部員以外の者の出席を要請することができる。

（班の設置）

第6条 現地対策本部長は、高病原性鳥インフルエンザ等の現地における具体的な防疫措置を迅速かつ円滑に実施するため、別表3左欄に掲げる班・係を置き、同表中欄の事務を所掌させ、同表右欄の組織をもって充てるものとする。

- 2 現地対策本部長は、口蹄疫等の現地における具体的な防疫措置を迅速かつ円滑に実施するため、別表6左欄に掲げる班・係を置き、同表中欄の事務を所掌させ、同表右欄の

組織をもって充てるものとする。

- 3 地域対策本部長は、県対策本部との連携を円滑に実施するため、高病原性鳥インフルエンザ等の場合は別表 4、口蹄疫等の場合は別表 7 の左欄に掲げる班・係を置き、同表中欄の事務を所掌させ、同表右欄の組織をもって充てる。
- 4 現地および地域対策本部各班の班長および班員は、本部長が指名する者をもって充てる。

(事務局)

第 7 条 現地および地域対策本部の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局の庶務は、農業農村振興事務所、土木事務所(大津土木事務所を除く)、総務事務・厚生課地域総務経理係および会計管理局地域会計係において処理する。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 12 月 17 日から施行する。
- 2 ○○現地および○○地域高病原性鳥インフルエンザ等対策本部設置要綱(準則)、○
○現地および○○地域口蹄疫対策本部設置要綱(準則)は廃止する。

付 則

この要綱は、令和元年 12 月 19 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (現地および地域対策本部：第 3 条関係)

本部長	地域防災危機管理監
副本部長	副地域防災危機管理監
本部員	県税事務所長 環境事務所長 森林整備事務所長 健康福祉事務所長 農業農村振興事務所長 農政水産部所属管内その他の機関の長 警察署警備課長 市町長の指名する者 その他本部長が本部員とする機関等の長

別表2 高病原性鳥インフルエンザ等の場合（所掌事務：第4条関係）

対策本部構成員	所掌事務
土木事務所	現地対策本部または地域対策本部の総括 県対策本部、各事務所、現地対策本部および各地域対策本部との連絡調整 防疫作業従事者等の動員調整 消毒ポイントの設営および車両消毒 市町、警察署、関係機関・団体との連絡調整 防疫対応
農業農村振興事務所	防疫対応の総括 テント基地、焼埋却地および集合場所の調整、設営および管理 消毒ポイントの調整および管理 資材等の調達、管理および輸送 市町、関係機関・団体との連絡調整 防疫対応
健康福祉事務所	健康状況調査に係る必要物品の調達 防疫作業従事者等*1の健康調査等 人の健康および食の安全に係る情報提供 市町、関係機関・団体との連絡調整
森林整備事務所	野鳥等への対応 市町、関係機関・団体との野鳥に係る連絡調整
総務事務・厚生課地域総務経理係 会計管理局地域会計係 県税事務所 環境事務所 農政水産部所属その他の機関 その他本部長が本部員とする機関等	防疫対応
警察署	県警察本部との連絡調整 防疫対応業務の警戒
市町	県および市町間の連絡調整 住民説明会の開催調整 防疫対応への協力 処分方法に係る連絡調整 小規模飼養者および愛玩鳥飼養者への対応
消防本部（局）	消防関係業務の調整 各消防署等との連絡調整 特殊消防車両等の支援に関すること

*防疫対応とは農場、焼埋却地、消毒ポイント等における防疫作業。

*防疫対応に従事する要員は、原則として構成員全職員を対象とする。

*1 感染鳥類またはその排泄物等に接触したすべての者を含む。

別表3 高病原性鳥インフルエンザ等の場合（班の設置：第6条関係）

班・係名	主な所掌事務	構成員
現地総務班		土木事務所
総務係	現地対策本部の総括 県対策本部等との連絡調整 防疫作業従事者等の動員調整	
消毒ポイント係	消毒ポイントの設営および車両消毒	
現地防疫対応班		
調整係	現地防疫対応の総括 テント基地、焼埋却地および集合場所の調整 消毒ポイントの調整および管理 資材等の調達、管理および輸送 住民説明会の開催等 小規模飼養者に係る市町との連絡調整	農業農村振興事務所
テント基地係	発生農場に隣接するテント基地の設営および管理 現地防疫対応の進捗把握および報告	
焼埋却係	焼埋却地に係る防疫対応	
集合場所係	集合場所の設営および管理	
連絡調整係	連絡調整に関すること 記録の作成等	
現地保健班	健康状況調査に係る必要物品の調達 防疫作業従事者等*1 の健康調査等 人の健康および食の安全に係る情報提供	家畜保健衛生所 (家畜防疫連絡調整員)
現地保健班	健康状況調査に係る必要物品の調達 防疫作業従事者等*1 の健康調査等 人の健康および食の安全に係る情報提供	健康福祉事務所
現地野鳥対応班	野鳥等への対応	森林整備事務所

*1 感染鳥類またはその排泄物等に接触したすべての者を含む。

別表4

班・係名	所掌事務	構成員
地域総務班		
総務係	地域対策本部の総括 県対策本部等との連絡調整 防疫作業従事者等の動員調整	土木事務所
消毒ポイント係	消毒ポイントの設営および車両消毒	
地域防疫対応班	地域防疫対応の総括 消毒ポイントの調整および管理 資材等の調達、管理および輸送 小規模飼養者に係る市町との連絡調整	農業農村振興事務所
地域保健班	人の健康および食の安全に係る情報提供	健康福祉事務所
地域野鳥対応班	野鳥等への対応	森林整備事務所

別表5 口蹄疫等の場合（所掌事務：第4条関係）

対策本部構成員	所掌事務
土木事務所	現地対策本部または地域対策本部の総括 県対策本部、各事務所、現地対策本部および各地域対策本部との連絡調整 防疫作業従事者等の動員調整 消毒ポイントの設営および車両消毒 市町、警察署、関係機関・団体との連絡調整 防疫対応
農業農村振興事務所	防疫対応の総括 テント基地、焼埋却地および集合場所の調整、設営および管理 消毒ポイントの調整および管理 資材等の調達、管理および輸送 市町、関係機関・団体との連絡調整 防疫対応
健康福祉事務所	防護具の着脱指導および補助 防疫対応
森林整備事務所※	野生動物に関する情報収集 市町、関係機関・団体との野生動物に係る連絡調整
総務事務・厚生課地域総務経理係 会計管理局地域会計係 県税事務所 環境事務所 農政水産部所属その他の機関 その他本部長が本部員とする機関等	防疫対応
警察署	県警察本部との連絡調整 防疫対応業務の警戒
市町	県および市町間の連絡調整 住民説明会の開催調整 防疫対応への協力 処分方法に係る連絡調整
消防本部（局）	消防関係業務の調整 各消防署等との連絡調整 特殊消防車両等の支援に関すること

※口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱の場合に限る

*防疫対応とは農場、焼埋却地、消毒ポイント等における防疫作業。

*防疫対応に従事する要員は、原則として構成員全職員を対象とする。

別表6 口蹄疫等の場合（班の設置：第6条関係）

班・係名	主な所掌事務	構成員
現地総務班		土木事務所
総務係	現地対策本部の総括 県対策本部等との連絡調整 防疫作業従事者等の動員調整	
消毒ポイント係	消毒ポイントの設営および車両消毒	
現地防疫対応班		
調整係	現地防疫対応の総括 テント基地、焼埋却地および集合場所の調整 消毒ポイントの調整および管理 資材等の調達、管理および輸送 住民説明会の開催等	農業農村振興事務所
テント基地係	発生農場に隣接するテント基地の設営および管理 現地防疫対応の進捗把握および報告	
埋却係	埋却地に係る防疫対応	
集合場所係	集合場所の設営および管理	
着脱指導係	防護具の着脱指導および補助	健康福祉事務所
連絡調整係	連絡調整に関すること 記録の作成等	家畜保健衛生所 (家畜防疫連絡調整員)
現地野生動物 対応班※	野生動物に関する情報収集	森林整備事務所

※口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱の場合に限る

別表7 口蹄疫等の場合（班の設置：第6条関係）

班・係名	所掌事務	構成員
地域総務班		
総務係	地域対策本部の総括 県対策本部等との連絡調整 防疫作業従事者等の動員調整	土木事務所
消毒ポイント係	消毒ポイントの設営および車両消毒	
地域防疫対応班	地域防疫対応の総括 消毒ポイントの調整および管理 資材等の調達、管理および輸送	農業農村振興事務所
地域野生動物 対応班※	野生動物に関する情報収集	森林整備事務所

※口蹄疫、豚熱、アフリカ豚熱の場合に限る

第Ⅱ章 総則

第3 防疫作業従事者の動員方針

第3 防疫作業従事者の動員方針

県は、本病発生時の迅速な防疫措置に必要な人数を速やかに確保するため、あらかじめ発生農場における殺処分等の防疫措置、消毒ポイントの運営等の防疫作業に必要な従事者に関する動員計画を作成し、防疫作業従事者動員名簿を作成する。高病原性鳥インフルエンザ等発生時、県対策本部は、農場の規模に応じ必要な人数を算定、各部局および地域に防疫作業従事者動員名簿からの人員の選定を依頼し、防疫作業従事者リストを作成する。

1 防疫作業従事者動員名簿の作成（発生に備えた準備）

全庁体制での危機管理対応が必要であることから、畜産課は平時より毎年度当初および職員の異動等により必要が生じた場合に防疫作業従事者動員名簿を作成する。作成に当たっては、本庁については各部局主管課、地方機関については各地域特定家畜伝染病対策会議議長（地域防災危機管理監）に対し、次の（１）および（２）の内容に基づき、防疫作業従事者として動員が可能な職員の選定を依頼する。

（１）必要人数の考え方

ア 発生農場

防疫作業従事者動員名簿に必要な人数は、県内最大規模の飼養農家での発生を想定し、防疫指針に基づき、病性の判定後２４時間以内の殺処分、７２時間以内の焼埋却等の措置を完了するために必要な人数とする。（Ｐ３６表１参照）

イ 消毒ポイント

原則、各消毒ポイントを管轄する現地対策本部および各地域対策本部からの動員とする。ただし、人員が不足する場合には、防疫作業従事者動員名簿から動員する。

（参考：必要人数の根拠）

- ・県内最大規模での発生を想定し、防疫措置完了までに必要な動員人数。（Ｐ３６表１参照）
- ・消毒ポイントの補充要員、健康調査で防疫作業不適となる人員等を考慮し、各クール１割程度多い人員を確保する。
- ・農政水産部では所属人数の６割、他部局は４割を目安とし選定する。

（２）留意事項

ア 防疫作業従事者の選定に際しては、特殊な勤務形態で働く職員の安全と健康を守る趣旨から、厚生担当部局が示す留意事項等（Ｐ３８別記１参照）を参考にする。

イ 本庁所属で各地域勤務の職員（※）については、各地域対策本部の動員対象とする。

（※）総務事務厚生課各地域総務経理係および会計管理局各地域会計係

ウ 家畜防疫員、家畜防疫連絡調整員、現地応援隊員および健康福祉事務所職員等、県対策本部の動員対象となる職員は、防疫作業従事者動員名簿の対象外とする。

2 防疫作業従事者リストの作成（発生時）

本病の発生が疑われる場合には、次の（１）および（２）の内容に基づき、防疫作業従事者リストを作成する。

（１）リストの作成の手順（県職員）

ア 発生農場の従事者

- （ア）県防疫対応班は、農場の規模に応じ、防疫措置に必要な防疫作業従事者数を算出し、県防疫総括班に報告する。
- （イ）県防疫総括班は、県防疫対応班からの内容を確認のうえ、本庁各部局主管課および各地域対策本部（現地対策本部は除く）へ必要人数を振り分け、防疫作業従事者の選定を依頼する。
- （ウ）本庁各部局および各地域対策本部は、各所管の所属長に防疫作業従事者動員名簿から防疫作業従事者の選定を依頼する。
- （エ）県防疫総括班は、本庁各部局主管課および各地域対策本部から提出されたリストをとりまとめて確認のうえ、従事者を決定し、県防疫対応班、県保健班、現地対策本部総務班および現地対策本部防疫対応班へ提示する。
- （オ）県防疫総括班は、本庁各部局主管課および各地域対策本部総務班へ決定したリストを提示する。

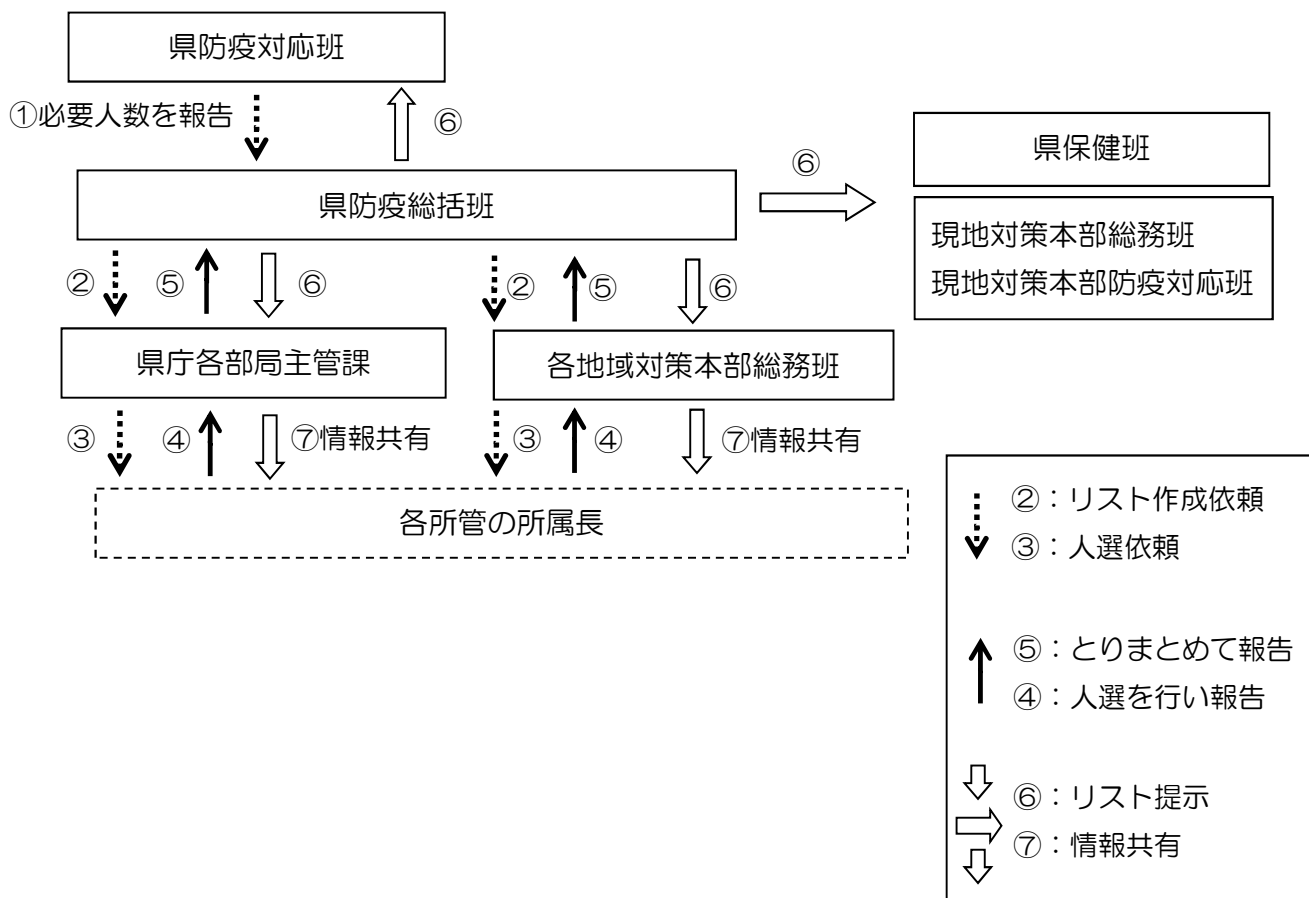
イ 消毒ポイントの従事者

- （ア）現地および各地域対策本部総務班は、消毒ポイントに必要な人員のリストを作成する。ただし、人員が不足する場合には、必要人数について県防疫総括班へ連絡する。
- （イ）必要人数の連絡を受けた県防疫総括班は、防疫作業従事者動員名簿からの消毒ポイントの従事者の選定について、アと同様の手順で調整を行う。

（２）留意事項

- ア 現地対策本部要員は、防疫作業全体の運營業務および消毒ポイントにおける人員確保を優先するため、防疫作業従事者リストの対象外とする。
- イ 発生農場での防疫作業は、原則として２４時間体制で実施する。（P 37 表 2 参照）
- ウ 防疫作業従事者の１クールあたりの動員時間は８時間（従事前の健康調査開始～従事後の健康調査終了まで）とし、うち農場内での作業は４時間とする。
- エ 病性判定後の第１クールの防疫作業従事者は、原則として本庁および地方の農政水産部職員のみとする。
- オ 病性判定から７２時間以内の防疫作業従事者一人あたりの最大出役数は、原則として農政水産部では３回、他部局は本庁が１回、地方機関は２回とする。
- カ あらかじめ作業に従事させようとする者の家きんの飼養の有無を確認し、家きんを飼養している場合には、直接防疫業務に当たらせないようにする。
- キ 所属長は、職員の健康状態や家庭の事情等を十分配慮して選定する。

【参考】 発生時における防疫作業従事者リストの作成の手順



動員人数の目安（HPAIの場合）

表 1

第1クールには原則、殺処分班・サポート班・埋却(焼却)班を動員する。
汚染物品回収・消毒班は殺処分終了後に招集し、農場の規模により2から6班とする。

殺処分終了まで

1農場あたりの規模		～千羽	1万羽	3万羽	5万羽
殺処分班数(a)		2	3	3	3
殺処分終了予定クール		第1クール	第3クール	第5クール	第6クール
殺処分班 1班あたり	捕鳥係	3	4	6	6
	運搬係	2	6	6	10
	殺処分係	2	2	2	2
	袋(箱)詰係	2	2	2	2
	搬出係	2	2	2	2
	記録係	1	1	1	1
合計(b)		12	17	19	23
サポート班(c)		5	15	20	20
発生農場防疫作業従事者合計 =a×b+c		29	66	77	89
埋却地班 ^{注1}		0	10	10	10
(焼却地班) ^{注1}		(0)	(10)	(10)	(10)
防疫作業従事者数合計		29	76	87	99

注1：埋却地班、焼却地班は第2クール以降に班編成する場合もある。

殺処分終了以降

1農場あたりの規模		～千羽	1万羽	3万羽	5万羽
汚染物品回収・消毒班数(a)		2	5	5	6
防疫作業終了予定クール		第4クール	第7クール	第12クール	第15クール
汚染物品回収班・消毒班 ^{注2} (1班あたり)(b)		10			
サポート班(c)		5	15	20	20
発生農場防疫作業従事者合計 =a×b+c		25	65	70	80
埋却地班		0	10	10	10
(焼却地班)		(0)	(10)	(10)	(10)
防疫作業従事者数合計		25	75	80	90

注2：10名1班で必要に応じ複数班参集。汚染物品回収後は農場消毒を行う。

表2

○休憩は、農場内で腰を下ろす休憩とし、トイレ・水分補給の必要な作業者のみ脱衣。

37

滋 総 厚 第 1 4 7 号
令和 3 年(2021 年) 4 月 8 日

各 所 属 長 様

安 全 衛 生 管 理 責 任 者
総務部総務事務・厚生課長
(公 印 省 略)

家畜防疫に関する動員選定について（通知）

標記のことについては、高病原性鳥インフルエンザおよび口蹄疫等の発生時の防疫作業の初動防疫に関する防疫作業従事者動員名簿の作成等、動員体制を事前に整えるにあたり、各所属において、別添「家畜防疫に関する動員選定フロー図」に基づき、防疫作業に従事できる職員の選定をしていただきますようお願いいたします。

なお、選定にあたり個人のプライバシーに関する情報を様式 2「家畜防疫作業従事職員健康チェックリスト」（以下、チェックリストという）に記入することになるため、職員の日々の健康状態から判断して、提出が不要と思われる方まで健康チェックリストの提出を求めるものではありませんので御留意ください。また、健康チェックリストそのものの取り扱いについても、プライバシーの保護の観点から十分配慮願います。

動員選定に際して、産業医の意見を求める場合は、様式 1「防疫作業従事者動員選定にあたっての確認事項」および様式 2 チェックリストを令和 3 年 4 月 23 日（金）までに当課健康管理係あてメールにて提出願います。

総務部総務事務・厚生課 健康管理係
T E L : 077-528-3166
e-mail : kenkou@pref.shiga.lg.jp

(参考)

※1 健康管理指導区分

ア 生活規制面

指 導 区 分		事 後 措 置 の 基 準
区 分	内 容	
A	勤務を休む必要のあるもの	休暇または休職の方法により、療養のため必要な期間勤務をさせない。
B	勤務に制限を加える必要のあるもの	症状によって、職場の変更、勤務場所の変更、休職等の方法により勤務を軽減し、かつ深夜勤務時間外勤務および長期または遠方への出張をさせない。
C	勤務をほぼ正常に行ってもよいもの	症状によって、深夜勤務、時間外勤務および長期または遠方への出張を制限する。
D	平常の生活でよいもの	

イ 医療面

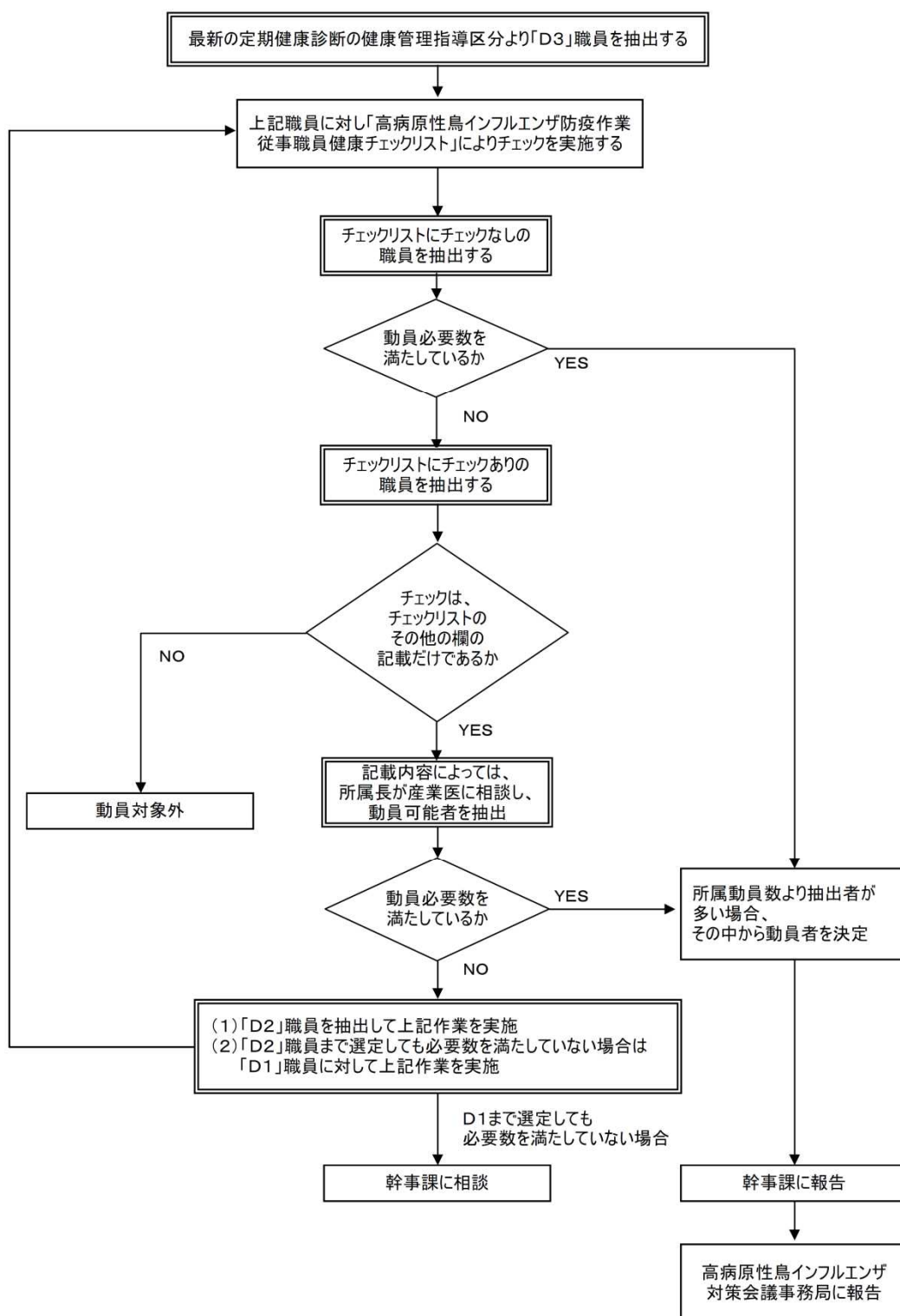
指 導 区 分		事 後 措 置 の 基 準
区 分	内 容	
1	医師による直接の医療行為を必要とするもの	医療機関の紹介等により適正な治療を受けさせるようにする。
2	定期的に医師の観察指導を必要とするもの	経過観察をするための検査および発病、再発防止のため必要な指導等を行う。
3	医師による直接又は間接の医療行為を必要としないもの	

(滋賀県職員健康診断実施要綱)

※2 ハイリスク疾患：

- ・ 慢性呼吸器疾患、気管支喘息、慢性気管支炎、肺結核等
- ・ 慢性心疾患（心不全、弁膜症、心筋梗塞等）
- ・ 脳血管疾患（脳梗塞、脳出血等）
- ・ 代謝性疾患（糖尿病にてインスリン療法中の者、またコントロール不良な者等）
- ・ 高血圧症（コントロール不良な者）
- ・ 免疫不全疾患
- ・ 腎機能障害（透析治療中の者、その他腎機能障害により治療中の者）
- ・ その他、所属長が不適と判断する健康状態の者

高病原性鳥インフルエンザ防疫に係る動員選定フロー図



所属（電話）： _____（ _____ ）

氏名（年齢）： _____（ _____ 歳）

記載日： _____ 年 _____ 月 _____ 日

【家畜防疫作業従事職員健康チェックリスト】

高病原性鳥インフルエンザおよび口蹄疫等の発生に伴い、防疫作業という特殊な勤務形態で働く職員の安全と健康を守るため、現在の健康状態を確認し、動員の可否を判定します。

下記疾患の有無について、該当する疾患がある場合には、必ず印を付してください。

【ハイリスク疾患の確認】

☐ 慢性呼吸器疾患（気管支喘息、慢性気管支炎、肺結核等）

☐ 慢性心疾患（心筋症、心不全、弁膜症、心筋梗塞等）

☐ 脳血管疾患（脳梗塞、脳出血等）

☐ 糖尿病でインスリン療法中

☐ 糖尿病でコントロール不良であると指摘されている

☐ 高血圧症でコントロール不良であると指摘されている

☐ 免疫不全疾患

☐ 透析療法中、その他腎機能障害により通院中

【長期療養の有無の確認】

☐ 今年度、長期療養（30日以上療養）後である

【その他】

☐ 健康上、気になる点があれば自由にお書き下さい。

健康管理係処理欄

産業医による総合判定

D1・D2・D3

産業医名：

⑩

動員判定

可・否

受付印

第Ⅲ章 防疫対応マニュアル

第1 防疫対応

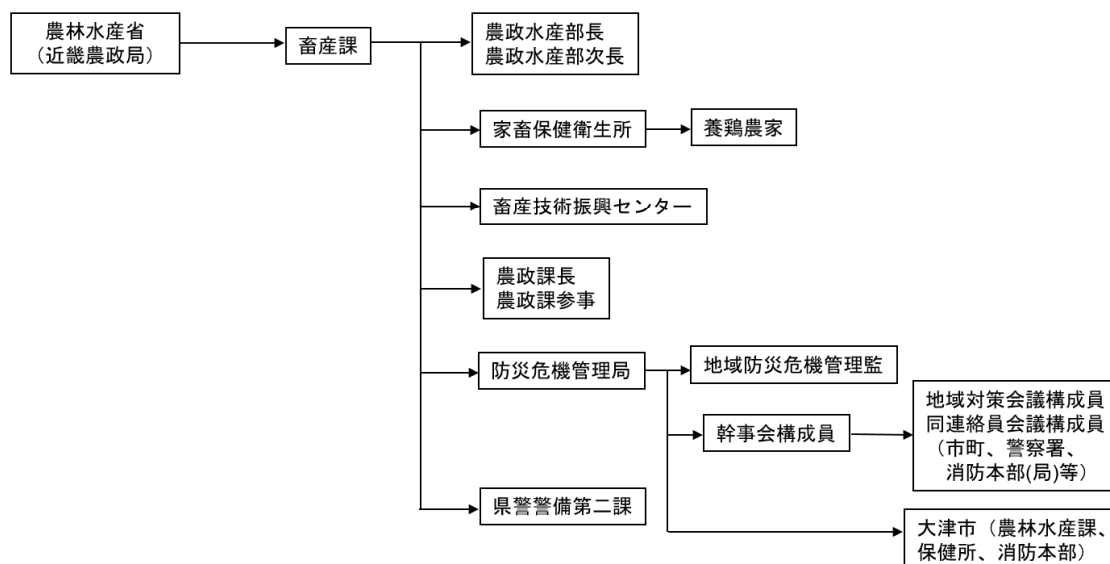
1 高病原性鳥インフルエンザ等に係る危機レベル別対応総括表

危機レベル		監視強化体制	警戒体制			危機対応体制
		1号	2号	3号	4号	5号
発生事象	家きん	韓国で発生	国内(県外)で発生	隣接府県等で発生 国内(県外)で続発		県内で発生 隣接府県で発生(制限 区域が県内にかかる場 合)
	野鳥個体または糞便	国内(県外)で分離			県内で分離	
広報対応 (プレスリリース)				必要に応じ ○	○	○
情報共有 幹事会		(メール送信)	必要に応じ ○	必要に応じ ○	必要に応じ ○	○
対策会議				必要に応じ ○	必要に応じ ○	
対策本部						○
防疫対策		・発生予防対策の 徹底指導 ・監視体制の維持	・発生予防対策の 徹底指導 ・監視体制の維持強化 ・聞き取り調査 ・緊急立入調査	・発生予防対策の 徹底指導 ・監視体制の維持強化 ・聞き取り調査 ・緊急立入調査 ・県下一斉消毒	・発生予防対策の 徹底指導 ・監視体制の維持強化 ・聞き取り調査 ・緊急立入調査 ・県下一斉消毒	・と殺(県内発生時) ・制限区域の設定 ・発生状況調査 ・消毒ポイントの設置 他、家伝法に基づく 防疫措置
広域連携対応			・防疫資材の貸与 ・家畜防疫員の派遣	・防疫資材の貸与 ・家畜防疫員の派遣		

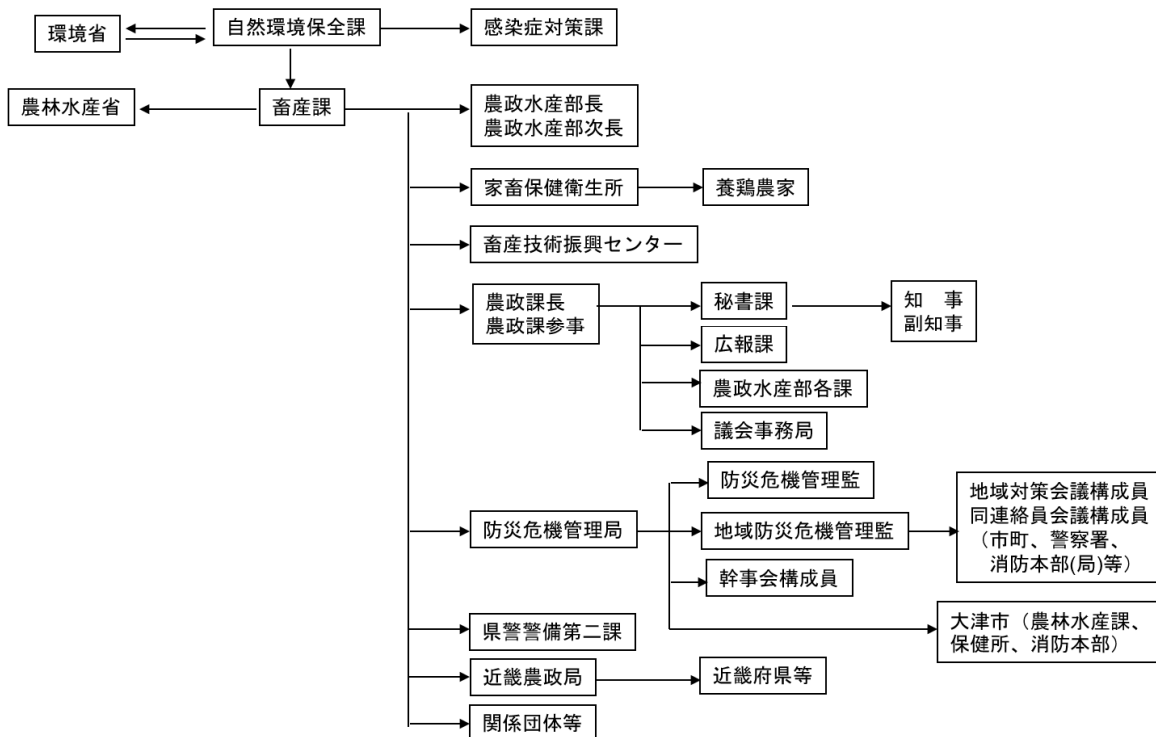
* 危機レベルの監視強化態勢および警戒態勢における防疫対策は、飼養衛生管理基準の遵守状況や農家への指導実施状況等を考慮し必要に応じて実施

2 連絡網

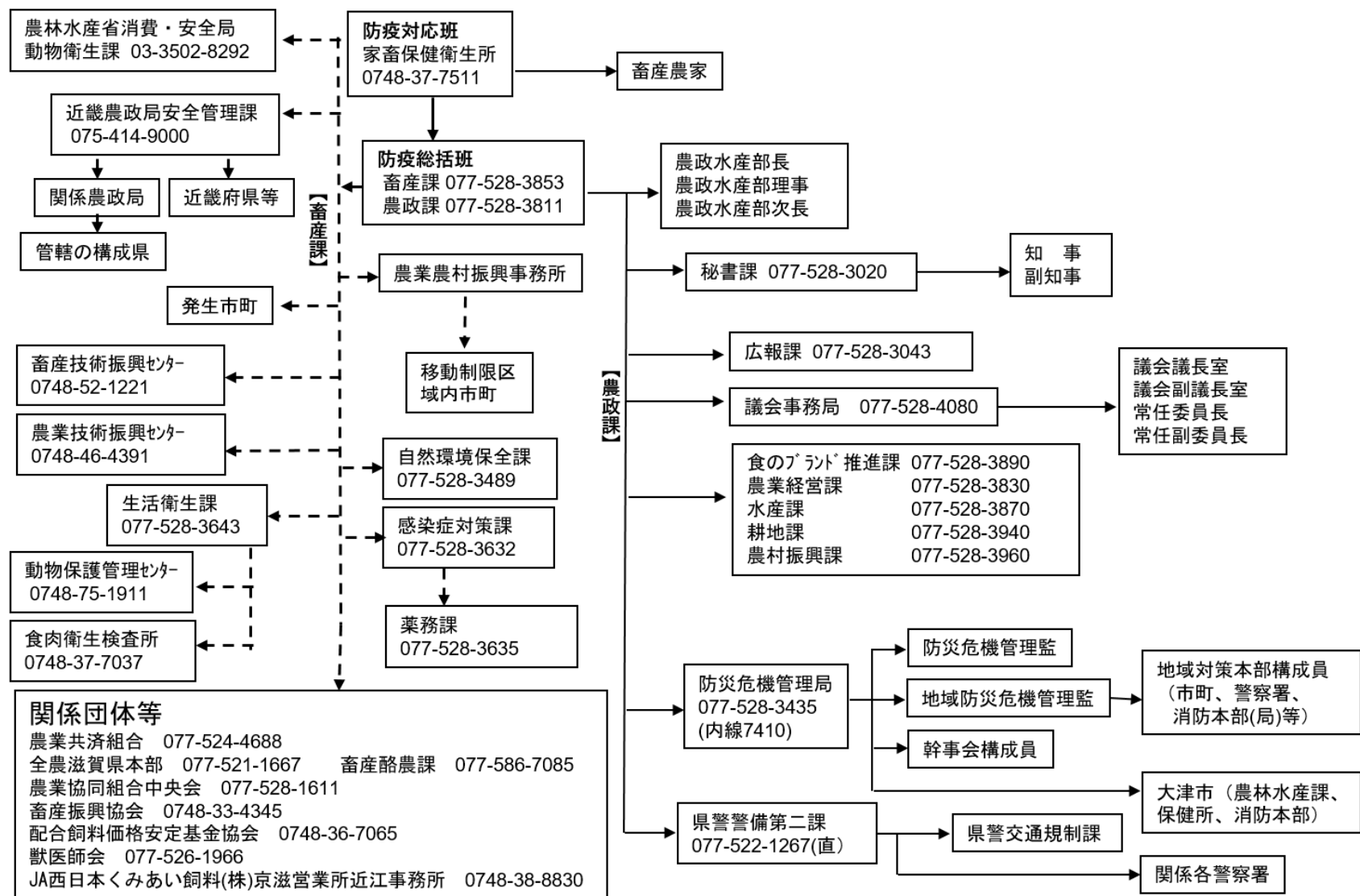
警戒体制 2号 : 国内(県外)の家きんで発生
3号 : 隣接府県等の家きんで発生または国内(県外)の続発時



警戒体制 4号 : 県内の野鳥個体または糞便で分離



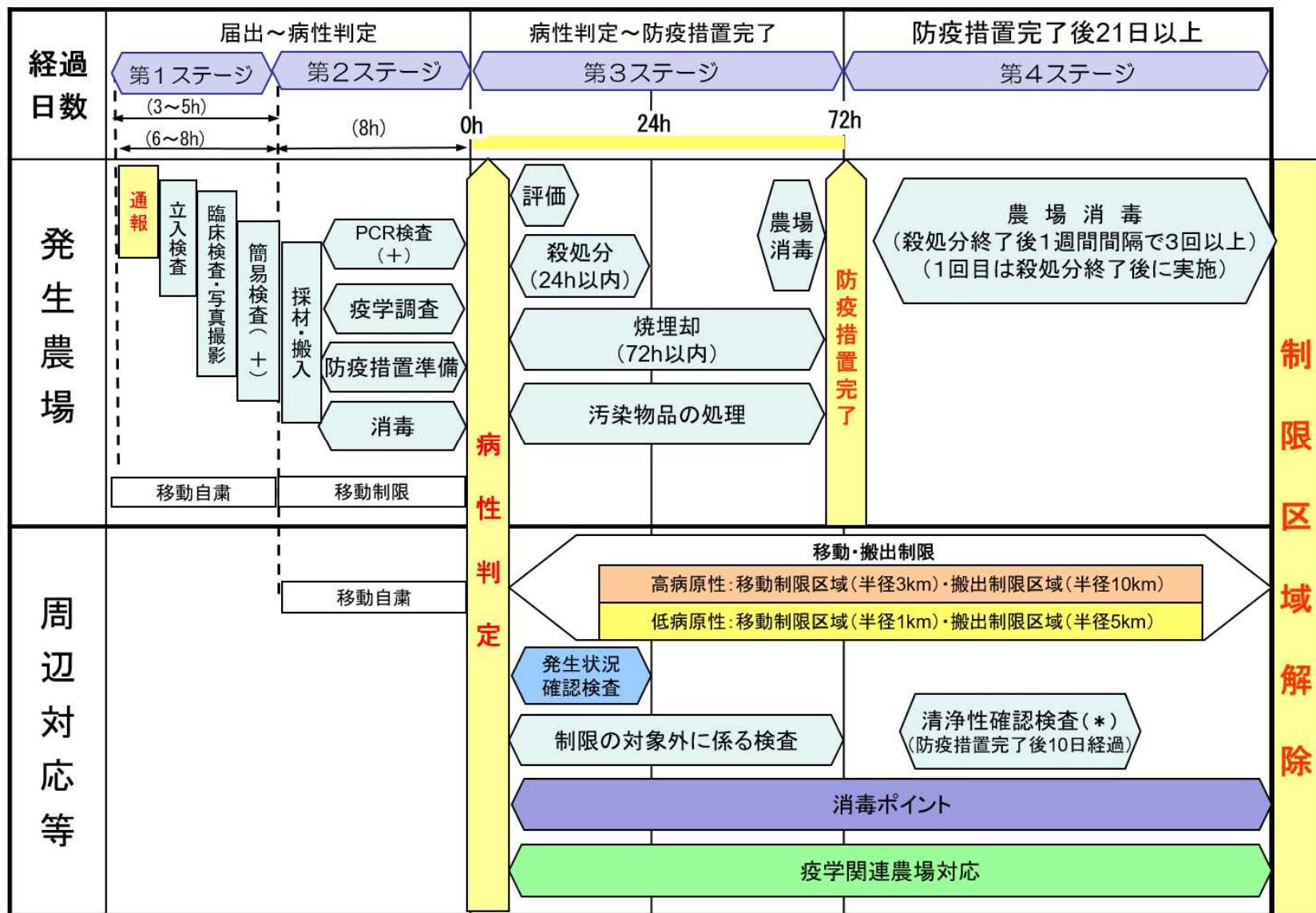
危機対応体制 5号：県内の家きんで発生 隣接府県の家きんで発生し、制限区域が県内にかかる場合



第Ⅲ章 防疫対応マニュアル

第2 防疫対応の概要

1 防疫対応スケジュール（原則）



(防疫措置の時間経過は病性判定が起点)

(*) : 陰性であれば搬出制限区域解除

2 各機関の役割分担 異常家さんの発見通報から病性判定までの措置(第1～第2ステージ)

	県対策本部			現地対策本部	地域対策本部	発生市町	周辺市町	警察署	関係団体
	防疫総括班	防疫対応班	保健班						
◇異常家さんの発見通報から農場での病性鑑定までの措置(第1ステージ)									
・病性鑑定		●							
・移動・出荷自粛		●							
◇簡易検査陽性から病性判定までの措置(第2ステージ)									
・国、市町、関係機関等への連絡・調整	●	○		○	○				
・農場における立入り制限および消毒		●		●					
・農場周辺における通行の制限または遮断		○		●		●			
・通行制限または遮断か所の警戒対応								●	
・テント基地の設置		●		●					
・焼埋却地等の確保	●	●		●		○			○※
・家さん等の評価準備		●				●			●※
・防疫作業従事者リストの作成	●			●	●				
・現地応援隊員の動員調整	○			●					
・防疫資材の手配、管理	●	○		●	●				○
・集合場所の設置		○	○	●					
・集合場所での健康調査等			●	●					
・消毒ポイントの設置	○			●	●	○	○	○	○
・住民説明会の開催調整				●		○			
・住民説明会における説明	●	○		○		○			

●:主体的対応機関

○:連携・協力機関

※建設業協会(下見等)

※養鶏関係団体

2 各機関の役割分担 病性判定以降の措置(第3ステージ以降)

	県対策本部			現地対策本部	地域対策本部	発生市町	周辺市町	警察署	関係団体	
	防疫総括班	防疫対応班	保健班							
◇病性判定以降の措置（第3ステージ以降）										
・防疫作業従事者の輸送				●					○※	※バス協会 ※養鶏関係団体 ※建設業協会 ※建設業協会
・家さん等の評価		●				●			●※	
・農場における防疫作業		●		●		○			●※	
・焼埋却地等における防疫作業		●		●		○			●※	
・農場周辺における通行の制限または遮断		○		●		●			○	
・防疫資材の手配	●	○		●	●				○	
・テント基地運営、飲食物等の手配				●					○	
・防疫作業従事者の健康管理等			●	●						
◇消毒ポイントにおける措置										
・消毒ポイントでの消毒、車両誘導				●	●				○	
・消毒ポイントにおける警戒対応								●		
・消毒ポイント委託	●								○	
◇周辺農場における措置										
・死亡羽数報告徴求	●	●		●	●	●	●			
・小規模飼養者家への周知等	●	○		●	●	●	●			
・発生状況確認検査、清浄性確認検査		●				○	○			

●:主体的対応機関

○:連携・協力機関

3 高病原性鳥インフルエンザ等発生時の防疫対応の概要

病性判定までの経過時間(h)				0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	...			
病性判定からの経過時間(h)																										
防疫措置完了からの経過日数(日)																										
マイルストーン(※1)				届出	簡易検査陽性	遺伝子検査開始	遺伝子検査結果送付	病性判定	殺処分作業終了	防疫措置完了	移動制限解除															
担当	班	係	主要な業務／ステージ	第1ステージ				第2ステージ				第3ステージ				第4ステージ										
家畜保健衛生所			通報受理																							
			農場立入																							
			簡易検査																							
			遺伝子検査材料採取および搬入																							
県対策本部	防疫総括班 (畜産課・農政課)	総務係	関係機関との連絡調整																							
		防疫方針策定等																								
		情報係	情報収集および管理等																							
		庶務係	防疫対策に係る経費対応																							
		資材管理係	協力要請団体との連絡調整																							
	防疫対応班 (家畜保健衛生所・畜産技術振興センター)	総務係	防疫資材にかかる調整																							
			動員計画等の調整																							
		発生地係	県外派遣者等に係る調整																							
			情報収集および発信等																							
			防疫作業に関する農場調査																							
			環境採材および病原体拡散防止措置																							
			農場の消毒(緊急消毒含む)																							
			ゾーニングおよび現地基地設営																							
			農場における殺処分作業																							
		集合場所係	農場における汚染物品対応等																							
			防疫作業従事者数等の算出等																							
			集合場所における対応																							
		原因究明係	発生農場の疫学調査																							
			作業の記録業務																							
	焼埋却係		焼却施設等における防疫対応																							
	保健班	評価係	埋却地における防疫対応																							
			評価準備作業																							
		疫学調査係	評価作業																							
			疫学関連家さん調査																							
		移動規制係	家さん(中規模以上)飼養者対応																							
			制限の対象外に関する対応																							
			発生状況確認検査																							
		病性鑑定係	清浄性確認検査																							
疑似事例の遺伝子検査																										
病性決定後の検査																										
野鳥対応班(自然環境保全課・衛生科学センター)	総務調整班	総務係(防災危機管理局)	本部幹事会および本部員会議開催等																							
		広報係(広報課)	広報・マスコミ対応																							
	保健班	精神保健係(障害福祉課)	畜産農家等のこころのケアに関すること																							
		感染対策係(感染症対策課、業務課)	防疫作業従事者等の健康調査等																							
		食の安全係(生活衛生課)	感染症に関する相談対応																							
現地対策本部	現地総務班 (土木事務所)	総務係	食の安全等に関する対応																							
			野鳥等に関する対応																							
	現地防疫対応班 (農業農村振興事務所)	調整係	本部員会議開催等																							
			動員計画等の調整																							
			消毒ポイント設営および車両消毒																							
			防疫資材にかかる調整																							
		テント基地係	消毒ポイント調整および管理																							
			小規模飼養者対応																							
			農場の消毒(緊急消毒含む)																							
			ゾーニングおよび現地基地設営																							
	焼埋却係	テント基地における防疫対応																								
		焼却施設等における防疫対応																								
		埋却地における防疫対応																								
		集合場所係	集合場所設営および運営																							
	地域対策本部	地域防疫対応班(農業農村振興事務所)	連絡調整係(家畜防疫連絡調整班)	連絡調整等に関する対応																						
防疫作業従事者等の健康調査等																										
人の健康等に係る情報提供・相談対応																										
地域防疫対応班(森林整備事務所)	総務係	野鳥等への対応																								
		本部員会議開催等																								
	消毒ポイント係	動員計画等の調整																								
		消毒ポイント設営および車両消毒(※2)																								
地域防疫対応班(農業農村振興事務所)	調整係	小規模飼養者対応																								
		消毒ポイント調整および管理(※2)																								
	焼埋却係	人の健康等に係る情報提供・相談対応																								
		野鳥等への対応																								

※1: マイルストーンとは、防疫上重要となる基点のこと

※2: 該当地域のみ

防疫対応を必要とする期間の目安

第Ⅲ章 防疫対応マニュアル

第3 実務・作業マニュアル

第3 実務・作業マニュアル

本病の疑い発生時から制限区域の解除までに行う防疫対応については、原則として、以下のとおりとする。

1 県内家きんで発生した場合の対応

第1ステージ

異常家きんの届出から農場での病性鑑定までの措置

(1) 異常家きんの届出に対する対応

家保は、家きんの所有者等（管理者、従業員等を含む。）または獣医師から、防疫指針第4の1の(1)の高病原性鳥インフルエンザ等を疑う症例を発見した旨の届出があった場合、以下の対応を行ったうえ、直ちに家畜防疫員による緊急立入検査を行う。

また、家畜防疫員が立入検査等により、異常家きんを発見した場合にあっても、これに準じる。

① 届出者からの疾病状況等の聴取

異常家きんの届出を受けた家畜防疫員は、「異常家きん等の届出を受けた際の報告」（別記様式1（防疫指針様式3））により聞き取りを行う。

② 届出者に対する指導事項

①より本病を疑う場合は、以下の緊急的な措置について届出者に指導を行うとともに立入検査を行う旨を伝え、家畜防疫員の到着予定時間を知らせる。

ア 家きんの所有者等から届出があった場合、所有者に伝えるべき事項

(ア) 高病原性鳥インフルエンザ等という極めて悪性の伝染病に類似していることを認識させ、確実な診断が得られるまで、異常家きん以外の家きんを含む全ての家きんおよび汚染物品となりうる可能性があるものについては、当該農場からの移動を自粛すること。

(イ) 当該農場の排水については、立入検査の結果が判明するまで、または適切な消毒措置を講ずるまでの間、活性汚泥槽などで適切に浄化処理されている場合を除き、可能な限り流出しないようにすること。

(ウ) 農場の出入口を1か所に限定し、農場および防疫関係者以外の立ち入りをさせないこと。

(エ) 農場外に物を搬出しないこと。家きんの所有者および従業員等が外出する場合には、農場内で使用した衣服や靴等を交換し、適切な消毒等を行うこと。

(オ) 異常家きんおよび当該異常家きんの卵、排せつ物、敷料等は、他の家きんと接触することがないようにすること。

イ 獣医師から届出があった場合、獣医師に伝えるべき事項

(ア) 原則として、家畜防疫員の現地到着まで当該農場にとどまり、②アの(ア)から(オ)までの、高病原性鳥インフルエンザのウイルス拡散防止に関する指導を行うこ

と。

- (イ) 家畜防疫員の到着後、当該農場を出る際には、身体のほか、衣服、靴、眼鏡その他の携行用具および車両の消毒を行い、直ちに帰宅すること。
- (ウ) 帰宅後は、車両内外を十分に洗浄・消毒するとともに、衣類を洗濯し、入浴して身体を十分に洗うこと。
- (エ) 異常家さんが患畜または疑似患畜でないと判明するまでの間は、鳥類の飼養施設に立ち入らないこと。
- (オ) 高病原性鳥インフルエンザ等と判明した場合には、異常家さんを診察し、またはその死体を検案した日から7日間は、鳥類の飼養施設（当該農場を除く。）に立ち入らないこと。

ウ 認定小規模食鳥処理施設から届出があった場合、届出者に伝えるべき事項

- (ア) 異常家さんおよびこれと同一の農場から出荷された家さんのと殺を中止するとともに、必要に応じて当該食鳥処理場に入出入りする関係者に情報提供すること。
- (イ) 畜産関係車両の入場を自粛すること。また、出場する畜産関係車両については、消毒を徹底するとともに、異常家さんが高病原性鳥インフルエンザの患畜または疑似患畜でないと判定されるまでの間は、鳥類の飼養施設に入出入りさせないこと。
- (ウ) 従業員等（異常家さんの届出時に食鳥処理場に入場していた全ての者をいう。以下（エ）において同じ。）が場外に移動する際には、身体および車両に対し適切な消毒等を行うこと。
- (エ) 従業員等および（ア）の情報提供を受けた者のうち異常家さんの搬入日以降に当該食鳥処理場に入場した者（以下、「処理場入場者」という。）は、異常家さんが高病原性鳥インフルエンザの患畜および疑似患畜でないと判定されるまでの間は、鳥類の飼養施設に立ち入らないこと。
- (オ) 異常家さんの所有者を直ちに特定し、十分な消毒を行ったうえで、直ちに帰宅するよう指導するとともに、アの（ア）から（オ）までの指導を行うこと。
- (カ) 異常家さんの出荷に使用された車両および運転手ならびに同日に当該食鳥処理場に家さんを搬入していた車両および運転手を特定し、消毒を徹底するとともに、異常家さんが高病原性鳥インフルエンザの患畜または疑似患畜でないと判定されるまでの間は、鳥類の飼養施設（異常家さん出荷農場および運転手が所有する農場を除く。）に入出入りしないよう指導すること。また、運転手が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。
- (キ) 高病原性鳥インフルエンザと判明した場合には、処理場入場者に対し、異常家さんが患畜または疑似患畜と判定された日から7日間は、鳥類の飼養施設（異常家さん出荷農場および処理場入場者が所有する農場を除く。）に入出入りしないよう指導すること。また、処理場入場者が所有する農場への立入りについても、可能な限り避けるよう指導すること。

③ 家保所長、畜産課長、農政水産部長および農林水産省動物衛生課への報告

- ア ①の届出を受けた家畜防疫員は、家保所長にその旨を報告する。
- イ 報告を受けた家保所長は、報告内容を確認のうえ、本病の発生を想定した立入検査を実施する旨を畜産課長に報告するとともに、発生状況を取りまとめ「異常家さん等の届出を受けた際の報告」（別記様式1（防疫指針様式3））を畜産課に電子メール等

で送信する。

- ウ 報告を受けた畜産課長は、農政水産部長に報告するとともに、別記様式 1 により農林水産省動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告する。

（２）農場への立入検査

家畜防疫員は、「異常家さんの届出を受けた際の立入検査」（P 参 1 参考資料 1）に基づき、確実な聞き取り調査、臨床検査、病性鑑定材料の採取および病原体の拡散防止に重点を置き、立入検査を実施する。

【簡易検査が陽性となった場合】

直ちに家保所長に報告する。報告を受けた家保所長は、速やかに畜産課に報告する。畜産課は、死亡羽数の推移、死亡家さんおよび異常家さんの状況、撮影した写真および簡易検査の結果等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告し、対応を協議する。

① 採材および制限内容の説明

家畜防疫員は、当該農場に対し、想定される防疫措置について十分説明するとともに、畜産課と動物衛生課との協議に基づき、当該の農場に対し直ちに次の措置を講ずる。

ア 検査材料の採取

「異常家さんの届出を受けた際の立入検査」（P 参 1 参考資料 1）に基づき、採材を実施する。

イ 家伝法第 3 2 条第 1 項に基づき、次に掲げるものの移動を制限する。

（ア） 生きた家さん

（イ） 家さんの卵（ただし、GP センター（液卵加工場を含む。以下同じ。）で既に処理されたものを除く。）

（ウ） 家さんの死体

（エ） 家さんの排せつ物等

（オ） 敷料、飼料および家さんの飼養器具

ウ 当該農場への関係者以外の者の立入りを制限する。

エ 当該農場の出入口ならびに当該農場で使用している衣服および飼養器具を消毒する。

オ 必要に応じて、当該農場を中心とした半径 3 km 以内の区域の農場について、イに掲げるものの移動自粛等の必要な指導を行う。

② 疫学調査等

農場に残った家畜防疫員は、「現地調査票」（別記様式 3）に基づき、疫学調査を実施し、家保へ内容を送信するとともに、想定される防疫措置に係る情報収集を行い、必要な情報を家保に連絡する。

疫学調査の報告を受理した家保所長は、受理した疫学情報の内容等を確認したうえ、必要な情報を追加し、畜産課に報告し、畜産課から動物衛生課に提出する。

(3) 簡易検査陽性に備えた準備

家保は、農家個別防疫マニュアル等に基づき、農家情報を確認するとともに、簡易検査陽性に備え、以下の準備を行う。

① 農場の緊急消毒

消毒対象を確認し、必要な資材、消毒薬および人員を確認する。

② テント基地の配置、家きん舎構造および作業動線の確認

農場内の建物の配置、使用可能な水源の場所および使用方法、使用可能な電源と使用方法、農場内外の道幅、テント基地の設営場所および資材置場として活用可能な場所等を確認する。資機材の搬入経路等を確認するとともに、必要な情報については、先遣隊に確認する。

③ 必要資材の確認

防疫措置完了までに必要な防疫資材を確認し、備蓄品および緊急調達品をリストアップする。

第2ステージ

簡易検査陽性から病性判定までの措置

(1) 県対策本部

畜産課は、家保による立入検査および簡易検査の結果を受け、高病原性鳥インフルエンザ等の発生が疑われる場合には、5号体制の連絡網（P45参照）に基づき、動物衛生課、県対策本部員、幹事会構成員等に連絡する。

県庁に県対策本部を設置し（以下、県対策本部設置後の体制）、県対策本部長は、県対策本部に防疫総括班（以下「県防疫総括班」という。）、防疫対応班（以下「県防疫対応班」という。）、総務調整班（以下「県総務調整班」という。）、保健班（以下「県保健班」という。）、野鳥対応班（以下「県野鳥対応班」という。）を設置する。なお、県防疫対応班は家保内に設置し、病性判定に備えた対応を行う。

県対策本部長は、各地域防災危機管理監に対し、現地および地域対策本部の設置を指示する。

① 県防疫総括班

ア 総務係

<役割>

- 県防疫総括班の総括
- 防疫方針の策定
- 防疫措置の全体調整
- 家畜防疫連絡調整員の動員調整
- 国、都道府県、市町、関係団体等との連絡調整

(ア) 県防疫総括班の総括

県対策本部各班との連絡調整のもと、各係に対応を指示する。

(イ) 防疫方針の策定

陽性判定時に備え、県防疫対応班、現地および各地域防疫対応班調整係と調整のうえ、速やかに次の内容について措置を講じ、防疫方針を作成する。

- a 当該農場における家きん舎等の配置の把握
- b 周辺農場における家きんの飼養状況の整理
- c 家きんのと殺等の防疫措置に必要な人員および資材の確保（国や他の都道府県等からの人的支援の要否を含む。）
- d 患畜および疑似患畜の死体の埋却地または焼却地等の確保（農林水産省の保有する移動式焼却炉の利用の有無を含む。）
- e 消毒ポイントの設置場所の選定
- f 当該農場の所在する市町、近隣府県および関係機関への連絡

(ウ) 防疫措置の全体調整

県対策本部各班ならびに現地および各地域対策本部における防疫対応の準備状況を確認し、必要な調整を行う。

現地対策本部に発生農場への応援職員（現地応援隊員を含む）の派遣を依頼する。

農業技術振興センターへ現地応援隊員の派遣および備蓄倉庫からの備蓄品の搬出の協力を要請する。

(エ) 家畜防疫連絡調整員の動員調整

- a 県防疫対応班総務係および現地防疫対応班調整係と、家畜防疫連絡調整員の配置場所、集合場所、集合時間および作業クール等の調整を行う。
- b 各所属長（発生地域の農業農村振興事務所を除く）に各クール動員可能な家畜防疫連絡調整員の確認を依頼する（別記様式7-1）。
- c 家畜防疫連絡調整員動員リスト（別記様式7-2）を作成する。
- d 各所属長に家畜防疫連絡調整員動員リスト（別記様式7-2）を送付し、配置を指示する。

(オ) 国、都道府県、市町、関係団体等との連絡調整

a 国との連絡調整

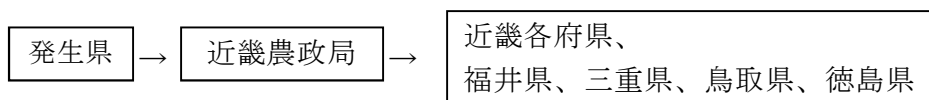
- (a) 県防疫対応班からの報告を受け、簡易検査結果や疫学情報等について、「動物衛生課へ異常家きんの症状等に関する報告」（別記様式4（防疫指針様式4-1））および「異常家きん飼養農場に関する疫学情報等の報告」（別記様式5（防疫指針様式4-2））により動物衛生課へ報告する。
- (b) (a)の報告の後、(イ)のaからfの内容について、速やかに（遅くとも遺伝子検査の結果が出る前まで）に動物衛生課に報告する。
- (c) 県防疫対応班から遺伝子検査結果の報告を受け、動物衛生課に送付し、病性判定の結果を待つ。

b 都道府県との連絡調整

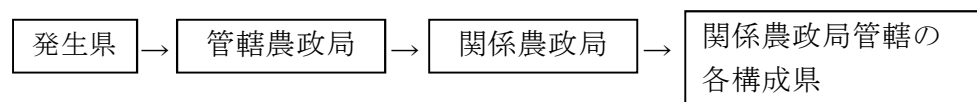
疑い事例の発生について、以下の連絡体制により関係府県へ報告する。ただし、制限区域がかかる府県ならびに発生農場と疫学的に関連した農場が所在する都道府県に対しては、原則として直接連絡する。

【連絡体制】

●近畿ブロック等鳥インフルエンザ・口蹄疫等対策協議会緊急連絡網



●中部圏家畜伝染病防疫対策連携会議連絡網



c 市町への連絡

疑い事例の発生について発生市町へ報告し、防疫対応への協力を要請する。
処分する家きんおよび汚染物品の評価人について、発生市町へ依頼する。

d 関係団体への連絡

県防疫対応班に対し、県内の家きん飼養者（中規模以上）、県畜産関係機関、市町、畜産団体、農業協同組合、飼料会社等に、「家畜衛生情報（滋賀県で高病原性鳥インフルエンザ等の疑い事例が発生しました。）」（別記様式８－２）を発信するよう指示する。

処分する家きんおよび汚染物品の評価人について、養鶏関係団体へ依頼する。

（カ）県警本部に対し必要な警戒対応を要請する。

イ 情報係

＜役割＞

- 発生状況、防疫対応状況等の情報収集
- 広報資料等の作成

（ア）発生状況、防疫対応状況等の情報収集

県防疫対応班からの発生状況や防疫対応状況、現地および各地域対策本部からの防疫対応状況について、写真や映像を含めた情報を収集および管理する。

（イ）広報資料等の作成

- 疑い事例発生および対応について、プレスリリース（別記様式８－１）を作成し、県総務調整班総務係と調整のうえ、県総務調整班広報係へ発出を依頼する。
- 本部員会議、幹事会に用いる資料を作成する。
- プレスリリースに係る以下の資料について準備を行う。
 - 疑似患畜の確認について（別記様式１０－１）
 - 防疫措置状況（別記様式５３）
- 公示等に係る以下の資料について準備を行う。
 - 家畜伝染病発生の公示（Ｐ参４７参考資料１５「公示」、別記様式９）
 - 家畜等の移動および搬出の禁止の公示（Ｐ参４７参考資料１５「公示」、別記様式９）
 - 家きんの移動禁止指示書（別記様式３０－１）
 - 評価人依頼書（別記様式１５）

ウ 庶務係

＜役割＞

- 手当金、負担金等に関すること
- 所要経費の確保および支出に関すること

（ア）手当金、負担金等に関すること

手当金、負担金等に関する必要書類の様式を確認する。

（イ）所要経費の確保および支出に関すること

- 防疫措置に係る経費の概算を算出し財政課と協議する。
- 物品購入や委託契約等に係る支払い事務を行う。

- c 現地および地域対策本部各班または係から送付される会計書類を整理し、防疫措置に係る経費をとりまとめて管理する。

エ 資材管理係

<役割>

- 協力要請団体との連絡調整
- 防疫資材に係る連絡調整

(ア) 協力要請団体との連絡調整

- a 協力要請団体本部（P 参 4 8 参考資料 1 6「家畜防疫に関する協力要請団体」参照）へ協力要請を行うとともに、現地および各地域対策本部へ協力要請団体支部等との連絡調整を指示する。
- b 消毒ポイントの業務委託について調整を行う。
- c 農場周辺の通行の制限または遮断箇所において交通整理、車両誘導等が必要な場合は、協力要請団体へ協力要請を行う。

(イ) 防疫資材の調達と連絡調整

防疫資材のうち県対策本部調達品を発注する。納品等については県防疫対応班、現地防疫対応班調整係、消毒ポイントを設置する地域防疫対応班と調整する。

現地防疫対応班調整係、地域防疫対応班から不足する旨連絡のあった資機材を調達する。また、国等の備蓄資材の借用が必要な場合、総務係に報告する。

オ 動員調整係

<役割>

- 動員計画の調整
- 県外派遣者等に係る調整

(ア) 動員計画の調整

県防疫対応班から必要人数の報告を受け、県庁各部局および地域対策本部に対し、防疫作業従事者の選定を依頼するとともに、防疫作業従事者リスト（別記様式 1 2）を作成する（P 3 3「防疫作業従事者の動員方針」参照）。

県庁各部局および地域対策本部を通じ、集合場所や時間等の必要事項（別記様式 1 3「防疫作業へ従事される職員の方へ」参照）について、防疫作業従事者へ周知する。

消毒ポイントの防疫作業従事者に不足が見込まれるとの報告を受けた場合には、必要な防疫作業従事者数を県庁各部局と地域対策本部に割り振り、防疫作業従事者を確保する。県職員で不足する場合には、県防疫総括班総務係と調整し、国機関、市町等へ動員を要請する。

提出されたリストは、とりまとめのうえ、従事者を決定し、県防疫対応班総務係、本庁各部局主管課および各地域対策本部総務班へ送付するとともに、総務係を通じて、県防疫対応班、県保健班、現地対策本部総務班および現地対策本部防疫対応班へリストを送付する。

(イ) 県外派遣者等に係る調整

県職員以外の派遣者については総務係から動物衛生課、市町、団体等へ派遣要請される。また、重機のオペレーター等建設業協会については現地防疫対応班から建設業協会支部等に協力要請される。これら県職員以外からの動員者の決定を受け、派遣元に情報の提供を依頼し、防疫作業従事者リスト（別記様式12）を作成する。

必要に応じ宿泊地の手配等、受入れに関する調整を行う。

② 県防疫対応班

家保内に設置し、総務係、発生地係、集合場所係、原因究明係、焼埋却係、評価係、疫学調査係、移動規制係、病性鑑定係を配置して、病性判定に備えた対応を行う。

ア 総務係

<役割>

- 県防疫対応班全体の総括
- 防疫作業の人員配備計画の作成
- 県対策本部との調整
- 家畜防疫連絡調整員との連絡調整
- 情報の収集および発信
- と殺指示書の作成
- 家保備蓄品の管理等

(ア) 県防疫対応班全体の総括

農家情報を整理する。各係が持ち場に移動する前にミーティングを行い、各係に対応を指示し、総括する。

(イ) 防疫作業の人員配備計画の作成

動員に必要な人数を作業班別に算出（農家個別防疫マニュアルを参照）し、県防疫総括班総務係および現地防疫対応班調整係に報告する。併せて防疫措置完了までの家畜防疫員および家畜防疫連絡調整員の配備計画を作成し、県防疫総括班総務係、現地総務班総務係および現地防疫対応班調整係に連絡する。

(ウ) 県対策本部との調整

各係からの報告を受け、下記の事項を県本部に報告し、必要な対応を協議する。

- a 家きん舎配置図、家きん舎ごとの飼養羽数、週齢（別記様式4）
 - b 汚染物品（家きん卵^{※1}、種卵^{※2}、家きんの排せつ物等、敷料、飼料、その他ウイルスにより汚染したおそれのある物品）の量、所在および処理方法
- ^{※1} 病性等判定日から遡って7日目の日より前に採取され区分管理（汚染した又はそのおそれのあるものとの交差がない管理をいう。以下同じ。）されていたもの、GPセンター等で既に処理されたものおよび種卵を除く。
- ^{※2} 病性等判定日から遡って21日目の日より前に採取され、区分管理されていたものを除く。
- c 殺処分動線案、殺処分を進める家きん舎の手順案
 - d 汚染物品処分の方法および動線案
 - e 従業員情報、疫学情報（緊急立入時の聞き取り内容含む）

f 遺伝子検査開始時間、終了予定時間および検査結果

必要に応じて班長または係員が本部員会議に出席する。

なお、防疫方針決定の連絡を県対策本部から受理した場合には、各係に連絡する。

(エ) 家畜防疫連絡調整員の動員にかかる調整

県防疫総括班総務係および現地防疫対応班調整係と、家畜防疫連絡調整員の動員に係る集合場所等を調整する。

県防疫総括班総務係から家畜防疫連絡調整員動員リスト(別記様式7-2)を受理する。

(オ) 情報の収集および発信

県内の家きん飼養者(中規模以上)、県畜産関係機関、市町、畜産団体、農業協同組合、飼料会社等に、「家畜衛生情報(滋賀県で高病原性鳥インフルエンザの疑い事例が発生しました。)」(別記様式8-2)を発信する。

(カ) と殺指示書の作成

評価係から当該農場における詳細な飼養羽数等の報告を受理後、病性判定後の交付に備え、「と殺指示書」(別記様式14)を作成する。

(キ) 家保備蓄品の管理等

- a 備蓄品をテント基地、農場内、焼埋却地、集合場所および消毒ポイントに搬入または搬入を手配する。「防疫資材輸送伝票」(別記様式47)を作成し、搬入先に渡す。
- b 残った備蓄品の在庫管理を行う。
- c 家畜防疫連絡調整員、現地防疫対応班調整係または地域防疫対応班からの要請を受け、不足する備蓄品を搬入または搬入の手配をする。「防疫資材輸送伝票」(別記様式47)を作成し、搬入先に渡す。

イ 発生地係

<役割>

- 先遣隊の派遣
- 当該農場における情報収集
- 防疫作業動線案の作成
- テント基地の設営
- 農場の緊急消毒の実施
- 発生農場全体の統括・指揮

(ア) 先遣隊の派遣

先遣隊として、家畜防疫員2名を農場に派遣する。先遣隊は、平常時に作成している農家個別防疫マニュアル内の農場平面図、家きん舎詳細図、殺処分案等の資料をA3版で持参するとともに、「先遣隊搬入資材一覧」(別記様式11)の資材を積み込み、農場に運搬する。

(イ) 当該農場における情報収集および防疫作業動線案の作成

当該農場におけるアの(ウ)の a から e の内容を県防疫対応班総務係に報告する。

作業動線上に排せつ物や不要物などがある場合、農場の従業員に協力を要請し、除去する。

(ウ) 農場のゾーニングおよびテント基地の設営

家畜防疫連絡調整員、現地対策本部員および現地応援隊員とともに、現地のゾーニング（清浄ゾーン・グレーゾーン・汚染ゾーンの区域分け）を行い、清浄ゾーンおよびグレーゾーンについて消毒のうえテント基地を設営する。なお、焼埋却地用のテント基地を設置する場合は、焼埋却係と連携し、焼埋却地のゾーニングとテント基地の設営を行う。

(エ) 農場の緊急消毒

粘着シートの設置や殺鼠剤の散布等により、農場外への病原体拡散措置を実施した後、農場の緊急消毒を実施する（P 参 9 参考資料 3 「発生農場の消毒」参照）。

(カ) 発生農場全体の統括、指揮

統括責任者 1 名をテント基地に、農場内責任者 1 名を農場内に配置する。統括責任者は発生農場周辺（テント基地、農場内および埋却地を含む）を統括、指揮し、協力要請団体との連絡調整を行う。農場内責任者は農場内の作業全体を指揮する。総務係から、環境中のウイルス検査のための環境材料の採材等の指示があった場合は、家畜防疫員に対応を指示する。

ウ 集合場所係

<役割>

- 防疫作業従事者の班分け札の作成
- 集合場所における防疫作業説明
- 総務係との連絡調整

(ア) 防疫作業従事者の班分け札の作成と班分け

班分け札(防疫作業従事者が役割を把握するための札。シール素材での作成が望ましい)を準備し、集合場所へ持参する。

<見本>

○クール
殺処分 1 班

○クール
サポート班

班分け札の数に応じて、防疫作業従事者の班分けを行い、班名を防疫作業従事者リストに記入するよう現地防疫対応班集合場所係に指示する。各班から 1 名を班長に任命し、班長は、班員と家畜防疫員との連絡等を補助するよう指示する。なお、サポート班には女性や体力面で配慮が必要な者を割り当てるように配慮する。

(イ) 集合場所における防疫作業説明

説明に必要な資料および殺処分作業の動画等を用意し、第1クールの防疫作業従事者に下記の内容を伝える。

- a 防疫作業が家畜伝染病予防法に基づく防疫措置であること
- b 病性判定の予定時間および陰性の場合は解散となること
- c 農場の場所（移動に要する時間）、移動方法
- d 農場および家きん舎見取り図、移動動線、殺処分を進める家きん舎の順
- e 作業内容（動画等を活用する）
- f 現地における指揮体制
- g 作業の進捗により割り当てられる作業内容が変更になる場合があること

(ウ) 防疫作業従事者の移動開始の指示

県防疫総括班総務係と調整のうえ、防疫作業従事者の移動開始を指示する。

エ 原因究明係

<役割>

- 農林水産省から派遣される疫学調査チームへの対応

(ア) 農林水産省から派遣される疫学調査チーム（以下「疫学調査チーム」という。）への対応

農林水産省は、患畜または疑似患畜であると決定した場合、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会に設置した疫学調査チームを発生都道府県に派遣することから、その派遣された疫学調査チームに同行し、疫学調査等を実施する。

オ 焼埋却係

<役割>

- 焼却地における防疫対応
- 埋却地における防疫対応

(ア) 焼却地における防疫対応

最終処分方法を焼却と決定した場合には、現地対策本部と調整を行い、焼却地を下見し、汚染物品の投入方法等を確認するとともに、焼却地における防疫作業の準備を指揮する。

病性判定後は、焼却地における防疫作業を指揮する（P参22参考資料8「死体等の焼埋却等」参照）。

(イ) 埋却地における防疫対応

最終処分方法を埋却と決定した場合には、現地対策本部と調整を行い、埋却候補地の現場確認および測量等に立会し、技術的助言を行うとともに、病性判定後の防疫作業に備える。なお、焼埋却地にテント基地を設置する場合は、発生地係と連携し、焼埋却地用のゾーニングとテント基地の設営を行う。

病性判定後は、埋却地における防疫作業を指揮する。

カ 評価係

<役割>

- 評価作業

(ア) 評価作業

県対策本部が選定した評価人と調整のうえ、農場に立ち入る（P 参 1 3 参考資料 5 「発生農場における評価」参照）。評価する家きんや物品、家きん卵の数量は疑似患畜確定時のものとなることに留意する。

キ 疫学調査係

<役割>

- 疫学関連家きんの調査

(ア) 疫学関連家きんの調査

発生地係の情報をもとに、疫学関連家きんに該当する家きんの有無について調査（P 参 3 8 参考資料 1 1 「疫学関連家きん等の調査」参照）し、該当する疫学関連家きんが存在した場合は、総務係に報告する。なお、総務係は、県防疫総括班を通じて動物衛生課と協議し、疫学関連家きんを決定する。調査対象家きんが他の都道府県に存在する場合は、県防疫総括班は、動物衛生課に連絡のうえ、当該都道府県畜産主務課に連絡する。

病性判定までの間に、立入調査のための準備を整え、病性判定後は、決定した疫学関連家きん飼養農場等疫学関連農場への立入調査を実施する。

ク 移動規制係

<役割>

- 制限区域内の家きん飼養者（中規模以上、以下同じ）への対応
- 発生状況調査の実施
- 制限の対象外に関する調査等の実施

(ア) 制限区域内の家きん飼養者への対応

発生農場を中心として半径 3 k m 以内にある家きん飼養者に対し、家きん卵、家きんおよび排せつ物等の移動・出荷自粛・発生状況確認検査への対応を電話で要請する。

病性判定後は、制限区域内の農場に対して、毎日の死亡羽数報告を求めるため、制限区域内の家きん飼養者の連絡先等を確認する。

(イ) 発生状況確認検査の実施

病性判定までの間、発生状況確認検査の対象農場の確認および準備を行い、病性判定後、原則として 2 4 時間以内に移動制限区域内（低病原性の場合は、制限区域内）にある家きん飼養農場に立入り、調査を実施する（P 参 3 5 参考資料 1 0 「発生状況・清浄性確認調査」参照）。発生農場の周囲 1 k m 以内の区域に位置する農場については、

外縁部または家きん舎周囲へ消石灰散布を行う。なお、小規模飼養者への対応の指示があった場合は対応する。

(ウ) 制限の対象外に関する調査等の実施

病性判定後、制限の対象外に関する調査を実施する（P 参 3 0 参考資料 9 「制限の対象と例外」参照）。病性判定後に制限の対象外となる事例の調査および出荷再開のための検査等の準備を行う。

(エ) 小規模飼養者リストを県防疫総括班総務係および現地防疫対応班調整係に送付する。

ケ 病性鑑定係

<役割>

- 高病原性鳥インフルエンザ等検査の実施
- その他病性鑑定等に関する対応

(ア) 高病原性鳥インフルエンザ等検査の実施

緊急立入を実施した家畜防疫員から検査材料を受け取り、検体容器外側等を十分消毒した後、防疫指針に基づき遺伝子検査を実施する。遺伝子検査を開始した時間を総務係に報告する。なお、遺伝子検査結果が出た場合には、総務係を通じて、県防疫総括班にその内容を送付する。

遺伝子検査開始後、必要とされる検査材料を調製し、動物衛生研究部門へ送付する（「採取した検体の郵送にあたっての注意」（P 参 4 9 参考資料 1 7）、「病性鑑定依頼書」（別記様式 6）参照）。

また、病性判定後に実施する発生状況確認検査等に係る検査全般を実施する。

(イ) その他病性鑑定等に関する対応

その他病性鑑定等に関する対応が行えるように体制を整える。

③ 県総務調整班

ア 総務係

<役割>

- 幹事会構成員および地域対策本部等との連絡調整に関すること
- 県対策本部幹事会および本部員会議の開催
- 自衛隊派遣要請に関すること
- 消防支援業務の連絡調整に関すること

(ア) 幹事会構成員および地域対策本部等との連絡調整に関すること。

疑い事例の発生について、危機対応体制 5 号の連絡体制により幹事会構成員および各地域対策本部等へ報告する。

(イ) 県対策本部幹事会および本部員会議の開催

県防疫総括班と協議のうえ開催時間等を決定し、県対策本部幹事会および本部員会議

の開催を調整する。

(ウ) 自衛隊派遣要請に関すること

大規模農場にて続発した場合等、迅速なまん延防止措置の実施が困難である場合には、県防疫総括班と動物衛生課との協議の結果を受けて、自衛隊の派遣要請を行う。

(エ) 消防支援業務の連絡調整に関すること

疑い事例の発生について発生地域の消防本部（局）へ報告する。

イ 広報係

<役割>

- 広報等に関すること

(ア) 広報等に関すること

- a 疑い事例発生および対応についてプレスリリース「高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）が疑われる事例の発生について」（別記様式8-1）を行い、情報を逐次県ホームページに掲載する。
- b 県防疫総括班と協議のうえ、本部員会議等の公開に関する報道各社への対応、映像等資料の提供についての準備を行う。なお、報道関係機関に対し、次の事項について協力を求める。
 - ・プライバシーの保護に十分に配慮すること。
 - ・本病のまん延防止ならびに円滑な防疫作業のため、発生農場での取材を厳に慎むこと。
 - ・特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むこと。

④ 県保健班

ア 精神保健係

<役割>

- 畜産農家等のこころのケアに関すること

(ア) 畜産農家等のこころのケアに関すること

当該農場の作業員等からの、精神的および身体的ストレスに関する相談窓口を設置するとともに、相談や問い合わせに対応する。

イ 感染対策係

<役割>

- 人への感染対策に関すること

(ア) 人への感染対策に関すること

- a 現地保健班との連絡調整のもと、当該農場の作業員や防疫作業従事者に対して、感染症法に基づく積極的疫学調査および健康調査等の準備を行う。

- b 防疫作業従事者へ周知が必要な事項について、必要な資料等を準備し、県防疫総括班に送付し、防疫作業従事者への事前周知を依頼する。
- c 現地保健班や他地域の健康福祉事務所等と調整のうえ、健康調査等を行う医療従事者の作業シフト作成および健康調査等に必要な物品の調達を行う。発注に際しては、県防疫総括班庶務係へ会計書類を送付する。
- d 県民からの感染症に関する相談への対応を行うと同時に、必要な情報をホームページ等に掲載する。

ウ 食の安全係

<役割>

- 環境衛生に関すること
- 食の安全に関すること
- 愛玩動物に関すること

(ア) 環境衛生に関すること

埋却地周辺の水源等の情報を収集し、県民からの飲用水の安全性等、環境衛生に関する相談への準備を行うと同時に、必要な情報を整理しホームページ等に掲載する。

(イ) 食の安全に関すること

- a 県内の認定小規模食鳥処理場およびG Pセンターへ本病の疑い事例発生および患畜または疑似患畜決定後の制限の対象と対象外になる要件について周知する（P 参 3 0 参考資料 9 「制限の対象と例外」参照）。
- b 県民からの食の安全に関する相談への対応を行うと同時に、必要な情報を整理しホームページ等に掲載する。

(ウ) 愛玩動物に関すること

対象家きんを飼養している動物園やペット販売業者等へ本病の疑い事例発生および患畜または疑似患畜決定後の制限の対象と対象外になる要件について周知する（P 参 3 0 参考資料 9 「制限の対象と例外」参照）。

⑤ 県野鳥対応班

<役割>

- 野鳥の検査等に関すること

(ア) 野鳥の検査等に関すること

- a 国内の野鳥および糞便の鳥インフルエンザウイルス確認状況に関する情報を収集管理するとともに、県内における検査状況についてとりまとめる。
- b 野鳥関係施設へ疑い事例の発生についての周知を行う。
- c 県民からの野鳥に関する相談への対応を行うと同時に、必要な情報を整理しホームページ等に掲載する。
- d 患畜または疑似患畜と決定した場合、死亡野鳥を搬入する場所が家保から衛生科学センターまたは自然環境保全課に変更されるため、関係者への周知等、受入れに関する準備を行う。

(2) 現地対策本部

疑い事例の発生した農場を管轄する地域防災危機管理監は、県対策本部長の指示により、初動防疫およびまん延防止措置を迅速かつ円滑に実施するため、現地対策本部を設置する。

現地対策本部長は、現地における具体的な防疫措置を迅速かつ円滑に実施するため、現地対策本部に現地総務班、現地防疫対応班、現地保健班、現地野鳥対応班を設置する。

① 現地総務班

ア 総務係

<役割>

- 現地対策本部の総括
- 県対策本部等との連絡調整
- 防疫作業従事者等の動員調整
- 消毒ポイント設営および運営に係る連絡調整

(ア) 現地対策本部の総括

現地防疫対応班と協議のうえ開催時間等を決定し、本部員会議の開催を調整する。

(イ) 県対策本部等との連絡調整

- a 現地対策本部各班の防疫対応の準備状況を把握し県防疫総括班総務係および現地防疫対応班調整係へ報告する。
- b 管轄警察署へ疑い事例の発生と農場周辺の通行の制限または遮断箇所、消毒ポイント設置箇所を報告し、現地の確認と必要に応じた警戒対応を依頼する。
- c 必要に応じ、道路使用許可、道路の占用の許可等申請の手続を行う。
- d 市町へ疑い事例の発生と消毒ポイントの設置場所を連絡する。
- e 消防本部（局）へ疑い事例の発生と集合場所および消毒ポイントの設置場所を連絡する。

(ウ) 防疫作業従事者等の動員調整

- a 防疫作業従事者リストの受理
県防疫総括班から防疫作業従事者リストを受理する。
- b 現地対策本部運営にかかる動員調整
現地防疫対応班調整係と連携し、現地対策本部運営に係る動員を調整する。
- c 消毒ポイントにおける動員調整
消毒ポイントに従事する職員の作業シフトを作成する。人数が不足する場合は、県対策本部と調整する。

(エ) 消毒ポイント設営および運営に係る連絡調整

- a 消毒ポイント設営に必要な資機材の搬入時間等を協力団体支部と調整し、消毒ポイント係に報告する。
- b 県本部調達品の受け取り方法や搬入時間等を県対策本部と調整し、消毒ポイント係に報告する。

- c 管外（地域対策本部が運営）の消毒ポイントについては、地域総務班総務係へ資機材の搬入時間等を連絡する。

イ 消毒ポイント係

<役割>

- 消毒ポイントの設営および車両消毒の準備

- (ア) 消毒ポイントでの車両消毒の準備
- a 消毒ポイント候補地に現地対策本部要員を配置し、現地防疫対応班との調整のもと消毒ポイント候補地に必要な資機材を受入れ、消毒ポイント運営の準備を行う（P 参3 参考資料2「消毒ポイントの運営」参照）。
- b 不足する資機材について、現地防疫対応班調整係に連絡し、防疫資材発注簿（別記様式26-2）に記録する。
- c 消毒ポイントの準備状況について、現地総務班総務係に報告する。
- d デジタルカメラ等の電子媒体を用いて、消毒ポイントの様子を記録する（報道機関に提供するものも含む）。

② 現地防疫対応班

ア 調整係

<役割>

- 現地防疫対応の総括
- テント基地、焼埋却地および集合場所の調整
- 現地応援隊員の動員調整
- 消毒ポイントの調整および管理
- 資材等の調達、管理および輸送
- 住民説明会の調整および開催
- 小規模飼養者に係る市町との連絡調整

- (ア) 現地防疫対応の総括
- a 現地対策本部運営に係る必要人数を現地総務班総務係へ報告する。現地防疫対応班各係の係員が不足する場合は、現地総務班総務係と調整する。
- b 集合場所、テント基地および焼埋却地における現地対策本部要員の人員配置を県防疫総括班および県防疫対応班総務係に報告する。
- c テント基地係、焼埋却係、集合場所係の防疫対応の準備状況を把握し現地総務班総務係へ報告する。
- (イ) テント基地、焼埋却地および集合場所の調整
- a 焼埋却地、汚染物品処理方法等について、県対策本部および現地総務班総務係と協議する。
- b 焼埋却地および集合場所の管理者に対し、疑い事例発生を連絡し、病性判定に備えた防疫作業実施を調整する。
- (ウ) 現地応援隊員の動員調整
- 農業技術振興センターと調整し現地応援隊員のシフトを決定する。

(エ) 消毒ポイントの調整および管理

- a 県対策本部と調整し、消毒ポイント候補地を決定する。
- b 消毒ポイント候補地の管理者に対し、疑い事例発生を連絡し、病性判定に備えた防疫作業実施の許可を得る。
- c 許可が得られなかった場合、県対策本部と新たな候補地を協議し、必要な設置箇所数を確保する。
- d 許可が得られた消毒ポイントを現地総務班総務係に報告する。

(オ) 防疫作業従事者リストの受理

県防疫総括班から、防疫作業従事者リストを受理する。県防疫対応班総務係から、作業班別人数を受理する。防疫作業従事者リストを現地防疫対応班集合場所係に送付する。

(カ) 資材等の調達、管理および輸送

- a 現地備蓄品について各係に搬入を指示する。
- b 協力要請団体支部等と調整のうえ、現地緊急調達品を発注し、搬入時間、場所等の調整を行う（P参48参考資料16「家畜防疫に関する協力要請団体」参照）。
- c 管外（地域対策本部が運営する消毒ポイント）を含む全ての消毒ポイントに必要な資機材のうち、協力団体支部から調達する現地調達品を発注する。
- d 速やかな確保が困難な資機材については県対策本部と調整する。
- e 集合場所およびテント基地の家畜防疫連絡調整員等から連絡のあった不足資機材を調達する。現地で調達できない場合は県防疫対応班および県防疫総括班と調整する。
- f 発注に係る会計書類をとりまとめ、県防疫総括班庶務係へ送付する。

(キ) 通行制限または遮断箇所の監視員の派遣

発生市町へ農場周辺の通行制限または遮断箇所の監視のため職員派遣を要請する。

(ク) 住民説明会等の調整

農場、焼埋却地および消毒ポイント周辺住民に対し、高病原性鳥インフルエンザ等の疑い事例の発生に伴う殺処分等の防疫措置や、農場周辺の通行制限または遮断、消毒ポイント設置等に係る周知、また理解を得るため、県対策本部および現地総務班総務係、市町および自治会と調整のうえ、住民説明会の開催等を実施する。

(ケ) 小規模飼養者に係る市町との連絡調整

県防疫対応班から小規模飼養者リストを受け取る。市町に小規模飼養者リストに送付するとともに、病性判定後に備えて制限区域内の小規模飼養者の把握と指導事項の周知について市町へ依頼する（P参44参考資料14「制限区域内の小規模家きん飼養者への対応」参照）。

イ テント基地係

<役割>

- 発生農場に隣接するテント基地の設営および管理
- 現地防疫対策の進捗把握および報告

(ア) 発生農場に隣接するテント基地の設営および管理

- a 県防疫対応班発生地係の指揮のもと、現地応援隊員と連携し、農場の消毒とゾーニング（清浄ゾーン・グレーゾーン・汚染ゾーンの区域分け）を行い、テント基地の設営を行う。必要に応じて、消石灰散布等による区分けを行う。
- b テント基地、農場内、通行制限および遮断箇所に入搬される必要資機材を受入れ、テント基地用（通行制限および遮断箇所含む）および農場内用の防疫資材管理台帳（別記様式26-1）を作成する。家畜防疫員、家畜防疫連絡調整員および現地保健班と連携し、不足する資機材を確認する。
- c テント基地の資機材の在庫管理等を行い、防疫資材管理台帳（別記様式26-1）に記録する。
- d 市町の協力のもと、通行の制限または遮断に係る設営を行う（P参11参考資料4「通行の制限または遮断」参照）。

(イ) 防疫作業従事者の受入れおよび誘導

第1クルーの防疫作業従事者の受入れおよび誘導を行う。

(ウ) 現地防疫対策の進捗把握および報告

テント基地における防疫対応の準備状況および必要な資機材を調整係に報告する。

ウ 焼埋却係

<役割>

- 焼埋却地に係る防疫対応

(ア) 焼埋却地に係る防疫対応（P参22参考資料8「死体等の焼埋却等」参照）

a 最終処分方法を焼却と決定した場合

県防疫対応班焼却係の指揮のもと焼却施設管理者、建設業協会および市町、必要に応じ消防署等と調整を行い、焼却地の確認と下見を行う。焼却作業に必要な資機材を確認し、現地防疫対応班調整係へ報告する。焼却地に搬入される必要資機材を受入れ、焼却地の防疫資材管理台帳（別記様式26-1）を作成する。焼却作業に必要な資機材を焼却施設管理者、家畜防疫連絡調整員等と確認し、不足する資機材があれば現地防疫対応班調整係に報告する。

汚染物品の投入方法等を検討するとともに、作業動線の確認等防疫作業の準備を進める。

b 最終処分方法を埋却と決定した場合

建設業協会や市町の立会いのもと、県防疫対応班焼埋却係の助言を受け、埋却候補地の現場確認および測量を行う。埋却地用のテントを設置する場合は、県防疫対応班焼埋却係の指示のもと、ゾーニングとテント基地の設営、資機材の管理を行う。

埋却地に搬入される必要資機材を受入れ、埋却地の防疫資材管理台帳（別記様式 26-1）を作成する。埋却作業に必要な資機材を建設業協会と確認し、建設業協会に調達可能なものは調達を依頼する。不足する資機材があれば現地防疫対応班調整係に報告する（建設業協会に依頼した内容も含める）。

埋却溝の掘削場所を決定し、重機等の動線を確保、整地、必要資機材の配置を行う等、埋却に必要な防疫作業の準備を進める。

また、病性鑑定後の速やかな防疫措置に備え、第 1 クールの防疫作業従事者の受け入れを行う。

エ 集合場所係

<役割>

- 集合場所全体の統括、指揮
- 集合場所の設営、管理および運営
- 防疫作業従事者の誘導等

（ア） 集合場所全体の統括、指揮

- a 統括責任者 1 名を配置する。統括責任者は集合場所全体を統括、指揮する。

（イ） 集合場所の設営、管理および運営

- a 家畜防疫員、家畜防疫連絡調整員および現地保健班と連携し、集合場所の設営を行う。
- b 集合場所に搬入される必要資機材を受入れ、防疫資材管理台帳（別記様式 26-1）を作成する。家畜防疫員、家畜防疫連絡調整員および現地保健班と連携し、不足する資機材を確認し、不足する資機材があれば現地防疫対応班調整係に報告する。報告した内容（日時、資機材名、数量等）を防疫資材発注簿（別記様式 26-2）に記入する。
- c 防疫作業従事者の手荷物（貴重品、鞆、マスク、衣類等）を預かり、管理する。
- d 県防疫対応班集合場所係が行った班分けにより、班名を記入した名簿を作成する。名簿はバス乗車までに防疫作業従事者の各班の班長に手渡し、人員の確認等に使用する。併せてテント基地の家畜防疫員に手渡すよう指示する。

（ウ） 防疫作業従事者の誘導等

- a 集合場所における健康調査等について防疫作業従事者に指示し、円滑に進行するよう補助する。
- b 人員輸送用バスの運行経路、乗降場所および消毒ポイント等について、運行者に指示するとともに、バスに添乗する。

オ 連絡調整係（家畜防疫連絡調整員）

＜役割＞

- テント基地、農場内、焼埋却地および集合場所における連絡調整等
- 現地防疫対応班調整係における連絡調整
- 資機材の管理
- 家畜防疫員の補助
- 記録（写真および作業日誌）の作成

（ア）テント基地における連絡調整等

- テント基地および農場内における防疫対応の準備状況を定期的（概ね1時間ごと）に現地防疫対応班調整係に連絡する。
- テント基地係が作成した防疫資材管理台帳（別記様式26-1）を基に、テント基地で不足する資機材がないか、「必要資機材量等の目安（P140）」等参考に、家畜防疫員、テント基地係および現地保健班と連携し、確認する。
- テント基地、農場内、埋却地および通行の制限または遮断箇所です不足する資機材を現地防疫対応班調整係または県防疫対応班調整係に報告する。報告した内容（日時、資機材名、数量等）を防疫資材発注簿（別記様式26-2）に記入する。
なお、農場内および焼埋却地で不足する資機材は家畜防疫連絡調整員等からの報告により把握する。
- 現地防疫対応班調整係、集合場所、農場内および焼埋却地の家畜防疫連絡調整員と必要に応じて連絡調整を行う。
- 家畜防疫員を補助する。
- デジタルカメラ等の電子媒体を用いて、テント基地の様子を記録する（報道機関に提供するものも含む）。
- 作業日誌（別記様式27）を作成する。

（イ）農場内（埋却地を含む）における連絡調整等

- 農場内における防疫対応の準備状況等をテント基地家畜防疫連絡調整員に報告する。
- 農場内で不足する資機材について、家畜防疫員と連携し、確認する。
- 農場内で不足する資機材を、テント基地の家畜防疫連絡調整員に報告する。
- 家畜防疫員を補助する。
- デジタルカメラ等の電子媒体を用いて、防疫作業の様子を記録する（報道機関に提供するものも含む）。

（ウ）焼埋却地における連絡調整等（焼埋却地が農場外に確保される場合）

- 焼埋却地の準備状況を定期的に（概ね1時間ごと）、現地防疫対応班調整係へ報告する。
- 焼埋却係が作成した防疫資材管理台帳（別記様式26-1）を元に、不足する資機材がないか、「必要資機材量等の目安」（P140）等を参考に、家畜防疫員と連携し、確認する。
- 不足する資機材を現地防疫対応班調整係に報告する。報告した内容（日時、資機材名、数量等）を防疫資材発注簿（別記様式26-2）に記入する。
- 家畜防疫員を補助する。

- e デジタルカメラ等の電子媒体を用いて、焼埋却地の様子を記録する。

(エ) 集合場所における連絡調整等

- a 集合場所における準備状況を定期的（概ね1時間ごと）に、現地防疫対応班調整係へ報告する。
- b 集合場所係が作成した防疫資材管理台帳（別記様式26-1）を元に、集合場所で不足する資機材がないか、「必要資機材量等の目安」（P140）等を参考に、家畜防疫員、現地保健班と連携し、確認する。
- c 集合場所で不足する資機材を現地防疫対応班調整係に報告する。報告した内容（日時、資機材名、数量等）を防疫資材発注簿（別記様式26-2）に記入する。
- d 家畜防疫員を補助する。
- e デジタルカメラ等の電子媒体を用いて、集合場所の様子を記録する（報道機関に提供するものも含む）。
- f 作業日誌（別記様式27）を作成する。

(オ) 現地対策本部（現地防疫対応班調整係）における連絡調整等

- a 現地防疫対応班調整係と連携し、県対策本部および家畜防疫連絡調整員等との連絡調整を行う。
- b 家畜防疫連絡調整員等から報告のあった不足資機材について、現地防疫対応班調整係と連携し、発注する。

③ 現地保健班

＜役割＞

- 健康調査等に関する必要物品の調達
- 防疫作業従事者等*の健康調査等
- 人の健康および食の安全に関する情報提供

*感染鳥類またはその排泄物等に接触したすべての者

(ア) 健康調査等に関する必要物品の調達

県保健班と調整のうえ、健康調査等に必要な物品の調達を行う。
発注に係る会計書類をとりまとめ、県防疫総括班庶務係へ送付する。

(イ) 防疫作業従事者リストの受理

県防疫総括班から、防疫作業従事者リストを受理する。

(ウ) 防疫作業従事者*等の健康調査等

（「防疫作業従事者等の健康調査対応マニュアル」参照）

- a 県保健班との連絡調整のもと、発生農場の従業員等に対する健康調査等を行う。
- b 集合場所において、県保健班との連絡調整のもと農場での防疫作業に従事する職員に対する健康調査等を行う。
- c 集合場所において、第1クールの防疫作業従事者のうちサポート班に対し、テント基地における作業内容を説明する。

d テント基地（埋却地を含む）において防護具の着脱指導を行う。

(エ) 人の健康および食の安全に関する情報提供

住民からの人の健康および食の安全に関する相談への対応を行う。

④ 現地野鳥対応班

＜役割＞

- 野鳥等への対応

(ア) 野鳥等への対応

県野鳥対応班および市町との調整のもと、管轄地域内における、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づいた対応を行う。

検査数や結果について、定期的に現地総務班総務係に報告する。

(3) 地域対策本部

地域防災危機管理監は、県対策本部長の指示により、初動防疫およびまん延防止措置を迅速かつ円滑に実施するため、地域対策本部を設置する。

地域対策本部長は、防疫措置を支援するため、地域対策本部に地域総務班、地域防疫対応班、地域野鳥対応班を設置する。

① 地域総務班

ア 総務係

＜役割＞

- 地域対策本部の総括
- 県対策本部等との連絡調整
- 防疫作業従事者等の動員調整
- 消毒ポイントに係る連絡調整

(ア) 地域対策本部の総括

地域防疫対応班と協議のうえ開催時間等を決定し、本部員会議の開催を調整する。

(イ) 県対策本部等との連絡調整

- a 地域対策本部各班の防疫対応の準備状況を把握し県防疫総括班および地域防疫対応班調整係へ報告する。
- b 管轄警察署へ疑い事例の発生と農場周辺の通行の制限または遮断箇所、消毒ポイント設置場所を報告し、現地の確認と必要に応じた警戒対応を依頼する。
- c 必要に応じ道路使用許可、道路の占用の許可等申請の手続を行う。
- d 市町へ疑い事例の発生と消毒ポイントの設置場所を連絡する。
- e 消防本部（局）へ疑い事例の発生と消毒ポイントの設置場所を連絡する。

(ウ) 防疫作業従事者等の動員調整

a 防疫作業従事者リストの作成

県防疫総括班から必要人数の報告を受け、地域対策本部構成事務所等に対し、防疫作業従事者の選定を依頼するとともに、防疫作業従事者リスト（別記様式12）を作成し、県防疫総括班へ提出する（P33「防疫作業従事者の動員方針」参照）。

b 消毒ポイントにおける動員調整

消毒ポイントに従事する職員の作業シフトを作成する。人数が不足する場合は、県対策本部と調整する。

(エ) 消毒ポイント設営および運営に係る連絡調整

a 消毒ポイント設営に必要な資機材の搬入時間等を現地総務班総務係と調整し、消毒ポイント係に報告する。

b 県本部調達品の受け取り方法や搬入時間等を県対策本部と調整し、消毒ポイント係に報告する。

イ 消毒ポイント係

＜役割＞

- 消毒ポイントの設営および車両消毒の準備

(ア) 消毒ポイントの設営および車両消毒の準備

a 消毒ポイント候補地に地域対策本部要員を配置し、地域防疫対応班との調整のもと消毒ポイント候補地に必要な資機材を受入れ、消毒ポイント運営の準備を行う（P3参考資料2「消毒ポイントの運営」参照）。

b 不足する資機材について、地域防疫対応班調整係に連絡し、防疫資材発注簿（別記様式26-2）に記録する。

c 消毒ポイントの準備状況について、地域総務班総務係に報告する。

d デジタルカメラ等の電子媒体を用いて、消毒ポイントにおける防疫作業の様子を記録する（報道機関に提供するものも含む）。

② 地域防疫対応班

＜役割＞

- 地域防疫対応の総括
- 消毒ポイントの調整および管理
- 資材等の調達、管理および輸送
- 小規模飼養者に係る市町との連絡調整

(ア) 地域防疫対応の総括

防疫対応の準備状況を把握し地域総務班へ報告する。

(イ) 消毒ポイントの調整および管理

a 県対策本部と調整し、消毒ポイント候補地を決定する。

b 消毒ポイント候補地の管理者に対し、疑い事例発生を連絡し、病性判定に備えた防疫

作業実施の許可を得る。

- c 許可が得られなかった場合、県対策本部と新たな候補地を協議し、必要な設置箇所数を確保する。
- d 許可が得られた消毒ポイントを地域総務班総務係および現地防疫対応班調整係に報告する。

(ウ) 資材等の調達、管理および輸送

消毒ポイントで必要な資機材のうち、協力要請団体支部へ依頼する資機材について現地防疫対応班調整係に報告する。その他必要な資機材（地域調達品）を調達する。

発注に係る会計書類をとりまとめ、県防疫総括班庶務係へ送付する。

速やかな確保が困難な資機材については、県対策本部と調整する。

(エ) 小規模飼養者に係る市町との連絡調整

県防疫対応班から小規模飼養者リストを受け取る。市町に小規模飼養者リストに送付するとともに、病性判定後に備えて制限区域内の小規模飼養者の把握と指導事項の周知を依頼する。（P 参 4 4 参考資料 1 4 「制限区域内の小規模家きん飼養者への対応」参照）。

③ 地域保健班

＜役割＞

- 人の健康および食の安全に関する情報提供

(ア) 人の健康および食の安全に関する情報提供

住民からの人の健康および食の安全に関する相談への対応を行う。

④ 地域野鳥対応班

＜役割＞

- 野鳥等への対応

(ア) 野鳥等への対応

県野鳥対応班および市町との調整のもと、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づいた対応を行う。

検査数や結果について、定期的に地域総務班総務係に報告する。

(4) 発生市町

<役割>

- 防疫対策への協力
- 汚染物品処理方法に関する連絡調整
- 小規模飼養者および愛玩鳥飼養者への対応

(ア) 防疫対策への協力

- a 県および地域対策本部からの要請を受け農場周辺における通行の制限または遮断箇所の監視、家きん等の評価に職員を派遣する。
- b 現地防疫対応班調整係からの要請を受け、消毒ポイント設置に係る調整を行う。
- c 現地防疫対応班からの要請を受け、焼埋却地の確認に職員を派遣する。
- d 現地防疫対応班調整係からの要請を受け、発生農場周辺および焼埋却地周辺の自治会等と調整のうえ、住民説明会の開催等に協力する。
- e 県野鳥対応班および現地野鳥対応班との調整のもと、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づいた対応を行う。

(イ) 小規模飼養者および愛玩鳥飼養者への対応

- a 制限区域内の小規模飼養者に対し、疑い事例の発生および制限区域内に該当すること、ならびに患畜または疑似患畜が決定した場合の指導内容について周知する（P 参 4 4 参考資料 1 4 「制限区域内の小規模家きん飼養者への対応」参照）。
- b 愛玩鳥飼養者等からの相談への対応を行う。

(5) 周辺市町

<役割>

- 防疫対策への協力
- 小規模飼養者および愛玩鳥飼養者への対応

(ア) 防疫対策への協力

- a 現地および地域防疫対応班からの要請を受け、消毒ポイント設置に係る調整を行う。
- b 現地および地域防疫対応班からの要請を受け、焼埋却地の確認に職員を派遣する。
- c 現地および地域防疫対応班からの要請を受け、発生農場周辺および焼埋却地周辺の自治会等と調整のうえ、住民説明会の開催等に協力する。
- d 県野鳥対応班、現地および地域野鳥対応班との調整のもと、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づいた対応を行う。

(イ) 小規模飼養者および愛玩鳥飼養者への対応

- a 制限区域内の小規模飼養者に対し、疑い事例の発生および制限区域内に該当すること、ならびに患畜または疑似患畜が決定した場合の指導内容について周知する（P 参 4 4 参考資料 1 4 「制限区域内の小規模家きん飼養者への対応」参照）。
- b 愛玩鳥飼養者等からの相談への対応を行う。

第3ステージ

病性判定から防疫措置完了までの措置

県対策本部は、遺伝子検査の結果を動物衛生課に送付し、病性の判定を待つ。

県対策本部は、動物衛生課が病性判定の結果に基づき家さんを患畜または疑似患畜と決定した場合には、以下の対応を行う。

なお、動物衛生課が家さんを患畜または疑似患畜でないと決定した場合には、その旨を当該家さんの所有者および疑い事例発生を周知した者すべてに連絡し、「高病原性鳥インフルエンザ等否定」を公表する。

(1) 県対策本部

動物衛生課から患畜または疑似患畜と決定したとの連絡を受けた後、以下の対応を行う。

① 県防疫総括班

ア 総務係

(ア) 県対策本部幹事会および県対策本部員会議にて患畜または疑似患畜と決定したことを報告し、幹事会構成員に必要な対応を指示する。

(イ) 動物衛生課との協議に基づき、具体的な防疫方針を策定し、県総務調整班総務係と調整のうえ、広報係にプレスリリース（別記様式10-1）を依頼する。

(ウ) 制限区域内の小規模家さん飼養者（教育機関等）に対し制限区域内に該当すること、および指導内容について周知するよう主管課と調整する（P参44参考資料14「制限区域内の小規模家さん飼養者への対応」参照）。

(エ) 県対策本部各班、現地および各地域対策本部における防疫作業ならびに消毒ポイント等における運営状況を確認し、必要な調整を行う。

(オ) 本病発生に伴う以下の内容について、公示や通知等を行う。

家伝法第13条第4項に基づき、情報係の作成した資料をもとに本病の発生を公示し、関係機関および関係団体へ報告または通報する。

- a 家伝法第58条第5項および同法施行規則第62条に基づき、あらかじめ選定していた評価人に「評価人依頼書」（別記様式15）を発行するとともに、県防疫対応班に対し、評価の開始を指示する。
- b 県防疫対応班に対し、「家畜衛生情報（滋賀県で高病原性鳥インフルエンザが発生しました。）」（別記様式10-2）の発信を指示する。
- c 県防疫対応班に対し、家伝法第16条第1項に基づく「と殺指示書」（別記様式14）の発行を指示する。

- d 家畜伝染病予防法施行細則（昭和26年8月1日滋賀県規則第30号）第3条に基づき、移動制限ならびに搬出制限の公示（P参47参考資料15「公示」、別記様式9）を行うとともに、家きん飼養農家、関係機関および関係団体へ通知する。

- e 県内の愛玩鳩飼養者に対して、移動自粛要請を実施する。

＊鳩レース愛好者への注意喚起

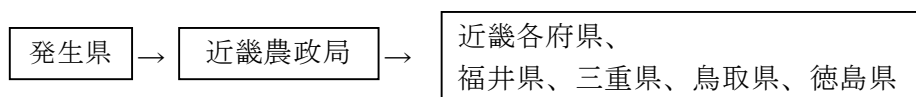
移動制限期間中、鳩レース開催、訓練等は自粛を要請する。その規制範囲は、可能であれば県内全域を対象とすることが望ましい。

（カ） 国、都道府県、市町、関係団体等との連絡調整

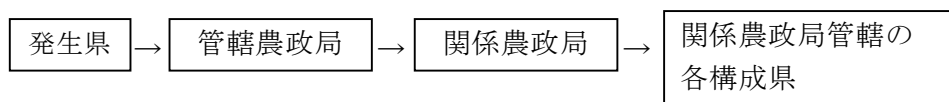
- a 患畜または疑似患畜決定および防疫方針について、以下の連絡体制により近畿農政局を通じ関係府県へ報告する。ただし、制限区域がかかる府県ならびに発生農場と疫学的に関連した農場が所在する都道府県に対しては、原則として直接連絡する。

【連絡体制】

●近畿ブロック等鳥インフルエンザ・口蹄疫等対策協議会緊急連絡網



●中部圏家畜伝染病防疫対策連携会議連絡網



- b 患畜または疑似患畜決定および防疫方針について発生市町へ連絡する。
- c 患畜または疑似患畜決定および防疫方針について関係団体本部へ連絡する。
- d 情報係の作成した資料をもとに制限区域内の移動等の対象外および家きん集合施設の開催等の制限の対象外の措置を行うため、動物衛生課と事前協議を実施する（P参35参考資料10「発生状況・清浄性確認検査」参照）。

イ 情報係

（ア）発生状況、防疫措置の実施状況等の情報収集

- a 県防疫対応班からの発生状況や防疫措置の実施状況等、現地および各地域対策本部からの防疫措置の実施状況等について写真や映像を含めた情報を収集、管理する。
- b 防疫措置状況等のプレスリリース（別記様式53）を作成し、県総務調整班広報係にプレスリリースを依頼する。
- c 動物衛生課との協議に基づき、高（低）病原性インフルエンザの遺伝子検査結果（病性および亜型確定）のプレスリリース（別記様式54）を作成し、県総務調整班広報係にプレスリリースを依頼する。

(イ) 広報資料等の作成

- a 収集した情報を幹事会、本部員会議に用いる資料としてとりまとめる。
- b 家畜伝染病発生、家畜等の移動および搬出の禁止の公示（P 参 4 7 参考資料 1 5「公示」別記様式 9 参照）および「家きんの移動禁止指示書」（別記様式 3 0－1）、「評価人依頼書」（別記様式 1 5）を発出する。
- c 制限区域内の移動等の対象外および家きん集合施設の開催等の制限の対象外の措置を行うための協議資料を作成する（別記様式 2 9、3 1、3 3）。

ウ 庶務係

(ア) 手当金等に関すること

総務係と連携、調整のもと、手当金等に関する必要書類（別記様式 1 9～2 4）の確認を行う。

(イ) 所要経費の確保および支出に関すること

防疫対策に係る経費の概算を算出し、財政課との協議を進める。

物品購入や委託契約等に係る支払い事務を行う。

防疫対策に係る経費をとりまとめて管理する。

エ 資材管理係

(ア) 協力要請団体との委託調整

協力要請団体本部（P 参 4 8 参考資料 1 6「家畜防疫に関する協力要請団体」参照）へ患畜または疑似患畜決定を連絡するとともに消毒ポイント等の委託契約を締結し、業務を委託する。

(イ) 協力要請団体との連絡調整

現地防疫対応班調整係から不足する旨連絡があった資機材について発注する。納品等については、現地防疫対応班調整係と調整する。

必要に応じ、国等の備蓄資材の受渡しについて現地防疫対応班、備蓄資材の貸出し機関との調整を行う。

オ 動員調整係

(ア) 動員計画の調整

第 2 クール以降の防疫作業従事者リストの作成を順次行う。県各部局、地域対策本部を通じ、集合場所や時間等の必要事項（別記様式 1 3「防疫作業へ従事される職員の方へ」参照）について防疫作業従事者へ周知する。

(イ) 県外派遣者等に係る調整

県外派遣者等について出役状況を管理し、防疫作業従事者リストの作成を継続して行う。

② 県防疫対応班

班長は、必要に応じ本部員会議等に出席するとともに、以下の対応を各係に指示する。

ア 総務係

(ア) 県防疫対応班全体の総括・連絡調整

県防疫対応班を指揮するとともに、県対策本部他班との連絡調整を行う。

防疫方針および作業の進捗状況を確認し、係シフトを決定する。シフト交代時は家畜防疫員が持ち場に移動する前にミーティングを行い、作業内容を共有する。

(イ) 県対策本部との調整

国との協議が必要な事項をとりまとめ、県防疫総括班総務係に協議を依頼する。

(ウ) 情報の収集および発信

県内の家きん飼養者（中規模以上）、県畜産関係機関、市町、畜産団体、農業協同組合、飼料会社等に「家畜衛生情報（滋賀県で高病原性鳥インフルエンザが発生しました。）」（別記様式１０－２）を発信する。

(エ) 畜産関係者等への指導

移動制限区域内の獣医師等の畜産関係者、飼料輸送業者、集卵業者、家きん取扱業者、廃鶏取扱業者、死亡鳥取扱業者および化製場、食肉加工施設等の畜産関係施設に対して、以下の指導を行う。

a 獣医師等の畜産関係者

- ・ 携行する器具および薬品は、最小限とすること。
- ・ 農場への入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- ・ 消毒または廃棄が容易な衣服、器具等を使用すること。
- ・ 農場の敷地内への車両の乗り入れを自粛すること。
- ・ 移動経路を記録し、保存すること。

b 飼料輸送業者、集卵業者、家きん取扱業者、廃鶏取扱業者

- ・ 農場の入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- ・ 感染リスクの低い運搬経路を選択すること。
- ・ 複数の農場を連続して配送または集荷を行わないこと。
- ・ 配送経路を記録し、保存すること。

c 死亡鳥取扱業者

- ・ 農場の入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- ・ 感染リスクの低い運搬経路を選択すること。
- ・ 原則として、農場の出入口で受け渡しを行うこと。
- ・ 配送経路を記録し、保存すること。

d 化製場、食肉加工施設等の畜産関係施設

- ・ 車両の消毒を徹底すること。

(オ) と殺指示書の作成

「と殺指示書」（別記様式 14）の交付を原因究明係に指示するとともに、県防疫対応班発生地係、集合場所係および焼埋却係に防疫作業開始時刻を連絡し、と殺を指示する。

(カ) 家伝法第 52 条に基づく死亡羽数徴求の対応

中規模以上の家きん飼養者、現地および地域対策本部からの死亡羽数報告を取りまとめ、県防疫総括班総務係へ報告する。

(キ) 防疫資材の管理および調達

- a 家保備蓄品の在庫管理を行う。
- b 現地および地域防疫対応班調整係、家畜防疫連絡調整員からの不足品の調達要請に対し、備蓄品の搬出、調達等の手配を行う。

イ 発生地係

テント基地に農場統括責任者、農場に農場内責任者および複数の家畜防疫員を作業リーダーとして配置する。

総務係からの連絡により、以下の対応を行う。

(ア) 家きんの所有者等への患畜または疑似患畜と決定したことの説明

農場内責任者は家きんの所有者等の心情に十分に配慮したうえで、関係法令の内容、所有者等の義務、防疫方針、および家伝法第 52 条の 3 の規定により行政不服審査法に基づく審査請求をすることができないことについて説明する。

(イ) テント基地に到着した防疫作業従事者への最終説明

農場統括責任者は、防疫作業従事者に対して、防疫作業の進捗状況等を説明のうえ、具体的な作業については農場内責任者や作業リーダーに従うよう指示する（P 112「防疫作業従事者の 1 日の動き」参照）。

(ウ) 殺処分作業および汚染物品回収作業

農場内責任者および作業リーダーは、防疫作業従事者への殺処分および汚染物品回収作業の指導を行い、農場内責任者は、防疫作業全体の指揮を行う（P 112「防疫作業従事者の 1 日の動き」参照）。

(エ) 防疫作業従事者の作業時間の管理

農場統括責任者は、防疫作業従事者の交代時間、作業時間および休憩時間等を管理し、農場の入退場等が円滑に行われるよう各係に指示するとともに、定期的（概ね 1 時間ごと）にミーティングを行い、情報共有を図る。

ウ 集合場所係

総務係からの連絡により、以下の対応を行う。

(ア) 次の防疫作業従事者の受入れ

現地対策本部員および家畜防疫連絡調整員と協力して次クールの防疫作業従事者の受入準備を整え、順次、受入れを行う。

(イ) 防疫作業従事者の班分け

防疫作業従事者の班分けを行う。

(ウ) 集合場所における防疫作業説明

説明に必要な資料および殺処分作業の動画等を用意し、第2クール以降の防疫作業従事者に下記の内容を伝える。

- a 防疫作業が家畜伝染病予防法に基づく防疫措置であること
- b 農場の場所（移動に要する時間）、移動方法
- c 農場および家きん舎見取り図、移動動線、殺処分を進める家きん舎の順
- d 作業内容(動画等を活用する)開始からの進捗状況
- e 現地における指揮体制
- f 作業の進捗により割り当てられる作業内容が変更になる場合があること

(エ) 防疫作業従事者の移動開始の指示

準備の整った防疫作業従事者に対し、農場への移動を指示する。

エ 原因究明係

総務係が作成した「と殺指示書」（別記様式14）を農場へ持参し、家きんの所有者に交付する。

国から派遣された疫学調査チームに同行し、疫学調査等を実施する。

オ 焼埋却係

総務係からの連絡により、以下の対応を行う（P参22参考資料8「死体等の焼埋却等」参照）。

(ア) 焼却地における防疫措置の開始

焼却地において、汚染物品の受入れ準備を整える。防疫作業従事者の到着後は作業方法を説明し、作業を指揮する。

(イ) 埋却地における防疫措置の開始

埋却地の掘削開始を指示し、汚染物品の受入れ準備を整える。防疫作業従事者の到着後は、作業方法を説明し、作業を指揮する。

カ 評価係

(ア) 評価に関する必要書類の作成事務

「発生農場における評価」（P 参 1 3 参考資料 5）に従い評価作業を行う。

農場で記録した野帳等から手当金等申請に必要な書類（別記様式 1 6 ～ 2 5）を作成し、県防疫総括班に提出する（P 参 1 3 参考資料 5 「発生農場における評価」参照）。申請等が必要な書類については、直接所有者等と面談し、最終申請内容等の説明を行い、了承後に署名等をもらうものとする。

キ 疫学調査係

動物衛生課との協議の結果、疫学関連家きんと決定した場合には、以下の対応を行う。

(ア) 疫学関連家きん飼養農場への連絡および家きんの移動禁止指示書の交付

当該農場に連絡し、疫学関連家きんの存在、立入検査の日時を伝達するとともに、家伝法第 3 2 条第 1 項に基づき、当該家きんの移動禁止を指示する。なお、立入検査時には、県防疫総括班情報係が作成した移動禁止に係る「家きんの移動禁止指示書」（別記様式 4 8）を交付する。

(イ) 疫学関連家きん飼養農場への立入検査

当該農場に立ち入り、臨床検査を実施する。当該農場には、家伝法第 5 2 条に基づき、毎日、当日の死亡羽数を報告するように指導する。

また、患畜または疑似患畜との接触後（または疫学関連家きんと判定後）1 4 日を経過した後に、再度立入検査を実施し、臨床検査および簡易検査（低病原性鳥インフルエンザの場合は、血清抗体検査。）を実施する（P 参 3 8 参考資料 1 1 「疫学関連家きん等の調査」参照）。

(ウ) 移動禁止の解除の伝達

総務係を通じて、県防疫総括班からの指示により、疫学関連家きんの所有者等に移動禁止の解除を伝達する。

ク 移動規制係

発生農場を中心として、半径 3 k m（低病原性の場合は 1 k m）以内の区域を移動制限区域、半径 1 0 k m（低病原性の場合は 5 k m）以内の区域を搬出制限区域と設定し、以下の対応を行う。また、認定小規模食鳥処理施設で発生した場合は、施設を中心とした半径 1 k m 以内を移動制限区域として設定する。

(ア) 制限区域内の家きん飼養者（中規模以上）への対応

a 移動制限区域内の家きん飼養者

家きん飼養者に対して、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜または疑似患畜が決定し、所有する農場が移動制限区域内に存在していることを説明し、以下の指導を実施する。また、家きん卵、家きんおよび排せつ物等の移動制限を指示し、防疫スケジュールについて説明する。

(a) 指導内容

- ・家きん舎等への関係者以外の者の出入りを自粛すること。
- ・農場関係者等の入出場時の消毒を徹底すること。
- ・家きん舎の出入口、家きん舎周辺および家きん衛生管理区域外縁部については、消石灰等を用いて消毒すること。
- ・家きん舎内については、高病原性鳥インフルエンザ等ウイルスに効果のある消毒薬を用いて消毒すること。

(b) 発生状況確認検査（低病原性の場合は制限区域内農場すべてが対象）

原則として、24時間以内に農場に立入調査を実施することを説明し、立入日時を通知する（P参35参考資料10「発生状況・清浄性確認検査」参照）。

(c) 制限の対象外に関すること

原則として、移動制限区域内では家きん等の移動等の制限、家きん集合施設の開催等の制限がされているが、これらの制限については条件を満たせば国との協議のうえ、制限の対象外とすることができることを説明し、そのための立入調査を実施することを通知する（P参30参考資料9「制限の対象と例外」参照）。

(d) 家伝法第52条に基づく死亡羽数報告徴求

移動制限区域の解除の日まで、毎日の健康観察を徹底し、以下の異常を発見した場合には、直ちにその旨を報告するように指導する。また、毎日、当日の死亡羽数を報告するように指示する。

- ・同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の2倍以上となっている場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ等以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。
- ・家きんに鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等、高病原性鳥インフルエンザ等の感染家きんが呈する症状を確認した場合。
- ・5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合（家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ等以外の事情によるものであることが明らかな場合を除く。）またはまとまってうずくまっていることを確認した場合。

b 搬出制限区域内の家きん飼養者

家きん飼養者に対して、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜または疑似患畜が決定し、所有する農場が搬出制限区域内に存在していることを説明し、以下の指導および防疫スケジュールについて説明する。

(a) 制限区域内における制限等

原則として、搬出制限区域から家きん等を搬出することが制限され、移動制限区域内では家きん等の移動が制限されていることを説明する（P参30参考資料9「制限の対象と例外」参照）。

(b) 制限の対象外に関すること

制限の対象外に関すること、制限の対象外の協議のためには現場確認等が必要なことを説明する（P 参 3 0 参考資料 9 「制限の対象と例外」参照）。

(c) 家伝法第 5 2 条に基づく死亡羽数報告徴求および指導

搬出制限区域の解除の日まで、毎日の健康観察を徹底し、異常を発見した場合（移動制限区域内と同様の異常）には、直ちにその旨を報告するように指導する。また、毎日、当日の死亡羽数を報告するように指示する。

(d) 発生状況確認検査（低病原性の場合のみ）

原則として、24 時間以内に農場に立入調査を実施することを説明し、立入日時を通知する（P 参 3 5 参考資料 1 0 「発生状況・清浄性確認検査」参照）。

(イ) 制限の対象外に関すること

移動規制係は、県防疫総括班と動物衛生課との協議の結果、移動の対象外の措置が認められた場合には、関係者に内容を周知するとともに、「家きん等移動申請書」（別記様式 2 8）により申請があった場合には、対応を行う（P 参 3 0 参考資料 9 「制限の対象と例外」参照）。

ケ 病性鑑定係

病性鑑定係は、発生状況確認検査および清浄性確認検査、疫学関連家きん調査等に係る家保で行う病性鑑定全般を実施する。

その他、異常家きん発見の通報に伴う検査も同様とする。

③ 県総務調整班

ア 総務係

(ア) 幹事会構成員等に患畜または疑似患畜決定について連絡する。

(イ) 県防疫総括班と協議のうえ開催時間等を決定し、県対策本部幹事会および本部員会議の開催を調整する。

イ 広報係

(ア) 患畜または疑似患畜決定および防疫対応について、県防疫総括班と調整のうえ、国と同時にプレスリリース「高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）の（疑似）患畜の確認について」（別記様式 1 0 - 1（防疫指針様式 6））を行い、防疫措置の実施状況等（別記様式 5 3）を逐次県ホームページに掲載する。

(イ) 県防疫総括班と調整のうえ、報道各社に対し映像資料等の提供を行う。

なお、報道関係機関に対し、次の事項について協力を求める。

- ・プライバシーの保護に十分に配慮すること。
- ・本病のまん延防止ならびに円滑な防疫作業のため、発生農場での取材を厳に慎むこと。

- ・特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むこと。

④ 県保健班

ア 精神保健係

農場従業員等からの精神的および身体的ストレスに関する相談への対応を継続する。

イ 感染対策係

現地保健班との連絡調整のもと、農場従業員等に対する健康調査を必要に応じ継続して実施する。

現地保健班や他地域の健康福祉事務所等と調整のうえ、防疫措置の完了まで、健康調査等にかかる要員のシフト作成および必要な物品の補給を行う。

県民からの感染症に関する相談への対応を継続すると同時に、必要に応じホームページ等の情報を更新する。

ウ 食の安全係

県内の認定小規模食鳥処理場およびG Pセンター等へ患畜または疑似患畜決定ならびに発生に係る制限について周知する。制限区域内の施設については、県防疫対応班と調整のうえ対応する。（P参30参考資料9「制限の対象と例外」参照）

県民からの相談への対応を継続すると同時に、必要に応じホームページ等の情報を更新する。

⑤ 県野鳥対応班

国内の野鳥および糞便の鳥インフルエンザウイルス確認状況に関する情報を収集、管理するとともに県内における検査状況についてとりまとめる。

野鳥関係施設へ患畜または疑似患畜決定についての周知を行う。

県民からの野鳥に関する相談への対応を継続すると同時に、必要に応じホームページ等の情報を更新する。

死亡野鳥を搬入する場所が家保から衛生科学センターまたは自然環境保全課に変更されるため、関係者への周知等を行う。

（２） 現地対策本部

現地対策本部長は、病性判定の結果、患畜または疑似患畜と決定された旨を県対策本部から報告を受けた後、各班に防疫措置の開始を指示する。

① 現地総務班

ア 総務係

（ア）現地対策本部員に患畜または疑似患畜決定について連絡し、現地防疫対応班と協議のうえ状況に応じ本部員会議を開催する。

- (イ) 各消毒ポイントの消毒ポイント係に患畜または疑似患畜と決定された旨連絡し、防疫措置（車両消毒）の開始を指示する。
- (ウ) 現地対策本部各班の防疫作業の進捗状況の報告をとりまとめ、県防疫総括班へ報告する。
- (エ) 管轄警察署へ患畜または疑似患畜決定と防疫作業開始を連絡する。必要に応じ道路使用許可、道路の占用の許可等申請の手続を行う。
- (オ) 引き続き、消毒ポイントに従事する職員の作業シフトを作成する。人数が不足する場合は、県対策本部と調整する。また、現地防疫対応班調整係と連携し、現地対策本部運営に係る動員を調整する。

イ 消毒ポイント係

- (ア) 消毒ポイントの運営を開始する（P 参 3 参考資料 2 「消毒ポイントの運営」 参照）。
- (イ) 作業状況「消毒ポイント作業記録」（別記様式 4 2）を現地総務班総務係に報告する。
- (ウ) 不足する資機材について現地防疫対応班調整係へ報告する。

② 現地防疫対応班

ア 調整係

- (ア) テント基地、焼埋却地、集合場所、消毒ポイント等の調整および資材調達
 - a 各係に患畜または疑似患畜と決定された旨連絡し、防疫措置の開始を指示する。
 - b 発生市町に患畜または疑似患畜と決定された旨連絡し、防疫措置（通行の制限または遮断箇所の監視）の開始を連絡する。
 - c 焼埋却地、集合場所および消毒ポイントの施設管理者に対し、患畜または疑似患畜と決定されたこと、それに伴い防疫措置を開始したことを連絡する。
 - d テント基地、農場内、焼埋却地、集合場所の進捗状況をとりまとめ、現地防疫総務班総務係に報告する。
 - e テント基地および集合場所の家畜防疫連絡調整員、各消毒ポイントの消毒ポイント係から資機材の不足の報告があった場合は速やかに調達する。
- (イ) 住民説明会の調整および開催
 - 県対策本部へ担当職員の出席を要請し、該当市町および現地総務班総務係と調整のうえ住民説明会を開催する。
- (ウ) 小規模飼養者に関すること
 - a 市町に、制限区域内の小規模飼養者に対し、以下の内容の周知を依頼する。（P 参 4 4 参考資料 1 4 「制限区域内の小規模家きん飼養者への対応」 参照）。

- (a) 患畜または疑似患畜の決定
- (b) 制限区域内に該当すること
- (c) 指導内容
- (d) 家伝法第 5 2 条に基づく死亡羽数の報告
- b 市町に、a(d) の死亡羽数の報告を依頼する。
- c 市町から報告のあった死亡羽数を取りまとめ、県防疫対応班総務係へ報告する。

イ テント基地係

(ア) テント基地の運営

- a テント基地における防疫作業従事者の受入れおよび誘導を行う。
- b 各テント（着衣テント、脱衣テント、資材テント、休憩テント等）を管理する。
- c 防疫資材管理台帳（別記様式 2 6 - 1）等により、テント基地（農場内含む）の資機材を管理する。不足する資機材、飲食物がある場合は、家畜防疫連絡調整員に報告する。
- d 発生農場周辺における通行制限または遮断箇所の監視状況および不足する資機材を確認する。

ウ 焼埋却係

(ア) 焼埋却地等の調整および運営（P 参 2 2 参考資料 8 「死体等の焼埋却等」および別記様式 3 7 「防疫作業進行管理台帳（焼埋却用）」参照）

- a 最終処分方法を焼却と決定した場合
焼却地の準備を整え、運搬されてきた焼却物を受け入れ順次焼却する。汚染物品の搬入および焼却状況を防疫作業進行管理台帳（焼埋却地用）（別記様式 3 7）に記入し、家畜防疫連絡調整員に報告する。不足する資機材があった場合、家畜防疫連絡調整員へ報告する。
- b 最終処分方法を埋却と決定した場合
埋却地の掘削、汚染物品の埋却作業を開始する。汚染物品の搬入および埋却状況を防疫作業進行管理台帳（焼埋却用）（別記様式 3 7）に記録し、家畜防疫連絡調整員に報告する。不足する資機材があった場合、家畜防疫連絡調整員へ報告する。

エ 集合場所係

(ア) 集合場所運営

- a 集合場所における防疫作業従事者の受入れを行う。
- b 防疫資材管理台帳（別記様式 2 6 - 1）等により、集合場所の資機材を管理する。不足する資機材等がある場合は現地防疫対応班調整係に報告する。
- c 防疫作業従事者の手荷物（貴重品、鞆、マスク、衣類等）を預かり、管理する。
- d 県防疫対応班集合場所係が行った班分けにより、班名を記入した名簿を作成する。名簿はバス添乗までに防疫作業従事者の各班の班長に手渡し、人員の確認等に使用する。併せてテント基地の家畜防疫員に手渡すように指示する。

(イ) 防疫作業従事者の誘導等

- a 集合場所における健康調査等について防疫作業従事者に指示し、円滑に進行するよう補助する。
- b 人員輸送用バスの運行経路、乗降場所および消毒ポイント等について、運行者に指示するとともに、バスに添乗する。
- c バス添乗員は防疫作業従事者の班長が従事前に行うバス乗車時の人員確認を補助するとともに、従事後はバス乗車人数を確認する。また、必要に応じて、バスの車両消毒や車内の汚れ対策を行う。

オ 連絡調整係（家畜防疫連絡調整員）

(ア) 防疫作業の進捗状況を確認、記録し、現地防疫対応班調整係へ報告する。（P 参 1 8 参考資料 6 「防疫作業の進捗管理および報告」参照）

(イ) 必要に応じて、県対策本部、現地対策本部および各配置場所の家畜防疫連絡調整員と連絡調整を行う。

(ウ) テント基地および集合場所の家畜防疫連絡調整員は、現地防疫対応班の作成する防疫資材管理台帳（別記様式 2 6 - 1）により資機材の管理状況を確認する。

不足する資機材があった場合は、現地防疫対応班調整係または県防疫対応班に報告し、防疫資材発注簿（別記様式 2 6 - 2）に記録する。

農場内（埋却地を含む）の家畜防疫連絡調整員はテント基地の家畜防疫連絡調整員に報告する。焼却地の家畜防疫連絡調整員は、現地防疫対応班調整係に報告する。

(エ) デジタルカメラ等の電子媒体を用いて、作業の様子を記録する（報道機関に提供するものを含む）。

(オ) 作業日誌（別記様式 2 7）を作成する。

③ 現地保健班

(ア) 健康調査等に関する必要物品の調達

県保健班と調整のうえ、健康調査等に必要な物品の調達を行う。

(イ) 防疫作業従事者等の健康管理

「防疫作業従事者等の健康調査対応マニュアル」に基づき、集合場所およびテント基地（埋却地を含む）において、県保健班との連絡調整のもと農場で防疫作業に従事する職員、防疫作業従事後の職員等に対する健康調査等を継続して行う。サポート班に対しては、集合場所においてテント基地における作業内容を説明する。

(ウ) 人の健康および食の安全に関する情報提供

住民からの人の健康および食の安全に関する相談への対応を継続して行う。

④ 現地野鳥対応班

県野鳥対応班および市町との調整のもと、野鳥等への対応を継続して行う。

(3) 地域対策本部

地域対策本部長は、病性判定の結果、患畜または疑似患畜と決定された旨を県対策本部から報告を受けた後、各班に防疫措置の開始を指示する。

① 地域総務班

ア 総務係

(ア) 地域対策本部員に患畜または疑似患畜決定について連絡し、地域防疫対応班と協議のうえ状況に応じ本部員会議を開催する。

(イ) 地域対策本部の防疫作業の進捗状況を防疫総括班総務係および地域防疫対応班調整係へ報告する。

(ウ) 管轄警察署へ患畜または疑似患畜決定と防疫作業開始を連絡する。必要に応じ道路使用許可、道路の占用の許可等申請の手続を行う。

(エ) 防疫作業従事者等の動員を引き続き調整する。

イ 消毒ポイント係

地域防疫対応班調整係と調整し、消毒ポイントの運営を開始する（P 参 3 参考資料 2「消毒ポイントの運営」参照）。

消毒ポイントの資機材の不足品について地域防疫対応班調整係へ報告し、防疫資材発注簿（別記様式 2 6 - 2）に記録する。

② 地域防疫対応班

消毒ポイントの管理者、消毒作業を行う協力要請団体支部等に対し、患畜または疑似患畜決定および消毒ポイントの運営開始を連絡する。

消毒ポイントにおける資機材の不足の報告を受けた場合には、速やかに手配・調達する。速やかな確保が困難な資機材については県対策本部と調整する。

③ 地域保健班

住民からの人の健康および食の安全に関する相談への対応を継続して行う。

④ 地域野鳥対応班

県野鳥対応班および市町との調整のもと、野鳥等への対応を継続して行う。

(4) 発生市町

(ア) 職員の配置調整

- a 農場周辺における通行制限または遮断箇所の監視（P 参 1 1 参考資料 4 「通行の制限または遮断」）。
- b 家畜等の評価（P 参 1 3 参考資料 5 「発生農場における評価」）。
- c 周辺農場の立入検査。

(イ) 小規模飼養者への対応

- a 制限区域内の小規模飼養者に対し、制限区域内に該当すること、および指導内容について周知する（P 参 4 4 参考資料 1 4 「制限区域内の小規模家きん飼養者への対応」参照）。
- b 制限が解除されるまでの期間、小規模飼養者からの毎日の死亡羽数報告をとりまとめ（別記様式 3 8 - 2）、現地防疫対応班調整係へ提出する。

(ウ) 野鳥への対応

県野鳥対応班、現地野鳥対応班との調整のもと、管轄地域内における野鳥等への対応を継続して行う。

(エ) 愛玩鳥飼養者等への啓発指導

愛玩鳥飼養者等からの相談への対応を継続して行う。

(5) 周辺市町

(ア) 職員の配置調整

周辺農場の立入検査

(イ) 小規模飼養者への対応

- a 制限区域内の小規模飼養者に対し、制限区域内に該当すること、および指導内容について周知する（P 参 4 4 参考資料 1 4 「制限区域内の小規模家きん飼養者への対応」参照）。
- b 制限が解除されるまでの期間、小規模飼養者からの毎日の死亡羽数報告をとりまとめ（別記様式 3 8 - 2）、現地防疫対応班調整係へ提出する。

(ウ) 野鳥への対応

県野鳥対応班、現地または地域野鳥対応班との調整のもと、管轄地域内における野鳥等への対応を継続して行う。

(エ) 愛玩鳥飼養者等への啓発指導

愛玩鳥飼養者等からの相談への対応を継続して行う。

第4ステージ

防疫措置完了から制限区域解除までの措置

県対策本部は、動物衛生課と協議のうえ、以下の場合を死体および汚染物品の処理の完了とし、発生農場における消毒が終了した時点で防疫措置完了とする。

① 焼却の場合

焼却のため死体および汚染物品を農場から移動させる際に密閉容器を用いる場合、農場内のすべての死体を密閉容器に入れ終えた時点。

② 埋却の場合

埋却地において、死体および汚染物品を含めすべての埋却作業が終了し、埋却地の消毒作業が終了した時点。

③ 発酵による消毒の場合

死体および汚染物品の病原体の拡散防止に万全を期した発酵処理を開始するための封じ込め措置が完了した時点。なお封じ込めを行う場合は、別記様式39により、動物衛生課と協議を行うこと。

(1) 県対策本部

県対策本部は、防疫措置完了を関係機関に連絡するとともに、プレスリリース（別記様式53）を行い、制限区域が解除されるまでの対応を継続する。

また、制限区域が解除された時には、関係機関に連絡するとともに、制限区域解除について、プレスリリースする。

① 県防疫総括班

ア 総務係

(ア) 動物衛生課との協議のもと、防疫措置完了から制限区域解除に係る対応について各係に指示する。

(イ) 県対策本部各班、現地および各地域対策本部における防疫措置進捗状況を確認し、制限区域解除まで必要な調整を行う。

(ウ) 消毒ポイントの運営状況を確認し、運営時間変更や改廃の決定を行う。

(エ) 関係団体本部および関係府県へ、制限区域が解除されるまでの間、防疫措置の実施状

況等を周知する。

イ 情報係

- (ア) 収集した情報を幹事会、本部員会議、また県のホームページ等に用いる資料としてとりまとめる。
- (イ) 家畜等の移動および搬出の禁止解除の公示を行う（P参47参考資料15「公示」、別記様式9参照）。

ウ 庶務係

- (ア) 手当金等の交付事務、物品購入や委託契約等に係る支払い事務を行うとともに、防疫措置に係る経費をとりまとめて管理する。
- (イ) 経営再開に係る資料提供および相談対応を行う。

エ 資材管理係

- (ア) 協力要請団体に対し、制限区域が解除されるまでの間、防疫措置の実施状況等を周知し、必要な依頼を行う。
- (イ) 消毒ポイントの業務委託を現地および各地域対策本部との連絡調整のもと順次行う。
- (ウ) 国等の備蓄資材を借用した場合、返却について現地防疫対応班、備蓄資材の貸出し機関との調整を行う。

オ 動員調整係

- (ア) 周辺農場の調査等において家畜防疫員等が不足する場合には、受入れに関する対応を引き続き行う。
- (イ) 県外派遣者の派遣元に対し、メンタルケアを含めた防疫作業従事者への対応について依頼周知する。

② 県防疫対応班

班長は、移動制限が解除されるまでの間、各係の作業量に応じて、人数を再編成して、以下の対応を行う。

なお、集合場所係および原因究明係は解体し、他の係に人員を割り振る。

また、制限区域が解除された時には、当該農場における経営再開を支援し、家きんの再導入を予定する農場内の全ての家きん舎を対象に、動物衛生課と協議のうえ、家きんの再導入のため検査等を実施する（P参40参考資料12「家きんの再導入」参照）。

ア 総務係

(ア) 県防疫対応班全体の総括・連絡調整

班長不在時の県防疫対応班を指揮するとともに、県本部各班との連絡調整を行う。

(イ) 情報の収集および発信

県内の家きん飼養者（中規模以上）、県畜産関係機関、市町、畜産団体、農業協同組合、飼料会社等に、「防疫措置完了」の家畜衛生情報を発信する。

また、制限区域が解除されるまでの間、防疫作業の進捗状況に応じて、同様に情報発信する。

制限区域が解除された場合には、「搬出制限区域解除または移動制限区域解除」の家畜衛生情報を発信する（別記様式 5 5 または 5 6）。

(ウ) 家伝法第 5 2 条に基づく死亡羽数報告徴求の対応

中規模以上の家きん飼養者、現地および地域対策本部からの死亡羽数報告を取りまとめ、県防疫総括班総務係に報告する。

イ 発生地係

現地対策本部要員と協力して防疫措置完了後の農場消毒作業を行う（P 参 9 参考資料 3 「発生農場の消毒」参照）。

ウ 焼埋却係

(ア) 焼却処分の場合

焼却地においての焼却作業を継続して行い、現場を指揮する。

(イ) 発酵による消毒の場合

防疫指針に準じて、発酵による消毒作業を継続し、内部の温度を毎日チェックするとともに、必要に応じて攪拌する。

エ 評価係

評価に関する書類作成を、最終申請まで継続する。

オ 疫学調査係

疫学関連家きん飼養農場での検査を継続して行う（P 参 3 8 参考資料 1 1 「疫学関連家きん等の調査」参照）。

カ 移動規制係

(ア) 清浄性確認検査

移動制限区域内（低病原性の場合は制限区域内のすべての農場が対象）の中規模家きん飼養者に対して、防疫措置完了後 1 0 日が経過した後、市町と調整のうえ発生状

況確認調査と同様の検査を行う（P 参 3 5 参考資料 1 0 「発生状況・清浄性確認検査」参照）。

（イ） 制限の対象外に関する対応

a 制限の対象外となった施設の監視

動物衛生課と協議のうえ、制限の対象外となった事業所（施設）における遵守事項の遵守状況の確認等を実施する（P 参 3 0 参考資料 9 「制限の対象と例外」参照）。

b 「家きん等移動申請書」への対応

動物衛生課との協議結果により、認められた移動に関する「家きん等移動申請書」（別記様式 2 8）が提出された場合には、対応を行う（P 参 3 0 参考資料 9 「制限の対象と例外」参照）。

キ 病性鑑定係

清浄性確認検査、疫学関連家きん調査等に係る家保で行う病性鑑定全般を実施する。
その他、異常家きん発見の通報に伴う検査も同様とする。

③ 県総務調整班

ア 総務係

幹事会構成員に防疫作業完了を報告し、必要に応じ幹事会・本部員会議の開催について調整する。

イ 広報係

県防疫総括班と調整のうえ、防疫措置完了、搬出制限解除、移動制限解除について、県ホームページやプレスリリース等にて公表する。

④ 県保健班

ア 精神保健係

当該農場の作業員等からの、精神的および身体的ストレスに関する相談や問い合わせの対応を継続する。

イ 感染対策係

（ア） 「防疫作業従事者等の健康調査対応マニュアル」に基づき、現地保健班と調整のうえ、防疫作業後の健康観察を引き続き実施する。

（イ） 県民からの感染症に関する相談・問合せ対応を継続して行う。

ウ 食の安全係

（ア） 県内の認定小規模食鳥処理場およびG Pセンター等へ防疫作業終了等を連絡し、制限の対象と対象外になるための要件について周知し、県防疫対応班と調整のうえ相

談等の対応を行う（P参30参考資料9「制限の対象と例外」参照）。

（イ） 県民からの相談や問合せに対する対応を継続して行う。

⑤ 県野鳥対応班

（ア） 国内の野鳥および糞便の鳥インフルエンザウイルス確認状況に関する情報を収集するとともに県内における検査状況についてとりまとめる。

（イ） 野鳥関係施設へ防疫措置完了等についての周知を行う。

（ウ） 県民からの野鳥に関する相談への対応を行うと同時に、必要な情報をホームページ等に掲載する。

（エ） 制限区域解除までの間、衛生科学センターまたは自然環境保全課において死亡野鳥検査を実施する。

（２） 現地対策本部

防疫措置を完了したのち、テント基地および集合場所を撤去し、各班は以下の対応を行う。

① 現地総務班

ア 総務係

（ア） 現地対策本部各班の防疫対応の状況を取りまとめ、防疫総括班総務係および現地防疫対応班調整係へ報告する。

（イ） 管轄警察署、市町および消防本部（局）に対し、制限区域が解除されるまでの間、消毒ポイントの改廃等、防疫措置の実施状況等を周知する。

（ウ） 消毒ポイントにおける動員調整を継続して行う。

イ 消毒ポイント係

（ア） 消毒ポイントにおける車両消毒を継続し（P参3参考資料2「消毒ポイントの運営」参照）、資機材の不足品について現地防疫対応班調整係へ報告する。

（イ） 消毒ポイントの業務委託に係る引継ぎを行う。

② 現地防疫対応班

ア 調整係

（ア） テント基地、焼埋却地、集合場所、消毒ポイント等の調整および資材調達

- a テント基地、焼埋却地、集合場所から進捗状況の報告をとりまとめ、現地総務班総務係へ報告する。
- b 消毒ポイントの管理者、消毒作業を行う協力要請団体に対し、消毒ポイントの改廃、運営時間変更、消毒ポイントの業務委託等について周知する。
- c テント基地、焼埋却地、集合場所や消毒ポイントにおける現地対策本部要員から資機材の不足の報告を受けた場合には、速やかに手配・調達する。速やかな確保が困難な資機材については県対策本部と調整する。

(イ) 小規模飼養者に関する市町との連絡調整

市町からの死亡羽数報告をとりまとめ、県防疫対応班総務係へ提出する。

イ 焼埋却係

焼埋却地等の運営（P参22参考資料8「死体等の焼埋却等」参照）

県防疫対応班の指揮のもと、焼却地においての焼却作業を継続して行う。

③ 現地保健班

(ア) 「防疫作業従事者等の健康調査対応マニュアル」に基づき、県保健班との連絡調整のもと、防疫作業従事者等に対する健康管理の事後調査を引き続き実施する。

(イ) 県民からの問合せ対応を引き続き行う。

④ 現地野鳥対応班

県野鳥対応班および市町との調整のもと、野鳥等への対応を継続する。

(3) 地域対策本部

① 地域総務班

ア 総務係

- (ア) 地域対策本部の防疫対応の状況を県防疫総括班総務係および地域防疫対応班調整係へ報告する。
- (イ) 管轄警察署、市町および消防本部（局）に対し、制限区域が解除されるまでの間、消毒ポイントの改廃等、防疫措置の実施状況等を周知する。
- (ウ) 消毒ポイントにおける動員調整を継続して行う。

イ 消毒ポイント係

- (ア) 消毒ポイントにおける車両消毒を継続し（P 参 3 参考資料 2 「消毒ポイントの運営」参照）、資機材の不足品について地域防疫対応班へ報告するとともに、必要に応じ消毒ポイントの業務委託に係る引継ぎを行う。

② 地域防疫対応班

- (ア) 消毒ポイント等の調整および資材調達

- a 消毒ポイントの管理者、消毒作業を行う協力要請団体に対し、消毒ポイントの改廃、運営時間変更、消毒ポイントの業務委託等について周知する。
- b 消毒ポイント係から資機材の不足の報告を受けた場合には、速やかに手配・調達する。速やかな確保が困難な資機材については県対策本部と調整する。

- (イ) 小規模飼養者に関する市町との連絡調整

市町からの死亡羽数報告を別記様式 3 8 - 2 によりとりまとめ、県防疫対応班総務係へ提出する。

③ 地域保健班

住民からの人の健康および食の安全に関する相談への対応を継続して行う。

④ 地域野鳥対応班

県野鳥対応班、市町との調整のもと、野鳥等への対応を継続して行う。

(4) 発生市町

- (ア) 制限区域が解除されるまでの期間、小規模飼養者からの毎日の死亡羽数報告を別記様式 38-2 によりとりまとめ、現地防疫対応班調整係へ提出する。
- (イ) 周辺農場の立入検査へ職員を派遣する等の協力を行う。
- (ウ) 愛玩鳥飼養者等からの相談への対応を継続して行う。
- (エ) 県野鳥対応班、現地野鳥対応班との調整のもと、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づいた対応を行う。

(5) 周辺市町

- (ア) 制限区域が解除されるまでの期間、小規模飼養者からの毎日の死亡羽数報告を別記様式 38-2 によりとりまとめ、地域防疫対応班調整係へ提出する。
- (イ) 周辺農場の立入検査へ職員を派遣する等の協力を行う。
- (ウ) 愛玩鳥飼養者等からの相談への対応を継続して行う。
- (エ) 県野鳥対応班、現地または地域野鳥対応班との調整のもと、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づいた対応を行う。

2 県内野鳥等で発生した場合の対応

環境省が指定する確定検査機関において、県内の野鳥など家きん以外の鳥類（その死体、糞便等を含む。）から高病原性鳥インフルエンザウイルスまたは低病原性鳥インフルエンザウイルスが分離された場合、防疫指針第4の7に基づき下記の対応を行う。

（1） 県庁

畜産課は、警戒体制4号の連絡網（P44参照）に基づき幹事会構成員等に連絡するとともに、必要に応じ幹事会および対策会議を開催する。ウイルスの分離状況について情報共有と対応の協議を行い、家保に衛生情報の発信を指示する。

① 高病原性鳥インフルエンザウイルスの場合

ア 家きんへの感染防止の観点から必要が認められる場合には、当該鳥類（その死体、糞便等を含む。）を確保した場所または当該鳥類を飼養していた場所（以下「確認地点」という。）を管轄する地域対策会議に対し、確認地点の消毒ならびに通行制限または遮断を行う旨を連絡し、協力を要請する。

イ 各地域対策会議に周知するとともに、確認地点から半径3 kmに含まれる小規模家きん飼養者に対して、注意喚起および家きんに対する健康観察の徹底等の内容について市町を通じて周知するよう要請する。確認地点から半径3 kmに含まれる教育機関、動物園等の小規模家きん飼養施設については、管轄する課に周知を要請する。

ウ 半径3 kmに近隣府県が含まれる場合には、当該県の畜産主務課に情報提供する。

② 低病原性鳥インフルエンザウイルスの場合

ア 各地域対策会議に周知するとともに、確認地点から半径1 kmに含まれる小規模家きん飼養者に対して、注意喚起および家きんに対する健康観察の徹底等の内容について市町を通じて周知するよう要請する。緊急の必要がある場合には、確認地点の消毒ならびに通行制限および遮断を行う旨を連絡し、協力を要請する。

イ 確認地点から半径1 kmに含まれる教育機関、動物園等の小規模家きん飼養施設については、管轄する課に周知を要請する。

ウ 半径1 kmに近隣府県が含まれる場合には、当該県の畜産主務課に情報提供する。

（2） 家畜保健衛生所

① 高病原性鳥インフルエンザウイルスの場合

ア 確認地点の消毒ならびに通行制限または遮断を行う（山中、住宅密集地域等で確認された場合など、家きんへの感染防止の観点から必要が認められない場合を

除く）。

イ 確認地点を中心とした半径 3 k m 以内の区域にある家きん飼養農場（中規模以上）に速やかに立ち入りし、死亡率の増加、産卵率の低下等の異常の有無および飼養衛生管理基準の遵守状況の確認を行う。

ウ 県内の家きん飼養者（中規模以上）、県畜産関係機関、市町、畜産団体、農業協同組合、飼料会社等に、発生状況、注意喚起、家きんに対する健康観察の徹底等について家畜衛生情報を発信する。

② 低病原性鳥インフルエンザウイルスの場合

県内の家きん飼養者（中規模以上）、県畜産関係機関、市町、畜産団体、農業協同組合、飼料会社等に発生状況、注意喚起、家きんに対する健康観察の徹底等について家畜衛生情報を発信する。緊急の必要がある場合には、消毒ならびに通行制限および遮断の措置を講じる。

（３） 地域

必要に応じ対策会議を開催し、高病原性鳥インフルエンザウイルス等の分離状況について情報共有と対応の協議を行い、下記の対応を行う。

① 高病原性鳥インフルエンザウイルスの場合

県庁からの要請に基づき、確認地点の消毒ならびに通行制限または遮断に協力する。確認地点から半径 3 k m に含まれる小規模家きん飼養者に対する注意喚起および家きんに対する健康観察の徹底等の周知について市町に協力を要請する。

② 低病原性鳥インフルエンザウイルスの場合

確認地点から半径 1 k m に含まれる小規模家きん飼養者に対する注意喚起および家きんに対する健康観察の徹底等の周知について市町に協力を要請する。緊急の必要がある場合、県庁からの要請に基づき、確認地点の消毒ならびに通行制限または遮断に協力する。

（４） 市町

① 高病原性鳥インフルエンザウイルスの場合

確認地点から半径 3 k m に含まれる小規模家きん飼養者に対し情報提供し、注意喚起および家きんに対する健康観察の徹底等の内容を周知する。

② 低病原性鳥インフルエンザウイルスの場合

確認地点から半径 1 k m に含まれる小規模家きん飼養者に対し情報提供し、注意喚起および家きんに対する健康観察の徹底等の内容を周知する。

3 隣接府県で発生した場合の対応

畜産課は、隣接府県において、家きんで高病原性鳥インフルエンザ等の疑い事例が発生し、制限区域が県内にかかる旨の連絡を受理した場合には、危機対応体制5号の連絡網（P45参照）に基づき幹事会構成員等に連絡し、県庁に県対策本部を設置する（以下、県対策本部設置後の体制）。

（1） 県対策本部

県対策本部長は県対策本部に県防疫総括班、県防疫対応班、県総務調整班、県保健班、県野鳥対応班を設置する。なお、県防疫対応班は家保内に設置する。

① 県防疫総括班

ア 総務係

- （ア） 発生府県、県防疫対応班ならびに該当する地域対策本部と調整し、県内の消毒ポイント設置場所を決定する。設置後は地域対策本部からの消毒ポイント利用状況に関する報告を受け、運営時間や改廃の決定を行う。
- （イ） 制限区域に含まれる家きん飼養者等に関する情報や消毒ポイント運営状況について動物衛生課と関係府県へ報告する。
- （ウ） 県対策本部各班および各地域対策本部における防疫措置の実施状況を確認し、必要な調整を行う。
- （エ） 制限区域内の市町や関係団体に対し情報を周知し、必要に応じ防疫措置への協力を依頼する。

イ 情報係

- （ア） 県防疫対応班および各地域対策本部からの防疫措置の実施状況等について写真や映像を含めた情報を収集および管理し、本部員会議、幹事会、県ホームページ等に用いる資料としてとりまとめる。
- （イ） 必要に応じ家畜等の移動および搬出の禁止の公示（P参47参考資料15「公示」および別記様式9公示」参照）および「家きんの移動禁止指示書」（別記様式48）を作成する。

ウ 庶務係

- （ア） 防疫措置に係る経費等の確保について財政課と調整する。
- （イ） 物品購入や委託契約等に係る支払い事務を行い、防疫措置に係る経費をとりまとめて管理する。

エ 資材管理係

- （ア） 協力要請団体本部（P参48参考資料16「家畜防疫に関する協力要請団体」）へ隣接府県での発生により消毒ポイントの設置が必要なことを連絡し協力要請を行うとともに、各地域対策本部へ協力要請団体支部等との連絡調整を指示する。

(イ) 消毒ポイントの業務委託を各地域対策本部と調整のうえ、随時実施する。

オ 動員調整係

地域対策本部から消毒ポイントの防疫作業従事者に不足が見込まれるとの報告を受けた場合には、必要な防疫作業従事者数を県各部署、地域対策本部に割り振り、防疫作業従事者を確保する（P 33「防疫作業従事者の動員方針」参照）。

② 県防疫対応班

家保内に設置し、総務係、疫学調査係、移動規制係、病性鑑定係を配置して対応を行う。

ア 総務係

(ア) 防疫対応班全体の総括

各係に対応を指示し、総括する。

(イ) 家畜防疫員の配備計画の作成

制限区域解除までの家畜防疫員の配備計画を作成し、県防疫総括班、地域総務班総務係および地域防疫対応班調整係に連絡する。

(ウ) 県対策本部との調整

各係からの報告等を県対策本部に報告するとともに、必要に応じて班長または係員が県対策本部会議に出席する。

(エ) 情報収集および情報発信

a 県内の家きん飼養者（中規模以上）、県畜産関係機関、市町、畜産団体、農業協同組合、飼料会社等に、「隣接府県で高病原性鳥インフルエンザ疑い事例発生」の家畜衛生情報を発信する。なお、疑似患畜と決定された時には、「隣接府県で高病原性鳥インフルエンザ発生」の家畜衛生情報を同様に発信する。

b 疑い事例発生時の対応

移動制限区域内にある家きん飼養者（中規模以上）に対し、家きん卵、家きんおよび排せつ物等の移動・出荷自粛を電話で要請する。

c 疑似患畜決定時の対応

移動制限区域内の獣医師等の畜産関係者、飼料輸送業者、集卵業者、家きん取扱業者、廃鶏取扱業者、死亡鳥取扱業者および化製場、食肉加工施設等の畜産関係施設に対して、以下の指導を行う。

(a) 獣医師等の畜産関係者

- ・ 携行する器具および薬品は、最小限とすること。
- ・ 農場への入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- ・ 消毒または廃棄が容易な衣服、器具等を使用すること。
- ・ 車両の農場の敷地内への乗り入れを自粛すること。
- ・ 移動経路を記録し、保存すること。

(b) 飼料輸送業者、集卵業者、家きん取扱業者、廃鶏取扱業者

- ・農場の入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- ・感染リスクの低い運搬経路を選択すること。
- ・複数の農場を連続して配送または集荷を行わないこと。
- ・配送経路を記録し、保存すること。

(c) 死亡鳥取扱業者

- ・農場の入出場時には、身体、器具、車両等の消毒を徹底すること。
- ・感染リスクの低い運搬経路を選択すること。
- ・原則として、農場の出入口で受け渡しを行うこと。
- ・配送経路を記録し、保存すること。

(d) 化製場、食肉加工施設等の畜産関係施設

- ・車両の消毒を徹底すること。

(オ) 家伝法第52条に基づく死亡羽数報告徴求の対応

疑似患畜と決定された場合には、中規模以上の家きん飼養者からの死亡羽数報告を取りまとめ、県対策本部へ報告する。

イ 疫学調査係

(ア) 疫学関連家きんの調査

県本部を通じて、隣接県の発生農場に関する疫学関連家きんが県内の農場に存在する報告を受理した場合は、当該農場に連絡するとともに、立入検査を実施する（P参38参考資料11「疫学関連家きん等の調査」参照）。

なお、立入検査には、県防疫総括班情報係が交付した「家きんの移動禁止指示書」（別記様式48）を持参し、当該家きんの移動を家伝法第32条に基づき禁止する。

ウ 移動規制係

(ア) 制限区域内の家きん飼養者（中規模以上）への対応

a 移動制限区域内の家きん飼養者

疑似患畜と決定された場合には、家きん飼養者に対して、高病原性鳥インフルエンザ等が発生し、所有する農場が移動制限区域内に存在していることを説明し、以下の指導を実施する。また、家きん卵、家きんおよび排せつ物等の移動制限を指示し、防疫スケジュールについて説明する。

(a) 指導内容

- ・家きん舎等への関係者以外の者の出入りを自粛すること。
- ・農場関係者等の入出場時の消毒を徹底すること。
- ・家きん舎の出入口、家きん舎周辺および家きん衛生管理区域外縁部については、消石灰等を用いて消毒すること。
- ・家きん舎内については、高病原性鳥インフルエンザウイルス等に効果のある消毒薬を用いて消毒すること。

(b) 発生状況調査（低病原性の場合は制限区域内農場すべてが対象）

原則として、24時間以内に農場に立入調査を実施することを説明し、立入日時を通知する（P参35参考資料10「発生状況・清浄性確認検査」参

照)。

(c) 制限の対象外に関すること

原則として、移動制限区域内では家きん等の移動等の制限、家きん集合施設の開催等の制限がされているが、これらの制限については条件を満たせば国との協議のうえ、制限の対象外とすることができることを説明し、そのための立入調査を実施することを通知する(P参30参考資料9「制限の対象と例外」参照)。

(d) 家伝法第52条に基づく死亡羽数報告徴求

移動制限区域の解除の日まで、毎日の健康観察を徹底し、以下の異常を発見した場合には、直ちにその旨を報告するように指導する。また、毎日、当日の死亡羽数を報告するように指示する。

- ・同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の2倍以上となっている場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ等以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。
- ・家きんに鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等、高病原性鳥インフルエンザウイルス等の感染家きんが呈する症状を確認した場合。
- ・5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合(家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ等以外の事情によるものであることが明らかな場合を除く。)またはまとまってうずくまっていることを確認した場合。

b 搬出制限区域内の家きん飼養者

疑似患畜と決定された場合には、家きん飼養者に対して、高病原性鳥インフルエンザ等が発生し、所有する農場が搬出制限区域内に存在していることを説明し、以下の指導および防疫スケジュールについて説明する。

(a) 制限区域内における制限等

原則として、搬出制限区域から家きん等を搬出することが制限され、移動制限区域内では家きん等の移動が制限されていることを説明する(P参32参考資料9「制限の対象と例外」参照)。

(b) 制限の対象外に関すること

制限の対象外に関すること、制限の対象外の協議のためには現場確認等が必要なことを説明する(P参30参考資料9「制限の対象と例外」参照)。

(c) 家伝法第52条に基づく死亡羽数報告徴求および指導

搬出制限区域の解除の日まで、毎日の健康観察を徹底し、異常を発見した場合(移動制限区域内と同様の異常)には、直ちにその旨を報告するように指導する。また、毎日、当日の死亡羽数を報告するように指示する。

(d) 発生状況調査(低病原性の場合のみ)

原則として、24時間以内に農場に立入調査を実施することを説明し、立入日時を通知する(P参35参考資料10「発生状況・清浄性確認検査」

参照）。

(イ) 制限の対象外に関すること

移動規制係は、県防疫総括班と動物衛生課との協議により、移動の対象外の措置が認められた場合には、関係者に内容を周知するとともに、「家きん等移動申請書」（別記様式２８）の申請があった場合には、対応を行う（P参３０参考資料９「制限の対象と例外」参照）。

エ 病性鑑定係

(ア) 高病原性鳥インフルエンザ等検査の対応

発生状況調査および清浄性確認検査、疫学関連家きん調査等に係る家保で実施する病性鑑定全般を実施する。

(イ) その他病性鑑定等に関する対応

その他病性鑑定等に関する対応が行えるように体制を整える。

③ 県総務調整班

ア 総務係

幹事会構成員に、隣接府県における本病の疑い事例が発生し、制限区域が県内にかかることについて連絡する。

患畜または疑似患畜が決定された場合には、制限区域が解除されるまでの間、防疫措置の進捗状況に応じ県対策本部幹事会および本部員会議を開催する。

イ 広報係

患畜または疑似患畜と決定された場合には、隣接府県での発生および消毒ポイントの運営等の対応についてプレスリリースを行い、情報を逐次県ホームページ等に掲載する。

④ 県保健班

ア 精神保健係

畜産農家等のこころのケアに関する相談窓口を設置し、相談や問い合わせに対応する。

イ 感染対策係

県民からの感染症に関する相談への対応を行うと同時に、必要な情報を整理しホームページ等に掲載する。

ウ 食の安全係

県内の認定小規模食鳥処理場およびG Pセンター等に対し、隣接府県において本病の疑い事例が発生したことを通知し、患畜または疑似患畜が決定された場合における制限の内容および対象外になるための要件について周知する。患畜または疑似患畜決定後は県防疫対応班と調整のうえ、相談等の対応を行う（P参３０

参考資料 9 「制限の対象と例外」 参照）。

県民からの相談への対応を行うと同時に、必要な情報を整理しホームページ等に掲載する。

⑤ 県野鳥対応班

国内の野鳥および糞便の鳥インフルエンザウイルス確認状況に関する情報を収集、管理するとともに県内における検査状況についてとりまとめる。

野鳥関係施設へ隣接府県における本病の疑い事例発生についての周知を行う。

県民からの野鳥に関する相談への対応を行うと同時に、必要な情報をホームページ等に掲載する。

（２） 地域対策本部

県対策本部長は、まん延防止措置を迅速かつ円滑に実施するため、地域防災危機管理監に対し地域対策本部の設置を指示する。

地域対策本部長は、地域における具体的な防疫措置を迅速かつ円滑に実施するため、地域対策本部に地域総務班、地域防疫対応班、地域保健班、地域野鳥対応班を設置する。

① 地域総務班

ア 総務係

（ア） 本部員会議の開催調整

制限区域が県内にかかることについて地域対策本部員に連絡し、移動制限が解除されるまでの間、防疫措置の進捗状況に応じ本部員会議の開催を必要に応じ調整する。

（イ） 県対策本部等との連絡調整

- a 地域対策本部の防疫対応の準備状況を把握し県防疫総括班総務係および地域防疫対応班調整係へ報告する。
- b 管轄警察署、市町に対し消毒ポイントの設置場所、改廃を連絡し、警戒や協力について要請を行う。
- c 必要に応じ道路使用許可、道路占用の許可等申請の手続を行う。

（ウ） 防疫作業従事者、消毒ポイント等における動員調整

消毒ポイントに従事する職員の作業シフトを作成する。人数が不足する場合は県対策本部と調整する。

イ 消毒ポイント係

- （ア） 地域防疫対応班調整係と調整し、消毒ポイント候補地に必要な資機材を受入れ、消毒ポイントを運営する。（P 参 3 参考資料 2 「消毒ポイントの運営」参照）。

(イ) 消毒ポイントの資機材の不足品について地域防疫対応班へ報告する。

(ウ) 消毒ポイントの業務委託に係る引継ぎを行う。

② 地域防疫対応班

ア 調整係

(ア) 消毒ポイント等の調整および資材調達

- a 県対策本部と調整し、消毒ポイント候補地を決定する。
- b 消毒ポイント候補地の管理者に対し、消毒ポイントの設置について調整する。
- c 消毒ポイントの設置場所を地域総務班総務係に報告する。
- d 協力要請団体支部等へ隣接府県での発生報告と消毒ポイント設置に係る資機材等の協力について要請を行い、必要な資機材を発注する。速やかな確保が困難な資機材については、現地対策本部と調整する。

(イ) 小規模飼養者に関すること

- a 制限区域内の小規模飼養者に対する指導内容の周知について市町と調整する（P 参 4 4 参考資料 1 4 「制限区域内の小規模家きん飼養者への対応」参照）。
- b 患畜または疑似患畜決定後は市町からの毎日の小規模飼養者の死亡羽数報告を別記様式 3 8 - 2 によりとりまとめ、県防疫総括班へ提出する。

③ 地域保健班

住民からの人の健康および食の安全に係る相談への対応を行う。

④ 地域野鳥対応班

県野鳥対応班および市町との調整のもと、野鳥等への対応を行う。

(3) 市町

(ア) 制限区域内の小規模飼養者に対し、隣接府県において本病の疑い事例が発生し、制限区域内に該当すること、指導内容について周知する（P 参 4 4 参考資料 1 4 「制限区域内の小規模家きん飼養者への対応」参照）。患畜または疑似患畜決定後は小規模飼養者に対しその旨を連絡し、制限区域が解除されるまでの期間、小規模飼養者からの毎日の死亡羽数報告をとりまとめ、地域対策本部へ提出する。

(イ) 愛玩鳥飼養者等からの相談への対応を行う。

(ウ) 県野鳥対応班、地域野鳥対応班との調整のもと、野鳥等への対応を行う。

第Ⅲ章 防疫対応マニュアル

第4 動員者（防疫作業従事者）の 一日の動き

動員者（防疫作業従事者）の1日の動き

I 集合場所

- 1 健康調査（受付、体温・血圧測定、問診、診察）
- 2 班分け
- 3 手荷物預け
- 4 防護服等の着衣
- 5 作業内容説明

（バス移動）

II テント基地

- 6 班ごとの作業の確認
- 7 マスク、ゴーグル等の防護具装着

（農場へ入場）

III 農場内

- 8 防疫作業（4時間）
作業 60 分→休憩 10 分→作業 50 分→休憩→10 分→作業 50 分→休憩 10 分
→作業 50 分
※作業時間は作業環境等により柔軟に対応
※作業途中の休憩は、農場内での休憩とし、水分補給およびトイレ休憩が
必要な場合のみ脱衣
※サポート班は、現地対策本部要員の指示に基づき、作業および休憩を実施

（農場から退場）

IV テント基地

- 9 全身消毒、靴底の消毒
- 10 脱衣
- 11 手洗い・うがい

（バス移動）

V 集合場所

- 12 健康調査（問診、体温測定、タミフル処方等）
- 13 手荷物受領
- 14 解散

(1) 作業前の措置

①集合場所に集合

防疫作業従事者は、あらかじめ指示のあった時間および場所に集合する。動きやすい服装を着用し、着替え、タオル等を持参する。

②健康調査

現地保健班の指示により、「防疫作業従事者等の健康調査対応マニュアル」に基づき健康調査を受診する。

③班分け

従事する防疫作業の班が決定され、防疫作業従事者1名ごとに班名を記入した札等が配布される。

④手荷物預け

健康調査の結果、作業従事可能と判断された防疫作業従事者は、防疫作業の班により、各自衣服を調整した後、全ての手荷物（着用マスク、貴重品、スマートフォン、腕時計等を含む）を預ける。

⑤防護服等の着衣

簡易マスク、防護服およびヘアキャップを受け取り、各自で防護服2枚に作業クール、班および氏名を記入する。現地保健班の指導により、「防護具着脱手順」（別冊1）に基づき着衣する。

⑥作業内容説明

家畜防疫員から、作業内容の説明を受ける。また、各作業班の中から班長が任命される。各班長は家畜防疫員等から班員への指示の伝達補助や班員からの連絡中継役を担う。なお、実際の現地での状況等についてはテント基地において家畜防疫員から説明を受ける。

⑦農場への移動

集合場所から農場に隣接するテント基地まではバス等で移動する。集合場所係員の指示に従ってバスに乗車し、班長は班員の乗車確認を行う。

⑧テント基地到着後

- ア 班長は班分けの結果が記載された防疫作業従事者名簿を家畜防疫員に渡す。
- イ 家畜防疫員から現場の状況説明を受け、作業内容の最終確認を行う。
- ウ サポート班員は必要に応じて防護具を装着し、テント基地内で配置につく。
サポート班以外の班員は防護具を装着し、農場内へ移動する。
- エ 班ごとに農場内の作業場所に集合し、家畜防疫員の指示により作業を開始する。

【班の構成（人数は動員人員の目安（P 3 6 表 1 参照））】

防疫作業従事者が振り分けられる班は、集合場所で決定され、従事者本人に伝達される。

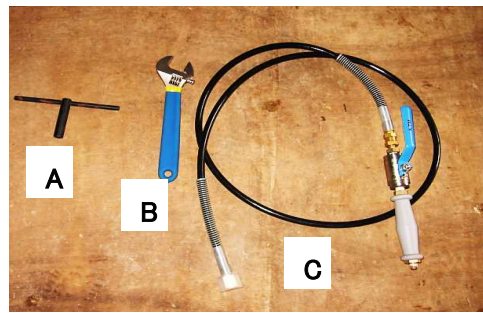
各班の作業および係分けについては農場において家畜防疫員から指示を受ける。また、各班から班長が 1 名任命される。班長は家畜防疫員等から班員への指示の伝達補助や班員からの連絡中継役を担う。

- **殺処分班**：殺処分班は下記の係をもって構成し、1 農場の殺処分を 1 ～3 班体制で行う。
 - ① **捕鳥係**：ケージ等から家きんを捕まえ、ペールに投入する。
平飼いの場合は、コンパネで家きんを追い込む作業が加わる。
 - ② **運搬係**：台車にペールを乗せて、家きんを運搬する。
 - ③ **殺処分係**：指定の場所で炭酸ガスの注入を行う。
 - ④ **袋（箱）詰係**：炭酸ガス注入後のペールから家きんを取り出し、袋（箱）に詰め込む作業を行う。
 - ⑤ **搬出係（フレコン係）**：家きんを最終処分地へ搬出する。
 - ⑥ **記録係**：殺処分羽数を記録する。
- **汚染物品回収・消毒班**：飼料、卵、排せつ物・堆肥、敷料等の汚染物品の回収作業と農場での消毒作業を行う。
- **サポート班**：運搬車両、従事者等の消毒業務、踏み込み消毒槽の消毒液の交換、防護具着脱手伝い、その他テント基地内での作業補助等を行う。
 - ① **着衣テント係**：防疫作業従事者等の防護具の着衣補助。テント基地内での作業補助。
 - ② **脱衣テント係**：防疫作業従事者等の消毒、防護具の脱衣補助、踏み込み消毒槽等の消毒液の補充および交換。運搬車両等の消毒。テント基地内での作業補助。
- **焼却地・埋却地班**：焼埋却場所での作業を行う。

（注）殺処分作業が終了すれば、汚染物品回収作業および農場清掃・消毒作業に順次移行していく。また、作業状況によっては別の班・係を充てる場合もある。



ガスボンベと台車



A : 開閉ハンドル B : モンキーレンチ
C : 注入用ホース



ペールと台車

(写真) 殺処分に使用する資材

【責任者等の識別方法】

集合場所、発生農場周辺に配置される県または現地対策本部運営要員、家畜防疫連絡調整員および防疫作業従事者の班長は、カラーベストの着用または、腕にカラーテープを巻くことにより識別する。

カラーベスト：指定の色のベストを着用し、ベストの前後に「所属・役割」「氏名」を記入した名札を挿入する。

カラーテープ：指定の色のテープを内側および外側防護服の両腕に1本ずつ巻きつける。

責任者等		カラーベストの色	カラーテープの色
家畜防疫員	統括責任者 農場内責任者	赤	赤
	上記以外		—
家畜防疫連絡調整員		青	—
現地対策本部要員	集合場所統括責任者	緑	—
	集合場所係 テント基地係 (現地応援隊員含む)		
	焼埋却係		
	保健所職員	黄	—
防疫作業従事者	班長	—	緑

(2) 防疫作業

※作業中のケガや体に異常を感じた場合、速やかに**家畜防疫員**または**班長**に申し出て、救護テント（または休憩テント）で応急処置を受けること。

家畜防疫員、現地対策本部要員は救急の場合には、救急時の対応マニュアルに基づき対応する。

① 殺処分班

ア 捕鳥係

<ケージ飼い>

生存家きんをケージから捕り出し、台車に乗せたペール（90リットル）に入れる。

3段以上の多段式ケージ構造の場合、ケージに上って家きんを捕り出し、捕鳥補助者が家きんを受け取りペールに入れる。ケージに上がる者は、落下等の事故に十分留意する。

<平飼い>

生存家きんをコンパネで囲って追い込んだ後、家きんを捕まえ、台車に乗せたペール（90リットル）に入れる。

※死亡家きんについては、生存家きんの捕鳥完了後、別途収集する。

イ 運搬係

ア 家きんを数えながらペールに10羽受け取る（肉用鶏の場合は5羽、育雛および幼雛の場合は20羽）。

イ 指定数の家きんを受け取ったら、家きんの入ったペールを炭酸ガス注入場所まで運ぶ。

ウ 炭酸ガス注入済みのペールを、袋（箱）詰係の作業場所まで運搬する。

エ 空のペールを受け取り、再度、捕鳥場所へ戻る。

ウ 殺処分係（炭酸ガス注入）

ペールの蓋のロックが確実にしまっていることを確認し、1名が蓋を押さえたうえで、もう1名がペールの蓋に空いている穴（予めペールの蓋に2箇所穴が空いてある）から炭酸ガス注入ホースの先端を挿入し、炭酸ガスを約5秒間注入する。

※炭酸ガスボンベ交換のタイミング

- ・ ボンベをスパナーでたたいた時に音が響く。
- ・ ボンベの下1／3のところに霜が発生する。

【注意事項】

- ・ 炭酸ガスは不燃性で空気より重く、吸入すると意識不明、昏睡などを引き起こすことから、作業中は十分な換気を行うこと。
- ・ 炭酸ガスボンベは未開封で約80kgの重量がある。ガスボンベを運搬する際

はボンベ台車に鎖で固定されていることを確認してから運搬すること。

- ・バルブ、ノズルレバーの開閉はゆっくりと行うこと。
- ・作業を行う際は不安定な場所を避け、ボンベ台車に鎖で固定されていることを確認し、転倒を防止すること。

エ 袋（箱）詰係

焼却処分の場合

- （ア） 運搬係が運搬してきたペール（炭酸ガス注入後 2 分以上経過していること）からブルーシート上に家きんを取り出す。
- （イ） 感染性廃棄物容器内に処分家きんを 10 羽（肉用鶏の場合は 5 羽、幼雛および育雛の場合は 20 羽）入れ、専用蓋で密閉する。

埋却処分の場合

- （ア） 運搬係が運搬してきたペール（炭酸ガス注入後 2 分以上経過していること）にビニール袋を被せ、ペールを引っくり返して家きんを取り出す。
- （イ） 取り出したビニール袋の口を結束バンドで閉じる。

オ 搬出（フレコン）係

焼却処分の場合

- （ア） 感染性廃棄物容器の外部を消毒した後、パレット上に並べる。
- （イ） 全体を消毒した後、荷崩れしないように、ストレッチフィルムでラッピングする。
- （ウ） 運搬車両にフォークリフト等で乗せ、焼却地まで運搬する準備を整える。

埋却処分の場合

- （ア） フレコンバッグに家きんの入った袋を 20 袋ずつ投入する。
- （イ） 家畜防疫員の指示に従い、消毒、ブルーシートによる被覆等の埋却場所までの運搬準備を整える。

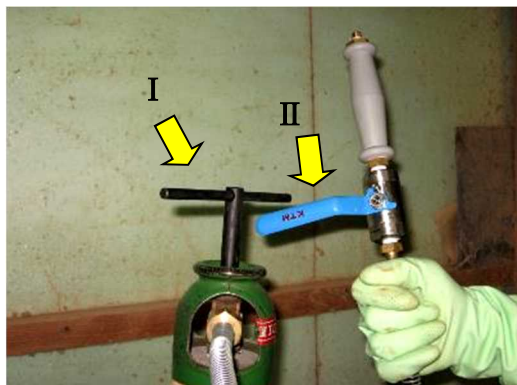
カ 記録係

焼却処分の場合：感染性廃棄物容器にカラスプレーで番号をマーキングし、感染性廃棄物容器の数を記録する。（別記様式 4 3）

埋却処分の場合：フレコンバックの表面にカラスプレーで番号をマーキングし、フレコンバッグの数を記録する。（別記様式 4 3）

＜参考資料＞

ガスボンベ使用時の注意事項



注入ホースのノズルレバーがノズルに対して直角であれば、ボンベを開栓してもガスは出ない。ボンベ開栓時にはノズルレバーがノズルに対して直角な事を必ず確認する。

I：ボンベ開閉栓、II：ノズルレバー



ボンベ開栓後はノズルレバーを倒すと勢いよくガスが噴出される。

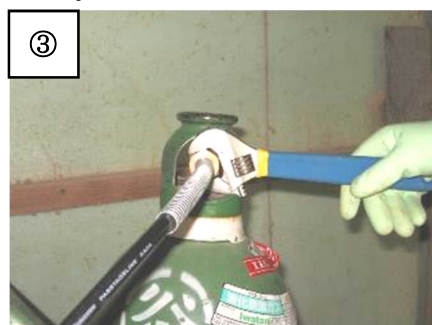
ガスボンベの交換方法



① 開閉ハンドルでボンベの開栓を閉める。



② ノズルレバーをたおして、ノズル内に残ったガスを放出する。

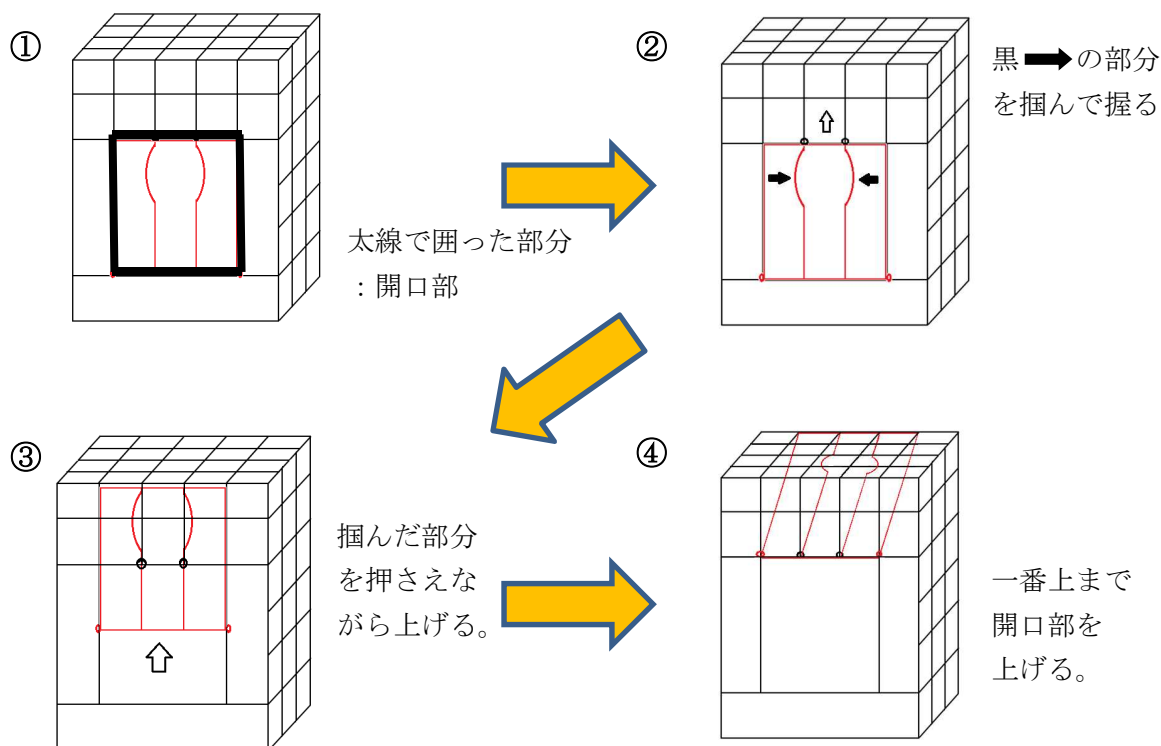


③ モンキーレンチで注入ホースとボンベを取り付けているネジを緩める。



④ 新しいボンベに注入ホースを取り付ける。

ケージの開け方（例）



捕鳥のしかた



- ① ケージの入口を開ける
- ② ケージ内へ手を入れる。
- ③ 家きんの両脚を同時につかみ、脚から引っ張り出す。
- ④ 脚をつかんだまま運ぶ。

※ 10羽捕鳥するのに要する時間：約2分
 ※ 家きんの羽の根元を掴む方法もあります。

2 段ケージでの捕鳥方法

捕鳥 1 箇所につき、捕鳥係 2 名



捕鳥係

通路の左右に分かれて捕鳥し、家きんを直接ペールに入れる。

運搬係

大きい声で家きんを 10 羽カウントする。

ペール内の家きんが逃げないように管理する。



※捕鳥係が直接ペールに家きんを入れる。

注：防護具については別冊
「防護具着脱手順」参照

ヒナ段 3 段ケージ以上での捕鳥方法

捕鳥 1 箇所につき、捕鳥係 3 名（うち捕鳥補助 1 名）



上段のケージから捕鳥する場合、捕鳥係はケージにある足場に足をかけて取り出す。捕鳥補助者が家きんを受け取りペールに入れる。

殺処分方法



※運搬係が運搬してきたパール



- ① パールのフタには2箇所穴が開いている。
- ② 1つの穴に注入ホースの先を入れ、**5秒間**ガスを注入する。
※勢いよくガスが出るため、パールの蓋のロックがしっかり閉まっていることを確認し、1名が蓋を押さえたうえでガスを注入する。

袋詰方法



ガスを注入してから2分間経過したパール。



パールにゴミ袋を被せる。



協力してパールをひっくり返して、中の家きんを袋へ移す。



結束バンドでゴミ袋の口を閉める。

② 汚染物品回収・消毒班

ア 家きん卵（種卵含む）の回収

- （ア）運搬および最終処分の方法等により回収方法を決定する。原則として最終処分が焼却処分の場合は感染性廃棄物容器に回収して焼却地へ搬出する。埋却処分の場合はビニール袋に入れ、フレコンバッグにまとめて搬出する。
- （イ）自動集卵する家きん舎の場合は、集卵ベルトを動かして家きん舎内家きん卵をG P内へ移動させ回収する。

イ 飼料の回収

- （ア）飼料タンク内の飼料は、フレコンバッグに回収し、内容物を証拠写真として撮影する。タンクからパイプラインで家きん舎に給餌する等、タンク下部から飼料が回収できない場合、家きん舎内残飼とともに家きん舎内で回収するか、排せつ物等と合わせて下記ウにより回収する。
- （イ）紙袋飼料はフレコンバッグに回収する。

ウ 排せつ物等（排せつ物・敷料・堆肥）の回収

- （ア）排せつ物等の処理作業は、原則として、家きん舎内で行う。ただし、作業面積等の問題により屋外で行う場合は、病原体や粉じんの飛散を防止するための措置を講じたうえ、作業を行う。堆肥のうち証拠写真が撮影されていないものは、回収時に証拠写真を撮影する。
- （イ）作業手順
 - 農場のショベルローダー、ウイングローダーにて排せつ物等を集め、フレコンバッグに詰め込む。回収しきれなかった排せつ物等はスコップ等で回収する。
 - ローダーがない場合、人力で排せつ物等をビニール袋に回収、一輪車等で運搬のうえフレコンバックへ投入する。
 - ※フレコンバッグへの排せつ物等の投入量は、容量の8割程度とする。
 - フレコンバッグへの排せつ物等の投入終了後、口をしっかりと締め、トラックに積み込む。
 - トラックへの積み込み終了後、ビニールシートで全体を覆い、最終処分場所まで搬出する準備を整える。

エ その他の汚染物品の回収

その他畜産資材等の汚染物品は、家畜防疫員の指示に従い回収する。

オ 作業記録

記録係は、フレコンバックまたは感染性廃棄物容器にカラスプレー等で番号をマーキングするとともに、数量など汚染物品の回収状況を記録する。
（別記様式4 4）

カ 汚染物品の搬出準備

殺処分班搬出係（P 1 1 7 参照）と同様に搬出の準備を行う。

※状況に応じて汚染物品は農場において発酵処理を行う場合もある（P 参 2 2 参考資料 8 「死体等の焼埋却等」参照）。その場合は現地の家畜防疫員の指示に従う。



トラックへの積み込み



トラック積み込み後の全体消毒

殺処分および焼埋却作業終了後は、農場の消毒作業を行う（P 参 9 参考資料 3 「発生農場の消毒」参照）。

ア ケージや天井等は逆性石けん等で洗浄・消毒する。さらに、床面は消石灰の散布または石灰乳の塗布により消毒する。配電盤など直接消毒液を噴霧できない箇所は、消毒液を浸した紙タオル等でふき取る。

イ 農場敷地は、消石灰の散布により消毒する。

ウ 使用した防疫資材や家きん運搬用ケージなどの飼養管理器具を逆性石けん等で洗浄・消毒する。

エ 使用した重機等は、逆性石けん等で洗浄・消毒する。座席やハンドル、ペダルなどはアルコール等で消毒を行う。

③ サポート班

サポート班とその他防疫作業従事者は異なる時間に休憩を行うものとする。

ア 運搬車両等の消毒作業

汚染物品や防疫資材の運搬車両等が農場に出入りする際に、動力噴霧機で車両等を消毒する。適時、消毒液を補充する。

イ 防疫作業従事者の消毒等のサポート作業

農場入退場時における防疫作業従事者へのサポートを行う。

（ア）農場入場時の防護具着脱補助、確認、テーピング

（イ）農場退場時の防疫作業従事者への全身消毒

- (ウ) 農場退場時の防疫作業従事者の手指等へのアルコールの細霧による消毒の補助および脱衣補助
- (エ) 踏み込み消毒槽の消毒液の適宜交換
- (オ) うがい液の調製

ウ その他テント基地内での作業補助

- (ア) 殺処分作業等で使用する防疫資材の配置等の準備補助
- (イ) テント基地での作業補助

エ 防疫作業従事者の入れ替わり時等のサポート作業

- (ア) 第2クール到着時および第1クール退場時のサポート

入場する第2クールに対するサポート作業は、第1クールのサポート班（着衣テント係）が行う。退場する第1クールに対するサポート作業は第1クールのサポート班（脱衣テント係）が行う。

到着した第2クールサポート班は、各テントで第1クールのサポート班の対応を見学し、作業内容を把握する（引き継ぎを兼ねる）。第1クールのサポート班は、それぞれのサポート作業が終わった後、バスに乗車する。

- (イ) 第3クール以降のサポート

前クールのサポート班は次クール入場と当該クール退場をサポートする。以降、同様に行う。



防疫作業従事者の全身消毒



踏み込み消毒槽による長靴の消毒

④ 焼却地・埋却地班

最終処分地での焼却または埋却作業を行う。

焼却処分の場合

- ア 焼却施設等に搬入された感染性廃棄物容器を焼却炉等指定の場所まで運搬する。
- イ 感染性廃棄物容器を焼却炉等の投入口へ投入する（投入する場所・量・間隔は焼却施設等により異なる）。
- ウ 焼却施設等の搬入口から投入場所までの消毒を行う。

埋却処分の場合

- ア 掘削された埋却溝へ消石灰を散布する。
- イ (必要に応じて) ブルーシートを敷設する。
- ウ 埋却場所に搬入されたフレコンバッグを投入する。
- エ 投入後のフレコンバッグ上へ消石灰を散布する。
- オ 埋却溝の埋め戻しを行う。
- カ 埋め戻した上に消石灰を散布する。



焼却施設での作業



埋却地での作業

【出典：農林水産省 HPAI に関する防疫作業マニュアル】

(3) 作業後の措置

① 農場からの退場

- ア 退場時は長靴、手袋、防護服の上から消毒液の噴霧による消毒を受ける。また、踏み込み消毒槽で長靴の裏を消毒する。
- イ グレーゾーンで現地保健班の指示およびサポート班の補助により防護服等の脱衣を行う。
- ウ 内側防護服1枚を身に着け、スリッパを履く(別冊1「防護具着脱手順」参照)。
- エ 清浄ゾーンで手洗い、うがいを行う。

② 集合場所への移動

- ア バスの乗車前に内側防護服を脱衣して破棄し、ブーツカバーを装着する。
- イ バスに乗車し、集合場所に移動する。

③ 健康調査

集合場所において、現地保健班の指示により、「防疫作業従事者等の健康調査対応マニュアル」に基づく健康調査を受診する。

④ 解散

ア 解散後は速やかに帰宅し、入浴および洗髪を行うとともに、着用していた衣服は洗濯する。

イ 防疫作業従事後10日間の健康観察期間中は、「防疫作業従事者等の健康調査対応マニュアル」に基づき対応する。

⑤ その他

高病原性鳥インフルエンザ等のまん延防止の観点から、防疫作業従事者は、原則として、防疫作業従事後7日間は、発生農場以外の鳥類に接触しないこと。ただし、発生農場での防疫作業従事後の消毒・脱衣等に問題がなければ7日間を3日間までに短縮することができる。短縮を希望する場合は、事前に県対策本部にその旨を報告し、指示を受ける。

第Ⅲ章 防疫対応マニュアル

第5

防疫作業の指揮体制と 発生農場周辺および集合場所の運営

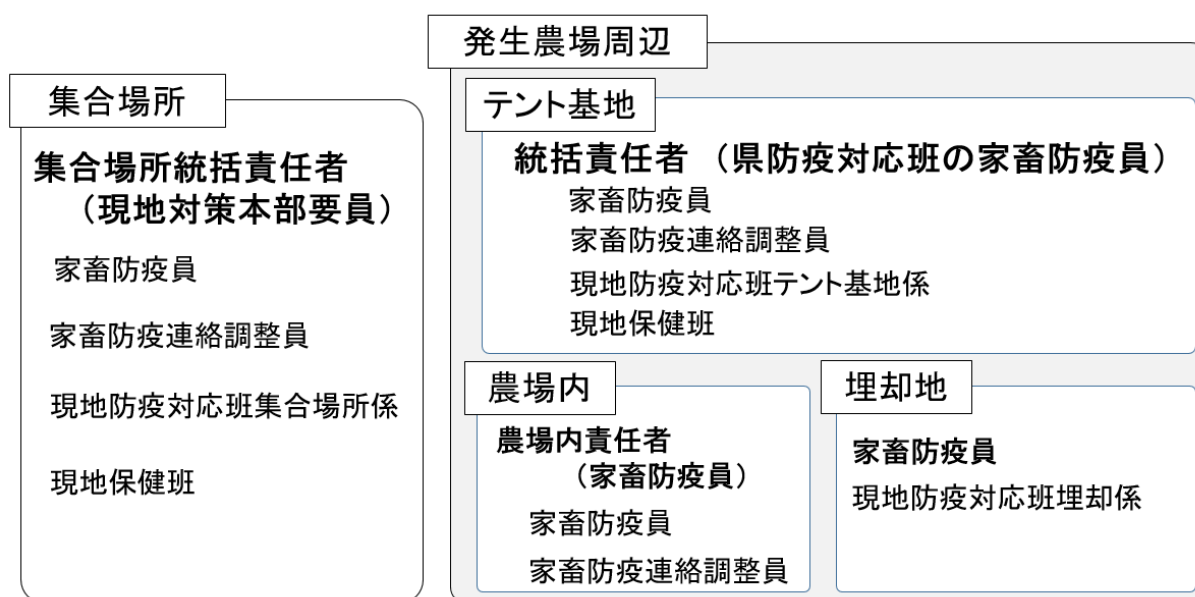
1 防疫作業の指揮体制

現地対策本部から派遣される集合場所責任者が集合場所全体を、テント基地の統括責任者（県防疫対応班の家畜防疫員）が農場および埋却地を含む発生農場周辺を統括する。農場および埋却地においてはそれぞれに家畜防疫員を配置し、統括責任者のもと、各配置場所の作業を指揮する。

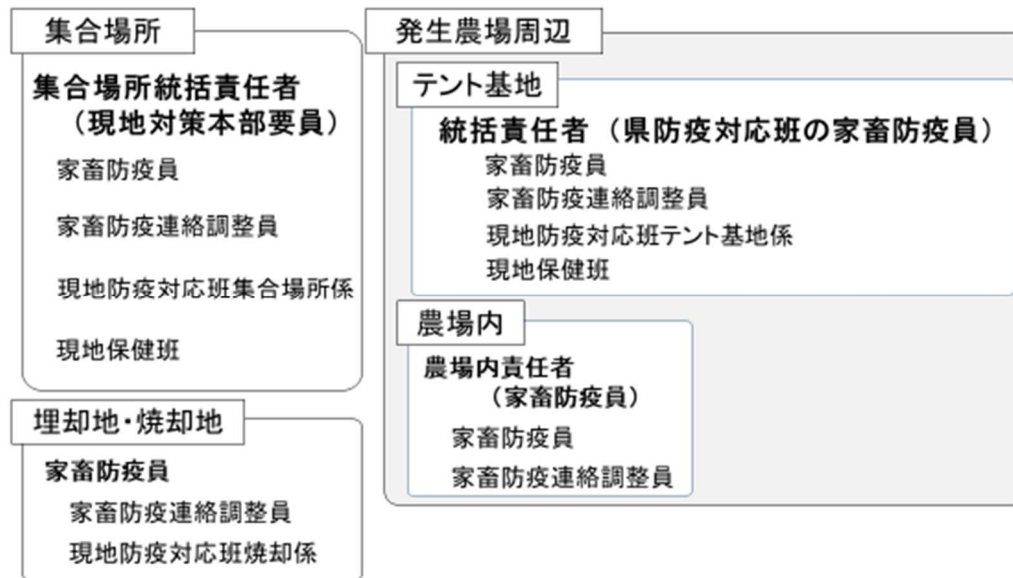
防疫作業場所が遠方になる場合や農場規模、作業状況等を考慮して、防疫作業に従事する者への指示や情報伝達が適切にされる体制を構築する。県対策本部および現地対策本部は必要な要員を配置すること。農場統括責任者は、家畜防疫連絡調整員、現地本部テント基地係、農場内責任者および協力関係団体と、定期的（概ね1時間に1度）にミーティングを実施し、防疫作業の進捗、防疫作業従事者の動員状況および配置、資機材の過不足等について確認し、現状と今後の動きを共有する。

また、作業に従事する者の労働安全に常に注意し、労務災害防止を心がけるとともに、必要に応じて安全確保のための人員の配置、安全用具の使用等を考慮する。農場統括責任者は、緊急時に備え、テント基地に緊急時対応マニュアルを持参する。

<防疫作業の指揮体制（埋却地が農場内に確保される場合）>



<防疫作業の指揮体制（埋却地が農場外に確保される場合もしくは焼却の場合）>



(1) 集合場所の指揮体制

- ・ 集合場所統括責任者（現地対策本部から配置） （1名）
集合場所全体の統括、指揮
- ・ 家畜防疫員 （1～2名）
班分け、作業説明、県防疫対応班との連絡
- ・ 家畜防疫連絡調整員 （1名）
連絡調整、資機材管理、家畜防疫員の補助、記録の作成
(家畜防疫連絡調整員が配置されない場合は、現地防疫対応班集合場所係が行う。)
- ・ 現地対策本部要員（必要人数）
集合場所の設営および管理運営、人員および資機材の管理
防疫作業従事者の誘導、案内
健康調査、防護服等の着衣指導

(2) 発生農場周辺の指揮体制

① テント基地

- ・ 統括責任者（県防疫対応班の家畜防疫員を配置） （1名）
防疫作業全体の統括、指揮
- ・ 家畜防疫員 （1～2名）
統括責任者の補助、防疫作業従事者への指示
- ・ 家畜防疫連絡調整員 （2名）
連絡調整、作業進捗および資機材管理状況の確認・報告、統括責任者および家畜防疫員の補助、記録の作成

- ・ 現地防疫対応班テント基地係
テント基地の設営および運営、人員および資機材の管理
- ・ 現地保健班
防護具着脱指導

② 農場内

- ・ 農場内責任者（県防疫対応班の家畜防疫員） （1名）
農場内および隣接埋却地における作業全体の指揮、家畜防疫員等への指示
- ・ 家畜防疫員 （作業内容および防疫作業従事者の班構成により人数決定）
防疫作業の指揮、農場内責任者の補助
- ・ 家畜防疫連絡調整員 （1名）
連絡調整、作業進捗および資機材管理状況の確認・報告、家畜防疫員の補助、記録の作成

③ 焼埋却地

- ・ 家畜防疫員 （1～2名）
防疫作業の指揮
- ・ 家畜防疫連絡調整員 （1名）
連絡調整、作業進捗および資機材管理状況の確認・報告、家畜防疫員の補助、記録の作成
(埋却地が農場内に確保される場合は、現地防疫対応班焼埋却地係が農場内家畜防疫連絡調整員と連携し、行う。)
- ・ 現地防疫対応班焼埋却係
焼埋却地の調整および準備、焼埋却地全般の運営管理、作業進捗の確認および報告、家畜防疫員の補助、記録の作成

2 責任者等の識別方法（再掲）

運営要員および防疫作業従事者の班長は、カラーベストの着用や腕にカラーテープを巻くことにより識別する。

カラーベスト：指定のカラーベストを着用し、ベストの前後に「所属・役割」、「氏名」を記入した名札を挿入する。

カラーテープ：指定の色のテープを内側および外側防護服の両腕に1本ずつ巻きつける。

責任者等		カラーベストの色	カラーテープ
家畜防疫員	統括責任者 農場内責任者	赤	赤
	上記以外		—
家畜防疫連絡調整員		青	—
現地対策本部要員	集合場所責任者	緑	—
	集合場所係 テント基地係 (現地応援隊含む)		
	焼埋却係		
	保健所職員	黄	—
防疫作業従事者	班長	—	緑

3 防疫作業中の事故防止対策

(1) 安全確保のための人員配置

家畜防疫員は、家きん舎内や埋却地周辺での作業が安全に行われるよう人員を配置する。

(2) 安全用具の使用

埋却地や重機周辺での作業および多段式ケージや飼料タンク上等の高所での作業は、ヘルメット等の安全用具を着用する。

(3) 作業内容の周知

家畜防疫員は、作業前に作業手順や安全確保について防疫作業従事者に十分説明を行うとともに、必要に応じてデモンストレーションを行う。

(4) 健康面への配慮

農場総括責任者は、防疫作業従事者の作業時間を把握し、現地防疫対応班および家畜防疫員に定期的な休憩を指示する。また、作業環境や作業内容等により、必要に応じ、休憩頻度や時間を調整する。農場責任者は、防疫作業従事者等から健康状態の異常等の報告があった場合は、直ちに作業を中止させ、農場統括責任者に報告する。

4 集合場所

(1) 集合場所の設営

防疫作業従事者が集合し、作業従事前後の健康調査および作業準備を行う。

現地対策本部は防疫作業従事者の集合や健康調査等が円滑に運営できる会場を確保する。県防疫対応班集合場所係、家畜防疫連絡調整員と協力して第1クールの防疫作業従事者が集合するまでに設営を完了する。

<防疫作業従事前の作業>

- ・健康調査
- ・班分け
- ・手荷物の預かり、管理
- ・防護服着衣
- ・作業内容説明

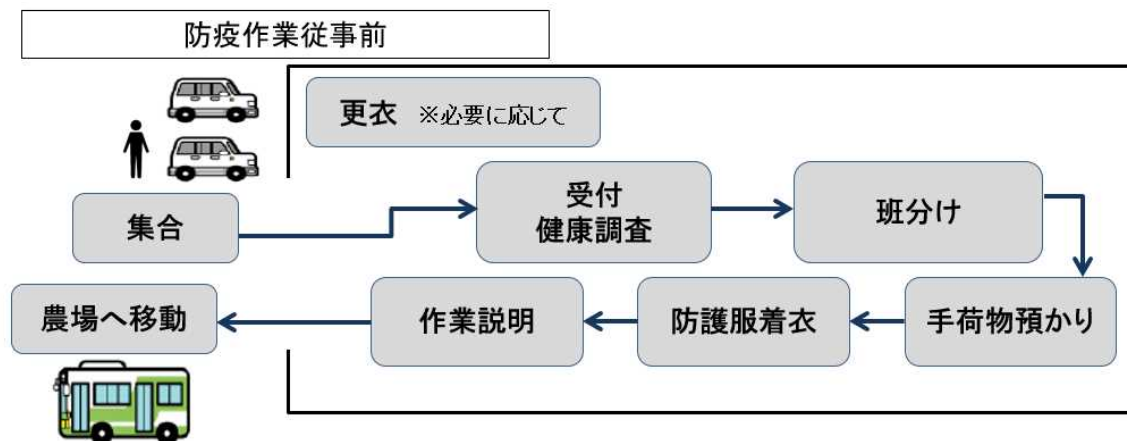
<防疫作業従事後の作業>

- ・健康調査、抗ウイルス薬の予防的投与（処方）
- ・手荷物の返却

<その他>

- ・更衣、食事等

【集合場所における作業従事前の動線例】



（２）防疫作業従事者の集合

県防疫総括班は、防疫作業の開始時間に基づき、健康調査や防護服着衣、移動に要する時間を勘案して集合時間を決定し、県庁各部局主管課および各地域対策本部を通じ、防疫作業従事者に通知する（農場への出発時間の概ね１～２時間前を集合時間の目安とする）。

（参考：集合時間）

集合場所において防疫作業従事者の混雑が予想される場合は、集合時間に差を設ける等の配慮をする。その場合、主にサポート班に配置する女性職員に早い集合時間を設定する。

例：女性職員集合→（１０分）→本庁以外男性職員→（１５分）→本庁男性職員

（参考：健康調査の結果、作業不適と判断された防疫作業従事者への対応）

作業不適と判断された作業員には、集合場所責任者、家畜防疫員、健康調査担当者との協議のうえ、本人の健康状態等に応じて集合場所の運営補助、帰宅等を指示する。

（３）防疫作業従事者の移動にともなう連絡調整等

- ①第１クールの防疫作業従事者は、病性判定までに出発準備を整え、集合場所に待機する。防疫措置開始時間に合わせ、家畜防疫員の指示により、農場への移動を開始する。
- ②集合場所、テント基地の家畜防疫連絡調整員は、防疫作業従事者輸送用バスの発着等について相互に連絡調整を行う。（ただし、集合場所に家畜防疫連絡調整員が配置されない場合は、現地防疫対応班集合場所係が行う。）
- ③現地防疫対応班集合場所係は、集合場所で防疫作業従事者の作業班を記載した名簿を作成して防疫作業従事者の班長に手渡し、移動前後の人員確認、点呼等を実施するように指示および補助する。また、名簿をテント基地の家畜防疫員に手渡すように指示する。
- ④現地防疫対応班集合場所係は、農場等までの経路、バスの乗降場所、消毒ポイント等について、バス運行者に指示する。必要に応じてバスに添乗する。
- ⑤現地防疫対応班集合場所係（集合場所に消毒ポイントが設置されている場合は消毒ポイント係）は、防疫作業従事者の輸送用バスが発生農場から到着した際には、防疫作業従事者の降車前に車両消毒を実施する。

5 テント基地

(1) テント基地の設営

発生農場における防疫作業を指揮・支援するための基地を、発生農場敷地前（農場周辺）に設営する。

設営開始に当たっては、ウイルスの拡散防止に必要となる発生農場におけるゾーニング（清浄ゾーン・グレーゾーン・汚染ゾーンの区域分け）が終了していることを設営条件とする。防疫作業従事者が到着するまでに設営を完了する。

距離の離れた複数個所で殺処分、埋却等の防疫措置を実施する場合には、各箇所に対して適切な指揮・支援が行われる体制を構築するよう柔軟に対応する。

防疫作業従事者の出入り口とは別に重機等の搬出口を設ける場合は、消毒等の感染防止対策を徹底する。

(2) テント基地内に設けるエリア

まん延防止および作業に従事する者への感染防止が確実かつ円滑に作業が実施されることに配慮して、各ゾーンに必要なエリアを配置する。各エリアにおいては農場規模、防疫作業従事者の人数等を考慮してスペースを確保し、必要に応じてテントを設置する。

① 清浄ゾーン

- ・ 本部テント

テント基地全体を運営・指揮する事務所。防疫作業の進行状況等の管理（別記様式35、36、37）、現地対策本部等との通信などを行う場所。

- ・ 防護具の装着用エリア（長靴を使い捨てる場合）

発生農場等における防疫作業の従事前に防護具を装着する場所。（長靴を再利用する場合はこのエリアはグレーゾーンとして設定する。）

- ・ 手洗い・うがい用エリア

防疫作業終了時または休憩時の防護具脱着後に手洗い・うがいを行う場所。

- ・ 休憩用エリア

飲食を含む休憩を行う場所。

- ・ 防疫資機材保管エリア

防疫作業に必要な防疫資機材の保管・管理を行う場所。

- ・ 救護用エリア

防疫作業従事者等にけがや体調不良が発生した場合に応急処置を行う場所。

- ・ 仮設トイレ設置エリア

仮設トイレを設置する場所。

- ・ 輸送バス乗降エリア

防疫作業従事者等を輸送するバスを停留させる場所。

- ・ 消毒ポイント

テント基地に出入りする車両等の消毒を行う場所。

② グレーゾーン

- ・ 防護具の装着用エリア（長靴を再利用する場合）

発生農場等における防疫作業の従事前に長靴を装着する場所。（長靴を使い捨てる場合はこのエリアは清浄ゾーンとして設定する。）

- ・ 全身および靴底の消毒エリア

発生農場等における防疫作業の従事後に、従事者の全身および靴底を消毒する場所。

- ・ 防護具の脱着用エリア

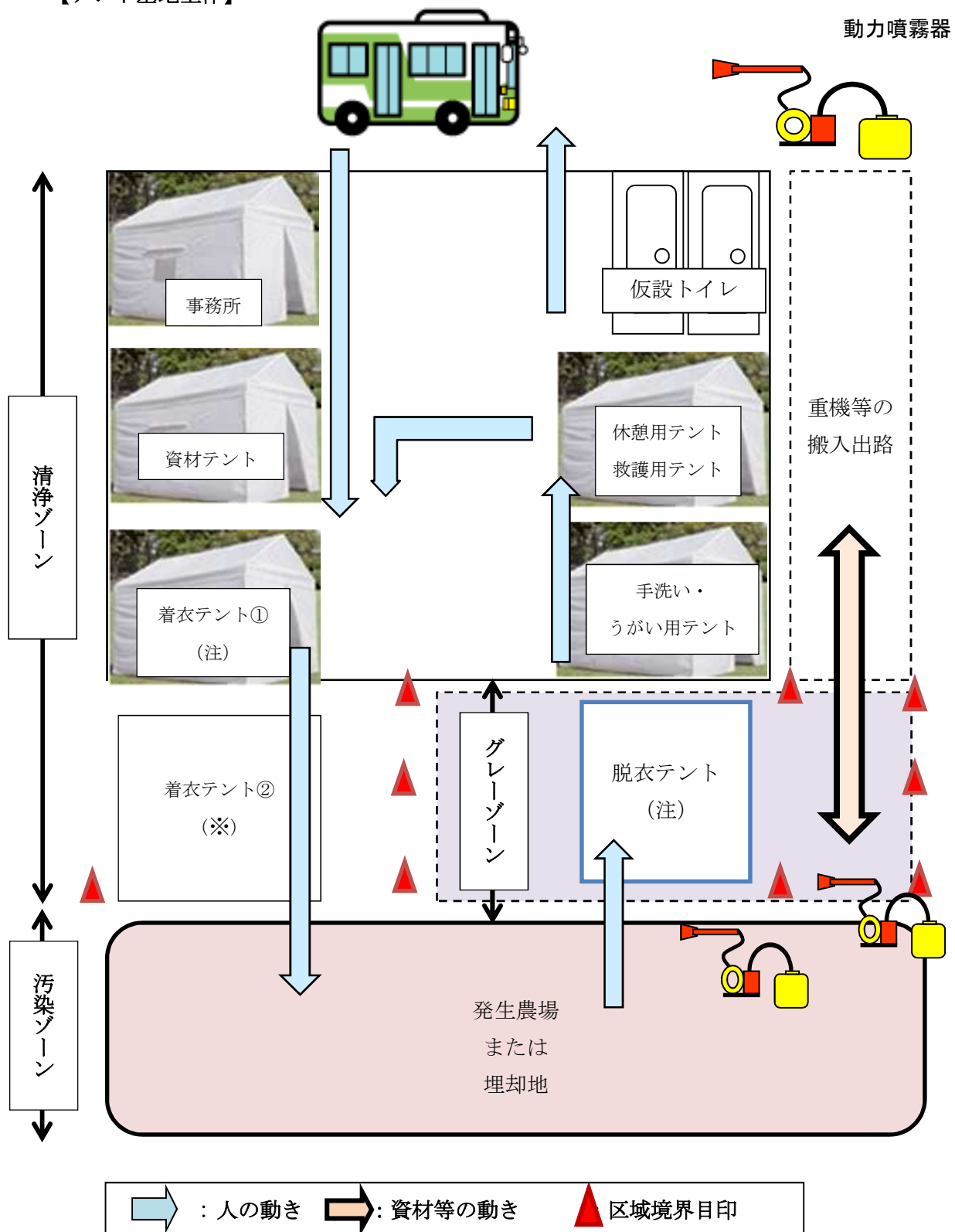
発生農場等における防疫作業の従事後に防護具を脱着する場所。

（３）防疫作業従事者の移動にともなう連絡調整等

テント基地、集合場所の家畜防疫連絡調整員は、防疫作業従事者輸送用の車両の発着等について連絡調整を行う。入場の際、テント基地が混雑する場合は、次クールの防疫作業従事者を、輸送用バス内で待機させる。

現地防疫対応班集合場所係は、防疫作業従事者を輸送するバスへの乗降の際の誘導、安全確保、車両消毒等を行う。また、テント基地からの乗車の際には、ブーツカバーの使用やスリッパの履き替え等により車内の汚れ防止に配慮する。

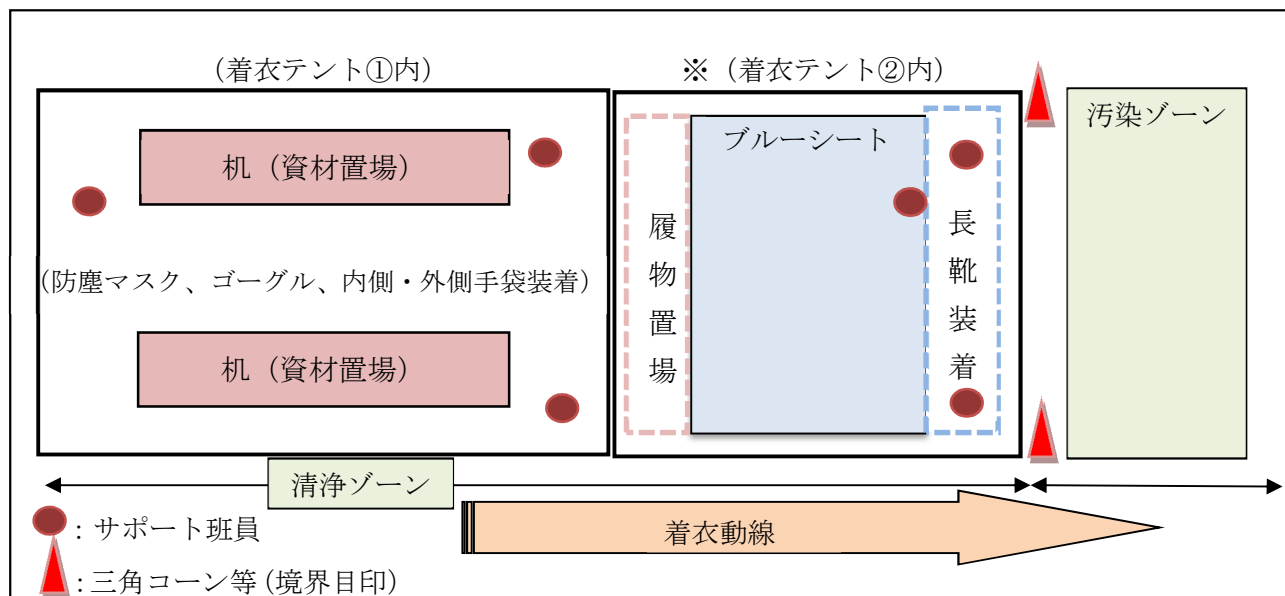
【テント基地全体】



注：更衣および脱衣テントでの防護具の着脱手順については別紙「防護具着脱手順」参照

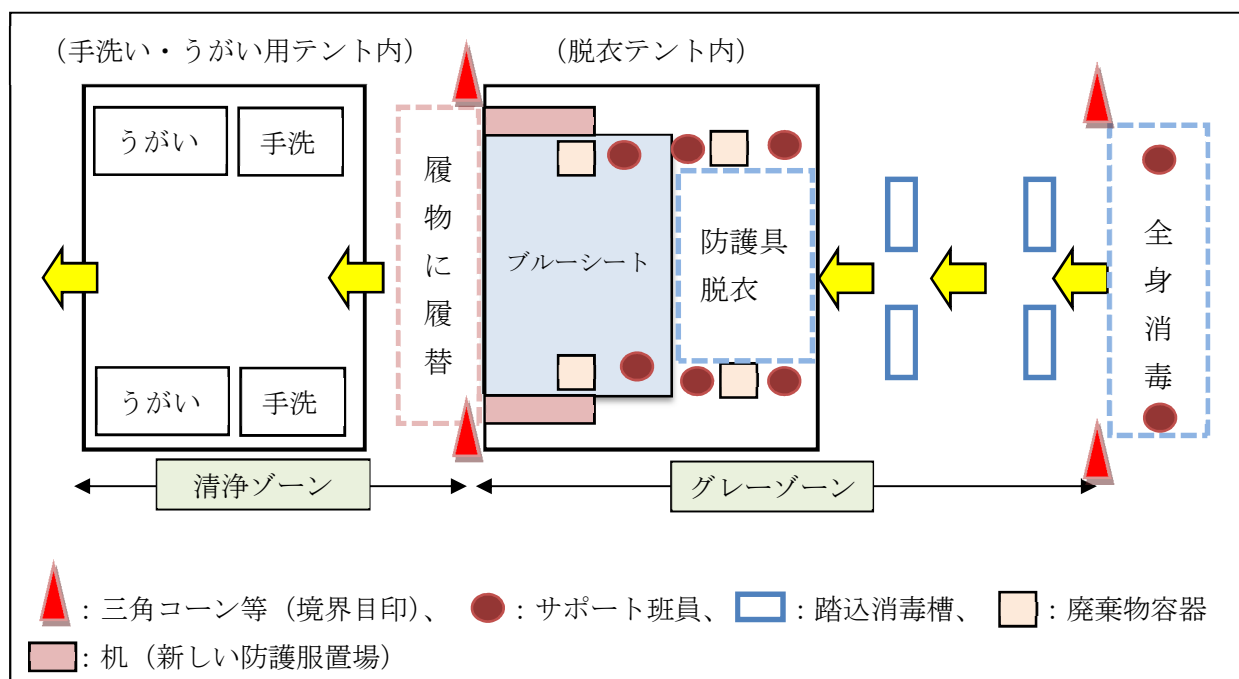
※長靴を再利用する場合には、更衣テント②をグレーゾーンとする。

【入場時の動線例】



※長靴を再利用する場合には、着衣テント②をグレーゾーンとする。

【退場時の動線例】



6 現地対策本部員等の健康調査

現地対策本部員、家畜防疫連絡調整員等の農場にて防疫作業にあたる職員は、下記の一覧を参考に、防疫作業従事後の健康調査を受診する。

(参考)高病原性鳥インフルエンザ関係作業従事者の健康調査・観察一覧表

属 性		従事前健康調査	防護具の要および種類	従事後健康調査	タミフル投与	10日間の健康観察	健康観察保健所
防疫作業従事者	殺処分班	健康調査会場	要(フル装備)	健康調査会場	対象	対象	発生地保健所
	汚染物品回収班	健康調査会場	要(フル装備)	健康調査会場	対象	対象	発生地保健所
	焼・埋却地班	健康調査会場	要(フル装備)	健康調査会場	対象	対象	発生地保健所
	サポート班(グレーゾーン)	健康調査会場	要※1	健康調査会場	不要 ※4	対象	発生地保健所
	サポート班(清浄ゾーン)	健康調査会場	要※2	健康調査会場	不要 ※4	対象	発生地保健所
現地対策本部	消毒ポイント係	なし	不要	なし	不要	不要	発生地保健所
	鶏舎内作業員(農場消毒)	なし	要(フル装備)	健康調査会場 (閉鎖の場合は発生地保健所)	対象	対象	発生地保健所
	焼埋却係	なし	要(フル装備)	健康調査会場※6 (閉鎖の場合は発生地保健所)	不要 ※4	対象※6	発生地保健所
	テント基地係(グレーゾーン)	なし	要※1	健康調査会場 (閉鎖の場合は発生地保健所)	不要 ※4	対象	発生地保健所
	テント基地係(清浄ゾーン)	なし	要※2	健康調査会場 (閉鎖の場合は発生地保健所)	不要 ※4	対象	発生地保健所
	保健所職員(グレーゾーン)	なし	要※1	健康調査会場 (閉鎖の場合は発生地保健所)	不要 ※4	対象	発生地保健所
	保健所職員(清浄ゾーン)	なし	要※2	健康調査会場 (閉鎖の場合は発生地保健所)	不要 ※4	対象	発生地保健所
建設業協会等	重機オペレーター	なし	要	健康調査会場 (閉鎖の場合は発生地保健所)	不要 ※4	対象	発生地保健所
現地応援隊(現地対策本部に準じる)		なし	要※3	健康調査会場 (閉鎖の場合は発生地保健所)	不要 ※4	対象	発生地保健所
家畜防疫連絡調整員		なし	要※3	健康調査会場 (閉鎖の場合は発生地保健所)	不要 ※4	対象	発生地保健所
評価人 (家きんおよび汚染物品)	市町職員等	なし	要(フル装備)	健康調査会場 (閉鎖の場合は発生地保健所)	対象	対象	発生地保健所
家畜保健衛生所職員		なし	要(フル装備)	健康調査会場 (閉鎖の場合は発生地保健所)	対象	対象	発生地保健所
森林整備事務所職員(野鳥対応)		なし	要(フル装備)	健康調査会場 (閉鎖の場合は発生地保健所)	対象	対象	発生地保健所
養鶏場等従事者	接触者	－	－	発生地保健所	対象	対象	発生地保健所
食鳥処理関係者	接触者	－	－	施設管轄地域の保健所による調査	対象	対象	施設管轄地域の保健所

※1 フル装備からゴーグル・外手袋除き、サージカルマスク着用

※2 防護服+ヘアキャップ

※3 作業内容によっては不要

※4 作業中に感染鳥類または感染性物質に接触した場合は必要

※5 タミフル処方が必要な場合は様式3-1を使用

※6 焼却施設における焼却作業のみの場合は、健康調査は不要

第Ⅲ章 防疫対応マニュアル

第6 必要資機材量等の目安

必要資材量等の目安

※ 上段：発生規模羽数、下段：防疫作業従事者数、防疫措置終了までのケル数目安
必要数の下段カッコ内は防疫作業終了までの概算
※2 初動以後の不足品は原則現地対策本部が調達する。現地にて調達困難な場合は本部と調整する。
※3 *の資材については家保が調達する

区分	資材名 (色付きは先遣隊が搬入)	※2 発注者	※3 家保が 追加調 達する資	説明等	必要数量算出基礎	※ 1,000羽 30名4ケル	※ 10,000羽 80名7ケル	※ 50,000羽 100名15ケル	単位
(緊急消毒 を含む)	消毒薬	本部	*	パコマ1L等(1,000倍希釈で使用)	薬液5L/1坪(3.3㎡)	3	6	15	
	動力噴霧機	本部			緊急消毒後は脱衣、農場入り口に用い	5	5	5	台
	ガソリン缶	本部		動噴など燃料補給用。ガソリンは現地にて調達。		4	4	4	缶
	ローリータンク100L	本部				6	6	6	個
	タブカート	本部		100Lローリータンク運搬用		6	6	6	台
	ローリータンク200L	本部				1	1	1	個
	軽トラック	現地		200Lローリータンク運搬用					
	フォークリフト	現地		(必要に応じ)					
	バレット	本部							
	ホースリール	本部							個
	高圧式噴霧器	本部			必要に応じて使用	7	7	7	個
	背負式電動噴霧器	本部			必要に応じて使用				台
	乾電池 単1	本部							本
	消石灰(20kg/袋)	本部	*	農場の敷地全面に散布	1kg/㎡、20㎡/袋で必要量	75	200	500	袋
	ハndsコップ	本部		消石灰 手やり散布用(ひしゃく代替)。		3	3	3	個
	一輪車	本部		緊急消毒後は資材・汚染物品運搬		10	10	10	台
	竹ぼうき	本部			必要量	5	5	5	本
	簡易消石灰散布機	本部		必要に応じて使用					
	殺菌剤	本部		必要に応じて使用					
通行の 制限等	投光器	現地		発電機付	1個/1カ所(3カ所で算出)	3	3	3	個
	赤コーン	本部			3個/1カ所(3カ所で算出)	9	9	9	個
	コーンベツト	本部				9	9	9	個
	ガードバー	本部				9	9	9	本
	立入禁止テープ	本部				9	9	9	個
	消毒薬	本部	*	パコマ1L等(1,000倍希釈で使用)	薬液5L/1坪(3.3㎡)	3	6	15	本
	高圧式噴霧器	本部		通過車両等の消毒	1個/1カ所(3カ所で算出)	3	3	3	個
	誘導灯(指示棒)	本部		単2電池タイプ	1本/1カ所(3カ所で算出)	3	3	3	本
	乾電池 単2	本部				12	12	12	本
	赤色灯等	本部		誘導灯および投光器での代用可	1本/1カ所(3カ所で算出)	3	3	3	個
	看板	現地		通行止め・通行理由の2種類	2種類/1カ所(3カ所で算出)	6	6	6	個
	椅子	現地			2個/1カ所(3カ所で算出)	6	6	6	個
	雨合羽	本部			2枚/1カ所(3カ所で算出)	6	6	6	枚
	消石灰(20kg/袋)	本部	*		2袋/1カ所(3カ所で算出)	6	6	6	袋
	投光器	現地		発電機付またはドラムコードで農場電源利用		1	1	1	個
	赤コーン	本部			必要量	9	9	9	個
	コーンベツト	本部				9	9	9	個
	ガードバー	本部				9	9	9	本
	誘導灯(指示棒)	本部		単2電池タイプ		3	3	3	本
	乾電池 単2	本部				12	12	12	本
(衛生管理区域 境界)	赤色灯等	本部		誘導灯および投光器での代用可		1	1	1	個
	立入禁止看板	本部				3	3	3	個
	立入禁止テープ	本部				10	10	10	個
	タープテント	本部		初動時着脱用、その他		3	3	3	枚
	ブルーシート小	本部		5.4m×5.4m 初動時着脱用、その他		5	5	5	枚
	雨合羽	本部				4	4	4	枚
	動力噴霧機	本部			1台/1カ所	1	1	1	台
	ローリータンク200L	本部		200L		1	1	1	台
	ホースリール	本部				1	1	1	台
	消毒薬	本部	*	パコマ1L等(1,000倍希釈で使用)		1	1	1	本
	ブルーシート	現地		高さ2m×設置箇所(必要農場敷地分)					枚
	杭等	現地			2m間隔分(設置幅/2)				本
	ハンマー(木槌)等	現地			必要量				本
	防疫フェンス	現地		(必要に応じて)	(必要に応じて)				枚
	投光器	現地		発電機付またはドラムコードで農場電源利用					個
	現場基地車	本部		(手配必要な場合)		1	1	1	台
す界農 場合 目敷 合張 り境 現地基地	カラーベスト(赤)	本部				14	14	14	枚
	カラーベスト(青)	本部				8	8	8	枚
	カラーベスト(緑)	本部				32	32	32	枚
	カラーベスト(黄)	本部				6	6	6	枚
	投光器	現地		発電機付		6	6	6	台
	仮設電源	現地		農場から電源をとることも可					
	仮設水道・給水車	現地		農場から水源をとることも可					
	テント	現地		本部用1、資材用1~2		1	3	3	張
	テント用ライト	現地							
	横幕	現地							
	コンテナハウス	現地		事務所	必要に応じて	1	1	1	個
	ガソリン缶	本部		必要に応じ(動噴など燃料補給用)、ガソリンは現地にて		4	4	4	缶
	軽油缶	本部		軽油は現地にて調達	20L	4	4	4	個
	軍手	本部		滑り止め付き	テント設置、資材運搬	100	100	100	双
	ブルーシート小	本部		5.4m×5.4m 初動時着脱用、その他		5	5	5	枚
	養生テープ	本部			必要量	30	30	30	個
	デジタルカメラ	本部		防水		3	3	3	台
	パソコン(通信機器含む)	本部			必要に応じて	1	1	1	台
	時計	本部		掛け時計		1	1	1	個
本部 テ ン ト	長机	現地			必要量				脚
	パイプいす	現地			必要量				脚
	ワイヤレスアンプ	本部		作業説明用、防滴仕様		3	3	3	個
	乾電池 単2	本部			ワイヤレスアンプ用2本入り	30	30	30	本
	ワイヤレスマイク	本部		防滴仕様		3	3	3	本
	乾電池 単3	本部			マイク用3パック	12	12	12	本
	トランシーバー	本部		農場内連絡用	統括責任者1・テント基地リーダー1・連 調員4・農場内責任者1・作業リーダー 3・埋却地1+予備2	13	13	13	台
	乾電池 単3	本部			トランシーバー用	40	40	40	本
	ホワイトボード	現地				2	2	2	台
	ホワイトボード用ペン	本部				6	6	6	本
	マグネット	本部				10	10	10	個
	家保緊急携帯	本部		携帯付随品		2	2	2	台
	モバイルバッテリー	本部				3	3	3	台
	スマホ用防水防塵ケース	本部				5	5	5	個
	アクティブスタイラス	本部		スマホ用タッチペン		5	5	5	個
	乾電池 単6	本部				6	6	6	本
	時計(ストップウォッチ)	本部		時計付きストップウォッチ	(農場内責任者用、記録係4か所用)×2 (予備含む)	10	10	10	個
	耐水紙(50枚入)	本部		資材、進捗状況管理、引き継ぎ等用	雨天時利用	3	3	3	冊
	ボールペン(黒)	本部				1	1	1	ダース
	ボールペン(赤)	本部				1	1	1	ダース
現地基地	緊急対応マニュアル	本部		統括責任者持参(別冊2)	マニュアルより印刷	1	1	1	冊
	記録用紙一式	本部		様式26-1、様式26-2、様式27、様式35~37	マニュアルより印刷	1	1	1	式
	テント	現地			うがい・休憩用				張
	テント用ライト	現地							
	横幕	現地							
	長机	現地			各テントに1から2				脚
	パイプいす	現地			必要に応じて				脚
	ストロー	現地			必要に応じて				個

必要資材量等の目安

※ 上段：発生規模羽数、下段：防疫作業従事者数、防疫措置終了までのケル数目安
必要数の下段カッコ内は防疫作業終了までの概算
※2 初動以後の不足品は原則現地対策本部が調達する。現地にて調達困難な場合は本部と調整する。
※3 *の資材については家保が調達する

区分	資材名 (色付きは先遣隊が搬入)	※2 発注者	※3 家保が 追加調 達する資	説明等	必要数量算出基礎	※ 1,000羽 30名4ケル	※ 10,000羽 80名7ケル	※ 50,000羽 100名15ケル	単位
休憩 備品	着火ライター	現地							
	灯油缶	本部		灯油は現地にて調達	18L	6	6	6	個
	灯油ポンプ	本部				3	3	3	本
	仮設トイレ	現地				2	5	6	台
	トイレトイペーパー	本部							ロール
	手洗い器	現地		手洗い	作業従事後用	2	4	4	個
	ハンドソープ	本部			必要量	1	4	4	個
	紙製ウェス(50枚入)	本部			1人4枚×5ケル分+予備50	530 (530)	1650 (2290)	2050 (6050)	枚
	5Lポリタンク	本部			持ち手つき	5	5	5	個
	20Lタンク	本部			手洗い用水運搬用	4	4	4	個
	うがい薬	本部		うがい		1	4	4	個
	水	本部		2L・6本/箱					箱
	紙コップ	本部			1人2個×5ケル分+予備50	290 (290)	850 (1170)	1050 (3050)	個
	貼るカイロ	本部		防疫作業従事者用					個
	貼るカイロ靴下用	本部		防疫作業従事者用	靴下用				個
	移動用履物	本部		予備					足
	廃棄物容器	本部		非感染性ごみ廃棄用 ペール(90L)	(着衣テント4、手洗い・うがいテント2、予備2)	2	8	8	個
着衣 備品	ポリ袋(90L、黒、厚手)	本部							
	飲食物・紙コップ等	本部		休憩用	必要量				
	時計	本部		掛け時計		1	5	5	個
	救急セット	本部				1	1	1	箱
	テント	現地		着衣用		1	2	2	張
	テント用ライト	現地							
	横幕	現地							
	ブルーシート(10m×10m)	本部		着衣動線用		2	4	4	枚
	コンパネ	現地		テント基地・グレーゾーン(脱衣)・平飼い追込用 必要に応じて設置					個
	ゴーグル	本部	*		(1人1.5個)×5ケル分+予備100	280 (280)	700 (940)	850 (2350)	個
	臺止めスプレー	本部			必要量	3	10	10	個
	防塵マスク(N95、DS2)	本部	*		(1人1.5枚)×5ケル分+予備100	280 (280)	700 (940)	850 (2350)	枚
	内側手袋(薄手)	本部	*		(1人2双)×5ケル分+予備100	340 (340)	900 (1220)	1100 (3100)	双
	外側手袋(厚手)	本部			(1人1.5双)×5ケル分+予備100	280 (280)	700 (940)	850 (2350)	双
	ヘアキャップ	本部			(1人1.5枚)×5ケル分+予備100	280 (280)	700 (940)	850 (2350)	枚
	養生テープ	本部		長靴・手袋用(25m/巻)		50 (50)	150 (300)	200 (600)	個
	防護服	本部	*		(1人1.5枚)×5ケル分+予備100	280 (280)	700 (940)	850 (2350)	枚
テント基地・ グレーゾーン(脱衣)	油性マジックペン	本部			必要量	12	12	12	本
	布テープ(赤:統括責任者・農場内責任者)	本部				10	10	10	巻
	布テープ(緑:班長)	本部				5	5	5	巻
	長靴	本部			(1人1足)×5ケル分+予備30	220 (220)	500 (660)	600 (1530)	足
	長机	現地		長靴保管用	必要量				
	コンテナボックス	現地		長靴保管用	必要量				
	ハンディスプレー	本部		長靴用	500ml	6	6	6	本
	消毒用エタノール	本部	*		500ml	3	3	3	本
	消毒薬	本部	*	バコマ1L等(1,000倍希釈で使用)	農場緊急消毒に用いたもの	6	6	6	本
	動力噴霧機	本部		作業従事後の全身消毒用(汚染ゾーンとの境界部で実施)		3	3	3	個
	ローリータンク100L	本部		100L		3	3	3	個
	タフカート	本部		100Lローリータンク運搬用		3	3	3	個
	ホースリール	現地				1	1	1	台
	プラ舟	本部		踏込消毒	1テント2列で4個使用	4	8	8	個
	ジョイント人工芝	本部			1テント2列で2個使用	2	4	4	個
	洗車ブラシ	本部			1テント2列で2本使用	2	4	4	本
	ハンディスプレー	本部		手指消毒用	1テント2列で4個使用	4	8	8	個
	消毒用エタノール	本部	*		必要量	8	16	16	
殺処分 作業	感染性廃棄物容器(45L)	本部	*	長靴、外側・内側手袋、ゴーグル、N95マスク、キャップ廃棄用	3人で1個として5ケル分+αとして試算	50 (50)	140 (190)	170 (510)	個
	感染性廃棄物容器 ふた	本部	*						個
	ミッペール専用閉め具	本部	*			1	1	1	
	フレコンバッグ	本部		汚染物品廃棄用	防護服等廃棄用				
	テント	現地		脱衣用		1	2	2	張
	テント用ライト	現地							
	横幕	現地							
	ブルーシート(10m×10m)	本部		着衣動線用		2	4	4	枚
	コンパネ	現地		必要に応じて設置	テント基地・グレーゾーン(脱衣)・平飼い				個
	コンテナボックス	現地		長靴保管用	10足/個+予備2	12	15	15	個
	ポリ袋(90L、黒、厚手)	本部			必要量				袋
	長机	現地		替え防護服等置場	替え防護服等置場	2	2	2	脚
	簡易マスク	本部		コロナ対策		280	700	700	枚
	防護服	本部	*	内側防護服汚染時用					枚
	靴下	本部		汚染時用					
	発光器	現地		発電機付	1農場4台	4	4	4	台
	CO2ガスボンベ(サイホン式)	本部			800羽/本+予備2本	4	40	40	本
殺処分 作業	ボンベ運搬車	本部			1殺処分所1個(1農場3か所)+運搬用2	3	5	5	台
	バックホーン	本部			1殺処分所2個(1農場3か所)+予備2	4	8	8	本
	T型ハンドル	本部			1殺処分所2セット	2	6	6	セット
	モンキレンチ	本部			1殺処分所2セット	2	6	6	セット
	ペール(90L)	本部		蓋付き、蓋にはφ12mmの穴が2カ所空いている	運搬係人数×1.5	10	27	45	個
	ポリペール用台車	本部				10	36	36	個
	ポリ袋(90L、黒、厚手)	本部			10羽(青雉20羽、地鶏5羽)/袋+予備	400	1,300	5,300	袋
	結束バンド	本部			10羽/個+予備300	400	3,300	3,300	本
	コンパネ	現地		平飼い追込用	1箇所4枚で算出	12	12	12	枚
	トンネル管	本部		直立ケージから家きん取り出し時	該当鶏舎に3台		3	3	台
	脚立兼用はしご	本部		直立4段ケージ等作業時	高所作業台に1本		3	3	本
	フレコンバッグ	本部		埋却時	200羽(青雉400羽、地鶏100羽)/袋	5	50	250	枚
	カラーズプレー	現地		フレコンへのマーキング用	必要量				
	フォークリフト	現地		フレコン支持・運搬用	殺処分所分(1農場3か所)	3	3	3	台
	時計	本部		掛け時計		1	2	2	個
	記録用紙、筆記用具	本部		作業記録用(様式43～45)	殺処分班の数による				式
	バケツ(20L)	本部			必要量	20～60	20～61	20～62	個
殺処分 作業	フレコンバッグ	本部			0.8ml/袋	10～80	10～80	10～80	枚
	感染性廃棄物容器(45L)	本部	*	感染性廃棄物用					個
	感染性廃棄物容器 ふた	本部			焼却処分する場合	105	3,015	3,015	個

必要資材量等の目安

※ 上段：発生規模羽数、下段：防疫作業従事者数、防疫措置終了までのケル数目安
必要数の下段カッコ内は防疫作業終了までの概算

※2 初動以後の不足品は原則現地対策本部が調達する。現地にて調達困難な場合は本部と調整する。

※3 *の資材については家保が調達する

区分	資材名 (色付きは先遣隊が搬入)	※2 発注者	※3 家保が 追加調 達する資	説明等	必要数量算出基礎	※ 1,000羽 30名4ケル	※ 10,000羽 80名7ケル	※ 50,000羽 100名15ケル	単位
汚染物品回収作業	ミッペル専用閉め具	本部	*			2	2	2	
	台車	本部			必要量				台
	クローラードンブ	現地		悪路の輸送用	悪路の輸送用				台
	バレット	現地		感染性廃棄物容器運搬用	感染性廃棄物容器7箱2段積み	8	216	216	枚
	ストレッチフィルム	本部			必要量				本
	ストレッチフィルムホルダー	本部			必要量				本
	トラック	現地			必要量				本
	消毒薬	本部	*	バコマ1L等(1,000倍希釈で使用)	農場隣接地以外埋却時2~4台				台
	高圧式噴霧器	本部				3	3	3	個
	脚立	現地			必要量				個
	ハンゴ	現地			必要量				個
	竹ぼうき	本部			必要量	5~15	5~16	5~17	本
	箕	現地			必要量	20~40	20~41	20~42	本
	角形スコップ	本部			必要量	5~15	5~16	5~17	本
	ポリ袋(90L、黒、厚手)	本部			必要量				袋
埋却作業	ブルーシート(10m×10m)	本部		フレコンバグー時保管用、 フレコン25袋(5000羽)/枚		2	4	10	枚
	ショベルローダー	現地			必要量				台
	一輪車	本部			必要量				台
	投光器	現地		発電機付	発電機付	4	4	4	台
	防疫フェンス	現地		必要に応じて	必要に応じて				台
	バックホー	現地			必要量	1	1~3	1~3	台
	泥水ポンプ	現地		必要に応じて	必要に応じて				台
	ヘルメット	本部			埋却地・重機周辺・餌タンク清掃作業者	20	20	20	本
	トラロープ	現地		50m	必要量	1	3	3	本
	メジャー(50m)	現地			必要量	2~6	2~6	2~6	本
	杭	現地			必要量				
	ハンマー(木槌)等	現地			必要量				
	消石灰(20kg/袋)	本部	*	埋却溝底部等への散布。1万羽以上は鶏と卵のみの埋却 を想定し算出。	1kg/m ² ・20kg/袋×5回 下段は鶏・卵のみ埋却の場合	5 1	37 5	162 35	袋
	ブルーシート	現地		必要に応じて	必要に応じて				枚
	遮水シート	現地		必要に応じて	必要に応じて				枚
	ハンゴ	現地			必要量				個
焼却作業	発掘禁止看板	本部			1枚	1	1	1	枚
	ブルーシート(10m×10m)	現地			トラック輸送用、資材保管用				
	消毒薬	本部	*	バコマ1L等(1,000倍希釈で使用)	1,000倍希釈で必要量				本
	高圧式噴霧器	本部			車両、施設消毒用	3	3	3	個
	台車	本部			焼却班人数分				
集合場所	時計	本部		掛け時計		1	2	2	個
	カラーベスト(赤)	本部				4	4	4	枚
	カラーベスト(青)	本部				2	2	2	枚
	カラーベスト(緑)	本部				20	20	20	枚
	カラーベスト(黄)	本部				6	6	6	枚
	赤コーン	本部				4	4	4	個
	コーンベスト	本部				4	4	4	個
	ガードバー	本部				4	4	4	本
	誘導灯(指示棒)	本部		単2電池タイプ		10	10	10	本
	乾電池 単2	本部				40	40	40	本
	机	現地		受付用 健康状況調査用	受付用2~4 健康状況調査用				脚
	椅子	現地		受付用 健康状況調査用 防疫作業従事者人数	受付用2~4 健康状況調査用 防疫作業従事者人数+α				脚
	現地本部員等休憩用資材	現地			必要量				
	アルコールポンプ	現地		消毒用エタノール入り	手指消毒：集合場所受付2本	2	2	2	個
	ボールペン(黒)	本部				1	1	1	ダース
	ボールペン(赤)	本部				1	1	1	ダース
	シャープペンシル	本部				1	1	1	ダース
	消しゴム	本部				5	5	5	個
	蛍光マーカー(黄色)	本部				1	1	1	ダース
	蛍光マーカー(ピンク)	本部				1	1	1	ダース
	ホワイトボード等	現地		防疫作業等説明用		3	3	3	台
	ホワイトボード用ペン	本部				6	6	6	本
	マグネット	本部				10	10	10	個
	拡声器等	現地			必要に応じて				個
	プロジェクター等	現地		作業動画資料投影用	必要に応じて				台
	デジタルカメラ	現地				1~2	1~2	1~2	台
	パソコン(通信機器含む)	現地		現地使用用	必要に応じて				台
	パソコン(通信機器含む)	本部		本部使用用	必要に応じて				台
	ブルーシート(10m×10m)	本部				5	10	10	枚
	養生テープ	現地			必要量	30	30	30	巻
	携帯電話	本部		連絡調整用	必要に応じて				台
	救急セット	本部				1	1	1	箱
	ストロー	現地			必要に応じて				
	着火ライター	現地							
	灯油缶	本部		灯油が現地にて調達	18L	3	3	3	個
	灯油ポンプ	本部				1	1	1	本
	健康状況調査用資材	本部							
	防疫作業従事者リスト	本部							
	作業班分札等	本部							
	記録用紙一式	本部		様式26-1、様式26-2、様式27	マニュアルより印刷				式
	タックシール	現地		荷物受付用	人数分×5ケル分+予備50	200 (200)	300 (600)	400 (1550)	枚
	防護服	本部	*		(1人2着)×5ケル分+予備100	340 (340)	900 (1220)	1100 (3100)	着
	靴下	本部			(1人2枚)×5ケル分+予備100	340 (340)	900 (1220)	1100 (3100)	枚
	ヘアキャップ	本部			(1人1枚)×5ケル分+予備100	220 (220)	500 (660)	600 (1600)	枚
	油性マジックペン	本部			必要量	48	48	48	本
	ポリ袋(90L、黒、厚手)	本部		個人所有物保管用	(1人2枚)×5ケル分+予備100	340 (240)	900 (1220)	1100 (2100)	枚
	レジ袋	本部		白・100枚入・60号 靴用・貴重品小分用	(1人1枚)×5ケル分+予備100	220 (220)	500 (660)	600 (1600)	枚
	貼るカイロ	本部		防疫作業従事者用					個
	貼るカイロ靴下用	本部		防疫作業従事者用	靴下用				個
	簡易マスク	本部		コロナ対策	人数分×5ケル分+予備100	200 (200)	300 (600)	400 (1500)	枚
	ポリ袋(透明)	現地		ゴミ袋等(70L・透明・10枚入)		2	2	2	袋
	移動用履物	本部		野外で使用可能な物。集合場所⇄テント基地	人数分×5ケル分+予備20	140	420	520	足
	ブラシ	本部		踏込消毒		4	4	4	個
	ジョイント人工芝	現地				4	4	4	枚
	洗車ブラシ	現地				4	4	4	個
	動力噴霧機	本部		バス消毒用(集合場所に消毒ポイントが設定される場合 は不要)		1	1	1	台
	ガソリン缶	本部		ガソリンは現地にて調達		1	1	1	台
	ローリータンク100L	本部				1	1	1	個
	タフカート	本部		100Lローリータンク運搬用		1	1	1	台
	ローリータンク200L	本部				1	1	1	台

必要資材量等の目安

※ 上段：発生規模羽数、下段：防疫作業従事者数、防疫措置終了までのケル数目安
 必要数の下段カッコ内は防疫作業終了までの概算
 ※2 初動以後の不足品は原則現地対策本部が調達する。現地にて調達困難な場合は本部と調整する。
 ※3 * の資材については家保が調達する

区分	資材名 (色付きは先遣隊が搬入)	※2 発注者	※3 家保が 追加調 達する資	説明等	必要数量算出基礎	※ 1,000羽 30名4ケル	※ 10,000羽 80名7ケル	※ 50,000羽 100名15ケル	単位
	ハンディスプレー	本部		手指消毒(バス乗車時)		5	5	5	本
	消毒用エタノール	本部	*			10	10	10	本
	ブーツカバー	本部	*	テント基地からのバス乗車時に着用	(1人2枚)×5ケル分+予備100	340 (340)	900 (1220)	1100 (3100)	枚
	畜圧式噴霧器	本部		バス消毒用、バスに積載。不足分は現地にて調達	バス台数分	3	3	3	個
消毒ポイント(1か所あたり) 備蓄は6か所分	消毒薬	本部	*	バコマ1L等		3	3	3	本
	消毒ポイント予告看板	本部					2以上		
	消毒ポイント看板	本部					1~2		
	投光器	現地					必要数		
	発電機	現地					必要数		
	コンテナハウス	現地					1		
	長机	現地					2		
	椅子	現地					4		
	赤コーン	現地					必要数		
	コーンベッ	現地					必要数		
	ガードバー	現地					必要数		
	赤色灯	本部					1		個
	誘導灯(指示棒)	本部		単2電池タイプ			2		本
	乾電池 単2	本部					48		本
	懐中電灯	現地							
	消毒薬	本部	*	車両消毒	バコマ1L等(1,000倍希釈で使用)		3		本
	動力噴霧機	本部					1		個
	ローリータンク	現地					1		個
	ハンディスプレー	本部		手指消毒用	500ml		1		本
	消毒用エタノール	本部	*		500ml		2		本
	紙製ウエス	本部							
	プラ舟	現地		踏込消毒			1		個
	ジョイント人工芝	現地					1		枚
	洗車ブラシ	現地					1		個
	時計	現地					1		個
	ストーブ	現地			必要に応じて				個
	着火ライター	現地							
	灯油缶	本部		灯油は現地にて調達	18L		2		個
	灯油ポンプ	本部					1		本
	仮設トイレ	現地					1		台
	トイレトペーパー	現地							箱
	ガソリン缶	本部		必要に応じ(動噴など燃料補給用)、ガソリンは現地にて調達	20L		2		個
	軽油缶	本部		軽油は現地にて調達	20L		2		個
	雨合羽	本部					3		着
	防護服	本部	*	タイベックⅢ型同等品			20		着
	内側手袋	本部	*				100		枚
	外側手袋	本部					50		双
	長靴	本部		委託後に必要分は現地にて調達			9		足
	ゴーグル	本部	*				9		個
	簡易マスク	本部		コロナ対策			9		枚
	軍手	本部			滑り止め付き・5双		5		双
	ボールペン(黒)	現地					1		ダース
	ボールペン(赤)	現地					1		ダース
	シャープペンシル	現地					1		ダース
	消しゴム	現地					1		個
	油性マジックペン	現地					2		本
	車両消毒済印	本部					1		個
	スタンプ台(赤)	現地					1		個
	画版	現地							
	車両消毒確認書	現地		様式40	マニュアルから印刷		必要量		
	車両消毒実施台帳	現地		様式41	マニュアルから印刷		必要量		
	消毒ポイント作業記録	現地		様式42	マニュアルから印刷		必要量		
	デジタルカメラ	現地		設置時記録用			1		個
	ポリ袋(90L、黒、厚手)	現地					10		袋
	養生テープ	現地					2		巻

参考資料・様式

参考資料一覧

参考資料 1	異常家きんの届出を受けた際の立入検査	参 1
参考資料 2	消毒ポイントの運営	参 3
参考資料 3	発生農場の消毒	参 9
参考資料 4	通行の制限または遮断	参 1 1
参考資料 5	発生農場における評価	参 1 3
参考資料 6	防疫作業の進捗管理および報告	参 1 8
参考資料 7	防疫資材の補充・管理について	参 1 9
参考資料 8	死体等の焼埋却等	参 2 2
参考資料 9	制限の対象と例外	参 3 0
参考資料 1 0	発生状況・清浄性確認検査	参 3 5
参考資料 1 1	疫学関連家きん等の調査	参 3 8
参考資料 1 2	家きんの再導入	参 4 0
参考資料 1 3	農場監視プログラム	参 4 1
参考資料 1 4	制限区域内の小規模家きん飼養者への対応	参 4 4
参考資料 1 5	公示	参 4 7
参考資料 1 6	家畜防疫に関する協力要請団体	参 4 8
参考資料 1 7	採取した検体の輸送に当たっての注意	参 4 9

別記様式一覧

様式 1	異常家さんの届出を受けた際の報告(防疫指針様式 3)	Word
様式 2	高病原性鳥インフルエンザを疑う対応のための事前準備物	Excel
様式 3	異常家さんが所在する農場等に関する疫学情報(現地調査票)	Excel
様式 4	異常家さん症状等に関する報告(防疫指針様式 4-1)	Word
様式 5	異常家さん飼養農場に関する疫学情報等の報告 (防疫指針様式 4-2)	Word
様式 6	病性鑑定依頼書(防疫指針様式 5)	Word
様式 7-1	家畜防疫連絡調整員招集リスト	Excel
様式 7-2	家畜防疫連絡調整員動員リスト	Excel
様式 8-1	プレリリース(疑い事例)	Word
様式 8-2	家畜衛生情報(疑い事例)	PPT
様式 9	告示	Word
様式 10-1	プレリリース(疑似患畜)(防疫指針様式 6)	Word
様式 10-2	家畜衛生情報(疑似患畜)	PPT
様式 11	先遣隊搬入資材一覧	Excel
様式 12	防疫作業従事者リスト	Excel
様式 13	防疫作業へ従事される職員の方へ	PPT
様式 14	と殺指示書(防疫指針様式 7)	Word
様式 15	評価人依頼書	Word
様式 16	家さん評価記録野帳	Excel
様式 17	家さん卵評価記録野帳	Excel
様式 18	汚染物品評価記録野帳	Excel
様式 19	家さん評価書	Excel
様式 20	汚染物品評価書	Excel
様式 21	へい殺畜等手当金交付申請書	Excel
様式 22-1	動物評価意見具申書	Excel
様式 22-2	物品評価意見具申書	Excel
様式 23	調査票	Word
様式 24	手当金交付一覧表	Excel
様式 25	焼却(埋却)報告書	Excel
様式 26-1	防疫資機材管理台帳	Excel
様式 26-2	防疫資機材発注簿	Excel
様式 27	作業日誌	Excel
様式 28	家さん等移動申請書	Word

様式 2 9	制限区域内の制限対象外に関する協議	Word
様式 3 0 - 1	家きん等移動指示書	Excel
様式 3 0 - 2	移動制限除外証明書（防疫指針様式 8）	Word
様式 3 0 - 3	移動制限除外証明書交付一覧	Excel
様式 3 1 - 1	現地確認票	Excel
様式 3 1 - 2	洗卵・消毒等衛生管理確認書	Excel
様式 3 1 - 3	G P センターを経由しない出荷に関する協議	Word
様式 3 1 - 4	販売指示書	Word
様式 3 2 - 1	事業再開のための現地確認表（①食鳥処理場②GP センター③ふ卵場）	Excel
様式 3 2 - 2	再開要件確認書	Word
様式 3 3	制限区域内の制限対象外に関する協議（再開）	Word
様式 3 4	事業再開指示書	Word
様式 3 5	防疫作業進行管理台帳（殺処分）	Excel
様式 3 6	防疫作業進行管理台帳（汚染物品回収）	Excel
様式 3 7	防疫作業進行管理台帳（焼埋却用）	Excel
様式 3 8 - 1	制限区域内家きん飼養者死亡羽数報告様式	Excel
様式 3 8 - 2	小規模家きん飼養者の死亡羽数報告様式	Excel
様式 3 9	防疫措置協議（封じ込め）	Word
様式 4 0	車両消毒確認書	Excel
様式 4 1	車両消毒実施台帳	Excel
様式 4 2	消毒ポイント作業記録	Excel
様式 4 3	作業記録（殺処分）	Excel
様式 4 4	作業記録（汚染物品）	Excel
様式 4 5	作業記録（埋却）	Excel
様式 4 6	作業記録（焼却）	Excel
様式 4 7	防疫資機材輸送伝票	Excel
様式 4 8	家きんの移動禁止指示書	Word
様式 4 9	発生状況・清浄性確認検査チェック表	Excel
様式 5 0	発生状況・清浄性確認検査聞き取り用紙	Excel
様式 5 1	採材野帳	Excel
様式 5 2	疫学関連家きん立入チェック表	Excel
様式 5 3	プレスリリース（防疫措置状況）	Word
様式 5 4	プレスリリース（病性確定）	Word
様式 5 5	プレスリリース（搬出制限解除）	Word
様式 5 6	プレスリリース（移動制限解除）	Word

参考資料 1

異常家きんの届出を受けた際の立入検査

家畜防疫員は、確実な聞き取り調査、臨床検査、病性鑑定材料の採取および病原体の飛散防止に重点を置き、立入検査を実施する。

(1) 出動

本病を疑う通報があった場合、「高病原性鳥インフルエンザ等疑い対応のための事前準備物」(別記様式2)に基づき、立入検査のための資材を準備する。届出時に聞き取りを実施した「異常家きんの届け出を受けた際の報告」(別記様式1)は、コピーを現場に持参し、原本は、家保で保管する。

家畜防疫員3名は、公用車2台で当該農場へ急行する。

その他の家保職員は、初動防疫に必要な資材の確認等を行う。

(2) 立入検査

- 1) 農場周辺に到着後、車両を当該農場の衛生管理区域外に駐車する。家畜防疫員1名は衛生管理区域外で待機し、残り2名は感染防護具(防護服、マスク、ゴーグル、手袋等)を着用し、立入検査を実施する。
- 2) 立入検査は、最初に、死亡羽数の推移、死亡家きんおよび異常家きんの状況を確認し、可能な限り異常家きんを含む家きん群の状況について、デジタルカメラ等で撮影する。
- 3) 異常が認められる家きん舎ごとに、死亡家きんおよび異常家きん(異常家きんがいない場合には生きた家きん)のそれぞれ複数羽(死亡家きんについては1羽以上(5羽に満たない場合は全羽)、生きた家きんについては少なくとも2羽)を対象とした簡易検査を行う。
- 4) 簡易検査は、原則として、1羽につき気管スワブおよびクロアカスワブのそれぞれを1検体として実施することとし、死亡家きんの気管スワブは、気管を開き粘膜を直接こすりとり採材すること。なお、全長の半分は簡易検査に用い、残り半分は遺伝子検査およびウイルス分離検査用の材料とすること。
- 5) 死亡家きんの検査を優先して実施し、当該検査が陽性となった場合には、生きた家きん等の検査を行う前に、直ちに家保所長に報告する。報告を受けた家保所長は直ちに畜産課へ報告する。
- 6) 畜産課は死亡羽数の推移、死亡家きんおよび異常家きんの状況、撮影した写真ならびに簡易検査の結果等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告し、対応を協議する。

(3) 検査材料の採取

(2)の6)により動物衛生課に報告した場合には、当該農場の家きんの所有者に対して、想定される防疫措置について十分に説明をするとともに、畜産課と動物衛生課との協議に基づき、直ちに検査材料を採取する。

1) 次に掲げるものを検査材料として採取する。その際、家きんの脚に番号を記入し、また、家きんの状態、症状および飼養場所等を記録する。

①簡易検査を実施した死亡家きんの気管およびクロアカスワブ

②臨床症状が認められる家きん（異常個体がない場合には、臨床上異常のない家きん）5羽分の血液

③簡易検査陽性となった死亡家きん3羽（陽性が3羽に満たない場合は陰性の家きん）

2) 1) の①および②の材料は密閉容器に入れ、容器外側を十分に消毒する。①は保冷剤等の入ったクーラーボックスに収容し、②は血清の分離をよくするため保冷せず、寒冷期は湯たんぽ等で加温すること。

3) 1) の③は1羽ずつホルマリン入り容器に入れ密封する。

4) 衛生管理区域外で待機していた家畜防疫員が、採材した検査材料を収容した密閉容器等の外側を消毒し、家保まで搬送する。

5) 家保に検体が到着した後は、別途定める検査マニュアルに従い検査を実施する。

（4） 疫学調査

1) 農場に残った2名の家畜防疫員は引き続き、異常家きんが所在する農場等に関する疫学情報（現地調査票）（別記様式3）に基づき、疫学調査等を実施する。

2) 疫学調査等の情報は農場所有のFAXを用いて、家保まで送信する。農場にFAXがない場合は、消毒可能な携帯電話等のカメラで調査票内容を撮影し、家保に送信する。

（5） 飼養状況調査

家きん舎ごとの飼養羽数および週齢を聞き取り家保に伝達するとともに鶏舎の構造の分かる写真を消毒可能な携帯電話等のカメラで撮影し、家保に送信する。

参考資料 2

消毒ポイントの運営

(1) 消毒ポイントの設置

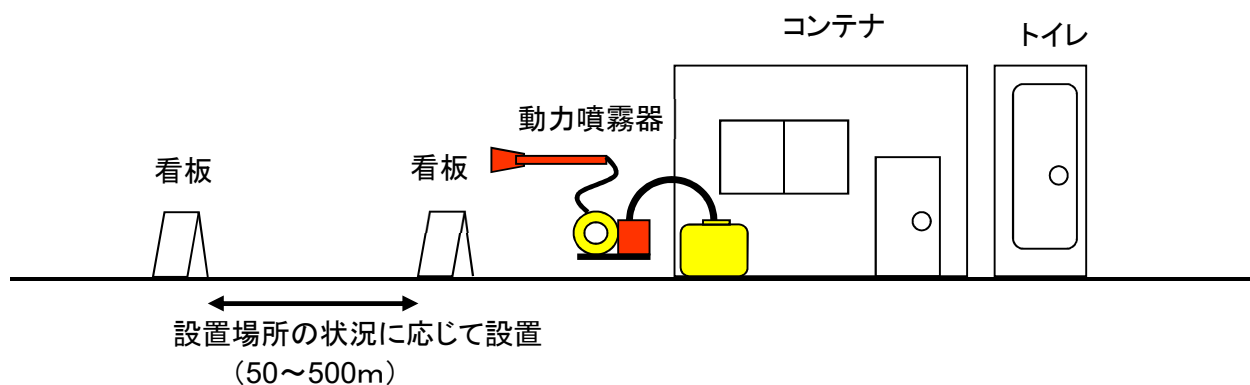
本病の発生確認後、発生農場の周辺、移動制限区域の外側および搬出制限区域の外側への感染拡大を防止することに重点を置き、速やかに消毒ポイントを設置する。

消毒ポイントは、原則として、発生農場周辺（半径 1 km 範囲内）、移動制限区域（半径 3 km^{*}）および搬出制限区域（半径 10 km^{*}）境界の幹線道路沿いに設置し、制限区域を出る畜産関係車両を対象に消毒する。なお、消毒を希望する車両があった場合には、区域に入る場合においても消毒を行うこともある。

消毒ポイントでは、立て看板による表示（予告を含む）を行い、関係者の理解と協力のもとの実施であることを念頭において、車両の消毒を実施する。住民への周知が必要な場合は、別紙「住民の皆様へ」を参考に周知を行う。

※：低病原性の場合は、原則半径 1 km、5 km。

〈消毒ポイントの設置イメージ〉



【出典：農林水産省 HPAI に関する防疫作業マニュアル】

○必要資材

協力団体支部から調達する現地調達品
コンテナハウス
仮設トイレ
発電機
投光器
赤コーン、コーンヘット、ガードバー
長机、椅子
給水車（散水車）
ストーブ
台車
ローリータンク（100～500ℓ）

県本部調達品	
動力噴霧器	
消毒ポイント看板	*
消毒ポイント予告看板	*
消毒済みスタンプ	*
消毒用アルコール	
消毒薬(逆性石けん等)	
スプレーボトル(アルコール用)	*
誘導灯・単2電池	*
赤色灯	*
ゴーグル	*
雨合羽(防護服) ※1	*
長靴	*
ゴム手袋、軍手	*
簡易マスク	*
紙製ウエス	*
ガソリン携行缶	*
軽油缶、ポンプ	*
灯油缶、ポンプ	*

現地（地域）調達品
ガソリン
軽油
灯油
踏み込み消毒槽
ジョイント人工芝
洗車ブラシ
画版
時計
車両消毒確認書（別記様式40）
車両消毒実施台帳（別記様式41）
消毒ポイント作業記録（別記様式42）
懐中電灯
筆記用具
スタンプ台（赤）
ポリ袋（90L、黒、厚手）
養生テープ
トイレットペーパー
着火ライター
デジタルカメラ等 ※2

（※1）作業員に消毒液がかからない
ようにするため

（※2）設置時記録用

（*）補充および不足分は現地（地域）
にて調達

消毒ポイント設置の手順

- ① 消毒機材等を準備する。
 - ア 動力噴霧器、ローリータンク
 - イ 消毒薬
注1：消毒ポイント周辺の排水に注意し、消毒薬による汚染に配慮する。
注2：複数の消毒班員が作業を行うことから、消毒薬の希釈作業の記録は消毒ポイント作業記録の備考欄に記載する。
 - ウ 水（消毒薬希釈用）・・・水源が近くにはない場合には、給水車（散水車）等で運搬する。
 - エ 消毒ポイント看板、予告看板
 - オ 発電機、投光器、赤色灯、コンテナハウス等を手配し、現地に搬入設置する。
- ② 動力噴霧器の取扱いや車両等消毒の予行演習を行う。
- ③ 車両消毒の方法等については、動画「車両消毒方法」を参考に手順を確認する。

（2）車両消毒作業

1）班編成

円滑な作業や消毒ポイントの運営等の周知徹底を図るため、現地または地域対策本部要員2～3名により班を編成し、8時間の3交代制を基本とする。警察は、消毒ポイントの警戒活動を行う。

2）消毒対象車両

- ① 家きんの生体等（加工処理体も含む）輸送車
（家きんを入れたプラスチック製のコンテナを輸送）

- ② 畜産飼料輸送トラック

- ③ 家きん卵輸送トラック

- ④ 家きん堆肥運搬車両

- ⑤ その他家きん農場に出入りする畜産関係車両

※ 移動制限区域内を通過するだけの関係車両も含む

※ 制限の対象となっている対象物（生きた家きん、家きん卵（ただし、GPセンター等で既に処理されたものを除く。）、家きんの死体、家きんの排せつ物等、敷料・飼料・家きん飼養器具（農場以外からの移動は除く。））を運搬等する車両については、「移動制限除外証明書」（別記様式30-2）および「家きん等の移動指示書」（別記様式30-1）が交付されているため、移動車両のダッシュボードに証明書が掲示されている（参考資料9「制限の対象と例外」参照）。

※ 走行中の車両（トラック）を目視で畜産関係車両と判断するのは難しいため、県対策本部は、事前にトラック協会、飼料会社、養鶏農家、動物用医薬品等販売業者、種鶏業者、食鳥処理場等に対して消毒ポイントで消毒を受けるよう協力要請する。

3) 作業手順

- ① 現地および地域対策本部指定の場所に集合
- ② 消毒ポイントに移動
- ③ 点呼および作業要領、作業手順の確認（交代の場合は作業状況の引継を行う）
- ④ マスク、手袋、ゴーグル、ゴム長靴、カッパ（防護服での代用も可）を着用。
- ⑤ 消毒の実施

ア 畜産関係車両を消毒ポイントに誘導する。

消毒ポイントを運転者に周知する看板をポイント手前に設置し、消毒ポイントに入ってきた車両を消毒場所に誘導する。

イ 家伝法に基づき、防疫のために車両等の消毒を実施していることを運転者に説明し、「車両消毒確認書」（別記様式 4 0）に車両ナンバー、車の所有者および運転者の記載を求め、目的地等の確認を行う。車両の外側を消毒している間に、車内で記入することも可とする。

既に、車両消毒確認書を所持している場合は、車両消毒確認書を受け取り、目的地等の確認を行う。

「家さん等の移動指示書」（別記様式 3 0 - 1）および「移動制限除外証明書」（別記様式 3 0 - 2）を交付されている車両について（参考資料 9「制限の対象と例外」参照）、移動指示書のとおり消毒ポイントにて消毒を受けているかの確認を行い、移動指示書を受け取る。

ウ 運転手の了承後、車両の消毒を実施する。

※：消毒は、車両全体と運転者席内部を行う。同乗者がいる場合は、同様に消毒する。

車両外部：タイヤ周りを重点に車両全体を消毒。家さん運搬車は、消毒薬が家さんにかからないよう十分に注意しながら消毒する。

車両内部：運転者の靴底（専用長靴を使用している場合はその長靴）、運転席のマット、ハンドルを消毒する。

靴底：運転者は車両から降りて、踏込消毒槽で靴底を消毒する。専用長靴を使用している場合は、長靴の底を踏込消毒槽で消毒。

マット：運転席のマットを外し動力噴霧器で消毒する。

ハンドル：運転者に紙製ウエスおよびアルコールスプレーを渡し、ハンドル等の消毒を指示する。車両外側の消毒をしている間に、内部の消毒を運転手自身が行う。

エ 消毒の実施後、車両消毒確認書または移動指示書に必要事項を記載し、消毒済の印を押印して運転者に渡すとともに、「車両消毒実施台帳」（別記様式 4 1）に消毒の日時、実施者、車両ナンバー、車両所有者、目的地ま

たは経由地を記録する。

オ 車両消毒確認書は、制限区域が設定されている間、当該車両に搭載し、各消毒ポイントで消毒を受ける毎に記録をするように指導を行う。

⑥ 交代時には、「消毒ポイント作業記録」(別記様式42)に作業状況を記載し、作業内容や状況を、次の班に伝達する。併せて現地または地域総務班総務係に報告する。現地または地域総務班総務係は県防疫総括班にその内容を報告する。

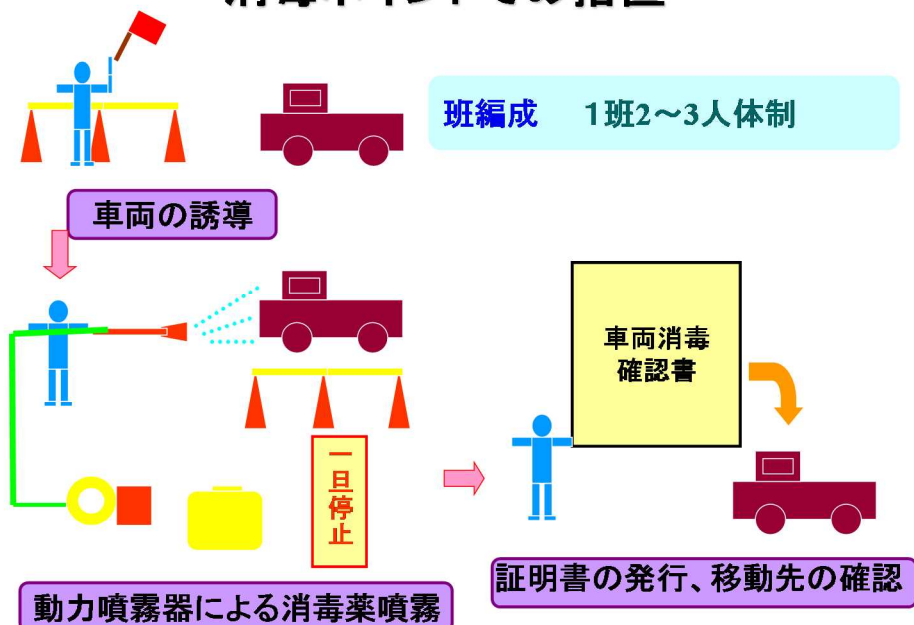
(3) その他

消毒ポイントの運営は、24時間体制での運営を基本とする。

ただし、対象車両が限定されることから、消毒ポイントの設置が周知できた段階で、関係者等と協議し、消毒ポイントの運営時間を調整できるものとする。

また、初動では現地または地域対策本部要員が消毒作業に従事するが、委託契約が済み次第、業者に委託するものとする。

消毒ポイントでの措置



(別紙)

住民の皆様へ

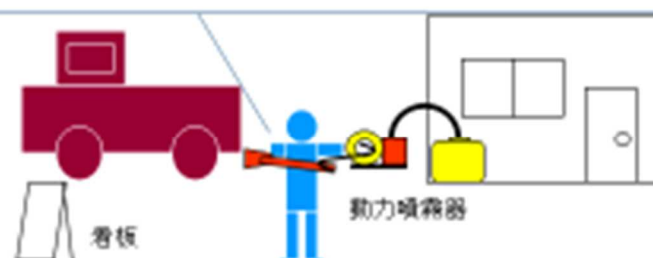
令和〇年〇月〇日

車両消毒ポイントの設置について

- ・〇月〇日に、〇〇市において高病原性鳥インフルエンザが発生したことから、家畜伝染病予防法に基づき、当該農場において防疫措置を実施しています。
- ・これに伴い、家きんへの本病の感染拡大を防ぐため、畜産関係車両を対象とした車両消毒ポイントを下記のとおり設置します。
- ・この消毒は、家畜伝染病予防法に基づき行うもので、安全かつ適切に作業を行います。
- ・使用する消毒液は、一般的に使用されている逆性せっけんを適切な濃度に希釈して使用するため、周辺環境への影響はありません。
- ・また、車両消毒ポイントに立ち寄る車両から高病原性鳥インフルエンザウイルスが人へ感染することはありません。
- ・住民の皆様には、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

1. 消毒ポイント設置場所：〇〇運動公園駐車場
2. 設置期間：令和〇年〇月〇日～〇月

タイヤ周りを中心に、車両全体を動力噴霧器で消毒薬を噴霧します。



連絡先:

- ・我が国において、家きんの肉や卵を食べることにより、人が鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えられています。
- ・根拠のない噂などにより混乱することがないよう、ご協力をお願いいたします。

参考資料 3

発生農場の消毒

発生農場の消毒は、①簡易検査陽性後の緊急消毒、②防疫措置完了前後の消毒に区分して実施する。

(1) 簡易検査陽性後の緊急消毒

1) 消毒対象

- ① 家きん舎外側（発生鶏家きん舎を優先的に行う）
- ② 農場敷地

2) 消毒方法

① 家きん舎外側

家きん舎外側は、逆性石けん（または複合次亜塩素酸系消毒剤）を動力噴霧器で噴霧する。消毒薬は、1，000倍希釈で使用する。

② 農場敷地

農場入口から家きん舎までの敷地に、消石灰を0.5～1.0kg/m²（20～40m²/20kg袋）の割合で散布する（汚染リスクの低い場所から高い場所へ向かって消毒を行う）。住宅街が近い場所では、ブルーシート等で目張りをし、簡易消石灰散布器を利用する等飛散の少ない方法で行うこと。

3) 作業従事者

消毒作業の従事者は、家畜防疫員、家畜防疫連絡調整員および現地対策本部要員（現地応援隊員を含む）とする。消毒作業は、防疫作業に用いる防護具（別冊1「防護具着脱手順」参照）を身に付けて実施する。

(2) 防疫措置完了前後の消毒

- 1回目：防疫措置完了前（汚染物品回収後）の消毒
- 2回目：防疫措置完了から1週間後の消毒
- 3回目：2回目の消毒から1週間後の消毒

1) 消毒対象

- ① 家きん舎内部および外側
- ② 患畜等に接触、または接触したおそれのある器具、人の衣服等
- ③ 農場内その他施設
- ④ 農場敷地
- ⑤ 防疫作業に使用した重機等

2) 消毒方法

① 家きん舎、器具・衣服等、その他施設

消毒対象物に、逆性石けん（または複合次亜塩素酸系消毒剤）を動力噴霧器で

噴霧する。消毒薬は、1,000倍希釈で使用する。家きん舎およびその他施設については、内部等の清掃作業が完了してから消毒を行う。原則として、上から下、すなわち天井、壁面、床面の順で消毒を行う。配電盤など直接消毒液を噴霧できない箇所は、消毒液を浸した紙タオル等でふき取る。なお、鶏舎内を消毒する際は、ブレーカーを落とし、漏電に注意したうえで消毒作業を実施すること。

② 農場敷地および①の消毒後の鶏舎等の底面

重機等を用いて、家きん舎内の床面等や鶏舎外の下水、排水溝、堆肥場等に消石灰を $0.5 \sim 1.0 \text{ kg/m}^2$ ($20 \sim 40 \text{ m}^2/20 \text{ kg}$ 袋)の割合で散布する。住宅街が近い場所では、ブルーシート等で目張りを行い、簡易消石灰散布器を利用する等飛散の少ない方法で行うこと。

③ 重機等

逆性石けん等で洗浄・消毒する。座席やハンドル、ペダルなどはアルコール等で消毒を行う。

3) 作業従事者

防疫措置完了前の消毒作業（1回目）の従事者は、動員された防疫作業従事者とし、家畜防疫員の指示により作業を行う。2回目、3回目の1週間間隔での消毒作業の従事者は、原則として、家畜防疫員および現地対策本部要員とする。消毒作業は、防疫作業に用いる防護具（別冊1「防護具着脱手順」参照）を着用して実施する。

(3) 参考資料



【ローリータンク等運搬方法】

農場所所有のフォークリフトが使用可能な場合は、農場内でのローリータンクの運搬に有効。

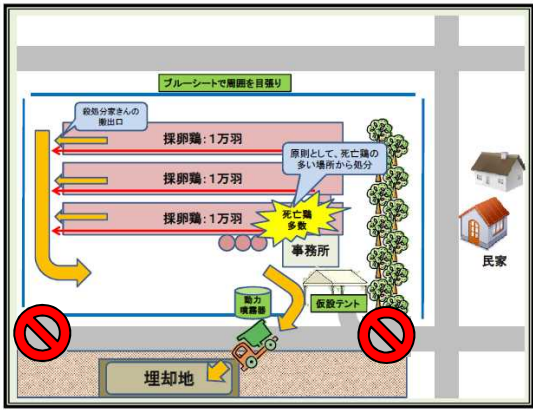
參考資料 4

通行の制限または遮断

県対策本部は、動物衛生課と協議のうえ、高病原性鳥インフルエンザ等の患畜または疑似患畜確認後、速やかに管轄の警察署および市町の協力を得て、家伝法第15条に基づき、発生農場周辺の通行の制限または遮断（以下、「通行の制限等」という。）を行う。

(1) 通行の制限等の範囲

原則として、農場に隣接する道路およびその周辺とする。通行の制限等の場所については、平常時から候補地を検討しておくものとする（図1参照）。



 : 通行の制限等の場所

図1 通行の制限等の例

(出典：農林水産省 高病原性鳥インフルエンザに関する防疫作業マニュアル)

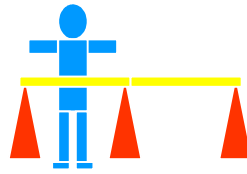
(2) 規制の期間

原則として、家伝法第15条に規定されている72時間とする。72時間を経過した後も継続する必要がある場合には、あらかじめ道路管理者等と協議を行い、必要な通行の制限等が確実に実施できるよう調整する。

(3) 規制の内容

ア 人および物品を含めたすべてのものの移動、搬出ならびに搬入を制限する(図2)。

イ 通勤、通学、医療、福祉等のための通行については、十分な消毒（蓄圧式消毒器による消毒等）を行ったうえで、これを認める。



通
行
止

高病原性鳥インフルエンザ
発生のため

図 2 通行の制限等のイメージ

(4) 通行の制限等の手続、掲示等の方法（家伝法施行令第5条に基づく）

- ア 県対策本部は、通行の制限等を行う予定場所を管轄する警察署長に、その旨報告する。
- イ 県対策本部は、通行の制限等の予定場所の付近に鉄道もしくは軌道が敷設されているときは、アの報告前に、これらの施設を管理する者に協議を行う。
- ウ 県対策本部は、発生市町に通行の制限等を行う旨を報告し、制限場所の監視を行う職員の派遣を要請する。
- エ 通行の制限等を行うときは、現地対策本部は、発生市町の協力のもと、地元住民に対し、その概要および必要性を説明して十分な理解が得られるように努める。
- オ 現地対策本部は、通行の制限箇所周辺の適当な場所で、その旨および理由の掲示、テープ等による通路等の制限場所の明示、夜間の赤色灯または黄色灯の点灯など、その他の場所との識別が明確に行えるようにする。

(5) 資材

表 1 通行の制限等の場所（1 か所）に必要な資材一覧

資材名	説明等	数量	搬入等
投光器	発電機付	1個	テント基地設営時搬入
赤コーン等	立入禁止テープ含む	2～3組	県防疫対応班発生地係先遣隊搬入等
蓄圧式噴霧器		1個	県防疫対応班発生地係先遣隊搬入等
誘導灯(指示棒)		1個	県防疫対応班発生地係先遣隊搬入等
赤色灯等	誘導灯および投光器での代用も可	1個	テント基地設営時搬入
消毒薬	逆性石けん等	1本	県防疫対応班発生地係先遣隊搬入等
通行制限看板	防災用看板等を借用	2～3個	テント基地設営時搬入
椅子		人数分	テント基地設営時搬入
雨合羽		人数分	テント基地設営時搬入

参考資料5

発生農場における評価

(1) 評価人の選定（家伝法第58条第5項）

県対策本部は、下記2）および3）各1名以上を「評価人依頼書」（別記様式15）により選定する。

- 1) 家畜防疫員（家保職員）
- 2) 家畜防疫員以外の地方公務員で畜産の事務に従事する者（発生市町職員）
- 3) 地方公務員以外の者で畜産業に経験のある者（養鶏関係団体職員）

(2) 評価に必要な資材

県防疫対応班評価係は、県対策本部が選定した他の評価人と連絡調整し、農場に立ち入る準備を整える。

- 1) 耐水紙で評価調査表を作成
- 2) 必要資材（表1）の積み込み

<表1 評価必要資材>

チェック	品名	チェック	品名
	防護服		筆記用具
	ゴム長靴		ナンバリング札等（荷札）
	防塵マスク		評価調査表（耐水紙）
	薄手手袋		懐中電灯
	厚手手袋		携帯電話
	ヘアキャップ		携帯ケース
	ゴーグル		携帯タッチペン
	デジタルカメラ（防水仕様）		消毒用アルコールスプレー
	クリップボード等		紙製ウエス

(3) 評価対象

下記のものについて、疑似患畜確定時点の評価を行う。

- 1) 家きん
- 2) 家きん卵（種卵を除く）
- 3) 種卵
- 4) 飼料
- 5) 動物用医薬品等
- 6) 堆肥（販売している場合）
- 7) その他畜産資材

(4) 評価作業

評価人は、評価の根拠となる証拠書類（管理台帳、購入伝票、出荷伝票など）の整理および保管について農場へ指示する。

評価人は、原則として、1台の公用車に乗り合わせて速やかに農場に向かい、農場内で行う作業は、防疫作業従者と同様の防護具を着用して行う。

評価の根拠となる証拠書類等を所有者等の立ち会いのもと確認する。なお、証拠写真を撮影する時にはナンバリング札等を一緒に撮影すること。場合によって農場の家畜防疫員等に撮影の協力を要請する。

ア 家きん

所有者に評価羽数の根拠となる購入伝票および管理台帳の提出を求め、「家きん評価記録野帳」（別記様式16）を用いて家きん群（ロット）ごとの飼養羽数と購入時の価格等を確認する。また、疑似患畜確定後、家きんの評価額の算定の参考とするため、家きん舎およびロットごとに代表的な個体について、体型・骨格が分かる写真を撮影する。

なお、実際に焼埋却した羽数と評価羽数が異なった場合は、羽数の多い方を最終羽数として採用する。殺処分した家きんは、別に定める手順に従い、羽数の記録を行うこと。

イ 家きん卵（種卵を除く）

農場内の家きん卵の数量を確認する。また、既に農場から持ち出された家きん卵の数量も確認を行う。

農場内の卵の保管状況、卵のサイズや種類による販売価格の別を畜主に確認し、販売時の伝票を撮影のうえ、農場内および家きん舎内の卵の数量確認方法、記録および撮影方法を決定する。

「家きん卵評価野帳」（別記様式17）を用いて確認し、証拠写真を撮影する。

評価の対象とならない（＝汚染物品ではない）卵

- ・ 病性判定日から遡って7日目の日より前に集卵され区分管理されていたもの
- ・ 農場から持ち出され、GPセンター（液卵加工場を含む）等で既に食用に処理されていたもの

ウ 種卵

農場内の種卵の数量を確認する。また、既に農場から持ち出された種卵の数量も確認を行う。

農場内の卵の保管状況、卵の種類等による販売価格の別を畜主に確認し、販売時の伝票を撮影のうえ、農場内および家きん舎内の卵の数量確認方法、記録および撮影方法を決定する。「家きん卵評価野帳」（別記様式17）を用いて確認し、証拠写真を撮影する。

評価の対象とならない（＝汚染物品ではない） 種卵

- ・ 病性判定日から遡って21日目の日より前に集卵され区分管理されていたもの

エ 飼料

農場内にある下記の数量について、「汚染物品評価野帳」（別記様式18）を用いて確認し、現物および購入に係る伝票の写真を撮影する。ただし飼料タンク内の飼料については回収時に撮影する。（農場責任者に撮影の指示をしておくこと。）

- （ア）飼料タンク内飼料
- （イ）紙袋飼料
- （ウ）その他（飼料添加物等）

オ 動物用医薬品等

商品名、包装単位および数量について、「汚染物品評価野帳」（別記様式18）を用いて記録し、現物および購入に係る伝票の写真を撮影する。

農場に配置してある要冷蔵の動物用医薬品等については、使用期限や開封の有無などを確認し、制限解除までに使用期限が切れる物や開封済みの物は、汚染物品として評価する。商品が未開封で外装が消毒可能な物は、消毒して農場から搬出するため、評価の対象としない。

なお、農場の冷蔵庫は、ウイルスを長期間生存させる危険性があることから、動物用医薬品等を確認した後、電源を切って庫内を消毒液で拭き取り、扉は開けたままにしておく。

カ 堆肥

堆肥（商品として処理されたもの、以下同じ）の数量を、「汚染物品評価記録野帳」（別記様式18）を用いて記録し、現物および価格の分かる伝票や価格表等の写真を撮影する。

キ その他畜産資材

その他畜産資材は、消毒不可能なものは汚染物品として評価対象となるが、消毒可能なものは評価の対象とならない。

作業終了後

評価人は、作成した評価記録野帳および使用した資材等を消毒し、ウイルス拡散防止に細心の注意を払い、農場から持ち出す。なお、消毒できないものは破棄する。

所有者等に対しては、確認を行った証拠書類等を保管するように指示する。

手当金申請のための書類作成

県防疫対応班評価係は、評価人とともに、評価作業で得られた家きん羽数や

汚染物品の種類・数量をもとに手当金申請のための書類を作成する。

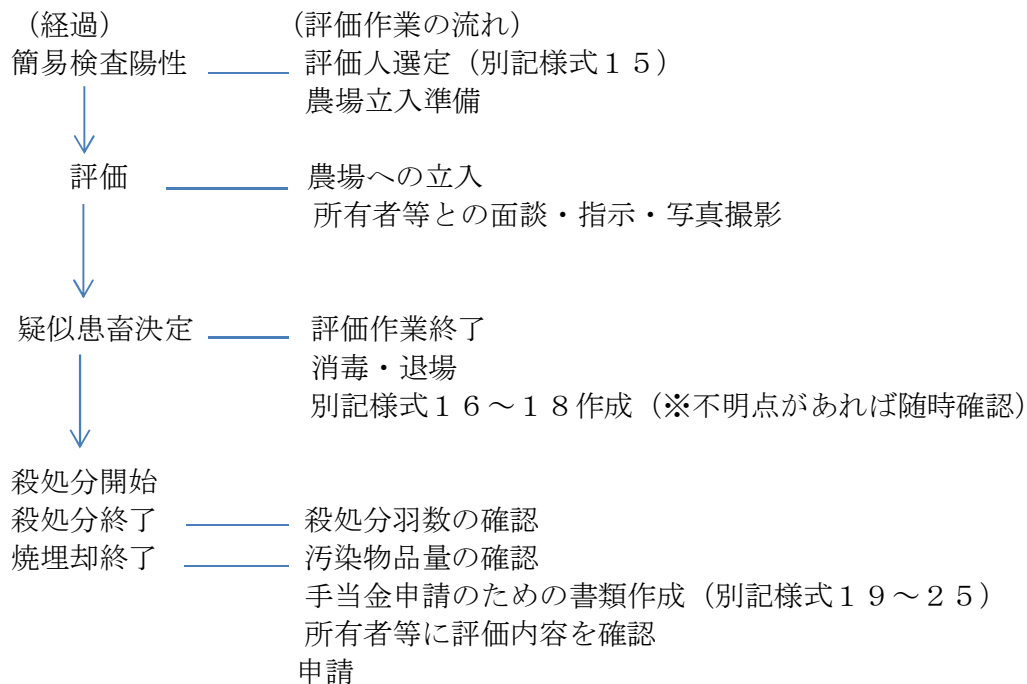
なお、家きんの評価算出には、防疫指針 留意事項 37 別紙 2 を用いることとし、不明な点があれば、随時所有者等に確認を行うこととする。

家きん評価書等の作成後は、所有者等に内容を報告して了承を得るとともに、「へい殺畜等手当金交付申請書」（別記様式 2 1）の申請を依頼する。

交付金申請書等の種類

- ① 家きん評価書（別記様式 1 9）
- ② 汚染物品評価書（別記様式 2 0）
- ③ へい殺畜等手当金交付申請書（別記様式 2 1）
- ④ 動物評価意見具申書（別記様式 2 2 - 1）
- ⑤ 物品評価意見具申書（別記様式 2 2 - 2）
- ⑥ 調査票（別記様式 2 3）
- ⑦ 手当金等交付一覧表（別記様式 2 4）
- ⑧ 焼却（埋却）報告書（別記様式 2 5）

（１） 評価のタイムスケジュール



(参考) 汚染物品の回収方法

(1) 家きん卵 (種卵を含む)

1) 集卵済

焼却処分をする場合は、感染性廃棄物容器に400個単位で入れ、密閉・消毒を行う。埋却処分をする場合は、一定数量(100個単位)をポリ袋に入れ、フレコンバッグに投入(6, 400個:約400kg)し、埋却場所まで輸送する。

2) 家きん舎内

- ① 集卵ベルトを用いて搬出し、1)と同様に処分を行う。
- ② 集卵ベルトのない農場では、疑似患畜決定後に手集卵を行い搬出し、1)と同様に処分を行う。

(2) 飼料

1) 飼料タンク内飼料:フレコンバッグに一定量(1m³のフレコンバッグに充満し、1,000kg相当とする。)を入れて回収し、埋却、もしくは排せつ物に混ぜて発酵消毒を行う。

2) 紙袋飼料:埋却、もしくは排せつ物に混ぜて発酵消毒を行う。

3) 家きん舎内残飼:フレコンバックに投入後埋却、もしくは排せつ物に混ぜて発酵消毒を行う。

(3) その他

1) 堆肥:埋却、もしくは家きん舎内で封じ込めたうえで発酵消毒を行う。

2) 畜産資材等:消毒不可能なものは、埋却もしくは焼却を行う。



【代表的な個体の写真撮影】



【家きん舎内家きん卵の回収】

防疫作業の進捗管理および報告

(1) 発生農場内および焼埋却地における作業進捗管理と報告

家畜防疫員は、防疫作業従事者のうち記録係（焼埋却地においては現地防疫対応班焼埋却係）に対して作業進捗の記録を指示する。記録係は、作業記録（別記様式 4 3～4 6）により、発生農場内および焼埋却地の作業進捗状況を記録する。

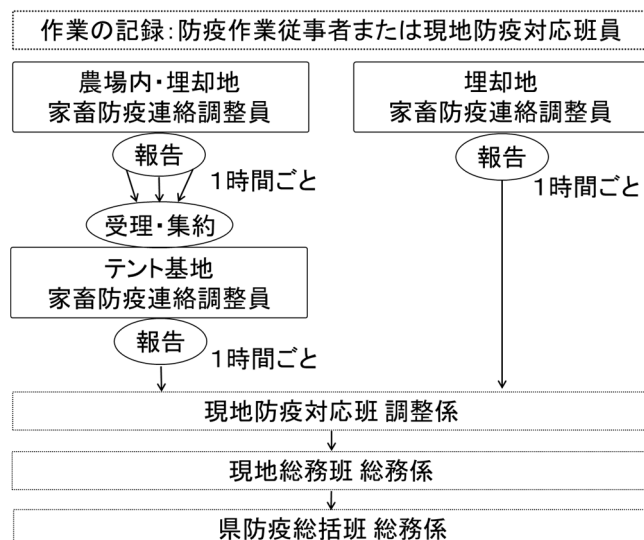
農場内（埋却地を含む）の家畜防疫連絡調整員は、1 時間ごとにテント基地の家畜防疫連絡調整員に進捗状況を報告する。

焼却地の家畜防疫連絡調整員は、1 時間ごとに現地防疫対応班調整係に進捗状況を報告する。

(2) テント基地からの報告

- 1) テント基地の家畜防疫連絡調整員は、1 時間ごとに農場内の家畜防疫連絡調整員から作業進捗状況の報告を受け、防疫作業進行管理台帳（別記様式 3 5～3 7）に記録する。
- 2) テント基地の家畜防疫連絡調整員は、1 時間ごとに現地防疫対応班調整係に進捗状況を報告する。なお、焼却地の進捗状況は、焼却地の家畜防疫連絡調整員が、1 時間ごとに現地防疫対応班調整係に報告する。
- 3) 現地防疫対応班調整係は現地総務班総務係に進捗状況を報告する。
- 4) 現地総務班総務係は県防疫総括班総務係に進捗状況を報告する。

<作業進捗状況の報告経路>



防疫資材の補充・管理について

(1) 防疫資材とは

殺処分などの防疫措置に必要となる資機材のことを防疫資材といい、調達方法により、備蓄品と緊急調達品に区分し、防疫措置の規模によりその必要量は決定される。

備蓄品は、家保が県内最大規模の農場での発生を想定し、初動防疫および防疫作業開始から24時間までに必要として備蓄する主要な防疫資材をいう。

緊急調達品は、疑い事例の発生後に小売店や協定等締結先から調達する資材のことをいう。

(2) 防疫資材の輸送

家保本所、北西部支所および農業技術振興センターの備蓄倉庫に保管している備蓄品や各地域防災拠点から借用する「徐行」や「通行止」等の道路立て看板などを、トラック等で発生農場、集合場所、現地対策本部等に緊急輸送する。

なお、初動防疫として農場緊急消毒等に使用する防疫資材については、原則として、家保が輸送するものとし、それ以外の防疫資材については、協定を締結している団体等に輸送を依頼するものとする。ただし、集合場所等の位置等によっては、公用車での輸送も含め、臨機応変に対応する。

資材の輸送の際は、輸送元において輸送便ごとに「防疫資材輸送伝票」(別記様式47)を作成し、資材に添付する。

(3) テント基地、焼埋却地、集合場所および消毒ポイントの設営に必要な緊急調達品の手配

現地防疫対応班調整係は、テント基地、焼埋却地、集合場所および消毒ポイントを設営するために必要な施設管理者との調整を進めるとともに緊急調達品を手配する。現地防疫対応班テント基地係、焼埋却係、集合場所係および現地総務班消毒ポイント係は現地にて設営に取り組む。

地域防疫対応班は、消毒ポイントを設営するために必要な施設管理者との調整を進めるとともに協力団体支部へ依頼する緊急調達品を現地防疫対応班調整係へ報告する。地域総務班消毒ポイント係は消毒ポイント候補地にて設営に取り組む。

(4) 防疫措置に必要な緊急調達品の手配

県防疫総括班資材管理係は、県対策本部が立ち上がった後、防疫措置に必要な炭酸ガスボンベ等の緊急調達品を手配し、その内容を現地防疫対応班調整係および県防疫対応班総務係に連絡する。

(5) 防疫資材の管理

現地防疫対応班テント基地係、焼埋却係、集合場所係は、家畜防疫連絡調整員と連携し、防疫資材の管理をするため、「防疫資材管理台帳」（別記様式 2 6 - 1）を用いて在庫管理を行う。

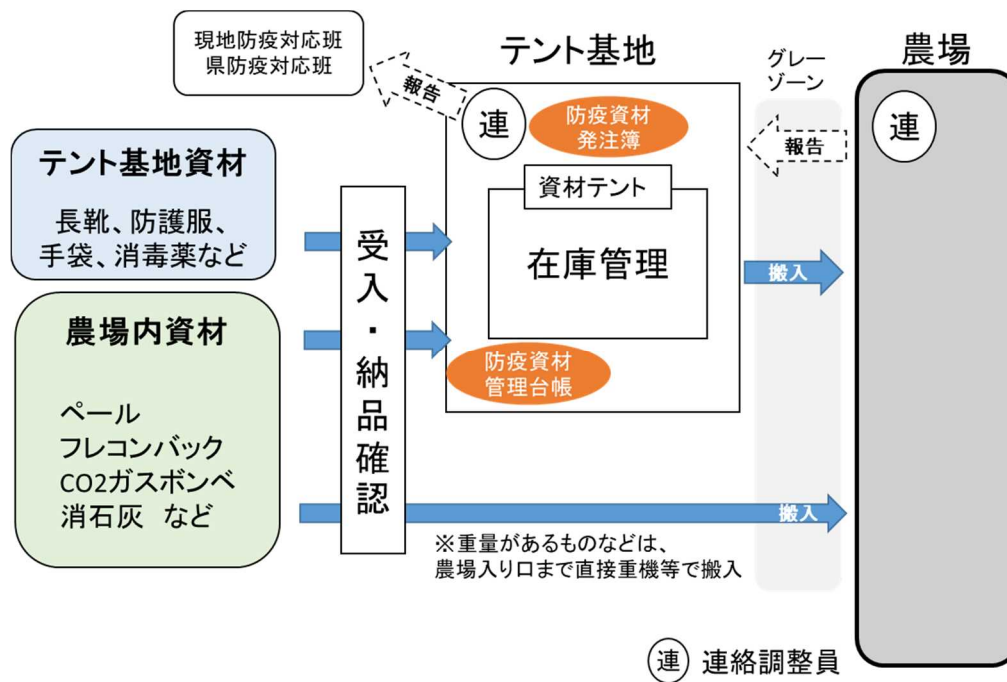
農場内（埋却地を含む）の家畜防疫連絡調整員は、不足品について、テント基地の家畜防疫連絡調整員に報告する。テント基地、焼却地、集合場所の家畜防疫連絡調整員、現地および地域総務班消毒ポイント係は、資材の不足品について、現地防疫対応班調整係または県防疫対応班（家保）に報告し、防疫資材発注簿（別記様式 2 6 - 2）に記録する。

現地防疫対応班調整係は必要な資機材を調達し、速やかな調達が困難な場合および県対策本部にて調達すべき資機材については県防疫総括班資材管理係へ調達を要請する。

(6) 防疫資材の保管

農場内で使用する資材とテント基地内で使用する資材は区分し、資材ごとにまとめて配置する。資材テント内に保管できない防疫資材は、資材テント外に保管場所を確保し、必要に応じてブルーシートで覆う。農場内で使用する防疫資材のうち、重機等で農場への搬入が可能な場合には、納入数の確認後に直接搬入を行い、農場入り口で保管する。

【テント基地での資材搬入方法】



【資材テント内での配置例】

資材テント内

長靴	防護服	手袋	ゴーグル
消毒薬 パコマ アルコール	ゴミ袋 フレコンバック ペール	テープ 筆記用具など 消耗品	紙製ウェス うがい用品

死体等の焼埋却等

- (1) 死体等の処分は、原則として、家畜防疫員の指示のもと、焼却または発生農場もしくはその周辺において埋却を行うこととする。これが困難な場合は、県対策本部が動物衛生課との協議のうえ、化製処理または発酵処理による消毒を行う。

なお、発酵処理による消毒を行う場合は、農林水産省作成「高病原性鳥インフルエンザに関する防疫作業マニュアル」の《発酵処理による消毒》を参照すること。

焼却または埋却の場所の選定に当たっては、当該農場の所有者および関係者と十分協議し、埋却の場合は、埋却地の法的規制の有無、土質、地下水および水源との関係等について、関係機関と協議する。

- (2) やむを得ず、焼却または埋却のために死体等を農場から移動させる必要がある場合には、県対策本部は、動物衛生課と協議のうえ、次の措置を講ずる。

- 1) 原則として、密閉車両または密閉容器を用いる。これらが無い場合には、運搬物が漏出しないよう、床および側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の措置を講ずる。
- 2) 積み込み前後に車両表面全体の消毒を行う。
- 3) 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- 4) 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
- 5) 移動時には、法第 32 条第 1 項の禁止または制限の対象外となっていることを証明する書類（別記様式 30-2）を携行し、消毒ポイント等で提示する。
- 6) 死体等を処理する場所まで家畜防疫員または家畜防疫員の指示を受けた者が同行する。
- 7) 運搬後は、車両および資材を直ちに消毒する。
- 8) 移動経過を記録し、保管する。

- (3) 死体等の処理の完了について

- 1) 密閉容器を用いた焼却処理による処分をする場合

農場内のすべての死体等を密閉容器に入れ終えた時点で、動物衛生課と協議し、承認を得れば、死体等の処理が完了したとみなすことができる。

2) 発酵処理による消毒処分をする場合

病原体の拡散防止に万全を期した発酵処理を開始するための封じ込め措置が完了した時点で、動物衛生課と協議し、承認を得れば、死体等の処理が完了したとみなすことができる。

～焼却処理の場合（化製処理の場合、焼却を化製に読替え）～

焼却処理を行う場合の注意事項等は次のとおりとする。

焼却施設の構造設備等は施設ごとに異なるため、使用する施設に応じた防疫作業を行う。

（１） チーム編成と役割分担

焼却地での作業を行うため、以下のチームを編成する。

- ・ 家畜防疫員 １～２名：焼却地の防疫作業指揮
- ・ 家畜防疫連絡調整員 １名：連絡調整、資機材管理、家畜防疫員の補助、記録の作成
- ・ 焼却地運営員（現地対策本部要員） ２名程度：焼却地全般に係る運営管理、記録の作成
- ・ 重機オペレーター（協力団体職員）使用重機分の人数：積み降ろし作業等
- ・ 焼却地班員（防疫作業従事者） １０～２０名程度：焼却作業

（２） 施設選定における注意事項

処理施設の処理能力のほか、死体等を詰めたペール等の置場の有無およびその一時保管能力、搬入口、施設内移動通路、ペール等の重量・大きさ制限等を確認する。

＜主な確認事項＞

- １） 作業計画、資材・機材の種類・数量および保管場所
- ２） 重機の配置、死体等の運搬経路、搬出入の動線
- ３） 作業の安全確保上の留意事項
- ４） まん延防止に関する留意事項（バイオセキュリティ）
- ５） 緊急時の連絡先を含めた事故等の起きた際の対応

（３） 作業における注意事項

- １） 運搬車両から投入場所までシートを敷く等の措置を講ずる。
- ２） 死体等置場を製品置場と隔てて設置する等の措置を講ずる。
- ３） 死体等を詰めたペール等の搬入・処理数量を管理する。
- ４） 死体等の焼却または化製処理工程への投入完了後直ちに、処理施設の出入口から死体等投入場所までの経路を消毒する。
- ５） 焼却が完了し、設備および資材の消毒が終了するまで、家畜防疫員が立ち会う。

～埋却処理の場合～

(1) チーム編成と役割分担

埋却地での作業を行うため、以下のチームを編成する。

- ・ 家畜防疫員 1 ～ 2 名：埋却地の防疫作業指揮
- ・ 埋却地運営員（現地対策本部要員） 2 名程度：埋却地全般に係る運営管理、記録の作成
- ・ 重機オペレーター（協力団体職員）使用重機分の人数：掘削・埋却作業
- ・ 埋却地班（防疫作業従事者） 10 名程度：掘削・埋却作業
- ・ 家畜防疫連絡調整員 1 名（埋却地が農場外の場合のみ）：連絡調整、資機材管理、家畜防疫員の補助、記録の作成

※埋却地運営員は測量等の専門知識を有する者が含まれることが望ましい。

(2) 埋却溝の掘削位置の決定

1) 埋却溝の大きさを決定する。

①埋却溝の底面積を決める

- ・ 成鶏 100 羽当たり必要な底面積：0.178 m²
- ・ 埋却溝底面積（A m²）＝飼養羽数/100×0.178 m²

②底幅 4 m を基本とし、埋却溝底面の長さを決める。

- ・ A m² ÷ 4 m = B m

③法面 1.1m を基本とし、埋却溝地表面積を決める。

- ・ 地表面積：地表面幅 6.2m × 地表面長（B + 1.1m × 2）＝A m²

④掘削土置き場および作業スペース等を含め、埋却地全体の必要面積を決定する。

- ・ 掘削土置き場：埋却溝地表面積の 2 倍以上を目安とする。
- ・ 作業スペース幅：7 m 以上を確保する。

⑤現地確認および測量により埋却溝の掘削位置を決定する。

(3) 打ち合わせおよび掘削作業開始

1) 本部テント等の設置および工程打ち合わせ

- ① 発生農場と共通のテント基地を使用できない場合は、埋却地用のテント基地を設置する。
- ② 県防疫対応班、現地対策本部、市町、オペレーター等による掘削工事等工程打合せ

を行う。

＜主な確認事項＞

- ア 作業計画、資材・機材の種類・数量および保管場所
- イ 埋却溝の掘削位置、重機の配置、掘削土置場、死体等搬入の動線
- ウ 作業の安全確保上の留意事項
- エ まん延防止に関する留意事項（バイオセキュリティ）
- オ 緊急時の連絡先を含めて事故等の起きた際の対応
- カ 詳細な天気予報

※ 埋却作業の進捗は、天候によって大きく左右されるため、作業前に天候に関する情報を確認しておくこと。

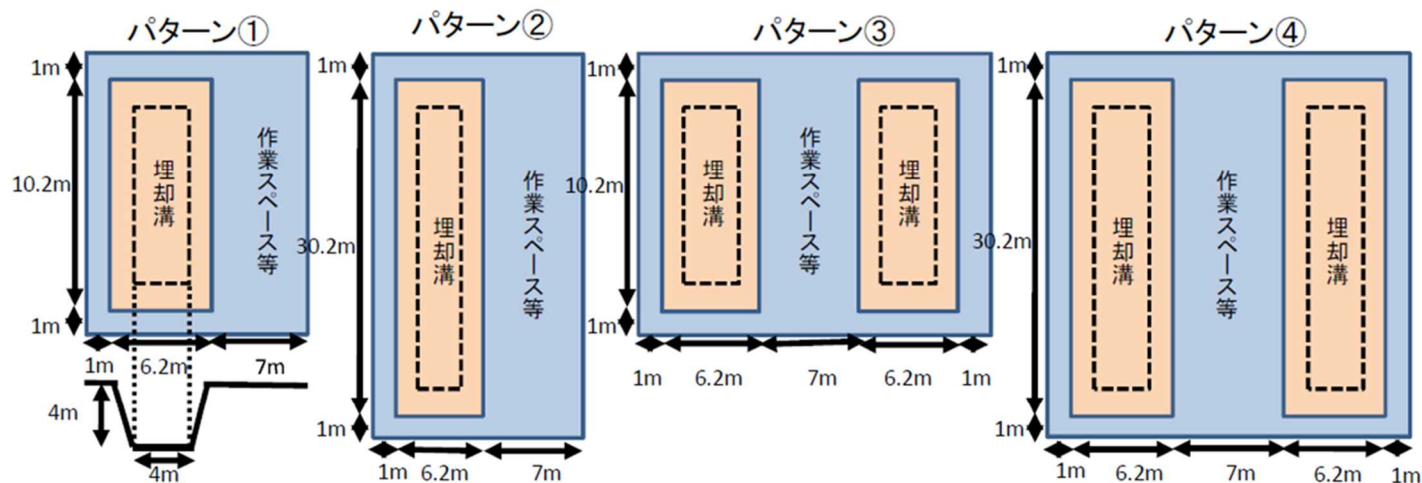
③ 重機を搬入する。

- ア 掘削作業用油圧ショベル（バックホー） 2台
（※バケットサイズ0.8 m³級であれば、1日当たり、底幅4 m、深さ4 m、長さ10 mの穴を15本程度掘削可能）
- イ 埋却併用油圧ショベル（バックホー） 2台
- ウ 整地用ブルドーザー 1台
- エ 運搬作業用トラック（4～8 t） 2～4台
- オ 投光機（夜間作業用） 4台程度
- カ 作業用鉄板（必要に応じて準備）

2) 掘削作業開始

- ① 掘削場所に人が入らないようにトラロープ、立入禁止テープ等で表示をする。
- ② 埋却溝掘削の障害となる樹木や草を伐採する。
- ③ 安全を確保し、掘削作業を開始する。
- ④ 埋却地周辺で作業を行う者は、必ずヘルメットを着用すること。

家きんの埋却に必要な標準的な面積



畜 種	埋 却 溝							
	①底面積(4m×8m)の埋却溝を1本掘る場合の必要総面積		②底面積(4m×28m)の埋却溝を1本掘る場合の必要総面積		③底面積(4m×8m)の埋却溝を2本掘る場合の必要総面積		④底面積(4m×28m)の埋却溝を2本掘る場合の必要総面積	
	12.2m×14.2m	173.2㎡	32.2m×14.2m	457.2㎡	12.2m×21.4m	261.1㎡	32.2m×21.4m	689.1㎡
	埋却可能羽数	必要面積 (㎡/100羽)	埋却可能羽数	必要面積 (㎡/100羽)	埋却可能羽数	必要面積 (㎡/100羽)	埋却可能羽数	必要面積 (㎡/100羽)
成鶏 ※ (体重 1.8kg)	18,000羽	0.96	63,000羽	0.73	36,000羽	0.73	126,000羽	0.55

※ 採卵鶏の育成鶏(150日齢未満)は成鶏の1/2として取扱う。ブロイラーの場合は、全飼養鶏の平均体重が成鶏と同程度であるため、すべてを成鶏として扱うが、個々の経営における平均的な体重を考慮することも可能。

○埋却可能羽数の計算例(パターン①の場合)

埋却溝の底面積 4m×8m=32㎡(周囲1.1mは法面)

成鶏100羽当たりの必要な底面積 0.178㎡/100羽



埋却可能羽数 $32\text{㎡} \div 0.178\text{㎡}/100\text{羽} \approx 18,000\text{羽}$

100羽当たりの必要面積 $(12.2\text{m} \times 14.2\text{m}) \div 18,000\text{羽} \times 100\text{羽} \approx 0.96\text{㎡}$

図3 家きんの埋却に必要な標準的な面積(出典:農林水産省 高病原性鳥インフルエンザに関する防疫作業マニュアル)

(4) 埋却作業開始

1) 埋却前準備

- ① 埋却投入前に埋却溝の写真撮影する。
- ② 埋却溝底に消石灰を散布する(散布の目安 $1 \text{ kg} / \text{m}^2$)。必要に応じて、ブルーシート等を敷く。

※ ブルーシート等を敷く場合は、強風等によりシート張り作業が難航することから、工事用土嚢を準備し、仮止め等に使う。また、シート類は上端部をロープで木杭に固定し、フレコンバッグ埋却の際の落下防止を行う。

2) 埋却作業

- ① 油圧ショベル(バックホー)を使い、フレコンバッグ(1 t)のトラックからの積み降しや埋却地への埋設作業を行う。必要に応じてベルトスリング等を利用する。
- ② フレコンバッグを敷設する。
- ③ フレコンバッグ投入完了後、重機を用いて表面に消石灰を散布する($1 \text{ kg} / \text{m}^2$)。
- ④ 土を埋め戻して1 m以上覆土(できれば2 m以上が望ましい)する。ブルーシート等を設置した場合は、固定用の木杭ロープを外し、共にブルーシート等でフレコンバッグを覆ったうえ、で覆土を進める。
- ⑤ 覆土終了後、埋却地の周辺部も含めて消石灰を散布する。この時、埋め戻した土の上には重機等を乗り入れない。なお、消石灰散布時には、農作物が植えられている周辺のは場に飛散しないように注意する。
- ⑥ 立て看板の設置

埋却完了後、病名(高病原性鳥インフルエンザ等)、家畜の種類、埋却年月日、発掘禁止期間(3年)を記載した立て看板を設置する。

(立て看板の告知内容)

告

当地は、家畜伝染病予防法第24条の規定に基づき、下記のとおり発掘を禁じます。

【病名】 高病原性鳥インフルエンザ

【家畜の種類】 ○

【埋却年月日】 令和 年 月 日

【発掘禁止期間】 上記埋却年月日から3年間

令和 年 月 日

滋賀県家畜保健衛生所

3) 撤収作業

バイオセキュリティに注意しながら撤収作業を進める。

- ① 埋却地用のテント基地等を撤去し、重機等は洗浄・消毒したうえ搬出する。その際には、運転席の足元マットも洗浄・消毒するとともに、重機オペレーターが着衣した防護具等も廃棄する。
- ② 作業者は、全身消毒を行ったうえ、テント基地のグレーゾーンで脱衣を行う
- ③ 脱衣した防護具等は感染性廃棄物容器等に詰め込んで廃棄する。

参考資料 9

制限の対象と例外

高病原性鳥インフルエンザ等が発生した場合には、制限区域内では対象となる物の移動等が制限され、家きん集合施設の開催等についても制限される。これらの制限については条件を満たせば国との協議のうえ、制限の対象外とすることができる（防疫指針第9の5、第10の4）。

表1. 移動および搬出制限の対象外の概要

出荷元	出荷先	生きた家きん (農場→食鳥処理場)	家きん卵 (農場→GPセンター等)	種卵 (農場→ふ卵場)
移動制限区域	移動制限区域	△(1)	△(2)	△(3)
	搬出制限区域	×	△(2)	△(3)
	制限区域外	×	△(2)	△(3)
搬出制限区域	移動制限区域	△(5)	△(5)	△(5)
	搬出制限区域	○	○	○
	制限区域外	△(5)	△(5)	△(5)
制限区域外	移動制限区域	△(6)	△(6)	△(6)
	搬出制限区域	○	○	○
	制限区域外	○	○	○
出荷元	出荷先	ひな (移動制限区域内の種卵に 由来するもの) (ふ卵場→農場)	ひな (移動制限区域外の種卵に 由来するもの) (ふ卵場→農場)	
移動制限区域	移動制限区域	△(3)	△(4)	
	搬出制限区域	△(3)	△(4)	
	制限区域外	△(3)	△(4)	
搬出制限区域	移動制限区域	△(3)	△(5)	
	搬出制限区域	△(3)	○	
	制限区域外	△(3)	△(5)	
制限区域外	移動制限区域	△(3)	△(6)	
	搬出制限区域	△(3)	○	
	制限区域外	△(3)	○	

○：条件なしで移動可能 △：条件付きで移動可能 ×：移動不可
(数字は防疫指針第9の5の(1)～(6)に対応)

(1) 制限の対象（防疫指針第9の4）

次のものについては、移動制限区域が設定されている間は区域内の移動を制限する。また、搬出制限区域が設定されている間は区域内からの搬出を制限する。

- ア 生きた家きん
- イ 家きん卵（ただし、G Pセンター等で既に処理されたものを除く。）
- ウ 家きんの死体
- エ 家きんの排せつ物等
- オ 敷料、飼料、家きん飼養器具（農場以外からの移動は除く。）

1) 対象外措置のための協議（防疫指針第9の5の（1）から（9））

制限の対象外の措置が必要な場合は、以下による協議を実施する。

① 申請書の提出

表1の△にあたる移動をさせようとする者は、「家きん等移動申請書」（別記様式28）に、移動ルート等を示した書類を添付して、県防疫対応班移動規制係に申請する。

② 家畜防疫員による確認

①により申請を受理した県防疫対応班移動規制係は、防疫指針第9の5に基づく「移動の制限の対象外」の要件を確認する。要件を満たすことを確認した場合は、「家きん等移動申請書」（別記様式28）、確認内容、移動ルート等を記載した書類の写しを県防疫総務班総務係へ提出する。

なお、要件の確認において、以下の場合は農場への立入調査を行う。

農場の対象区域	制限の対象	立入調査
移動制限区域内	家きん、家きん卵、初生ひな	必要
搬出制限区域内	家きん、家きん卵、初生ひな	必要に応じて
すべての制限区域内	家きんの死体、排せつ物、敷料、飼料等	必要

③ 国への協議

県防疫総務班総務係は、県防疫対応班移動規制係から提出のあった必要書類を確認のうえ、「移動対象外協議」（別記様式29）により動物衛生課と制限対象外に関する協議を行う。

④ 交付

③により、動物衛生課から妥当との回答が得られた場合は、県防疫対応班移動規制係は「家きん等の移動指示書」（別記様式30-1）および「移動制限除外証明書」（別記様式30-2）を申請者あて交付する。交付した証明書の交付番号は「移動制限除外証明書交付一覧」（別記様式30-3）に記載して管理する。
交付にあたっては、移動車両のダッシュボードに移動制限除外証明書を掲示するとともに、移動指示書に示された方法により移動するよう指示する。

2) 制限区域内の家きん卵（種卵を除く）のGPセンター等を経由しない出荷（防疫指針第9の5の（2）関連。留意事項40）

制限区域内の家きん卵（種卵を除く）のGPセンターを経由しない直販所等での販売については、以下による協議を実施する。

① 家畜防疫員による確認

県防疫対応班移動規制係は、「制限の対象外協議のための洗卵・消毒等衛生管理確認表」（別記様式31-1）により当該農場の確認を行う。適正と認めた場合は「洗卵・消毒等衛生管理確認書」（別記様式31-2）を作成し、写しを県防疫総務班に提出する。

なお、当該農場が移動制限区域内の発生状況調査の対象農場であった場合、発生状況調査実施時に上記の確認を行う。

② 国への協議

県防疫総務班総務係は、県防疫対応班移動規制係から提出のあった必要書類を確認のうえ、「別記様式31-3」により動物衛生課とGPセンターを経由しない出荷について協議を実施する。

③ 指示書の発行

②により動物衛生課から承認の回答が得られた場合、県防疫対応班移動規制係は当該農場に対し、「当該施設の家きん卵（種卵を除く。）の直売所等での販売指示書」（別記様式31-4）により販売を指示する。

（2）家きん集合施設の開催等の制限（防疫指針第10）

1) 制限の対象

① 移動制限区域内の制限

県対策本部は、動物衛生課と協議のうえ、移動制限区域内における次の事業の実施、催物の開催等を停止する。なお、移動制限区域内の制限の対象となる業務は防疫指針第10の【留意事項45】の業務とする。

- ・ 食鳥処理場（食肉加工場を除く。）における食鳥処理
- ・ GPセンター等
- ・ ふ卵場
- ・ 品評会等の家きんを集合させる催物

② 搬出制限区域内の制限

県対策本部は、動物衛生課と協議のうえ、搬出制限区域内における品評会等の家きんを集合させる催物の開催を禁止する。

③汚染物品となる種卵が搬入されていることが判明したふ卵場の制限

県対策本部は、動物衛生課と協議のうえ、汚染物品に該当する種卵が搬入されていることが判明したふ卵場に対し、新たな種卵の受入れの停止、初生ひなの出荷一時停止等の必要な措置を指示する。

また、当該ふ卵場が再開の要件を満たすことを確認し、当該ふ卵場内の汚染物品となるすべての種卵の隔離または処分が完了した場合、動物衛生課の承認により、種卵の受入れの停止および初生ひなの出荷一時停止を解除することができるものとする。

なお、出荷を一時停止している期間において、当該ふ卵場内にある種卵（汚染物品となるものを除く。）から生まれる初生ひなについては、臨床検査およびふ卵場の死ごもり卵・初生ひなを対象に行う簡易検査に準じた出荷時の検査により陰性を確認することで、動物衛生課の承認により、出荷することができるものとする。

2) 対象外措置のための協議（防疫指針第10の4の（1）～（3））

1) の②の移動制限区域内の食鳥処理場（食品加工場を除く。）、GPセンター等、ふ卵場について、防疫指針第10の4に基づき、制限の対象外の措置が必要な場合は、以下による協議を実施する。

①家畜防疫員による確認

県防疫対応班移動規制係は、「事業再開のための現地確認表」（別記様式32-1①から③）により当該施設の確認を行う。要件を満たすことを確認した場合は、「再開要件確認書」（別記様式32-2）を作成し、写しを県防疫総務班総務係に提出する。

なお、対象となる食鳥処理場が移動制限区域内の発生状況調査の対象農場の併設食鳥処理場等の場合、発生状況調査時に上記により再開要件の確認を実施する。単独食鳥処理場等については、農場併設事例と同様に立入調査を実施し、当該施設の再開要件を確認することとする。

②国との協議

県防疫総務班総務係は、県防疫対応班移動規制係から提出のあった必要書類を確認のうえ、「別記様式33」により動物衛生課と事業再開の協議を実施する。

③指示書の発行

動物衛生課から妥当との回答が得られた場合、県防疫対応班移動規制係は当該施設に対し、「移動制限区域内における当該施設での事業再開指示書」（別記様式34）により事業再開を指示する。

引き続き、動物衛生課との協議に関する回答に基づき、（1）の1）により移動

対象外措置のための協議を行う。

【参考】



※：移動制限区域内の生きた家きんは、搬出制限区域および制限区域外へ移動することはできない。

発生状況・清浄性確認検査

- 発生状況確認検査

県防疫対応班は患畜または疑似患畜の決定後、原則として、24時間以内に、移動制限区域内（低病原性の場合は制限区域内）の家きんを100羽以上（だちょうにあっては、10羽以上）飼養する農場に立ち入り、臨床検査を行うとともに、ウイルス分離検査および血清抗体検査を実施する。

- 清浄性確認検査

県防疫対応班は制限区域内における清浄性を確認するため、発生農場の防疫措置完了後10日が経過した後に、発生状況確認検査と同様の検査を行う。

（1） 事前準備

1） 対象農家への連絡

検査対象農家には、患畜または疑似患畜の決定後、速やかに立入検査日時と必ず農場で待機しているように連絡を行う。

2） 管轄市町への連絡

検査対象農場への立入検査日時が確定した後、管轄市町に同行依頼の連絡を行い、集合場所や時間、公用車の手配等を協議する。

3） 資材の準備

検査対象農場毎に、必要資材（別記様式49）、聞き取り用紙（別記様式50）および採材野帳（別記様式51）を準備する。原則として、1出動1農場とするが、2農場以上を巡回する必要がある場合は、必ず家保もしくは中継地点（市町役場等）にて消毒および資材の積替えを行った後、立入りを行う。

（2） 立入検査

立入検査は、家畜防疫員と市町職員で実施する。

1） 農場到着から退場までの注意事項

① 農場到着時の注意事項

ア 必ず検査対象農場かどうかの確認を行う。

イ 車を衛生管理区域内に入れない。

ウ 農家の承諾無く、勝手に家きん舎内に入らない。所有者等が不在の場合には、あらかじめ準備された巡回調査表の連絡先に電話し、問い合わせる。

② 農場入場時の注意事項

ア 農場の外で防護服、ゴーグル、マスク、手袋、長靴（ブーツカバー着用。以下同じ。）を着用する。次に、消毒液を作製する。希釈する水が家きん舎等の建物の中にあるときは、所有者等にバケツ等で水を汲

んでもらうこと。作製した消毒液およびアルコールスプレーを衛生管理区域境界に置いておく。

- イ 農場に設置してある踏込消毒槽等または作製した消毒液で、長靴を消毒した後、農場に入る。
- ウ 農家には高病原性鳥インフルエンザ等が発生し、当該農場が移動制限区域内（低病原性の場合は制限区域内）に入っており、生きた家きん、家きん卵、家きんの死体、家きんの排せつ物等の移動等が制限されていることを説明する。また、制限対象の移動等を行うには、制限の対象外のための動物衛生課との協議が必要であり、勝手に移動等できないことを指導する（参考資料9「制限の対象と例外」参照）。
- エ 「発生状況・清浄性確認検査聞き取り用紙」（別記様式50）を用いて、飼養状況、異常家きんの有無等について、確認を行う。
- オ 関連農場の有無を確認し、発生農場と関連があれば、県防疫対応班に連絡する。

③ 農場退場時の注意事項

- ア 採取した検体を入れた輸送コンテナ等の外側をアルコール消毒する。
- イ 防護具の外側から全身をアルコール消毒する。
- ウ ブーツカバー着用状態の長靴を消毒し、ブーツカバーを外す。
- エ 防護具の脱衣は、「衛生管理区域外」にて行う。
- オ まず、防護服を中表になるように脱ぎ、その中にゴーグル、マスク、手袋等を入れ、チャックをすることにより封をし、小さくまとめてビニール袋に入れ、ビニール袋の外側をアルコール消毒して持ち帰る。
- カ 手指をアルコール消毒する。
- キ 検体等が入った輸送コンテナ等をビニール袋で包み、外側をアルコール消毒する。
- ク 車体を噴霧器で消毒する。
- ケ 長靴を消毒する。
- コ バケツおよび噴霧器自体も消毒する。
- サ 手指をアルコール消毒する。

2) 検査および採材方法

① 臨床検査

原則として、観察は、家きん舎出入口等の外側から、入念に行う。

② ウイルス分離検査および血清抗体検査

ア 検査材料

- ・ 気管スワブ、クロアカスワブ

家きん舎毎に、5羽（うち3羽を死亡家きん（明らかに食害・外傷

等により死亡したと認められるものを除く。また、死亡家きんがいない場合には、活力低下や脚弱等何らかの臨床症状を認めるものから選択する。同一家きん舎内に、明らかに健康な家きんしか認められない場合には、健康な家きんから採材する。) とする。) から採材する。

- ・血液

家きん舎毎に、生きた家きん 5 羽から採材する。

イ 捕鳥、保定

捕鳥は農場従業員、保定は同行市町職員に依頼し、採材する場所は、原則として、家きん舎の外側出入口付近で行う。

ウ 採材

- ・気管スワブ、クロアカスワブ（氷冷輸送）

綿棒を用いて、気管スワブおよびクロアカスワブを採取し、気管とクロアカ別にそれぞれ 5 羽分のスワブをまとめて、P B S（抗生物質含む）入りチューブに投入し、プールする。

- ・血液（常温輸送）

注射器を用いて各個体約 2 m l を採血し、真空採血管に入れる。

（補足）

発生状況確認検査の対象農場において、制限の対象外措置のための協議（参考資料 9）に必要な要件の確認がある場合は、併せて実施すること。

疫学関連家きん等の調査

通報のあった農場に緊急立入を実施した家畜防疫員は、当該農場における家きん、人、物および車両の出入り、農場従業員の行動歴、農場への外部の者の訪問、その他高病原性鳥インフルエンザ等ウイルス等を伝播する可能性のある事項について、幅広く調査を行う。その調査結果をもって、県対策本部は、ウイルスに汚染されたおそれのある家きん（以下「疫学関連家きん」という。）を特定し、動物衛生課と協議のうえ、家伝法第32条第1項に基づき移動を禁止する。

（１） 疫学関連家きん

１） 高病原性鳥インフルエンザの場合

疫学調査の結果、次の①から③までのいずれかに該当する家きんであることが明らかとなったもの。

- ① 病性等判定日から遡って8日以上21日以内に患畜と接触した家きん
- ② 病性等判定日から遡って8日以上21日以内に疑似患畜（臨床症状を呈していたものに限る。）と接触した家きん
- ③ 疑似患畜（防疫指針第5の2の（1）の②のオおよびカ）が飼養されていた農場で飼養されている家きん

なお、病性等判定日から遡って21日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物または車両が当該出入りした日から7日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合には、家畜防疫員が当該人、物または車両の出入り時の消毒等の実施状況を勘案し、動物衛生課と協議のうえ、当該農場に飼養されている家きんについて、疫学関連家きんとする。

２） 低病原性鳥インフルエンザの場合

疫学調査の結果、次の①から③までのいずれかに該当する家きんであることが明らかとなったもの。

- ① 病性等判定日から遡って8日以上180日以内に患畜と接触した家きん
- ② 病性等判定日から遡って8日以上180日以内に疑似患畜と接触した家きん
- ③ 疑似患畜（防疫指針第5の2の（2）の②のキおよびク）が飼養されていた農場で飼養されている家きん

なお、病性等判定日から遡って180日以内に発生農場の衛生管理区域に出入りした人、物または車両が当該出入りした日から7日以内に他の農場等の衛生管理区域に出入りした場合には、家畜防疫員が当該人、物または車両の出入り時の消毒等の実施状況を勘案し、動物衛生課と協議のうえ、当該農場に飼養されている家きんについて、疫学関連家きんとする。

（２） 疫学関連家きん飼養農場への立入検査および指導

疫学関連家きん飼養農場への立入検査および指導は以下のとおりとする。

当該農場への立入検査における農場到着時、および入退場時の注意事項は、参考資

料 10「発生状況・清浄性確認検査」、必要資材等は、別記様式 52 のとおりとする。

1) 疫学関連家きんと判明時点

農場に立ち入りを実施し、臨床検査を実施する。立入調査は、「発生状況・清浄性確認検査聞き取り用紙」(別記様式 50)を用いる。また、家伝法第 52 条に基づき、毎日、当日の死亡羽数を報告するように指導する。

2) 患畜または疑似患畜との接触後（または疫学関連家きんと判定後）14 日経過時点

農場に再度立ち入りを実施し、臨床検査および**簡易検査**（低病原性の場合は、**血清抗体検査**）を実施する。

立入調査には、疫学関連家きん判明後の聞き取り内容のコピーおよび、発生状況・清浄性確認検査で使用する「採材野帳」(別記様式 51)を用いる。

(3) 検査および採材方法

検査および採材方法は、参考資料 10「発生状況・清浄性確認検査」のとおりとする。なお、疫学関連家きんを対象とした簡易検査等の検体数は当該家きんが飼養されている家きん舎ごとに 5 羽とする。

1) 高病原性鳥インフルエンザの場合は、臨床検査および簡易検査（気管スワブ、クロアスワブを採材し、簡易キット内の使用説明書の方法で検査）を実施する。

2) 低病原性鳥インフルエンザの場合は、臨床検査および血清抗体検査を実施する。

(4) 疫学関連農場における移動制限

疫学関連家きんは、動物衛生課との協議のうえ、移動を禁止する。疫学関連家きん以外については、動物衛生課と協議のうえ、対象物および移動制限期間を決定する。

疫学関連家きんの移動制限の解除については、原則として、患畜または疑似患畜との接触後 14 日を経過した後に実施する検査の結果が陰性となった場合、動物衛生課と協議のうえ、解除することができる。

家きんの再導入（農場再開検査：防疫指針第 1 4）

県は、家きんの再導入を予定する農場を対象に、動物衛生課と協議のうえ、次のとおり対応する。

（1） 家きんの再導入に関する検査

家畜防疫員は、家きんの再導入を予定する農場内のすべての家きん舎を対象に、以下の検査を実施する。なお、農場内の消毒を防疫措置終了後 1 週間間隔で 3 回以上（防疫措置終了時の消毒を含む。）実施しており、農場内の飼料、排せつ物等に含まれる病原体の不活化に必要な処理が完了していることとする。

- 1) 家きん舎の床、壁、天井等のウイルス分離検査
- 2) 清浄性確認のため導入した家きん（以下「モニター家きん」という。）の臨床検査、ウイルス分離検査および血清抗体検査
- 3) 移動制限解除後、少なくとも 3 カ月間、立入りによる臨床検査を行い、監視を継続する。

（2） モニター家きん

家畜防疫員は、（1）の 1）の検査の結果がすべて陰性であることを確認した後に、以下のモニター家きんを配置し、必要な検査を実施する。

- 1) 1 家きん舎あたりモニター家きんを、原則として、30 羽以上配置する。この際、家きん舎内での偏りがないう、動物衛生課と協議の上、配置する。
- 2) 家保は、モニター家きんを導入した日から 14 日後に、すべての家きん舎に立ち入り、モニター家きんを対象とした臨床検査、ウイルス分離検査および血清抗体検査を実施する。

※ なお、2）の検査の結果が仮に陽性となったとしても、本病の発生として扱わない。検査の結果が陽性と判明した場合には、直ちに農場内のモニター家きんの全羽を殺処分し、農場の洗浄、消毒を再び実施し、（1）の 1）の検査から再度実施する。

（3） 家きんの再導入に関する注意事項

県は、当該農場に対し、初回の再導入の際は、念のため、家きん舎ごとの導入羽数を少数とし、その後は段階的な導入に努めるよう指導する。

農場監視プログラム（防疫指針第15）

（1）適用

- ① 高病原性鳥インフルエンザ等の患畜または疑似患畜とは判定されなかったが、H5またはH7亜型のA型インフルエンザウイルスに特異的な抗体が確認された家きんを飼養する農場については、この農場監視プログラムを適用する。
具体的には、県が実施するモニタリング検査や清浄性確認検査等において、ウイルスが分離されずに抗体のみ陽性となった場合が該当する。
- ② 農場監視プログラムの適用開始時において、飼養されているすべての家きんが処理された場合、または後述の「清浄性の確認のための検査」の結果で陰性が確認された場合には、動物衛生課と協議のうえ、適用を終了する。

（2）農場監視プログラム

① 移動制限

適用農場においては、家伝法第32条の規定に基づき、次に掲げるものの移動を禁止する。

- ア 生きた家きん
- イ 家きん卵（ただし、GPセンター等で既に処理されたものを除く。）
- ウ 家きんの死体
- エ 家きんの排せつ物等
- オ 敷料、飼料、家きん飼養器具（農場以外からの移動は除く。）

② 制限の対象外

ア 敷料等の移動

敷料、飼料、排せつ物、家きんの死体等は、動物衛生課と協議のうえ、これらを焼却し、埋却し、または消毒することを目的に処理施設等に移動することができる。この場合、移動時に以下の措置を講ずる。

- （ア） 原則として、密閉車両または密閉容器を用いる。これらが確保できない場合には、運搬物が漏出しないよう、床および側面をシートで覆い、さらに、運搬物を積載した後、上部もシートで覆う等の必要な措置を講ずる。
- （イ） 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- （ウ） 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- （エ） 複数の農場を連続して配送しないようにする。
- （オ） 移動中は、消毒ポイントにおいて運搬車両を十分に消毒する。
- （カ） 移動時には、家伝法第32条第1項の禁止または制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

- (キ) 運搬後は、車両および資材を直ちに消毒する。
- (ク) 移動経過を記録し、保管する。

イ 家きん卵（種卵を含む）の出荷

動物衛生課と協議の上、G Pセンター等、ふ卵場および検査等施設に他の農場等を経由しないで出荷することができる。なお、ふ卵場に出荷する種卵については、以下の要件のいずれにも該当すること。

- (ア) ふ卵器に入れる前およびふ化前に消毒を受けた上で、区分管理されること。
- (イ) 当該ロットの種卵から生まれた初生ひなを出荷する際、死ごもり卵や死亡初生ひなを対象に簡易検査を行うこと。

ウ 家きんの出荷

モニター家きんを対象とする（４）の①の検査により全て陰性を確認している場合には、家きんを食鳥処理場に直接搬入することができる。この場合、移動時に、以下の措置を講ずる。

- (ア) 食鳥処理をする当日に移動させる。
- (イ) 移動前に、臨床的に農場の家きんに異状がないか確認する。
- (ウ) 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- (エ) 荷台は、羽毛等の飛散を防止するために、ネット等で覆う。
- (オ) 車両は、他の家きんの飼養場所を含む関連施設に進入しない。
- (カ) 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。
- (キ) 運搬後は、車両および資材を直ちに消毒する。
- (ク) 移動経過を記録し、保管する。

（３）周辺農場の検査

適用農場を中心とした半径 5 k m 以内の区域にある農場について、適用農場での抗体陽性の確認後、原則として 2 4 時間以内に、遺伝子検査および血清抗体検査を行う。

（４）清浄性の確認のための検査

① モニター家きんの検査

適用農場においては、家畜防疫員が標識を付したモニター家きんを、すべての家きん舎を対象に、1 家きん舎当たり 3 0 羽以上配置する。この際、家きん舎内での偏りがないよう配置する。

モニター家きんを配置した日から 1 4 日後および 2 8 日後に、適用農場におけるすべての家きん舎に立ち入り、モニター家きんを対象とした臨床検査、ウイルス分離検査および血清抗体検査を行う。

② モニター家きん検査開始前の検査

家保は、最初のモニター家きんの検査を実施するまでに、飼養家きんの臨床検査を実施するとともに、家きん舎当たり30羽以上を対象にウイルス分離検査および血清抗体検査を実施する。

(5) 家きんの再導入

適用農場において飼養されている全ての家きんが処理された場合における家きんの再導入は、以下の要件のいずれにも該当している場合に行うことができる。

- ① 適用農場のすべての家きん舎において、モニター家きんを対象とする(4)の①の検査によりすべて陰性を確認していること。
- ② 再導入しようとする家きん舎の床、壁、天井等のウイルス分離検査を行い、陰性を確認すること。

(6) 疫学調査

① 調査の実施方法

県は農場監視プログラムの適用の開始後、適用農場の抗体陽性の確認日から少なくとも180日間遡った期間を対象として、適用農場における家きん、人(獣医師、農場指導員等家きんに接触する者、地方公共団体職員等)および車両(家きん運搬車両、集卵車両、飼料運搬車両、死亡鳥回収車両、排せつ物および堆肥運搬車両等)の出入りに関する疫学情報を収集する。

② 検査

①の調査の結果、適用農場と疫学的関連があると確認された農場を対象に、家きんの臨床検査を行うとともに、1家きん舎当たり10羽以上を対象にウイルス分離検査および血清抗体検査を行う。

制限区域内の小規模家きん飼養者への対応

発生農場を中心として、半径 3 k m（低病原性の場合は 1 k m）以内の区域を移動制限区域、半径 1 0 k m（低病原性の場合は 5 k m）以内の区域を搬出制限区域と設定し、以下の対応を行う。また、認定小規模食鳥処理施設で発生した場合は、施設を中心とした半径 1 k m 以内を移動制限区域として設定する。

高病原性鳥インフルエンザ等の患畜または疑似患畜が確定した場合、制限区域内の小規模家きん飼養者に対して移動や搬出の制限および死亡羽数等の報告が課せられる。

現地および地域対策本部は、市町を通じ、下記の内容を P 参 4 8 別紙 1 により対象の家きん飼養者に対し周知し、別記様式 3 8 により死亡羽数報告をとりまとめる。

（1）移動制限区域内の家きん飼養者

家きん卵、家きんおよび排泄物等の移動を禁止する。

1） 制限区域内における制限等

原則として、家きん卵、家きんおよび排せつ物等の移動を禁止する（参考資料 9 「制限の対象と例外」 参照）。

2） 指導内容

家きん舎等への関係者以外の者の出入りを自粛すること。

農場関係者等の入出場時の消毒を徹底すること。

家きん舎の出入口、家きん舎周辺および家きん衛生管理区域外縁部については、消石灰等を用いて消毒すること。

家きん舎内については、高病原性鳥インフルエンザ等ウイルス等に効果のある消毒薬を用いて消毒すること。（参 P 4 6 別紙 1 参照）

3） 制限の対象外に関すること

原則として、移動制限区域内では家きん等の移動等の制限、家きん集合施設の開催等の制限がされているが、これらの制限については条件を満たせば動物衛生課との協議のうえ、制限の対象外とすることができる（参考資料 9 「制限の対象と例外」 参照）。

4） 家伝法第 5 2 条に基づく死亡羽数報告徴求等

移動制限区域の解除の日まで、毎日の健康観察を徹底し、以下の異常を発見した場合には、直ちにその旨を報告する。また、毎日、当日の死亡羽数を報告する。

（ア） 同一の家きん舎内において、1 日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の 2 倍以上となっている場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ等以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

（イ） 家きんに鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等、高病原性

鳥インフルエンザ等ウイルス等の感染家きんが呈する症状を確認した場合。

- (ウ) 5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合（家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ等以外の事情によるものであることが明らかな場合を除く）。またはまとまってうずくまっていることを確認した場合。

(2) 搬出制限区域内の家きん飼養者

1) 制限区域内における制限等

原則として、家きん卵、家きんおよび排せつ物等の搬出制限区域からの搬出を禁止する（参考資料9「制限の対象と例外」参照）。

2) 制限の対象外に関すること

制限については条件を満たせば動物衛生課との協議のうえ、制限の対象外とすることができる（参考資料9「制限の対象と例外」参照）。

3) 家伝法第52条に基づく死亡羽数報告徴求等

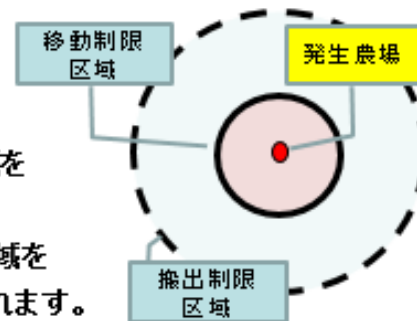
搬出制限区域の解除の日まで、毎日の健康観察を徹底し、異常を発見した場合（移動制限区域内と同様の異常）には、直ちにその旨を報告する。また、毎日、当日の死亡羽数を報告する。

小規模家さん(鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥)を飼養されているみなさまへ

近隣で鳥インフルエンザが発生したら！

◆発生農場を中心として、

- 半径3km(低病原性の場合は1km)以内の区域を移動制限区域(家さん等の移動を禁止)
- 半径10km(低病原性の場合は5km)以内の区域を搬出制限区域(家さん等の搬出を禁止)と設定されます。



◆移動制限区域内に入ったら

- (1)飼養されている家さんや、その卵、および排せつ物等の移動はしないでください。
- (2)飼養されている家さん舎(鳥小屋・ケージなど)へ部外者を近づけないでください。
- (3)家さん舎の出入口や周辺、飼養されている敷地の外縁部について、消石灰等を散布(0.5～1.0kg/m²)して消毒してください。
- (4)家さん舎内については、高病原性鳥インフルエンザ等ウイルス等に効果のある消毒薬(逆性せっけんを1000倍希釈するなど)を用いて消毒してください。
- (5)毎日の健康観察を徹底し、以下の異常を発見した場合には、直ちにその旨を報告してください。
 - (ア)同一の家さん舎内において、1日の家さんの死亡率が過去3週間における平均の家さんの死亡率の2倍以上となっている場合。
 - (イ)家さんに鶏冠(トサカ)、肉垂(鳥の顎や頬のあたりに垂れ下がる肉質の塊)等のチアノーゼ(皮膚や粘膜が青黒くなること)、元氣消失、産卵しなくなるなどの症状が認められる。
 - (ウ)5羽以上の家さんが、まとまって死亡していたり、うずくまっていることを発見した場合。
- (6)毎日、当日の死亡羽数を報告してください(移動制限区域の解除の日まで)。

◆搬出制限区域内に入ったら

- (1)飼養されている家さんやその卵、および排せつ物等を搬出制限区域から外に運び出さないでください。
- (2)移動制限区域内での対応と同様に、毎日の健康観察を徹底と、異常を発見した場合の報告を直に行ってください。
- (3)毎日、当日の死亡羽数を報告してください(移動制限区域の解除の日まで)。

- ◆ 移動制限区域は、発生農場の防疫措置(殺処分、死体の処理、汚染物品の処理、家さん舎等の消毒)完了後、周辺農場の清浄性確認検査によりウイルスの存在が否定され、21日経過すると解除されます。
- ◆ 搬出制限区域は、発生農場の防疫措置完了後、周辺農場の清浄性確認検査によりウイルスの存在が否定されと解除されます。

公示

県防疫総括班は、家畜伝染病予防法および家畜伝染病予防法施行細則に基づき、公示を行う。(別記様式9 参照)

【根拠法令】

家畜伝染病予防法（昭和26年5月31日法律第166号）

第13条（患畜等の届出義務）

4 都道府県知事は、第一項の規定による届出があつたときは、農林水産省令で定める手続に従い、遅滞なく、その旨を公示するとともに当該家畜又はその死体の所在地を管轄する市町村長及び隣接市町村長並びに関係都道府県知事に通報し、かつ、農林水産大臣に報告しなければならない。

家畜伝染病予防法施行細則（昭和26年8月1日滋賀県規則第30号）

第3条 知事は、法第32条第1項の規定により、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、一定種類の家畜、その死体または家畜伝染病の病原体を広げるおそれがある物品の一定区域内での移動、県内への移入または県外への移出を禁止し、または制限する。

2 前項の規定による禁止もしくは制限またはこれらの解除は、知事が公示して行う。

第4条 知事は、法第33条（家畜集合施設の開催等の制限）の規定により、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、競馬、家畜市場、家畜共進会等家畜を集合させる催物の開催またはと畜場もしくは化製場の事業を停止し、または制限する。

2 前項の規定による停止もしくは制限またはこれらの解除は、知事が公示して行う。

第5条 知事は、法第34条（放牧等の制限）の規定により、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、一定種類の家畜の放牧、種付け、と畜場以外の場所におけると殺またはふ卵を停止し、または制限する。

2 前項の規定による停止もしくは制限またはこれらの解除は、知事が公示して行う。

参考資料 16

家畜防疫に関する協力要請団体

県対策本部防疫総括班は、下記団体・企業本部へ発生等の報告と協力要請を行うとともに、現地および地域対策本部と団体・企業支部との連絡調整を行う。

団体名	協力内容	本部所在地
一般社団法人滋賀県建設業協会	重機、運搬車両、資機材の調達、家畜の運搬、埋却処分作業	大津市におの浜 1 丁目 1-18 077-522-3232
NPO法人コメリ災害対策センター	防疫資材の供給	新潟県新潟市南区清水 4501 番地 1 025-371-4185
日本液炭株式会社 関西支社	サイフォン式炭酸ガスボンベの供給	大阪市西区新町 1-16-1 太陽 日酸新町ビル 2F
株式会社セブンイレブン・ ジャパン	飲食料等の供給	東京都千代田区二番町 8 番地 8 03-6238-3734
一般社団法人滋賀県トラック協会	防疫資材等の輸送	守山市木浜町 2298-4 077-585-8080
一般社団法人滋賀県バス協会	作業者の輸送	守山市木浜町 2298-4 077-585-8333
一般社団法人滋賀県造園協会	消毒ポイントにおける消毒作業	大津市京町 3 丁目 1-3 逢坂ビル 3F 077-524-5128
滋賀県ペストコントロール協会	消毒ポイントにおける消毒作業	彦根市鳥居本町 425 有川製薬株式会社 0749-22-2201
中日本高速道路株式会社 (NEXCO 中日本)	消毒ポイント設置に伴う道路の占有、施設利用等	彦根市原町 714-1 彦根保全サービスセンター 0749-26-1941
西日本高速道路株式会社 (NEXCO 西日本)	消毒ポイント設置に伴う道路の占有、施設利用等	栗東市小野 758 滋賀高速道路事務所 077-552-2284
国土交通省滋賀国道事務所	消毒ポイント設置に伴う道路の占有、施設利用等	大津市竜が丘 4 番 5 号 077-523-1741
滋賀県森林組合連合会	移動式焼却の焼却用廃木材等	大津市におの浜四丁目 1-20 077-522-4658
滋賀県木材協会	移動式焼却の焼却用廃木材等	大津市におの浜四丁目 1-20 077-524-3827
有限会社 アニテック	防疫資材の供給	大津市一里山一丁目 16-11 077-547-2566
ミドリ安全滋賀株式会社	防疫資材の供給	栗東市下鉤 351 077-552-6461
株式会社 平和堂	飲食料等の供給	彦根市西今町 1 番地 0749-26-9616

参考資料 17

採取した検体の郵送に当たっての注意

内国郵便約款第9条第4項の規定に基づき、国連規格容器による適切な包装等を行い、送付すること。

なお、送付に当たっては、当該郵便物の送付方法を自所の配達を受け持つ集配郵便局（以下「受持郵便局」という。）に照会し、次のとおり措置の上、当該郵便局に差し出すこと。

1 送付の途中で航空機による輸送が行われない検体在中郵便物

次の様式の紙片に必要事項をすべて記入し、郵便物の表面の見やすいところに貼付すること。

品 名：家きんの組織等「危険物」※
差出人：
自治体名：
検査所名：
住 所：
電話番号：
資 格：家畜防疫員（獣医師）
氏 名：

※朱記すること。

2 送付の途中で航空機による輸送が行われる検体在中郵便物（注1）

（1）次の様式の紙片に必要事項をすべて記入し、郵便物の表面の見やすいところに貼付すること。

品 名：家きんの組織等「危険物」※1
国連番号：
差出人：
自治体名：
検査所名：
住 所：
電話番号：
資 格：家畜防疫員（獣医師）
氏 名：
ドライアイス〇〇kg 在中※2

※1 朱記すること。

※2 ドライアイスを入れて送付する場合は朱記すること。

（2）検体を格納する容器は「国連規格容器」とすること。

（3）1容器当たりの内容量は、液体の場合は1, 000mL未満、個体の場合は50gを限度とすること。

（4）郵便物の表面の見やすいところに輸送許容物件表示ラベル（分類番号：6.2）を貼付すること。（注2）

（5）国連規格容器の外側にドライアイスを入れダンボール等で包んだ場合は、郵便物の表面の見やすいところに輸送許容物件表示ラベル（分類番号：9）を貼付すること。（注3）

(6) 上記(5)の場合は、郵便物の引受時に、検体が国連規格容器に格納されているかどうかを確認するため、郵便局職員が外側のダンボール等の開示を求める場合があるので、これに応じること。

(注1) 航空機による輸送が行われる場合、航空法(昭和27年法律第231号)第86条、航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第194条及び関係告示等による規制を受ける。

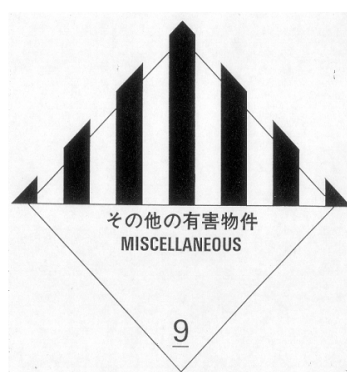
(注2、3) ラベルの様式は3のとおり。(受持郵便局に必要な分を請求)

3 郵便物に表示するラベル様式

(1) 輸送許容物件表示ラベル(分類番号: 6. 2)



(2) 輸送許容物件表示ラベル(分類番号: 9)



異常家きん等の届出を受けた際の報告

(様式3)

滋賀県家畜保健衛生所

1 届出受理年月日時間

年 月 日 時 分

2 届出者

氏 名: (職 業:)

住 所: (電話番号:)

3 異常家きん等の所在場所

住 所: (電話番号:)

農 場 名:

所有者氏名:

従業員数:

4 当該施設に関する情報

飼養家きんの用途:

肉用鶏 / 採卵鶏 / 種鶏(肉用・採卵用) / その他()

飼養形態:

ケージ飼い / 平飼い / その他()

飼養総羽数:

()羽

家きん舎数及びその構造:

総数:()舎

(うちウインドレス()舎、開放()舎、その他()舎)

5 届出事項

異状確認の日時、確認者:

異常家きんを確認した家きん舎(飼養羽数とその構造(複数舎ある場合は以下の項目をそれぞれ記入))

異常家きんの羽数、週齢:

主な症状(稟告):

異常家きんの家きん舎内の分布状況:

既に実施済の検査の有無: 有 / 無

「有」の場合その結果(実施者、検査キット名、検体数、陽性数等):

過去21日間の平均死亡羽数と直近3日間程度の死亡羽数の推移(農場全体、家きん舎別):

過去21日間の平均死亡羽数:

6 既に講じた措置

7 その他関連事項(疫学情報など)

8 届出者への指示事項

- ① 異常家きん以外の家きんを含む全ての家きんについて、当該農場からの移動を自粛すること
- ② 農場の出入口を2か所に限り、農場及び防疫関係者以外の者の立入りをさせないこと
- ③ 農場外に物を搬出しないこと。家きんの所有者及び従業員等が外出する場合は、適切な消毒等を行うこと
- ④ 異常家きんの卵、排せつ物、敷料等は他の家きんと接触することがないようにすること

9 届出受理者氏名:

10 処置

(1) 通報(時刻)

所長 :

都道府県主務課:

(2) 現地調査

氏名 :

出発時間:

高病原性鳥インフルエンザを疑う対応のための事前準備物

* 準備物は持ち出し禁止

農場立入

チェック	品目	数量	当日準備	備考
☐	防護服(タイベックス製)	人数分以上	○	
☐	長靴	人数分以上	○	
☐	ポリバケツ	1	○	
☐	ブラシ	1	○	
☐	消毒薬(逆性せっけん)	1	○	
☐	携帯用噴霧器	1	○	
☐	ラテックスグローブ(S・M・L)	人数分以上	○	
☐	ゴーグル	人数分以上	○	
☐	N95マスク	人数分以上	○	
☐	ゴミ袋(90L)	50以上	○	死亡鶏用、気管採材時の汚染防止用など
☐	作業台(折り畳みワゴン等)	必要に応じて	○	

簡易検査・検査材料の採材

チェック	品目	数量	当日準備	備考
☐	エスプラインA(30検体分以上)	3箱以上	○	1鶏舎あたり死亡鶏11羽＋生存鶏2羽以上発生鶏舎が複数ある場合には追加必要
☐	保温用発泡スチロール箱 一式		○	お湯・温度計
☐	● 解剖鉗大	5		
☐	● 解剖鉗小	10		
☐	● メス柄・メス刃	5		
☐	● ピンセット大	5		
☐	● ピンセット小	10		
☐	● 使用済み器具入れタッパー	1		
☐	● 滅菌綿棒(10本入り)	5袋以上		
☐	● 遠沈管(15ml)	15		気管採材用・通し番号つき
☐	● 抗生物質加PBS入り遠沈管(15ml)	15	○ PBS 2ml	クロアカスワブ用・通し番号つき・PBSは当日分注
☐	● 遠沈管(15ml)の予備	10以上		
☐	● 遠沈管立てラック	2		遠沈管とセット
☐	● タイマー	3		
☐	● 養生テープ もしくは 荷札	40		死亡個体のナンバリング用
☐	● 消毒用アルコール(500ml)	2		
☐	● アルコールスプレー	1		
☐	● アルコール綿	1	○	
☐	● 23ゲージ針付シリンジ(2.5ml)	20		簡易陽性時、採血用
☐	抗生物質加PBSの予備	1	○	一般検査室冷蔵庫に100ml瓶でストック
☐	クーラーボックス	1	○	検体持ち帰り用
☐	保冷剤	適量	○	
☐	死亡鶏搬送容器(ホルマリン入り)	3	○※	1台で出動する場合は、後発の職員が持参

●は採材グッズ入れの中

共通資材

チェック	品目	数量	当日準備	備考
☐	ゴミ入れ	1		
☐	デジタルカメラ	1	○	口蹄疫画像送信セット内
☐	筆記用具(鉛筆、ボールペン(赤・黒)、油性ペン)	各1		
☐	記録用紙			
☐	「異常家さん等の届出を受けた際の報告」(防疫指針様式3)のコピー	1	○	異常家さん発生時の聞き取り内容
☐	「異常家さんが所在する農場等に関する疫学情報(現地調査票)」(様式3)	1		立入検査結果を記入
☐	検査野帳	1		立入検査結果を記入

異常家きんが所在する農場等に関する疫学情報(現地調査票)

都道府県:滋賀県

家畜保健衛生所:滋賀県家畜保健衛生所

担当:

1 現地調査

年 月 日 時

2 病歴、病状、病変の概要(通報から到着までの死亡数の増加の有無、
剖検所見、異常家きんの家きん舎内の分布等を含む)

3 検査所見

(1)異常家きん、死亡家きん

異常家きん	種類	週齢	羽数(うち死亡羽数)
			()
			()
			()
			()
備考 (管理失 宜、誘導換羽の有 無等)			

(2)死亡羽数の推移

日にち	日	日	日	日	日	日	日
家きん舎 号							
家きん舎 号							
家きん舎 号							
家きん舎 号							
家きん舎 号							
家きん舎 号							
家きん舎 号							
農場全体							

(3)鳥インフルエンザ簡易検査の結果(検査材料)

部位	検体数	陽性	陰性	備考
気管スワブ				
クロアカスワブ				

4 疫学情報(判明次第追記すること)(別紙に記入)

(1)飼養者が過去7日間に直接の飼養管理を行った他農場

(2)家きんの導入または搬出(過去21日間)

(3)人・車両の出入り及び巡回範囲(過去21日間)

(4)家きん糞の処理・搬出

(5)死亡家きんの処理・搬出

(6)種卵の搬出先(過去21日間)

(7)その他

5 農場への指示事項

(1) 家伝法第32条第1項の規定に基づき、当該農場の次に掲げるものの移動を制限すること。

ア 生きた家きん

イ 家きん卵(ただし、GPセンター(液卵加工場を含む。)等で既に処理されたものを除く。)

ウ 家きんの死体

エ 家きんの排せつ物等

オ 敷料、飼料、家きん飼養器具

(2)当該農場への関係者以外の者の立入りを制限すること。

(3)当該農場の出入口ならびに当該農場で使用している衣類および飼養器具を消毒すること。

6 検査材料の採取(検体数)

気管スワブ、クロアカスワブ、血液、その他()

7 その他参考となるべき事項

(1)NDワクチン接種歴、NDワクチンの種類

(2)焼却場所、埋却地の確保状況

[illegible]

異常家きんの症状等に関する報告

（様式4-1）

都道府県：滋賀県
 家畜保健衛生所：滋賀県家畜保健衛生所
 担当：

1 現地調査（立入検査）

年 月 日 時

※ 以下の2, 3については、様式3で報告した内容から変更がある場合のみ記載

2 異常家きん等の通報

届出日時：

届出者氏名：

届出者住所：

届出内容：

3 農場詳細

名称：

住所：

所有者：

従業員数：

飼養羽数：

用途： 採卵用鶏、採卵用種鶏、肉用鶏、肉用種鶏、その他（ ）

羽数： 羽

家きん舎数：

構造： 開放、ウインドレス、その他（ ）

飼育形態： ケージ飼い、平飼い、その他（ ）

（※飼養羽数は用途ごと、家きん舎ごとに報告する。）

4 病歴、病状、病変の概要（通報から到着までの死亡数の増加の有無、剖検所見、異常家きんの家きん舎内の分布等を含む）

5 検査所見（家畜防疫員により確認されたもの）

(1) 異常家きん

異常家きん	種類：	週齢：	羽数：（うち死亡羽数： 羽）
備考（管理失宜、誘導換羽の有無）			

(2) 死亡羽数の推移（家きん舎ごと）

日							
家きん舎番号							
農場全体							

(3) 鳥インフルエンザ簡易検査の結果（検査材料）

異常家きん飼養農場に関する疫学情報等の報告

（様式4-2）

都道府県：滋賀県

家畜保健衛生所：滋賀県家畜保健衛生所

担当：

1 疫学情報（判明次第追記すること。）

- （1）飼養者が過去7日間に直接の飼養管理を行った他農場
- （2）家きんの導入又は搬出（過去21日間）
- （3）人・車両の出入り及び巡回範囲（過去21日間）
- （4）家きん糞・堆肥の処理・搬出
- （5）死亡家きんの処理・搬出
- （6）種卵の搬出先（過去21日間）
- （7）その他

2 農場への指示事項

3 検査材料の採取（検体数）

気管スワブ、クロアカスワブ、血液、その他（ ）

4 その他参考となる情報

- （1）NDワクチン接種歴、NDワクチンの種類
- （2）焼却場所、埋却地の確保状況
- （3）周辺農場戸数、羽数（3km、10km）

5 今後の検査スケジュール

遺伝子検査（コンベンショナル及びリアルタイムPCR検査）結果判明予定日時：

血清抗体検査結果判明予定日時：

ウイルス分離検査結果判明予定日時：

6 備考

（様式5）

病 性 鑑 定 依 頼 書

令和 年（ 年） 月 日
滋畜衛第 号

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
動物衛生研究部門長 殿

滋賀県家畜保健衛生所長 印

下記のとおり病性鑑定を依頼いたします。

記

- 1 動物種（品種、性別等を含む。）
- 2 鑑定材料（種類及び数量を含む。）
- 3 鑑定目的
高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの診断
- 4 発生状況
別添のとおり（防疫指針 様式4－1を添付）
- 5 連絡先
- 6 その他特記事項

家畜防疫連絡調整員招集リスト

[illegible]

家畜防疫連絡調整員動員リスト

クール	日時	配置場所	所属	氏名	電話番号	集合場所	集合時間	集合場所住所
第0クール	○月○日○時～ ○月○日○時	テント基地 テント基地 農場内 埋却地 集合場所 調整係						
第1クール	○月○日○時～ ○月○日○時	テント基地 テント基地 農場内 埋却地 集合場所 調整係						
第2クール		テント基地 テント基地 農場内 埋却地 集合場所 調整係						
第3クール		テント基地 テント基地 農場内 埋却地 集合場所 調整係						
第4クール								
第5クール								
第6クール								
第7クール								
第8クール								

プレスリリース

提供年月日： 年 月 日 ○○時○○分
滋賀県特定家畜伝染病対策本部
部局名 : 農政水産部(○○、○○)
防災危機管理局(○○、○○)
電話 : 077-528-○○○○

高病原性鳥インフルエンザ（低病原性鳥インフルエンザ）が 疑われる事例の確認について

1. 農場の概要

所在地: ○○市

飼養状況: ○○鶏(採卵鶏、肉用鶏、種鶏) ○○羽

2. 経緯

- (1) ○月○日○時、当該農場から家畜保健衛生所に対し、死亡鶏が増加した旨の通報。
- (2) 家畜保健衛生所が緊急立ち入りし、飼養鶏について簡易検査を実施したところ、陽性を確認。
- (3) 現在、家畜保健衛生所にて遺伝子検査を実施中(今後、家畜保健衛生所で遺伝子検査を実施する予定)。

3. 今後の対応

- (1) 緊急の措置として遺伝子検査の結果が判明するまでの間、以下の対応を実施します。
 - ① 当該農場における移動の自粛の要請
 - ② 当該農場周辺の飼養農場の状況等についての早急な把握
- (2) 滋賀県特定家畜伝染病対策本部の設置
- (3) 遺伝子検査の結果により高病原性鳥インフルエンザ(低病原性鳥インフルエンザ)と病性判定された場合には、飼養家さんの殺処分、周辺農場における法的な移動制限、畜産関係車両に対する消毒ポイントの運営等、必要な防疫措置を実施します。

4. その他

- (1) 我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (3) 特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (4) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いいたします。

年 月 日

家畜衛生情報

滋賀県で高病原性鳥インフルエンザ(低病原性鳥インフルエンザ)の 疑い事例が発生しました。

滋賀県内にて、本日 時に高病原性鳥インフルエンザ(低病原性鳥インフルエンザ)を疑う事例が発生しました。現在は詳細を調査中です。県内の家きん飼養者の方々は以下の事を再点検してください。飼料会社等の畜産関係の方々は、徹底した車両消毒を行うようにしてください。また、農場への立入記録に漏れがないように、ご協力をお願いします。

その後の詳細については、随時、家畜衛生情報を送信します。必ず内容を確認するようにしてください。なお、今回の疑い事例は現場状況および簡易検査の結果による判断であり、遺伝子検査結果によっては、高病原性鳥インフルエンザ(低病原性鳥インフルエンザ)陰性となる場合もあります。

家きん飼養者の方々は、早急に防鳥ネット等の野生動物侵入防止対策を 確認し、徹底していただくようお願いします！

☐ 家きん舎への関係者以外の立入制限や農場への進入車両の消毒の実施

☐ 野鳥や野生動物対策：鶏舎に近づけない！侵入させない！

家きん舎周辺の清掃・消毒(消石灰の散布)、防鳥ネットの破れ、スキマなどをふさぐ

☐ 水道水もしくは消毒した水を飲用に用いる

☐ 踏み込み消毒槽の設置や衣類の交換など、家きん舎内での衛生対策の励行

☐ 農場訪問者の記録を徹底する

迅速なウイルスの封じ込めとまん延防止のためには、早期発見および通報が欠かせません。
家きんに通常と異なった状態が見られた場合、すぐにご連絡下さい。

滋 賀 県 家 畜 保 健 衛 生 所

(本 所)

(北西部支所)

近江八幡市西本郷町226-1

高島市今津町弘川249-1

TEL:0748-37-7511

TEL:0740-22-2145

FAX:0748-37-4821

FAX:0740-22-6681

緊急携帯:090-3613-7486

緊急携帯:080-6176-8052

○家畜伝染病の発生(法第13条第4項)

＜案件番号＞： 滋賀県告示第 号
県内において、次のとおり家畜伝染病が発生した。

＜日付＞： 年 月 日
＜公布者＞： 滋賀県知事 氏 名

病 名	家畜の種類	区 分	発生年月日	発生頭数	発生場所
高(低)病原性鳥インフルエンザ	鶏(あひる、うずら)	疑似患畜	年 月 日	〇〇羽	〇〇市

○家畜等の移動および搬出の禁止(施行細則第3条第1項)

＜案件番号＞： 滋賀県告示第 号
家畜伝染病予防法施行細則(昭和26年滋賀県規則第30号)第3条第1項の規定に基づき、高(低)病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、次のとおり家畜等の移動を当分の間禁止し、および制限する。ただし、知事の許可したものは、この限りでない。
年 月 日
＜公布者＞： 滋賀県知事 氏 名

- 1 移動および搬出を禁止する区域
(1) 移動を禁止する区域 次の図のとおり
(2) 移動を制限する区域 次の図のとおり
- 2 移動を禁止し、および搬出を禁止する家畜等の種類 鶏、あひる、うずら、きじ、ほろほろ鳥、七面鳥、だちょう、その死体ならびに病原体を広げるおそれのある物品
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県農政水産部畜産課に据え置いて縦覧に供する。)

○家畜等の移動の制限の解除(施行細則第3条第2項)

＜案件番号＞： 滋賀県告示第 号
家畜伝染病予防法施行細則(昭和26年滋賀県規則第30号)第3条第1項の規定に基づく高(低)病原性鳥インフルエンザのまん延防止のための家畜等の移動の制限(○年滋賀県告示第○号の○)は、解除する。
＜日付＞： 年 月 日
＜公布者＞： 滋賀県知事 氏 名

○家畜等の移動の禁止解除(施行細則第3条第2項)

＜案件番号＞： 滋賀県告示第 号
家畜伝染病予防法施行細則(昭和26年滋賀県規則第30号)第3条第1項の規定に基づく高(低)病原性鳥インフルエンザのまん延防止のための家畜等の移動の禁止(○年滋賀県告示第○号の○)は、解除する。
＜日付＞： 年 月 日
＜公布者＞： 滋賀県知事 氏 名

プレスリリース

提供年月日:令和 年 月 日 ○○:○○
滋賀県特定家畜伝染病対策本部
部局名 :農政水産部(○○、○○)
防災危機管理局(○○、○○)
電話 :077-528-○○○○

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認について (低病原性)

昨日(本日)、○○市(町)の養鶏場において、家畜伝染病である「高病原性鳥インフルエンザ(低病原性鳥インフルエンザ)」を疑う事例が発生し、県家畜保健衛生所で遺伝子検査を行ったところ、疑似患畜と確認されました。

1. 農場の概要

所在地:○○市(町)

飼養状況:○○鶏(採卵鶏、肉用鶏、種鶏) 飼養羽数○○羽

2. 経緯

(1)○○月○○日、当該農場から、家畜保健衛生所に対し、死亡鶏が増加した旨の通報。

(2)同日、家畜保健衛生所が緊急立ち入りし、飼養鶏について簡易検査を実施したところ、陽性を確認。

(3)家畜保健衛生所が実施した遺伝子検査により、H5(またはH7)亜型に特異的な遺伝子を検出したため、農林水産省に報告。

(4)農林水産省が、高病原性鳥インフルエンザ(低病原性鳥インフルエンザ)の疑似患畜と判定。

3. 今後の対応

疑似患畜の確定を受け、以下の対応方針に基づき、防疫対応を開始します。

(1)「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」(令和2年7月1日農林水産大臣公表)に基づき、当該農場の飼養家きんのと殺、汚染物品の処理、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。

(2)移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。

(3)感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置。

4. その他

(1)我が国ではこれまで家きん肉、家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。

(2)現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むよう御協力をお願いいたします。

(3)特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、誠に慎むようお願いいたします。

(4)今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

年 月 日

家畜衛生情報

滋賀県で高病原性鳥インフルエンザが発生しました。

(低病原性)

年 月 日に検査を行っていた事例が高病原性(低病原性)鳥インフルエンザと判定されました。

<概要>

1 発生場所

〇〇市(町)の 採卵鶏 ・ 肉用鶏 農家(飼養羽数 羽)

2 経緯

- (1) 月 日、 から である旨、家畜保健衛生所に届出。
- (2) 同日、家畜保健衛生所が現地調査を行い、簡易検査を実施した結果、陽性となり、高(低)病原性鳥インフルエンザを疑い検査材料を採取。
- (3) 家畜保健衛生所が実施した遺伝子検査により、H5(またはH7)亜型に特異的な遺伝子を検出したため、農林水産省に報告。
- (4) 遺伝子検査(PCR検査、リアルタイムPCR検査)の結果および疫学情報から、農林水産省が高(低)病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と判定。

今後の防疫対応等

家畜伝染病予防法および防疫指針に基づき、

- (1) 発生農場においては殺処分等の防疫措置を実施。
- (2) 発生農場のから半径3(1)kmを移動制限区域として、清浄性が確認されるまで家きん等の移動禁止、食鳥処理場、GPセンターおよびふ卵場の閉鎖を実施。
また、発生農場から半径10(5)kmを搬出制限区域として、清浄性が確認されるまで家きん等の搬出を禁止。
- (3) 周辺農場および関連農場の立入検査を実施。
- (4) 制限区域内の農場、GPセンターおよび食鳥処理場の移動制限の例外に係る調査を実施。

鶏等に通常と異なった状態が見られた場合、すぐにご連絡下さい。

滋賀県家畜保健衛生所

(本所)

近江八幡市西本郷町226-1

TEL:0748-37-7511

FAX:0748-37-4821

緊急携帯:090-3613-7486

(北西部支所)

高島市今津町弘川249-1

TEL:0740-22-2145

FAX:0740-22-6681

緊急携帯:080-6176-8052

先遣隊搬入資材一覧

区分	資材名	説明等	数量目安	備考
調査用	筆記用具	ボールペン等	数本	
	個別防疫マニュアル資料	農場平面図、鶏舎詳細図、殺処分案等	各3枚程度	全てA3で作成
防護資材等	ゴーグル	現地対策本部員分および交換分含む	100個	
	曇止めスプレー		数本	
	防塵マスク	現地対策本部員分および交換分含む	100個	
	ディスポキャップ	現地対策本部員分および交換分含む	100個	
	防護服	現地対策本部員分および交換分含む	100着	XL(1人2枚着用)
	長靴	現地対策本部員分および交換分含む	各10足	26・27・28cm
	厚手手袋	現地対策本部員分および交換分含む	100双	
	薄手手袋	現地対策本部員分および交換分含む	各1箱	S・M・L
	養生テープ等		数個	
	洗車ブラシ	長靴消毒用	数本	家保所有分
	ハンディスプレー	手指消毒用	数個	家保所有分
	消毒用エタノール	手指消毒用	3ケース	家保所有分
	ゴミ袋		備蓄分	
	感染性廃棄物容器	感染性廃棄物用	数個	家保所有分

以下備蓄品

共通	トランシーバー	単3電池タイプ	13台	
	乾電池 単3		40本	
	家保緊急携帯		2個	
	モバイルバッテリー		3個	
	スマホ用防水防塵ケース		5個	
	アクティブスタイラス	スマホ用タッチペン	5個	
	乾電池(単6)		6本	
	カラーベスト	赤14,青8,緑32,黄6	赤14,青8,緑32,黄6着	
農場入り口、通行制限等	タープテント	初動時着脱用、その他	3個	
	ブルーシート小		5枚	
	赤コーン	通行の制限等:3個/1ヵ所(3ヵ所で算出)	18個	
	ガードバー		18個	
	コーンベッ	農場入り口:9個	18個	
	赤色灯等		4個	
	誘導灯(指示棒)	単2電池タイプ	6個	
	乾電池 単2		24本	
	プラ舟	踏込消毒	4~8個	
	ジョイント人工芝		2~4個	
	洗車ブラシ		2~4個	
	立入禁止看板		3枚	
	立入禁止テープ		10個	
	雨合羽		10着	
農場消毒	殺鼠剤	エンドックス等、1kg必要に応じて使用	5個	
	消毒薬	パコマ1L等(1,000倍希釈で使用)	36本	
	蓄圧式噴霧器	うち3個は通行の制限等	10個	
	背負い式電動噴霧器	7L、単一乾電池6本	12個	
	乾電池 単1		560個	
	ローリータンク100L		6個	
	ローリータンク200L	うち1個は農場入り口	2個	
	動力噴霧機		6個	
	ガソリン缶	動噴など燃料補給用	4個	
	タフカート	100Lローリータンク運搬用	6個	
消石灰散布	消石灰	通航制限箇所に散布 農場の敷地全面に散布(備蓄1,000袋)	6袋	
	一輪車	緊急消毒後は資材・汚染物品運搬	10台	
	ハンドスコップ	消石灰 手やり散布用(ひしゃく代替)	3個	
	簡易消石灰散布機	必要に応じて使用	6個	
	竹ぼうき		5本	

第〇クール 防疫作業従事者リスト

動員 No.	No.	所属	職名	氏名	性別	集合場所受付欄	備考 (2回目以降の場合 は記載)
						班(例:殺1班)	
1	1						
2	2						
3	3						
4	4						
5	5						
6	6						
7	7						
8	8						
9	9						
10	10						
11	11						
12	12						
13	13						
14	14						
15	15						
16	16						
17	17						
18	18						
19	19						
20	20						
21	21						
22	22						
23	23						
24	24						
25	25						
26	26						
27	27						
28	28						
29	29						
30	30						

*動員No.は第1クールから通しの番号とする

*No.はクールごとNoとする

防疫作業へ従事される職員の方へ

〇〇市(町)の養鶏場(飼養羽数:〇〇)において高病原性鳥インフルエンザ(疑い事例)が発生したため防疫措置への動員(実施の為の待機)を要請します。下記事項についてご承知願います。

(疑い事例の場合)

なお、今回の疑い事例は現場状況および簡易検査の結果による判断であり、遺伝子検査結果によっては、高(低)病原性鳥インフルエンザ陰性となり、集合場所から解散となる場合もあります。

記

- ☐ 集合場所: 〇〇 (住所:)
(車、電車で集合場所へ来る場合の注意なども合わせて記載)
- ☐ 集合日時: 〇〇年〇月〇日〇時 (集合時間前には会場に入れません)
- ☐ 持ち物 : 動きやすい服装、足首まである靴下着用、記入済み個人票
防護服内に着用する防寒具※作業内容により集合場所で各自調節して下さい。
着替え、タオル ※作業従事後、着替えて帰宅する場合に使用。
- ☐ 農場での作業従事予定: 〇〇年〇月〇日〇時～〇時
(作業終了後、集合場所において健康調査受診後解散となります。)
作業の流れや内容について、あらかじめ別添「防疫作業従事者の一日の動き」をご確認ください。

注意事項

- 貴重品や携帯電話、時計等の私物は農場へ持ち込めないため、集合場所で保管します。私物や現金等の携行は必要最小限にしてください。
- 必ず自宅にて体温を測定し、37.5℃未満であることを確認してください。
- 当日体調不良等がある場合には所属長にその旨を伝達し、所属にて防疫作業従事者の調整を行ってください。
- (農場での食事の提供はありませんので、自宅で食事を済ませてきてください。)
- 防疫作業従事に際し、精神的および身体的に不調を感じた職員に対しては、健康管理室が相談窓口(*)を設置しています。

(*)詳細は、『全庁ライブラリー』→『福利厚生のお知らせ』→『健康管理』→『情報・資料等』→『防疫作業従事者の心のケアについて』

滋賀県特定家畜伝染病対策本部

連絡先 TEL: 077-528-3853
FAX: 077-528-3853

と 殺 指 示 書

滋 畜 衛 第 号
年 月 日

殿

滋賀県家畜保健衛生所
家畜防疫員 印

あなたが所有する(管理する)次の家きんは、高病原性鳥インフルエンザ(低病原性鳥インフルエンザ)の患畜(疑似患畜)と判定されたので、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第16条第1項の規定に基づき、下記によりと殺することを指示する。

家きんの所在する場所

家きんの種類及び羽数

記

- 1 と殺を行う場所
- 2 と 殺 の 方 法
- 3 そ の 他

(備 考)

- 1 この指示については、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による審査請求をすることはできません。
- 2 この指示に違反した場合には、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。
- 3 この指示によりと殺された家きんについては、家畜伝染病予防法第58条第1項及び第2項の規定により手当金及び特別手当金が交付されます。

ただし、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかったと認められる者等に対しては、手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を返還させることがあります。

滋畜第 号
年(年) 月 日

様

滋賀県知事 ○○○○
(公 印 省 略)

評価人依頼書

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第58条第5項および同法施行規則第62条の規定により、あなた(下記の者)を家きんおよび物品の評価人として依頼します。

記

- | | | |
|---|--------------------------|------------------------------|
| 1 | 評価人 | 役職 氏名 |
| 2 | 家畜伝染病の種類
(該当する方に○をする) | 高病原性鳥インフルエンザ
低病原性鳥インフルエンザ |
| 3 | 家畜の種類 | 家きん(※) |
| 4 | 発生場所 | ○○市(町) |
| 5 | 発生年月日 | 年 月 日 |

(※:家きん:鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥および七面鳥)

家きん評価記録野帳

農場名：

評価人氏名：

年 月 日

No.	家きん舎 番号	家きんの品種 (ロット)	導入日	導入日齢	導入羽数	死亡・出荷 羽数	現在羽数	価格	写真No.	備考
1									現物	
									伝票	
2									現物	
									伝票	
3									現物	
									伝票	
4									現物	
									伝票	
5									現物	
									伝票	
6									現物	
									伝票	

※ 家きん舎毎に飼養家きん品種(ロット)、日齢、導入日齢、導入羽数を記録する。
 家きんの評価額算定の参考とするため、と殺の対象となる代表的な個体について体格がわかるように、家きん舎毎・ロット毎に区分して写真を撮影する。
 導入日、価格の分かる購入時の伝票を撮影する。

家きん卵評価記録野帳

農場名：

評価人氏名：

年 月 日

No.	規格等	販売単位	単価(税抜)	数量	場所	写真No.	備考
1						現物	
						伝票	
2						現物	
						伝票	
3						現物	
						伝票	
4						現物	
						伝票	
5						現物	
						伝票	
6						現物	
						伝票	

※販売規格ごとに単価、数量をとりまとめ、直近1か月程度の販売実績を取りまとめる。
規格ごとに選別された家きん卵については規格ごとに数量を記録し撮影する。

汚染物品評価記録野帳

農場名：

評価人氏名：

年 月 日

No.	評価物品 (飼料/医薬品/その他)	品名 (袋・飼料タンク・他)	数量	単価	場所	写真No.	備考
1	(飼料/医薬品/その他)	(袋・飼料タンク・他)				現物	
						伝票	
2	(飼料/医薬品/その他)	(袋・飼料タンク・他)				現物	
						伝票	
3	(飼料/医薬品/その他)	(袋・飼料タンク・他)				現物	
						伝票	
4	(飼料/医薬品/その他)	(袋・飼料タンク・他)				現物	
						伝票	
5	(飼料/医薬品/その他)	(袋・飼料タンク・他)				現物	
						伝票	

※ 家きん舎毎、汚染物品毎に物品名、数量を確認する。
物品の評価額算定の参考とするため、物品名、数量等がわかる写真を撮影する。

家きん評価書

所有者		農場		畜種	性別	日齢	品種	と殺指示日	評価月日	と殺月日	動物の評価額(円)				死体利用 評価額	差引 評価額
住所	氏名	農場名	住所								甲	乙	丙	平均		

1 生体評価産出の基礎

評価額⑩＝1羽あたりの評価額⑨×処分羽数②

1羽あたりの評価額⑨＝素雛の導入価格③＋肥育経費⑧(1日当たりの生産費⑦×飼養日数①)

1日あたりの生産費⑦＝飼料費/羽/日④＋薬品費/羽/日⑤＋人件費等⑥

No.	農場	鶏舎	飼養日 数①	処分羽 数②	導入価 格③	生産費(円/羽/日)				肥育経 費⑧	評価額/羽 ⑨	評価額 ⑩
						飼料費 ④	薬品費 ⑤	人件費 等⑥	生産費計⑦ ④＋⑤＋⑥			
										⑦×①	③＋⑧	⑨×②

2 患畜の死体を利用しない理由

食品衛生法第9条に基づき食用として利用できない。

病原体の散逸、まん延のおそれがあるため、化製処理による加工用原材料としても利用できない、

上記のとおり評価します。

年 月 日

評価人 甲

家畜防疫員

印

乙

地方公務員

印

丙

畜産関係者

印

汚染物品評価書

所有者		農場		物品名	内容 (詳細は別紙)	埋却指示日	評価月日	埋却実施日	物品の評価額(円)			
住所	氏名	農場名	住所						甲	乙	丙	平均

1 埋却汚染物品(飼料)評価産出の基礎

埋却飼料評価額④＝税込飼料単価②×埋却飼料量③

No.	農場	飼料名	飼料単価①	税込飼料単価 ①×1.08	埋却飼料量(t) ③	埋却飼料評価額 ④
						②×③
計						

2 埋却汚染物品(薬品)評価産出の基礎

埋却薬品評価額④＝税込薬品単価②×埋却薬品量③

No.	農場	薬品名	薬品単価①	税込薬品単価 ①×1.08	埋却薬品量 (本・個)③	埋却薬品評価額 ④
						②×③
	小計					
計						

上記のとおり評価します。

年	月	日	評価人	甲	家畜防疫員	印
				乙	地方公務員	印
				丙	畜産関係者	印

へい殺畜等手当金交付申請書

年 月 日

農林水産大臣

殿

住所

氏名

印

へい殺畜等手当金交付規定第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

番号	病名	家畜の種類 または物品	手当金申請額 (法第58条第1項)	特別手当金申請額 (法第58条第2項)	焼却埋却費交付金 申請額 (法第59条)	合計額	備考
			円	円	円	円	
			円	円	円	円	
			円	円	円	円	
計			円	円	円	円	

- (注) 1 申請者が代理人である場合には、手当金等または焼却埋却交付金の交付申請および受領に関する権限の委任を受けたことを証明する委任状を申請書に添付すること。
- 2 同一の動物の種類または物品については、番号欄に様式第3号、様式第5号、様式第7号から様式第11号まで、様式第13号および様式第14号の番号と同一番号を付すこと。
- 3 死流産胎児に係る手当金の交付の申請に際しては、病名欄に死流産の原因となった検査、注射、薬浴、投薬の別を記載すること。
- 4 手当金の交付を申請しない場合には手当金申請額欄に、特別手当金の交付を申請しない場合には特別手当金申請額欄に、焼却埋却費交付金を申請しない場合には焼却埋却費交付申請額欄に、それぞれ斜線を付すこと。
- 5 すでに手当金等の概算払および焼却埋却費交付金の交付を受けた場合には、焼却埋却費交付金申請額欄に斜線を付すこと。

動物評価意見具申書

年 月 日

農林水産大臣 様

滋賀県知事 ○○○○

家畜伝染病予防法第58条第4項の規定に基づき、下記のとおり意見を具申する。

記

番号	物の種類	殺命令月日 評価月日 殺(死亡)月日	性別および 日齢	品種	用役	体重	動物の 評価額	手当金 基準額	死体の 利用評価 額	差引き 手当額	所有者		
											住所	氏名	
(高病原性鳥インフルエンザ) (法58条第1項第3号)													
1	鶏 (疑似患畜)	年 月 日					円	円	円	円			
		年 月 日											
		年 月 日											
		年 月 日					円	円	円	円			
		年 月 日											
		年 月 日											
		年 月 日					円	円	円	円			
		年 月 日											
		年 月 日											
小計			羽				円	円	円	円	平均額	動物の評価額 死体の利用評価額 差引き手当額 円 円 円	
(高病原性鳥インフルエンザ) (法58条第2項第2号)													
1	鶏 (疑似患畜)	年 月 日					円	円	円	円			
		年 月 日											
		年 月 日											
		年 月 日					円	円	円	円			
		年 月 日											
		年 月 日											
		年 月 日					円	円	円	円			
		年 月 日											
		年 月 日											
小計			羽				円	円	円	円	平均額	動物の評価額 死体の利用評価額 差引き手当額 円 円 円	
計									円	円			

- (注) 1 番号は、動物の種類別および家畜伝染病別に毎年4月1日から翌年3月31日までの一連番号によって動物各個に付し、末尾番号の次に小計欄を設けること。
 2 動物の評価額が一般市場価格に比して特に高額である時または死体の評価利用額が一般市場の死体評価額に比して特に低額である時は、その理由を付記すること。
 3 動物の評価額および死体の利用評価額については、それらの算定根拠を記載した資料を添付すること。

物品評価意見具申書

年 月 日

農林水産大臣 様

滋賀県知事 ○○○○

家畜伝染病予防法第58条第4項の規定に基づき、下記のとおり意見を具申する。

番号	物品名	患畜または疑似患畜の 発生日	物品 評価額	手当額	所有者		担当 家畜防疫員 氏名
					住所	氏名	
(高病原性鳥インフルエンザ) (法58条第1項第5号)							
2		年 月 日	円	円			
3		年 月 日	円	円			
		年 月 日	円	円			
小計			円	円			
(高病原性鳥インフルエンザ) (法58条第2項第3号)							
2		年 月 日	円	円			
3		年 月 日	円	円			
		年 月 日	円	円			
小計			円	円			
計				円			

- (注) 1 番号は、動物の種類別および家畜伝染病別に毎年4月1日から翌年3月31日までの一連番号によって動物各個に付し、末尾番号の次に小計欄を設けること。
- 2 動物の評価額が一般市場価格に比して特に高額である時または死体の評価利用額が一般市場の死体評価額に比して特に低額である時は、その理由を付記すること。
- 3 動物の評価額および死体の利用評価額については、それらの算定根拠を記載した資料を添付すること。

年（ 年） 月 日

調 査 票

滋賀県知事 ○○○○

1 申請者の住所及び氏名

住所

氏名

2 家畜伝染病の種類

3 調査項目

ア. 又はイ. に○を付し、イに該当する場合は、下欄にその内容を記載する。

(1) 飼養衛生管理の状況

ア. 標準又はそれ以上

イ. 標準より劣っている

--

(1) 早期通報の実施状況

ア. 通報は適切に行われた

イ. 通報は遅れた

--

(3) まん延防止措置への協力等の状況。

ア. 問題はなかった

イ. 問題があった

--

手当金等交付一覧表

滋賀県

番号	申請額			申請月日	交付者		備考
	手当金等	補償金等	交付金		住所	氏名	
1	円	円	円				
2	円	円	円				
3	円	円	円				
4	円	円	円				
計	円	円	円				

焼却(埋却)報告書

年 月 日
滋賀県家畜保健衛生所長

年 月 日に発生した高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜および汚染物品は、下記のとおり焼却(埋却)したことを報告します。

評価 番号	家畜の 種類等	病名	羽数・物品数	殺年月日	焼却(埋却)場所	摘要(焼却・埋却)
				埋却年月日	焼却(埋却)施設	
1	鶏	高病原性鳥インフルエンザ (疑似患畜)	羽	年 月 日		
				年 月 日		
2	飼料	高病原性鳥インフルエンザ (疑似患畜)	t	年 月 日		
				年 月 日		
3		高病原性鳥インフルエンザ (疑似患畜)		年 月 日		
				年 月 日		
				年 月 日		
				年 月 日		

防疫資機材管理台帳

[illegible]

防疫資機材発注簿

[illegible]

作業日誌

作業時間：	月	日	:	~	月	日	:
家畜防疫連絡調整員：							場所：

時間	報告内容等	備考

特記事項(引継事項)等

--

連絡先	現地防疫対応班調整係 : 県防疫対応班（家保） : 集合場所 家畜防疫連絡調整員: テント基地 家畜防疫連絡調整員: 焼埋却地 家畜防疫連絡調整員:
-----	---

年 月 日

家きん等移動申請書

滋賀県家畜保健衛生所長 様

住所
氏名

高病原性鳥インフルエンザおよび低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針の制限の対象外措置により、()を移動したいので、下記により申請します。

記

- 1 家きんの種類:
- 2 家きんの健康状態:
- 3 移動対象物品:
- 4 移動年月日:

5 移動経路:

農場等	経由地1 (消毒ポイント)	経由地2 (消毒ポイント)	経由地3 (消毒ポイント)	目的地	備考
消毒	消毒	消毒	消毒	消毒	

- 6 その他
(移動ルート地図を添付すること)

事 務 連 絡
令 和 年 (年) 月 日

農林水産省消費・安全局動物衛生課
国内防疫対策室長 様

滋賀県農政水産部畜産課長

高(低)病原性鳥インフルエンザ発生に伴う制限区域内の制限の対象外に関する協議について

このことについて、特定家畜伝染病防疫指針第9の5の(○)に基づき、移動(搬出)制限区域内の制限対象である家きん等の移動および搬出について、病原体等の拡散防止措置の状況等を確認し、その移動について対象外措置をとることについて、下記のとおり協議します。

記

1 協議内容

移動(搬出)制限区域内における○○への出荷を目的とした、移動(搬出)制限区域内由来の○○(家きん等)の移動

農場名:
農場住所:
移動先の名称:
移動先の住所:

2 移動のための手順

- (1) 農場もしくは施設から家畜保健衛生所長に対して、同指針に基づく制限の対象外の適用に関する申請書(制限の対象外に関する移動申請書)を提出する。
- (2) 施設には家畜防疫員等が初回移動予定日までに立入り、消毒機器が備えられている等適切な搬出入が可能な施設であることを確認する。また、飼養家きんがいる場合には、臨床所見、過去の死亡羽数の推移に異常がないことを確認する。
- (3) 家畜防疫員が家きんの死体の出荷先を確認し、農場から出荷先までの運搬ルートおよび消毒方法等を記載した指示書を発行する。
- (4) 農場もしくは施設は、運搬車両全体を搬出入時に消毒した上で、指示に従い家きん等の移動を行う。
- (5) 移動を行う場合は、同指針第9の5の(1)から(9)までに規定される移動に際しての措置を講ずる。

3 添付書類

- ・ 移動ルート
- ・ 家きん等移動申請書

(表面)

家きん等移動指示書

滋畜衛第 号
年 月 日

様

滋賀県家畜保健衛生所長 印

年 月 日付けで申請があった家きん等の移動について、次のとおり移動を指示します。
なお、移動に際しては、裏面の事項を遵守して下さい。

移動物品の種類	移動理由	所有者または管理者 の住所氏名	移動許可申請者 の住所氏名

1 移動年月日

年 月 日から制限区域が解除されるまでの期間
(ただし、下記の異常を発見した場合は、移動を取りやめ、直ちに家畜保健衛生所へ連絡すること。)

2 移動経路

	経路	備考
農場等		

(例) 農場→(県道○号)→(国道○号)→消毒ポイントNo.○→県道△号→消毒ポイントNo.△→目的

3 移動先に関する事項

施設の住所および名称:

異常発見時の措置

下記の①から③までのいずれかの異状が認められた場合には、直ちに販売を取り止め、家畜保健衛生所へ連絡をすること。

- ① 同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の2倍以上となっている場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。
- ② 家きんに鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等、高病原性鳥インフルエンザウイルス又は低病原性鳥インフルエンザウイルスの感染家きんが呈する症状を確認した場合。またはまとまってうずくまっていることを確認した場合。
- ③ 5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合（家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合を除く。）またはまとまってうずくまっていることを確認した場合。

(裏面)

- 1 移動に用いる車両は、農場の入出時、制限区域の入出時、死亡獣畜処理場の入出時には消毒を行い、記録を残すこと。
- 2 運搬経路は、家きんの飼養農場付近を極力走行しないルートを設定し、移動指示書に記載されたとおりとし、処理施設等への直接搬出のみとすること。
- 3 運搬車両は、生鳥については、網目の細かいネットで荷台を覆い、羽毛等の飛散防止に努めるとともに、その他の物品の移動にあつては、密閉可能な車両を用いるか、または車両の荷台をコンテナやシート等で覆い、荷台からの液体の漏えいがないようにして輸送すること。
- 4 死亡家きんは、目的地で下ろした後、荷台や輸送容器を含め確実に車両の消毒を行うこと。
- 5 死亡獣畜処理場への搬入は、1農場もしくは保管施設のみからの搬送とし、複数の農場に立ち寄らないこと。
- 6 万一、異常が確認された場合は、直ちに家畜保健衛生所へ連絡すること。
- 7 制限区域内の指定された消毒ポイントで車両消毒を行い、下欄に消毒済の押印を受けること。

消毒済押印欄	消毒済押印欄	消毒済押印欄
消毒済押印欄	消毒済押印欄	消毒済押印欄
消毒済押印欄	消毒済押印欄	消毒済押印欄

移動制限除外証明書

番号：
年 月 日

殿

滋賀県家畜保健衛生所
家畜防疫員

印

あなたが所有する(管理する)次の家きん等については、次の高病原性鳥インフルエンザ(低病原性鳥インフルエンザ)の発生に伴う、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第32条第1項に規定された禁止又は制限の対象外であることを証明する。

発生に係る情報:

年 月 日に滋賀県

市(町)で発生が確認された高病原性(低病原性)鳥インフルエンザ

記

1. 禁止又は制限の対象外となる家きん等:
初生ひな / 飼料 / 敷料 / 排せつ物 / その他()
2. 家きん等が所在する場所の名称及び住所(移動元):
3. 家きん等が移動する場所の名称及び住所(移動先):

(留意事項)

対象家きん等を移動させる際には、以下のことを遵守すること。

- ① この証明書を必ず携行し、消毒ポイント等において提示する。
- ② 運搬には密閉車両(初生ひな以外は密閉容器等による代替可)を用いる。
- ③ 可能な限り、他の農場付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係者が利用しないようなルートを設定する。
- ④ 積込み前後に車両表面全体を消毒する。
- ⑤ 消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。
- ⑥ 運搬後は車両及び資材を直ちに消毒する。
- ⑦ 移動経過を記録する。

移動制限除外証明書交付一覧

[illegible]

制限区域内の家きん卵(種卵を除く)のGPセンター等を経由しない 直販所等での販売のための洗卵・消毒等衛生管理現地確認表

農場名 _____ 農場対応者 _____

確認日時 _____

確認者 _____

項目	チェック
1 卵を一時保管するときの注意点	
(1) 家きん舎とは明確に区分された場所で、原卵(※)と製品が接触しないように保管すること	
(2) 保管場所は定期的に清掃および消毒を実施すること	
(3) 野鳥等の侵入を防止する措置を講じていること	
2 家きん卵を販売するにあたっての注意点	
(1) 卵の表面を消毒すること	
(消毒方法)	
(2) 卵が露出しない状態(卵をシートで覆う、蓋付のコンテナにいれる等)で運搬すること	
(3) 卵を販売するために移動させる場合は、事前に家きん等移動申請書を提出し、「家きん等移動指示書」および「移動制限除外証明書」の交付をうけること(対象農場のみ)	
(4) 車両の出入り時には消毒を徹底すること	
(5) 農場で使用する衣服、靴等は専用とすること	
(6) 使用したトレー等は使用前後に消毒するとともに、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること	
(7) 指定された販売場所以外で卵を販売しないこと	

※原卵とは製品になる前の家きん卵をいう

販売場所

(制限が解除されるまでに販売する予定の直販所等を記載)

備考

洗卵・消毒等衛生管理確認書

1 飼養者住所氏名

住所

氏名

2 確認年月日

年 月 日

制限区域内の家きん飼養農場における出荷家きん卵の洗卵・消毒等衛生管理状況について、適切に処理されていることを確認しました。

年 月 日

滋賀県家畜保健衛生所長

事 務 連 絡
年 (年) 月 日

農林水産省消費・安全局動物衛生課
国内防疫対策室長 様

滋賀県農政水産部畜産課長

高(低)病原性鳥インフルエンザ発生に伴う制限区域内の家きん卵(種卵を除く。)のGPセンターを経由しない出荷に関する協議について

このことについて、特定家畜伝染病防疫指針に基づく発生予防およびまん延防止措置の実施に当たっての留意事項40(防疫指針第9の5の(2)関連)により、移動(搬出)制限区域内の家きん卵(種卵を除く。)のGPセンターを経由しない出荷について、洗卵および消毒等の衛生管理状況を確認し、その出荷について対象外措置をとることについて、下記のとおり協議します。

記

1 協議内容

移動(搬出)制限区域内の下記農場由来の家きん卵(種卵を除く。)のGPセンターを経由しない直販所等での販売について、販売前に家きん卵を洗淨・消毒することにより、GPセンターへのお荷とみなすこと。

2 対象農場

農場名	管理者	所在地	販売場所	備考

3 出荷再開までの手順

(1) 移動制限区域内農場

- ・ 家畜防疫員による、当該施設での洗卵・消毒等の状況の確認(確認書添付)。
- ・ 家きん卵の出荷のための検査が陰性であること。
- ・ 当該施設からのGPセンターを経由しない直販所等での販売について、GPセンターへのお荷とみなす指示書の発行。

(2) 搬出制限区域内農場

- ・ 家畜防疫員による、当該施設での洗卵・消毒等の状況の確認(確認書添付)。
- ・ 当該施設からのGPセンターを経由しない直販所等での販売について、GPセンターへのお荷とみなす指示書の発行。

4 添付書類

- ・ 洗卵・消毒等衛生管理確認書

(表面)

当該施設の家きん卵(種卵を除く。)の直販所等での販売指示書滋畜衛第 号
年 月 日

様

滋賀県家畜保健衛生所長 印

年 月 日に実施した施設での洗卵・消毒等衛生管理状況の確認検査のもと、において、すべての項目において要件を満たしていることを確認しましたので、国と協議を行ったところ、GPセンターを経由しない直販所等での販売について認められましたので、下記のとおり販売を指示します。

なお、販売に関しては裏面の事項を遵守してください。

記**1 販売年月日**

年 月 日から制限区域が解除されるまでの期間

(ただし、下記の異常を発見した場合は、販売を取りやめ、直ちに家畜保健衛生所へ連絡すること。)

2 指定販売場所

住所および名称

・
・**異常発見時の措置**

下記の①から③までのいずれかの異状が認められた場合には、直ちに販売を取り止め、家畜保健衛生所へ連絡をすること。

① 同一の家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が対象期間における平均の家きんの死亡率の2倍以上となっている場合。ただし、家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

②家きんに鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等、高病原性鳥インフルエンザウイルス又は低病原性鳥インフルエンザウイルスの感染家きんが呈する症状を確認した場合またはまとまってうずくまっていることを確認した場合

③5羽以上の家きんが、まとまって死亡している場合(家きんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合を除く。)またはまとまってうずくまっていることを確認した場合

(裏面)

卵を直販所等で販売するときの注意点

卵を直販所等で販売する場合は、下記事項について遵守願います。

1 卵を一時保管するときの注意点

- (1) 家きん舎とは、明確に区分された場所で原卵と接触しないように保管すること
- (2) 保管場所は定期的に清掃および消毒を実施すること
- (3) 野鳥等の侵入を防止する措置を講じていること

2 家きん卵を販売するにあたっての注意点

- (1) 卵の表面を消毒すること
- (2) 卵が露出しない状態(卵をシートで覆う、蓋付のコンテナに入れる等)で運搬すること
- (3) 卵を販売するために移動させる場合は、事前に家きん等移動申請書を提出し、「家きん等移動指示書」および「移動制限除外証明書」の交付を受けること(対
- (4) 車両の出入り時には消毒を徹底すること
- (5) 農場で使用する衣服、靴等は専用とすること
- (6) 使用したトレイ等は使用前後に消毒するとともに、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること
- (7) 指定された販売場所以外で卵を販売しないこと

3 卵の消毒方法

卵の表面を次亜塩素酸ナトリウム液(キッチンハイター等)150ppmで洗浄する。

(例)

- ・ キッチンハイターキャップ1杯(25ml)を水8Lで薄め、浸した布で卵の表面を拭く。または卵の表面にスプレーする。

事業再開のための現地確認表(食鳥処理場)

施設名称

対応者

確認日時

確認者

項目	チェック
① 再開の要件	
ア 車両消毒設備が整備されている	
イ 生体受入施設は、施設の他の場所と明確に区別されている	
ウ 定期的に清掃・消毒をしている	
エ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。	
オ ②の事項を遵守する体制が整備されていること。	
(オの方法)	
② 再開後の遵守事項	
ア 作業従事者が食鳥処理場に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用する イ 車両の出入り時の消毒を徹底する ウ 家さんの搬入は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場に立ち寄らない エ 移動制限区域内の農場から家さんを搬入する場合には、搬入時に食鳥処理場内に他の農場から搬入する車両が存在しないよう調整するとともに、当該家さんを搬入する前後に生体受入場所を消毒する オ 移動制限区域内の農場から家さんを搬入する場合には、その日の最後に搬入し、搬入したその日のうちに食鳥処理を行う カ 搬入した家さんについて、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)に基づき、食鳥処理を行うことが不適当と判断された場合には、農場には戻さず、速やかに処分する キ 出荷カゴ等は、原則として農場ごとの専用とし、使用前後に消毒するとともに、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管する ク 搬入した家さんは、農場ごとに区分管理する ケ 家さん及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存する	

備考

--

事業再開のための現地確認表（GPセンター等）

施設名称 _____ 対応者 _____

確認日時 _____

確認者 _____

項目	チェック
① 再開の要件	
ア 車両消毒設備が整備されている	
イ 原卵と製品が接触しない構造になっている	
ウ 野鳥等の侵入を防止する構造となっており、又は防止する措置を講じていること。	
エ 定期的に清掃・消毒をしている	
オ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。	
カ ②の事項を遵守する体制が整備されていること。	
	(カの方法)
② 再開後の遵守事項	
ア 車両の出入り時の消毒を徹底する	
イ 家きん卵の収集は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場には立ち寄らない	
ウ GPセンター等の関係者が当該GPセンター等に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用する	
エ トレー等は、原則として農場ごとの専用とし、使用前後に消毒するとともに、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管する	
オ 搬入した家きん卵は、農場ごとに区分管理する	
カ 家きん卵及び製品の搬出入に関する記録を作成し、保存する	

備考

--

事業再開のための現地確認表（ふ卵場）

施設名称 _____ 対応者 _____

確認日時 _____

確認者 _____

項目	チェック
① 再開の要件	
ア 車両消毒設備が整備されている	
イ 貯卵室、ふ卵室、ふ化室、ひな処理室等は、衛生的に区分された状態で設置され、ロットが異なる種卵及び初生ひなが接触しない構造である	
ウ 貯卵室、ふ卵室、ふ化室、ひな処理室等は、野鳥等の侵入を防止する構造となっており、又は防止する措置を講じている	
エ 定期的に清掃・消毒をしている	
オ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。	
カ ②の事項を遵守する体制が整備されていること。	
(カの方法)	
② 再開後の遵守事項	
ア 防疫指針第9の5の(3)又は(4)により出荷が認められるまで、初生ひなを出荷しない	
イ 車両の出入り時の消毒を徹底する	
ウ ふ卵場の関係者が作業場に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用する	
エ ハッチャー等の器具は、使用前後に消毒する	
オ コンテナ、トレー等は、使用前後に消毒するとともに、害虫、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管する	
カ ロットが異なる種卵及び初生ひなが接触しないようにする	
キ 搬入する種卵は、入卵時及びふ卵中に少なくとも1回ホルマリン燻蒸等により消毒する	
ク 初生ひなの出荷は、農場ごとに行う	
ケ ふ卵に伴う残存物等(卵殻、発育停止卵、死ごもり卵、綿毛、胎便等)は、焼却又は消毒後廃棄等により、適切に処理する	
コ 種卵及び初生ひなの搬出入に関する記録を作成し、保存する	

備考

--

(3)移動制限区域内の種卵のふ卵場又は検査等施設(大学、家畜保健衛生所等)への出荷と当該種卵から生まれた初生ひなの出荷

- ① 臨床検査、遺伝子検査及び血清抗体検査により全て陰性を確認した移動制限区域内の農場の種卵について、都道府県は、動物衛生課と協議の上、次の要件に該当するふ卵場又は検査等施設に出荷させることができる。
この場合、移動前後及び移動中に消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

ア 移動制限区域内のふ卵場で次の要件のいずれにも該当するものであること。

(ア) 第10の4の(3)により事業の再開が認められたこと。

(イ) 移動制限区域内の農場から出荷された種卵から生まれた初生ひな(ふ化後72時間以内のひなのことをいう。以下同じ。)を出荷する(出荷先の農場の所在地を問わない。)場合には、次の要件に該当するものであること。

a 当該初生ひなの種卵の出荷元の農場で高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの患畜又は疑似患畜が確認されていないこと。

b ふ卵器に入れる前及びふ化前に消毒を受けており、ロットごとに区管理されていること。

c 出荷日に家畜防疫員が行う次の検査により陰性が確認されていること。

(a) 臨床検査

(b) 当該ふ卵場の死ごもり卵及び死亡初生ひなを対象に行う簡易検査

イ 移動制限区域外のふ卵場で次の要件のいずれにも該当するものであること。

(ア) 第10の4の(3)の①の要件に該当すること及び第10の4の(3)の②の事項を遵守していることを家畜防疫員が確認したこと。

(イ) アの(イ)に該当すること。

ウ 移動制限区域内又は移動制限区域外の検査等施設で次の要件のいずれにも該当するものであること。

(ア) 移動制限区域内の農場から出荷された種卵をふ化させないこと。

(イ) 施設の管理責任者、施設の所在地、施設における種卵の使用目的及び使用後のウイルスの不活化に適した処理方法が都道府県によって把握されていること。

- ② ①の種卵から生まれた初生ひなを移動制限区域内のふ卵場から出荷する場合(出荷先の農場の所在地を問わない。)及び移動制限区域内の農場に出荷する場合(出荷元のふ卵場の所在地を問わない。)には、次の措置を講ずる。

ア 密閉車両を用いる。

イ 積み込み前後に車両表面全体を消毒する。

ウ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

エ 移動中は、消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

オ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

カ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

キ 移動経過を記録し、保管する。

(4)移動制限区域内のふ卵場の初生ひな(移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものに限る。)の出荷

第10の4の(3)により事業を再開した移動制限区域内のふ卵場の初生ひなであって移動制限区域外の農場から出荷された種卵から生まれたものについて、都道府県は、動物衛生課と協議の上、移動制限区域内又は移動制限区域外の農場に出荷させることができる。この場合、移動に際しては、次の措置を講ずる。

① 密閉車両を用いる。

② 積み込み前後に車両表面全体を消毒する。

③ 原則として、他の農場の付近の通行を避け、かつ、他の畜産関係車両が利用しない移動ルートを設定する。

④ 移動中は、消毒ポイント等において運搬車両を十分に消毒する。

⑤ 移動時には、法第32条第1項の禁止又は制限の対象外となっていることを証明する書類を携行し、消毒ポイント等で提示する。

⑥ 運搬後は、車両及び資材を直ちに消毒する。

⑦ 移動経過を記録し、保管する。

再開要件確認書

1 施設名または名称
住所
名称

2 確認年月日
年 月 日

移動制限区域内の事業所における事業再開の要件について、すべての項目において該当していることを確認しました。

年 月 日

滋賀県家畜保健衛生所長

事 務 連 絡
令 和 年 (年) 月 日

農林水産省消費・安全局動物衛生課
国内防疫対策室長 様

滋賀県農政水産部畜産課長

高(低)病原性鳥インフルエンザ発生に伴う制限区域内の制限の対象外に関する協議について

このことについて、特定家畜伝染病防疫指針第10の4の(1)から(3)に基づき、移動制限区域内の事業の再開について、再開要件等を確認し、その再開について対象外措置をとる協議をしたいので、下記のとおり協議します。

記

1 協議内容

移動制限区域内の食鳥処理場(食肉加工場を除く。)、GPセンター、ふ卵場の事業の再開

2 対象施設

事業区分	事業所名	管理者	所在地	備考

3 再開までの手順

- ・ 家畜防疫員による、当該事業所での再開の要件等の確認(確認書添付)。
- ・ 当該事業所の再開について、事業再開指示書の発行。
- ・ 当該事業所において再開要件の不備を確認した場合には、事業の実施を再度禁止し、再開の指示書を無効化。

4 添付書類

- ・ 再開要件確認書

移動制限区域内における当該施設での事業再開指示書滋畜衛第 号
年 月 日

様

滋賀県家畜保健衛生所長 印

年 月 日に実施した施設での再開の要件確認検査のもと、国と協議を行ったところ、事業の再開が認められましたので、下記のとおり指示します。

なお、事業再開後に関しては、別紙の事項を必ず遵守してください。再開後において、遵守事項の不備を確認した場合には、事業実施を再度禁止します。

記**1 販売年月日**

年 月 日から制限区域が解除されるまでの期間
(ただし、下記の異常を発見した場合は、事業を中止し、直ちに家畜保健衛生所へ連絡すること。)

2 再開事業

食鳥処理場 ・ GPセンター ・ ふ卵場

3 家さん等の移動に関する注意事項

事業を再開した後に制限対象の家さん等を移動させる場合は、事前に家さん等移動申請書を提出し、「家さん等移動指示書」および「移動制限除外証明書」の交付を受けること。

異常発見時の措置

下記の①から③までのいずれかの異状が認められた場合には、直ちに販売を取り止め、家畜保健衛生所へ連絡をすること。

① 同一の家さん舎内において、1日の家さんの死亡率が対象期間における平均の家さんの死亡率の2倍以上となっている場合。ただし、家さんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

② 家さんに鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等、高病原性鳥インフルエンザウイルス又は低病原性鳥インフルエンザウイルスの感染家さんが呈する症状を確認した場合。またはまとまってうずくまっていることを確認した場合。

③ 5羽以上の家さんが、まとまって死亡している場合（家さんの飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合を除く。）またはまとまってうずくまっていることを確認した場合。

再開後のGPセンターにおける遵守事項

事業を再開した後も、次の再開の要件および再開後の遵守事項を必ず守ってください。
なお、遵守状況については、定期的に家畜防疫員が確認のための検査を実施します。

再開の要件

- ア 車両消毒設備が整備されていること
- イ 原卵と製品が接触しない構造になっていること
- ウ 野鳥等の侵入を防止する構造となっており、または防止する措置を講じていること
- エ 定期的に清掃・消毒していること
- オ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること
- カ 別に定める再開後の遵守事項（※）を守る体制が整備されていること

再開後の遵守事項（※）

- 車両の出入り時の消毒を徹底すること
- 家さん卵の収集は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場には立ち寄らないこと
- GPセンターの関係者が当該GPセンターに立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること
- トレー等は、原則として農場ごとの専用とし、使用前後に消毒するとともに、野鳥等と接触するおそれがない場所で保管すること
- 搬入した家さん卵は、農場ごとに区分管理すること
- 家さん卵の搬出入に関する記録を作成し、保存すること

再開後の食鳥処理場における遵守事項

事業を再開した後も、次の再開の要件および再開後の遵守事項を必ず守ってください。
なお、遵守状況については、定期的に家畜防疫員が確認のための検査を実施します。

再開の要件

- ア 車両消毒設備が整備されていること。
- イ 生体受入施設は、施設の他の場所と明確に区別されていること。
- ウ 定期的に清掃・消毒をしていること。
- エ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること。
- オ 別に定める再開後の遵守事項（※）を守る体制が整備されていること

再開後の遵守事項（※）

- ・ 作業従事者が食鳥処理場に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること。
- ・ 車両の出入り時の消毒を徹底すること。
- ・ 家さんの搬入は農場ごとに行い、運搬車両は複数の農場に立ち寄らないこと。
- ・ 移動制限区域内の農場から家さんを搬入する場合には、搬入時に食鳥処理場内に他の農場から搬入する車両が存在しないよう調整するとともに、当該家さんを搬入する前後に生体受入れ場所を消毒すること。
- ・ 移動制限区域内の農場から家さんを搬入する場合には、その日の最後に搬入し、搬入したその日のうちに食鳥処理すること。
- ・ 搬入した家さんについて、食鳥処理の事業の規制および食鳥検査に関する法律に基づき、食鳥処理をすることが不適当と判断された場合には、農場には戻さず、速やかに処分すること。
- ・ 出荷カゴ等は、原則として農場ごとの専用とし、使用前後に消毒するとともに、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること。
- ・ 搬入した家さんは、農場ごとに区分管理すること。
- ・ 家さんおよび製品の搬出入に関する記録を作成し、保存すること。

再開後のふ卵場における遵守事項

事業を再開した後も、次の再開の要件および再開後の遵守事項を必ず守ってください。
なお、遵守状況については定期的に家畜防疫員が確認のための検査を実施します。

ふ卵場再開の要件（移動制限区域内）

- ア 車両消毒設備が整備がされていること
- イ 貯卵室、ふ卵室、ふ化室、ひな処理室等は、衛生的に区分された状態で設置され、ロットが異なる種卵およびひなが接触しない構造であること
- ウ 貯卵室、ふ卵室、ふ化室、ひな処理室等は、野鳥等の侵入を防止する構造となっており、または防止する措置を講じていること
- エ 定期的に清掃・消毒していること
- オ 衛生管理マニュアルが適切に定められており、かつ、実際に従業員が当該マニュアルに従って業務を行っていること
- カ 別に定める再開後の遵守事項（※）を守る体制が整備されていること

再開後の遵守事項（※）

- ・ ひなの出荷にかかる要件が認められるまで、ひなを出荷しないこと
- ・ 車両の出入り時の消毒を徹底すること
- ・ ふ卵場の関係者が作業場に立ち入る場合には、専用の作業服、靴、帽子、手袋等を使用すること
- ・ ハッチャー等の器具は、使用前後に消毒すること
- ・ コンテナ、トレー等は、使用前後に消毒するとともに、害虫、野鳥等と接触するおそれのない場所で保管すること
- ・ ロットが異なる種卵及びひなが接触しないようにすること
- ・ ひなの出荷は、農場ごとに行うこと
- ・ 搬入する種卵は、入卵時およびふ卵中に少なくとも1回ホルマリン燻蒸等により消毒すること
- ・ ひなの出荷は農場ごとに行うこと
- ・ ふ卵中に伴う残存物は焼却または消毒後廃棄等により、適切に処理すること
- ・ 種卵およびひなの搬出入に関する記録を作成し、保存すること

テント基地集計・報告用

防疫作業進行管理台帳(殺処分)

報告先TEL:

号舎 飼養頭羽数:

月日	報告受理時間	殺処分		埋却地等搬出		記録者	現地防疫対応班 報告時間	備考
		終了頭羽数	終了累計頭羽数	搬出頭羽数	搬出累計			
(記入例)	17:00	200	200				:	
(記入例)	18:00	500	700	700	700		18:00	
/	:						:	
/	:						:	
/	:						:	
/	:						:	
/	:						:	
/	:						:	
/	:						:	
/	:						:	
/	:						:	
/	:						:	
/	:						:	
/	:						:	
/	:						:	
/	:						:	

※テント基地の家畜防疫連絡調整員は1時間毎に進行状況を管理し、現地防疫対応班調整課係に報告する。

＜テント基地＞家畜防疫連絡調整員 → ＜現地対策本部＞現地防疫対応班調整係 → 現地総務班総務係 → ＜県対策本部＞県防疫総括班総務係

テント基地集計・報告用

防疫作業進行管理台帳(汚染物品回収)

注: 回収容器の種類および数量を記載すること

月日	報告受理時間	回収個数	回収合計	回収個数	回収合計	回収個数	回収合計	回収個数	回収合計	記録者	現地防疫対応班 報告時間	備考
(記入例)	17:00	フレコン 2	フレコン 4	感 2	感 5	堆 フレコン 2	堆 フレコン 4	お フレコン 2	お フレコン 4	滋賀 太郎	:	フレコン:フレコンバック、感:感染性廃棄物容器、堆:堆肥、お:おが粉
/	:										:	
/	:										:	
/	:										:	
/	:										:	
/	:										:	
/	:										:	
/	:										:	
/	:										:	
/	:										:	
/	:										:	
/	:										:	
/	:										:	
/	:										:	

※テント基地の家畜防疫連絡調整員は1時間毎に進行状況を管理し、1時間毎に現地防疫対応班調整係に報告する。

<テント基地>家畜防疫連絡員 → <現地対策本部>現地防疫対応班調整係 → 現地総務班総務係 → <県対策本部>県防疫総括班総務係

※※フレコンバック(1㎡)1つで概ね1tとみなす。

※※※感染性廃棄物容器(47ℓ)で鶏卵を焼却処分する場合は400個(約26kg)/個までとする。

報告先TEL:

テント基地集計・報告用

防疫作業進行管理台帳(焼埋却用)

注：回収容器の種類および数量を記載すること

月日	報告受理時間	処分地への受入れ数量				投入数量			記録者	現地防疫対応班 報告時間	備考
		内容物	搬入形態	受入れ数	累計数	投入数	投入累計数	投入完了時間			
(記入例)	17:00	鶏	フレコン	30	120			:	滋賀 太郎	:	フレコン:フレコンバック、ペ:ペール、堆:堆肥
(記入例)	18:00	鶏	フレコン	30	150	60	270	17:50		18:00	
/	:							:		:	
/	:							:		:	
/	:							:		:	
/	:							:		:	
/	:							:		:	
/	:							:		:	
/	:							:		:	
/	:							:		:	
/	:							:		:	
/	:							:		:	
/	:							:		:	
/	:							:		:	
/	:							:		:	
/	:							:		:	

※テント基地の家畜防疫連絡調整員は1時間毎に進行状況を管理し、1時間毎に現地防疫対応班調整係に報告する。

<テント基地>家畜防疫連絡調整員 → <現地对策本部>現地防疫対応班調整係 → 現地総務班総務係 → <県対策本部>県防疫総括班総務係

※※フレコンバック(1m³)1つで概ね1tとみなす。

※※※感染性廃棄物容器(47ℓ)で鶏卵を焼却処分する場合は400個(約26kg)/個までとする。

報告先TEL:

制限区域内家きん飼養者 死亡羽数報告様式

住所(市町名) _____

農場名 _____

確認月日 _____

[illegible]

小規模家きん飼養者の死亡羽数報告様式

No.	市町	飼養者名	所在地(飼養場所)	○月×日		特記事項
				飼養羽数	死亡羽数	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						

事 務 連 絡
令和 年 (年) 月 日

農林水産省消費・安全局動物衛生課
国内防疫対策室長 様

滋賀県農政水産部畜産課長

高病原性鳥インフルエンザ疑似患畜が確認されたことに係る防疫措置について(協議)

このことについて、特定家畜伝染病防疫指針第7の3の(1)に基づき、汚染物品を消毒により処理することおよび防疫指針留意事項35に基づき、発酵による消毒を行うための封じ込めの措置完了により、汚染物品の処理を完了することについて、家畜防疫員が病原体拡散防止措置の状況等を確認し、下記のとおり協議します。

記

1 協議内容

発生農場の家さんの排泄物の処理については防疫指針留意事項32に記載の方法による発酵による消毒を実施し、防疫指針35の規定により汚染物品の処理を完了することについて協議する。

2 農場名および農場住所

農場名:

農場住所:

3 実施手順

以下の手順に基づき、家畜防疫員の監督の下、病原体の拡散防止に万全を期しつつ実施する。消毒が完了した際は動物衛生課への報告を行う。

- (1) 堆肥舎(封じ込めを行う場所を記載)の壁等の清掃、洗浄、消毒を実施し、有機物を除去する。
- (2) 堆肥舎内(鶏舎内)の排泄物を集積し、石灰を表面に散布した後、ブルーシートで被覆する。
- (3) ブルーシートを重しで固定後、石灰を散布する。
- (4) 3カ月間静置する。

4 参考資料

- ・ 農場位置図
- ・ 封じ込め措置の状況(写真)

車両消毒確認書

別記様式40

車両NO.		車両の所有者 (会社名)	
日時	日時	日時	日時
月 日 :	月 日 :	月 日 :	月 日 :
運転者	運転者	運転者	運転者
消毒ポイントNo.	消毒ポイントNo.	消毒ポイントNo.	消毒ポイントNo.
日時	日時	日時	日時
月 日 :	月 日 :	月 日 :	月 日 :
運転者	運転者	運転者	運転者
消毒ポイントNo.	消毒ポイントNo.	消毒ポイントNo.	消毒ポイントNo.
日時	日時	日時	日時
月 日 :	月 日 :	月 日 :	月 日 :
運転者	運転者	運転者	運転者
消毒ポイントNo.	消毒ポイントNo.	消毒ポイントNo.	消毒ポイントNo.

※: 当該確認書は制限区域が設定されている間、記載されている車両No.の車内に搭載し、各消毒ポイントで消毒済み印を受けることとする。

車両消毒実施台帳

消毒ポイントNo.: _____

No.	実施日時		車両ナンバー	車両所有者 (会社名)	車両区分	目的地等	備考
1	／	:					
2	／	:					
3	／	:					
4	／	:					
5	／	:					
6	／	:					
7	／	:					
8	／	:					
9	／	:					
10	／	:					

※:車両区分(A:家きん畜産関係車両、B:家きん以外畜産関係車両、C:一般車両、D:その他)

※※:車両区分詳細等(飼料運搬車等)については必要に応じて備考欄に記載すること

消毒ポイント作業記録

消毒ポイントNo.: _____

月日	時間	作業者		消毒台数 (合計)	引継事項	備考
		所属	氏名			
／	:					消毒薬の作製量・作製時間等を記録
	～					
	:					
／	:					
	～					
	:					
／	:					
	～					
	:					
／	:					
	～					
	:					
／	:					
	～					
	:					

※:消毒薬の希釈作業を行った場合は備考欄に作製量・作製時間を記載すること
※※:交代時の引継ぎ事項があれば引継事項欄に記載すること

農場内 殺処分作業用

作業記録(殺処分)

号舎

月日	殺処分				埋却地等搬出			記録者	備考
	殺処分終了時間	フレコン・ 容器等番号	終了頭羽数	終了累計頭羽数	搬出頭羽数	搬出累計	搬出時間		
(記入例)	19:00	A-3	10	120	10	120	19:00		
/	:						:		
/	:						:		
/	:						:		
/	:						:		
/	:						:		
/	:						:		
/	:						:		
/	:						:		
/	:						:		
/	:						:		
/	:						:		
/	:						:		
/	:						:		
/	:						:		
/	:						:		

※農場内の家畜防疫連絡調整員は、進行状況(終了頭羽数、終了累計頭羽数、搬出頭羽数、搬出累計)を1時間おきにテント基地家畜防疫連絡調整員に報告する。

農場内 汚染物品回収作業用

作業記録(汚染物品)

月日	汚染物品回収						埋却地等搬出	記録者	備考
	回収終了時間	処分物品	回収場所	搬出形態	フレコン・容器番号等	回収個数	搬出時間		
(記入例)	19:00	配合飼料	飼料タンク	フレコン	配1～10	10	19:30		
／	19:30	堆肥	堆肥舎	フレコン	堆1～10	10	:		
／	:						:		
／	:						:		
／	:						:		
／	:						:		
／	:						:		
／	:						:		
／	:						:		
／	:						:		
／	:						:		
／	:						:		
／	:						:		
／	:						:		
／	:						:		
／	:						:		
／	:						:		
／	:						:		

※農場内の家畜防疫連絡調整員は、進行状況(処分物品、搬出形態、回収個数)を1時間おきにテント基地家畜防疫連絡調整員に報告する。

埋却地用

作業記録(埋却)

月日	処分地への受入れ数量				投入数量			記録者	備考 (搬入車両車体番号、テント基地報告内容等)
	時間	内容物	搬入形態	フレコンNo.	投入数	投入累計数	投入完了時間		
(記入例)	19:00	鶏	フレコン	A1	1		19:05		
／	19:30	鶏	フレコン	A2～10	9	10	19:45		
／	19:35	汚染物品	フレコン	B1～5	5	15	19:50		20:00報告
／	:						:		
／	:						:		
／	:						:		
／	:						:		
／	:						:		
／	:						:		
／	:						:		
／	:						:		
／	:						:		
／	:						:		
／	:						:		
／	:						:		
／	:						:		
／	:						:		

※埋却地(農場内)の家畜防疫連絡調整員(または埋却地係)は、進行状況を1時間おきにテント基地家畜防疫連絡調整員に報告する。

焼却地用

作業記録(焼却)

月日	受入れ				投入			記録者	備考
	時間	搬入形態	受入れ数	受入れ累計数	投入時間	投入数	投入後 焼却地残数		
(記入例)	19:00	ペール	100	200	19:15	4	100		おおむね15分に4箱投入
/					19:30	4	96		
/					19:45	4	92		
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									
/									

※焼却地の家畜防疫連絡調整員は、進行状況を1時間おきに現地防疫対応班調整係に報告する。

報告先TEL:

防疫資材輸送伝票

輸送元	確認者:
-----	------

輸送先	確認者:
-----	------

輸送防疫資材一覧

資材(品名、サイズ等)	数量

資材(品名、サイズ等)	数量

備考・連絡事項等

滋畜第 号
年 月 日

家きんの移動禁止指示書

様

滋賀県知事 印

あなたが所有する(管理する)次の家きんは、高病原性鳥インフルエンザ(低病原性鳥インフルエンザ)の疫学関連家きんと判定されたので、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第32条第1項の規定に基づき、移動の禁止を指示する。

1 家きんの所在する場所

2 家きんの種類および羽数

記

1 検査の実施

疫学関連家きんと判明後、直ちに家畜防疫員による臨床検査を実施します。
また、患畜または疑似患畜との接触後(または疫学関連家きんと判定された後)14日を経過した後に、臨床検査および簡易検査(低病原性の場合は、血清抗体検査)を行います。

2 移動制限の解除

14日後に実施する検査の結果が陰性であった場合に、農林水産省と協議の上、移動制限を解除します。

発生状況・清浄性確認検査チェック表

1 必要資材

防護資材等

チェック	品目	数量	備考
☐	防護服	農場数×人数分以上	
☐	長靴	人数分	
☐	ブーツカバー	農場数×人数分以上	
☐	ゴーグル	人数分以上	
☐	防塵マスク	人数分以上	
☐	ラテックスグローブ(S・M・L)	人数分以上	
☐	ポリバケツ	農場数分	
☐	ブラシ	農場数分	
☐	消毒薬(逆性せっけん等)	農場数分	
☐	携帯用噴霧器	農場数分	
☐	消毒用アルコールスプレー	農場数分	
☐	ビニール袋(90ℓ)	農場数分×5	運搬カゴ用・廃棄物用等

採材セット

チェック	品目	数量	備考
☐	クーラーボックス小	農場数分	保冷剤入り
☐	消毒可能な輸送コンテナ	農場数分	※の資材はコンテナに入れて農場毎に用意
☐	アルコール綿花※	適量	
☐	23ゲージ針付シリンジ(2.5ml)※	約50本×農場数	家きん舎数×5本以上を用意
☐	真空採血管(血液)※	約50本×農場数	家きん舎数×5本以上を用意
☐	ビニール袋小(100枚/袋)※	1袋×農場数	ゴミ入れ用・検体入れ用(家きん舎毎)
☐	試験管ラック小(50本)※	農場数	
☐	15ml遠心管(PBS入り)※	約20本×農場数	家きん舎数×2本以上を用意
☐	滅菌綿棒(10本/袋)※	約10袋×農場数	家きん舎数×1袋以上を用意
☐	検査様式等一式※	農場数	様式・ボールペン・マジック・バインダー

2 聞き取り調査

別記様式50の聞き取り用紙に従い、記入する(できるだけ詳細に記入する)。

異常家きん等を発見した場合は、県防疫対応班に連絡し、その後の立入調査を中止する(立入対象農場への連絡は県防疫対応班から行うこと)。

3 検査材料(抗体検査・ウイルス分離検査用)の採取

検査材料の採取は次のとおりとし、別紙様式51の採材野帳に記入する。
採取後は、速やかに材料を家保に搬入する。

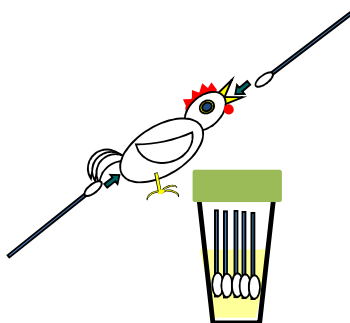
- ・気管スワブ： 家きん舎ごとに5羽。
滅菌綿棒を気管に挿入、数回前後させてスワブを採取し、15ml遠心管に入れる。
家きん舎毎に1本の遠心管にプールし、検体No.を記入。
- ・クロアカスワブ： 家きん舎ごとに5羽。
滅菌綿棒をクロアカに挿入、数回前後させてスワブを採取し、15ml遠心管に入れる。
家きん舎毎に1本の遠心管にプールし、検体No.を記入。
- ・血液： 家きん舎ごとに5羽。
約2mlを注射器で採取後、真空採血管に注入し、検体No.を記入。

<各スワブ>

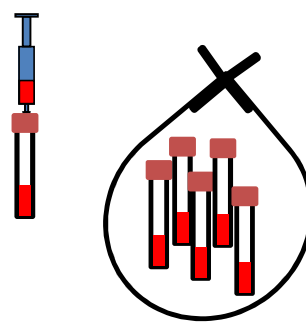
- ①5羽分の気管スワブを1本、5羽分のクロアカスワブを1本の遠心管に入れる。
- ②遠心管の側面に検体No.を記入する。
- ③当該農場で採取したスワブ検体をビニール袋に入れ、ビニール袋ごとクーラーボックスに入れる。

<血液>

- ①注射器を真空採血管に刺して、血液を移す。
- ②検体No.を真空採血管の側面に記入する。
- ③家きん舎毎に採材した真空採血管をビニール袋に入れ、袋に農場名・家きん舎番号を記入する。



気管スワブの採取



翼下静脈からの採血



(疫学関連家きんにおける検査)

高病原性鳥インフルエンザの場合	家きん舎ごとに5羽	簡易検査 (気管およびクロアカスワブ)
低病原性鳥インフルエンザの場合	家きん舎ごとに5羽	血液採取 (血液抗体検査)

発生状況・清浄性確認検査聞き取り用紙

担当:

同行者:

1 採材日: 年 月 日 時 分

採材検査材料: 気管スワブ ・ クロアカスワブ ・ 血液

2 立入農場(事前に記入をしておく)

農場名:

管理者:

住所:

連絡先:

3 農場・家さんの飼養等

総家さん舎数: 棟(空舎数: 棟)

種類: 採卵用家さん・採卵用種鶏・肉用家さん・肉用種鶏・その他()

総飼養羽数: 羽

家さん舎構造: 開放 棟、無窓(ウインドレス) 棟、その他() 棟

飼育形態: ケージ 棟・平飼い 棟・その他() 棟

号舎	羽	日齢	号舎	羽	日齢
号舎	羽	日齢	号舎	羽	日齢
号舎	羽	日齢	号舎	羽	日齢
号舎	羽	日齢	号舎	羽	日齢

※別途、農場見取図内に記入することも可

4 異常の有無

異常: 有り ・ 無

※有りの場合: 嗜眠・沈鬱・顔の腫れ・奇声・咳・神経症状・産卵低下

死亡羽数の増加: 有り ・ 無

異常家さん	種類:	日齢:	羽数:
死亡家さん	種類:	日齢:	羽数:

5 直近1週間の死亡家さん状況(日付、鶏舎毎、羽数)、死亡家さんの保管羽数等

6 家さん舎配置図(農家個別防疫マニュアル内農場見取図を持参)の確認等

採材野帳

採材年月日 年 月 日 農場名

採材者 農場No.

※発生状況・清浄性確認の場合

材料	対象	検体No.
スワブ (気管および クロアカ)	家きん舎ごとに各5羽(5羽分プール) HPAIの場合、死亡3羽±生存2羽。 (死亡家きんがいがない場合、臨床症状のある個体。 健康個体のみの場合、その中から採材。)	通し番号－気管 通し番号－クロアカ
血液	家きん舎ごとに生きた家きん5羽	通し番号－①～⑤

通し 番号	家きん舎 名	採材家きん		スワブ (各5羽分プール)	血液No. (5羽)
		生・死	症状		
1		死		気管・クロアカ	
		死		気管・クロアカ	
		死		気管・クロアカ	
		生	あり・なし	気管・クロアカ	1－①
		生	あり・なし	気管・クロアカ	1－②
		生	あり・なし	気管・クロアカ	1－③
		生	あり・なし	気管・クロアカ	1－④
		生	あり・なし	気管・クロアカ	1－⑤

通し 番号	家きん舎 名	採材家きん		スワブ (各5羽分プール)	血液No. (5羽)
		生・死	症状		
2		死		気管・クロアカ	
		死		気管・クロアカ	
		死		気管・クロアカ	
		生	あり・なし	気管・クロアカ	2－①
		生	あり・なし	気管・クロアカ	2－②
		生	あり・なし	気管・クロアカ	2－③
		生	あり・なし	気管・クロアカ	2－④
		生	あり・なし	気管・クロアカ	2－⑤

通し 番号	家きん舎 名	採材家きん		スワブ (5羽分プール)	血液No. (5羽)
		生・死	症状		
3		死		気管・クロアカ	
		死		気管・クロアカ	
		死		気管・クロアカ	
		生	あり・なし	気管・クロアカ	3－①
		生	あり・なし	気管・クロアカ	3－②
		生	あり・なし	気管・クロアカ	3－③
		生	あり・なし	気管・クロアカ	3－④
		生	あり・なし	気管・クロアカ	3－⑤

通し 番号	家きん舎 名	採材家きん		スワブ (5羽分プール)	血液No. (5羽)
		生・死	症状		
4		死		気管・クロアカ	
		死		気管・クロアカ	
		死		気管・クロアカ	
		生	あり・なし	気管・クロアカ	4－①
		生	あり・なし	気管・クロアカ	4－②
		生	あり・なし	気管・クロアカ	4－③
		生	あり・なし	気管・クロアカ	4－④
		生	あり・なし	気管・クロアカ	4－⑤

通し 番号	家きん舎 名	採材家きん		スワブ (5羽分プール)	血液No. (5羽)
		生・死	症状		
5		死		気管・クロアカ	
		死		気管・クロアカ	
		死		気管・クロアカ	
		生	あり・なし	気管・クロアカ	5－①
		生	あり・なし	気管・クロアカ	5－②
		生	あり・なし	気管・クロアカ	5－③
		生	あり・なし	気管・クロアカ	5－④
		生	あり・なし	気管・クロアカ	5－⑤

通し 番号	家きん舎 名	採材家きん		スワブ (5羽分プール)	血液No. (5羽)
		生・死	症状		
6		死		気管・クロアカ	
		死		気管・クロアカ	
		死		気管・クロアカ	
		生	あり・なし	気管・クロアカ	6－①
		生	あり・なし	気管・クロアカ	6－②
		生	あり・なし	気管・クロアカ	6－③
		生	あり・なし	気管・クロアカ	6－④
		生	あり・なし	気管・クロアカ	6－⑤

通し	家きん舎	採材家きん	スワブ	血液No.	通し	家きん舎	採材家きん	スワブ	血液No.
----	------	-------	-----	-------	----	------	-------	-----	-------

疫学関連家きん立入チェック表

1 必要資材

防護資材等

チェック	品目	数量	備考
☐	防護服	農場数×人数分以上	
☐	長靴	人数分	
☐	ブーツカバー	農場数×人数分以上	
☐	ゴーグル	人数分以上	
☐	防塵マスク	人数分以上	
☐	ラテックスグローブ(S・M・L)	人数分以上	
☐	ポリバケツ	農場数分	
☐	ブラシ	農場数分	
☐	消毒薬(逆性せっけん等)	農場数分	
☐	畜圧式噴霧器	農場数分	
☐	消毒用アルコールスプレー	農場数分	
☐	ビニール袋(90ℓ)	農場数分×5	運搬カゴ用・廃棄物用等

採材セット

チェック	品目	数量	備考
☐	家きんの移動禁止指示書	農場数	初回立入時のみ
☐	消毒可能な運搬カゴ	農場数分	※の資材はカゴに入れて農場毎に用意
☐	滅菌綿棒(10本/袋)(*)	約10袋×農場数	※(家きん舎数×1袋以上を用意)
☐	簡易検査キット(10検体(5羽分)/箱)(*)	約10箱×農場数	※(家きん舎数×1箱以上を用意)
☐	アルコール綿花(**)	適量	※
☐	23ゲージ針付シリンジ(2.5ml)(**)	約50本×農場数	※(家きん舎数×5本以上を用意)
☐	真空採血管(血液)(**)	約50本×農場数	※(家きん舎数×5本以上を用意)
☐	試験管ラック小(50本)(**)	農場数	※
☐	ビニール袋小(100枚/袋)	1袋×農場数	※ゴミ入れ用・検体入れ用 (家きん舎毎)
☐	検査様式等一式	農場数	※(様式・ボールペン・マジック・バインダー)

*:高病原性鳥インフルエンザの場合

**:低病原性鳥インフルエンザの場合

2 聞き取り調査

別記様式50の聞き取り用紙に従い、記入する(できるだけ詳細に記入する)。

異常家きん等を発見した場合は、県防疫対応班に連絡し、その後の立入調査を中止する(立入対象農場への連絡は県防疫対応班から行うこと)。

3 検査材料(簡易検査または抗体検査)の採取

検査材料の採取は次のとおりとし、別紙様式51の採材野帳に記入する。

簡易検査は農場で実施する。(高病原性鳥インフルエンザの場合)

抗体検査用材料は、採材後に速やかに家保に搬入する。(低病原性鳥インフルエンザの場合)

《簡易検査》(高病原性鳥インフルエンザの場合)

家きん舎ごとに5羽

- ・気管スワブ:滅菌綿棒を気管に挿入、数回前後させてスワブを採取し、簡易検査用とする。
- ・クロアカスワブ:滅菌綿棒をクロアカに挿入、数回前後させてスワブを採取し、簡易検査用とする。

- ①各家きん舎5羽分の簡易検査を実施する。
- ②1羽につき気管スワブ、クロアカスワブを採取する。
- ③気管スワブおよびクロアカスワブそれぞれで簡易検査を実施する。
- ④簡易検査キット内にある使用説明書の方法で検査を実施する。



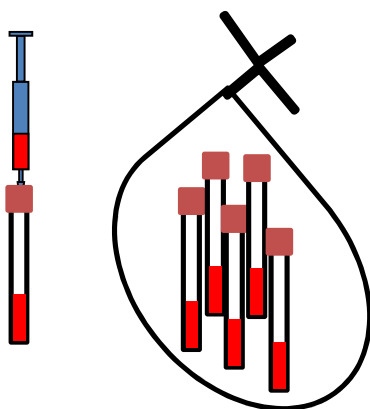
気管スワブの採取

《血液採取》(低病原性鳥インフルエンザの場合)

家きん舎ごとに5羽

- ・血液:約2mlを注射器で採取後、真空採血管に注入し、検体No.を記入。

- ①注射器を真空採血管に刺して、血液を移す。
- ②検体No.を真空採血管の側面に記入する。
- ③家きん舎毎に採材した真空採血管をビニール袋に入れ、袋に農場名・鶏舎番号を記入する。



翼下静脈からの採血

プレスリリース

提供年月日:令和 年(年) 月 日 〇時〇分

滋賀県特定家畜伝染病対策本部

部局名:農政水産部(〇〇、〇〇)

防災危機管理局(〇〇、〇〇)

高病原性鳥インフルエンザ発生にかかる防疫措置状況等について（第〇報） （低病原性）

高病原性鳥インフルエンザの防疫措置状況について、以下のとおりお知らせします。

1. 殺処分等の状況

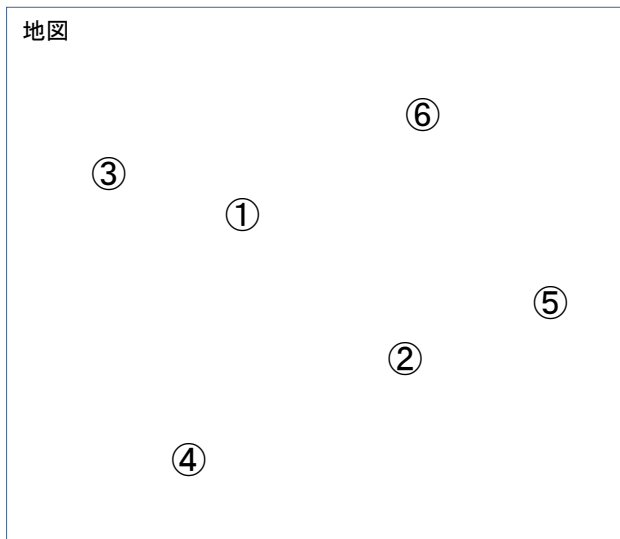
〇月 〇日 〇時〇〇分 殺処分開始

〇月 〇日 〇時〇〇分 〇〇羽殺処分

2. 消毒ポイントについて

〇日 〇時から、消毒ポイントの運営を開始しました。

地図



①場所

住所:

②場所

住所:

③場所

住所:

④場所

住所:

⑤場所

住所:

⑥場所

住所:

- ・我が国において、家きんの肉や卵を食べることにより、人が鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えられています。
- ・現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。
特に、ヘリコプターやドローンを使用する取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎んでいただきますようお願いいたします。
- ・今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

プレスリリース

提供年月日:令和 年(年) 月 日 〇時〇分
滋賀県特定家畜伝染病対策本部
部局名:農政水産部(〇〇、〇〇)
防災危機管理局(〇〇、〇〇)
電話 :077-528-385〇

〇〇市(町)で確認された高病原性(低病原性)鳥インフルエンザの疑似患畜の 遺伝子解析およびN A亜型の確定について

〇〇市で確認された高病原性(低病原性)鳥インフルエンザの疑似患畜から検出されたウイルスについて、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門における遺伝子解析の結果、本日、高病原性(低病原性)であることおよびHONO亜型であることを確認し、高病原性(低病原性)鳥インフルエンザの患畜であると判定されました。

- 我が国において、家きんの肉や卵を食べることにより、人が鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えられています。
- 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。
特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、誠に慎んでいただきますようお願いいたします。
- 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないよう、ご協力をお願いいたします。

プレスリリース

提供年月日:令和 年(年) 月 日 〇時〇分
滋賀県特定家畜伝染病対策本部
部局名:農政水産部(〇〇、〇〇)
防災危機管理局(〇〇、〇〇)

高病原性鳥インフルエンザ発生にかかる搬出制限区域の解除について (低病原性)

〇〇市(町)で確認された高病原性(低病原性)鳥インフルエンザの発生に伴い、家畜伝染病予防法に基づき、移動制限区域内(発生農場を中心とする半径3km以内)の養鶏農場において清浄性確認検査を実施し、異常がないことを確認しました。

このことにより、〇月〇日午前〇時をもって搬出制限区域(発生農場を中心とした半径3~10km以内)を解除するとともに、〇か所設置していた消毒ポイントのうち〇か所を終了しましたのでお知らせします。

なお、半径3km以内の移動制限については継続しており、下記の消毒ポイントについては引き続き運営していますので、併せてお知らせします。

1. 制限区域の解除について

搬出制限区域(発生地から半径3~10km以内):〇月〇日午前〇時をもって解除
移動制限区域(発生地から半径3km以内):〇月〇日解除予定

2 消毒ポイントについて

番号	名称	所在地	備考
----	----	-----	----

- ・我が国において、家さんの肉や卵を食べることにより、人が鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えられています。
- ・現場での取材は、誠に慎んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。
- ・農場に対する取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むよう御協力をお願いいたします。

高病原性鳥インフルエンザ発生にかかる移動制限区域の解除について (低病原性)

〇〇市(町)で確認された高病原性(低病原性)鳥インフルエンザの発生について、移動制限区域内(発生農場を中心とする半径3km以内)で新たな発生が認められず、防疫措置の完了後21日を経過したことから、本日〇月〇日午前〇時をもって移動制限区域を解除するとともに、県内すべての消毒ポイントの運営を終了し、今回の発生にかかる全ての防疫措置が終了しましたことをお知らせします。

1. 制限区域の解除について

移動制限区域(発生地から半径3km以内):〇月〇日午前〇時をもって解除

2 消毒ポイント運営の終了

番号	名称	所在地	備考
----	----	-----	----

- 我が国において、家きんの肉や卵を食べることにより、人が鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えられています。
- 現場での取材は、誠に慎んでいただきますよう、よろしくお願いいたします。
- 農場に対する取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、誠に慎むよう御協力をお願いいたします。